

充実した大学生活のために

学生生活 の手引き 2021

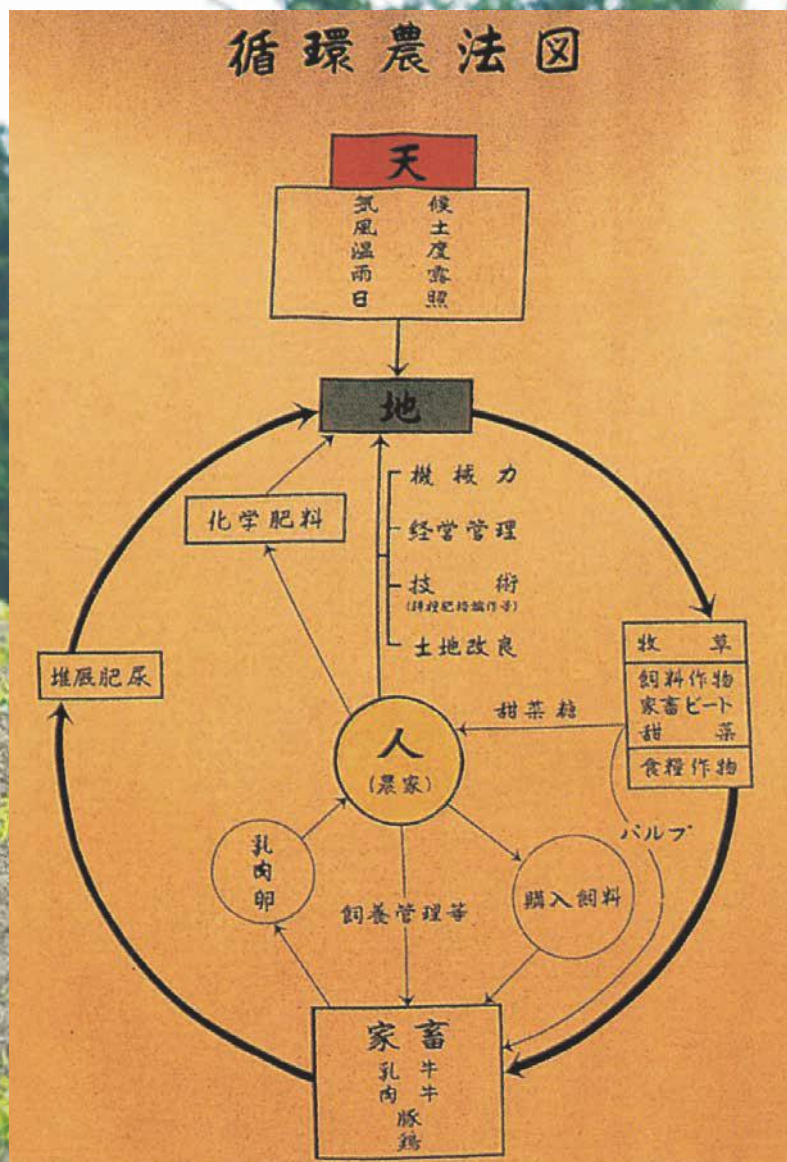
STUDENT GUIDE

酪農学園大学が めざす 「建学の精神」と 「実学教育」

キリスト教精神に基づく「神を愛し、人を愛し、土を愛する」という「三愛主義」が本学の「建学の精神」です。

本学は、1933(昭和8)年に北海道の酪農民教育のために設立された北海道酪農義塾に原点があります。第二次世界大戦後の混迷を経て、農業の使命を体得し、「窮乏の底に沈める国興せ」(酪農讃歌)との願いによる豊かさの実現と、「健土健民」の思想の下、高邁な学識と技能を有する知行合一の有能な農業人並びに社会の人材を養成することを目的に酪農学園大学が創立されました。

本学が掲げる「循環農法」の理念は、今世界で求められている「持続可能な発展」の先取的な考えです。農食環境学群と獣医学群の二つの学群のもとで、「建学の精神」を体現する「実学教育」によって、教育・研究・社会貢献を果たします。



循環農法図

本学の創設者・黒澤西蔵が約80年前に提唱した「循環農法図」。「地下資源には、限りがある。しかし土の寿命は尽きることがない。その生命力を育てれば無尽蔵の資源となる」「農業とは天地人の合作によって、人間の生命の糧を生み出す聖業である」とし、土や環境を大切にする循環農法を説いた。

三愛主義

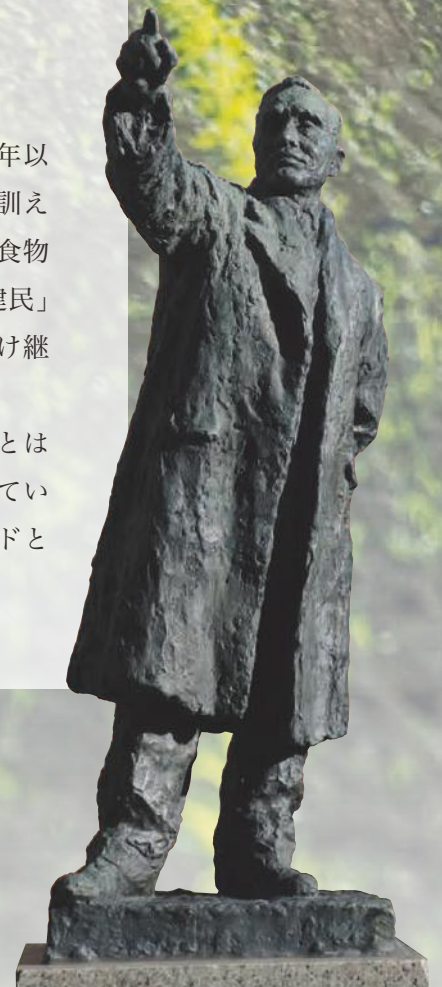
本学の建学の精神は、「神を愛し、人を愛し、土を愛す」という三愛主義です。神を愛するとは、真理を求めて最善を尽くす努力をなすこと、社会に貢献すること。人を愛するとは、互いの違いを受け入れて理解し合うこと。そして大地を大切にし、健康に育てることが愛土であり、愛土から生まれる健土が健康な食物を生産し、それを食して健民が育ちます。本学は人間教育の柱として三愛主義を掲げています。



健土健民

黒澤酉蔵が「健土健民」を説いたのは、今から80年以上も前のことで、足尾の鉍毒と闘った田中正造の訓えが源です。健やかな土から産み出される健やかな食物によって、健やかな生命が育まれるとする「健土健民」の理念は、人材育成の柱として本学園に脈々と受け継がれてきました。

人の生命を育む食と、土や水に代表される環境とは密接にかかわります。「健土健民」は、世界が直面している課題に立ち向かうための、最も重要なキーワードといえるでしょう。



大学礼拝への招き

酪農学園大学のキャンパスの中心に位置する場所に、黒澤記念講堂があります。正面玄関前向かって左に創立者・黒澤西蔵が石狩平野の北を指差す銅像が、右には「酪農讃歌」の歌碑が置かれている建物です。学期中、毎週火曜日にこの講堂で「大学礼拝」が守られています。

大学礼拝では、酪農学園の建学の精神とその実践を支えてきた聖書の言葉に基づくメッセージが、宗教主任、キリスト教教育担当教員をはじめとする内外の講師から語られます。

礼拝ですから、聖書が朗読され、讃美歌が歌われ、祈りがささげられるという一般の教会で行われる礼拝プログラムを簡略に行いますが、時には、音楽礼拝のように形式を変えながら、様々な形で表現される聖書の世界を味わいます。

大学は真理探究の学業研究を主とする場ですが、人間としての成熟を目指し、それぞれの命・存在について考え、共に生きる隣人や社会について考え、人生を見つめる場でもあります。思考を深めていく中では、受け入れやすい言葉や考えに目を向けることが多くなると思いますが、異なる視点も重要です。歴史を超えて受け継がれてきた「聖書」の問いかけを聴くことは、違った世界観を与えてくれるものとなるのではないのでしょうか。

大学礼拝は「出会い」の場でもあります。友人と、教師と、そして世界との出会いを見出す場です。また、毎年、春期と秋期に「キリスト教教育強調週間」を置いて、特別講師を招いての礼拝を行います。そのような講師とも出会える機会になります。ぜひ、積極的に参加してください。そして、必要なときには、自分自身と出会うために、静かに内省を深める場としても利用していただきたいと思います。



大学礼拝:

毎週火曜日 午前10時40分～12時10分

キリスト教教育担当教員:

小林昭博(キリスト教応用倫理学研究室、宗教主任)
高橋優子(動物と人の関係学ユニット)



※ 酪農学園大学のホームページに、キリスト教委員会のサイトがあります。毎週の礼拝プログラムの告知をはじめ、キリスト教に関する活動情報を挙げていますので、確認いただいて、礼拝参加の準備としてくださることを期待します。今後、活動が活発化することを期待しています。

RAKUNO GAKUEN UNIVERSITY ACCESSIBILITY MAP

酪農学園内諸施設配置図バリアフリーマップ

- 救護室・救急ベッド
- エレベーター
- スロープ又は段差の無い出入口
- スロープなどバリアフリーの設備がされている建物
- バリアフリーの設備がされていない建物
- 車いす
- AED
- 多目的トイレ
- 急な坂道(矢印方向が下り)
- ロードヒーティング

[AED 設置場所]

- 学生サービスセンター2階 学生支援課前
- 中央館1階 学生ホール玄関入口(管理室横)
- 中央館6階 階段踊り場
- 健民館1階 ホール
- 健民館1階 管理室前
- 希望寮1階 ロビー前
- 清温泉1階 事務室前
- 動物医療センター本館1階 事務室
- C2号館1階 廊下
- C5号館2階 廊下
- B1号館2階 廊下
- 酪農学園本館1階 守衛室
- ワールド教育研究センター センター棟事務室
- ワールド教育研究センター 搾乳棟管理室
- 酪農学園ホール1階 女子トイレ前



至 江 別 市

国 道 1 2 号 線

正門A

正門B

J R 函 館 本 線

至 大 麻 駅

至 札 幌 市



学生サービスセンター



中央館



酪農学園ホール



C1号館

事務組織

履修方法や学生生活に関すること、就職に関することや学校運営全般に関することなど詳細な内容についてお聞きになりたいことがございましたら、事務各課にお問い合わせください。

●執務時間

8:30 ～ 17:00（休憩時間は、11:30 ～ 12:30 但し教育センターとキャリアセンターを除きます。）

※ 平日の執務終了の時間は、時期によって延長することもあります。

※ 土曜・日曜・祝祭日、夏季休業（8月中旬）および年末・年始休業（12月下旬～1月上旬）は除きます。ただし休業日は都合によって変動することがあります。

※ 附属図書館の開館時間は別に設けております。（詳細は32ページ）

学校法人酪農学園

〒069-8501 北海道江別市文京台緑町582番地

電話011-386-1111（代表）

部 ・ 課		主 な 業 務	ダイヤルイン番号	F A X番号
教育センター	教 務 課	履修登録、成績、試験、教職課程、授業時間割、シラバス、試験時間割、研究生・科目等履修生、非常勤講師対応、各種証明書発行、修学相談、入学前教育、基盤教育、eラーニング、他	011-388-4125	011-386-1506
	学生支援課	学生証、通学証明書、学割、自動車通学許可、課外活動、各種奨学金制度、休学・復学・退学願、他	011-388-4122	011-386-1506
	医 務 室	保健衛生全般、他	011-386-1024	011-386-1024
	学生相談室	メンタルヘルス全般、他	011-388-4124	011-388-4124
教職センター	教職課程室	教職課程事務、免許更新講習、他	011-386-1383	011-386-1383
入試広報センター	入 試 課	入試全般、転学・編入学、大学院入試、社会人入試、外国人留学生入試、他	011-388-4138	011-386-1220
	広 報 課	広報全般、ホームページ作成管理、施設見学、他	011-388-4158	011-388-4157
キャリアセンター	事 務 課	就職支援、就職開拓、求人情報、他	011-388-4135	011-388-4136
学 務 部	学 務 課	大学・大学院・学群・学類の運営全般、入学式・卒業式、保護者懇談会、授業料延納願出、他	011-388-4128	011-386-1214
	研究支援課	受託・共同研究、受託研究員・研修員、競争的資金知的財産、産学連携、補助金、助成金、他	011-388-4130 011-388-4133	
社会連携センター	国際交流課	学術交流、学生の海外留学・研修派遣及び受入外国人留学生の受け入れ、危機管理システム加入、他	011-388-4132	011-387-2805
	地域連携課	公開講座、学外催事業務の支援、地域交流事業編集・出版、他	011-388-4131	
附属図書館	事 務 課	図書の貸出、学術情報、紀要、他	011-388-4141	011-386-1129
附属動物医療センター	事 務 課	動物医療センター運営事務全般、他	011-386-1213	011-386-0880
学園事務局	総 務 課	人事、労務、給与、福利厚生、研修、学園運営全般、東京オフィス、他	011-388-4111	011-386-1214
	情報システム課	ネットワークシステムの管理、運営、他	011-388-4113	
	財 務 課	会計、経理、予算・決算、学費、授業料徴収、授業料納付書、学債、他	011-388-4114	
	施 設 課	施設・設備の維持管理・営繕、地方農場・植林地対応、他	011-388-4117	
	管 財 課	資産等購入・管理・契約、他	011-388-4118	
	高大寮務課	高大共同男子・女子寮の管理・運営、他	011-388-4147	
	農 事 課	農事全般、他	011-386-1117	011-386-1574
情 報 政 策 局		学園の将来計画全般、他	011-388-4112	011-388-4115

●男子学生寮（希望寮） 〒069-8501 北海道江別市文京台緑町585番地 ☎011-388-4176

●女子学生寮（清温寮） 〒069-8501 北海道江別市文京台緑町569番地 ☎011-388-4171

CONTENTS

酪農学園大学がめざす「建学の精神」と「実学教育」
三愛主義・健土健民
大学礼拝への招き
バリアフリーマップ

キャンパスカレンダー	2
Q&A	4

学生生活について

1. はじめに覚えてほしいこと	8
2. 大学生活のルールとマナー	12
3. 注意してほしいこと	16
4. 学生へのサポート	20
5. 健康管理について	24
6. 授業料・奨学金について	28
7. 図書館の利用案内	32
8. 留学・国際交流及び社会貢献活動	36
9. 就職について	40
10. 資格・各種証明書	46

クラブ・サークルについて

1. クラブ・サークルの仕組み	52
2. 団体一覧	54
3. 課外活動施設	58

施設利用について

1. 構内諸施設配置図	60
2. 校舎等建物平面図	62
3. 附属施設等	84
4. 食堂・生協	86

学類・教員について

1. 学類一覧	90
---------	----

学則・規程について

酪農学園大学学則	102
規程	106
酪農学園の沿革	121
索引	122
酪農讃歌	124
事務組織	125



入学式

緊張気味の1年生が
行き交う4月。
キャンパスには出会いの
チャンスがいっぱいです。

- 入学式
- 新入生
オリエンテーション
- 健康診断
- 前学期授業開始
- 履修登録期間

4



肉牛研究会

ゴールデンウィークも終わり
学校生活にも慣れるころ。
キャンパスの緑も
濃く鮮やかになります。

- キリスト教教育
強調週間

5

だんだんと日が長くなり、
暖かさを感じられるように。
やりたいことを見つけ、
充実した日々を過ごしましょう。

6

CAMPUS CALENDAR

10

読書の秋か、
スポーツの秋か。
3年生は就職活動の準備が
始まります。

- 保護者懇談会
- キリスト教
教育強調週間

11

キャンパスの木々が鮮やかに
色づく秋。
日没もぐんと早まります。

12

キャンパスが真っ白に
雪化粧する12月。
思い出に残るホワイトクリスマスを。

- 冬季休業期間



馬術部



山岳部



男子バスケットボール部



乳牛研究会



7月は酪農学園大学の一大イベント、白樺祭。企画から、準備、運営、打ち上げまで盛り上がります。

- 白樺祭
- 前学期授業終了



白樺祭実行委員会

7



試験が終われば、9月下旬まで長期の夏休み。大学生ならではの自由な時間です。

- 前学期試験期間
- 夏季休業期間

8



いよいよ後学期の授業がスタート。久しぶりに会った友達と話がはずみます。

- 前学期集中授業
- 前学期成績閲覧開始
- 後学期授業開始
- 後学期履修登録変更期間
- 研究発表会(獣医学類)

9

ひとつ行事が終わるたび、友達が増える。
ひとつ季節が過ぎるたび、思い出も増える。
キャンパスで過ごした時間は、
きっと一生忘れられない宝物になるはずです。



どうぶつボランティア
幸せなしば



1 年が明けると、まもなく定期試験。ここをクリアすれば、春休みが待っています。

- 後学期授業再開
- 卒業論文発表会
- 後学期授業終了
- 後学期試験期間

男子アイスホッケー部



2 札幌では雪まつりが開催される2月。雪と寒さに負けずに乗り切ろう！

- 後学期集中授業
- 春季休業期間

2



3 ちょっと寂しい卒業シーズン。4年生、6年生の旅立ちの季節です。

- 後学期成績閲覧開始
- 卒業者発表
- 卒業式
- 進級者発表

卒業式





酪農学園大学を知るためのQ&A



困ったときのQ&A

初めての大学生活は、わからないことだらけ。

困ったときは、まずこのページを開いてください。

役に立つ情報をQ&Aで紹介しています。

Q. 奨学金を利用したいのですが…。

A.

経済的に困窮している学生に対し、学資金を貸与または給付する奨学金制度や特待生制度を設けています。また、急な出費に備えた短期貸付金制度や、学費を負担している方の病気や失職などで授業料の納付が困難になった場合に一部を免除する制度もありますので、学生支援課に相談してください。

→詳しくは23,30ページへ

Q. 定期券を購入したいのですが、どうしたら良いですか？

A.

定期券販売所窓口で学生証を提示して購入してください。その際、学生証裏面の住所欄に現住所の記入を忘れないようにしてください。

JRの定期券を新規に購入する場合は通学証明書が必要となります。

→詳しくは48ページへ

Q. 病院に行きました。

A.

みなさんは医療互助会の加入者です。受診した場合、支払った医療費の30%が、申請により給付されます。「医療互助会給付金請求書」を学生支援課に提出してください。

→詳しくは25ページへ

Q. どのような課外活動団体がありますか。

A.

酪農学園大学には体育系38団体、文化系29団体の課外活動団体があります。興味がある団体があれば、ぜひ積極的に参加してください。

→詳しくは54ページへ

Q. 落とし物をしてしまいました。

A.

校内での拾得物は学生支援課に届きます。持ち主が確認できる場合は携帯電話に連絡しますが、持ち主が不明な場合は学生支援課前の拾得物ケースにて保管しています。

→詳しくは18ページへ

Q. インフルエンザにかかりました。

A.

インフルエンザは、感染拡大予防のため「公認欠席」となります。欠席の手続きに必要な「学校医証明書」を医務室で発行しています。

→詳しくは24ページへ

Q. 悩みを相談できる人が いません。

A.

学生相談室に臨床心理士が常駐しています。人間関係の悩みや将来に対する不安など、気になっていることを相談してみましょう。カウンセリングを通じて、よりよい解決の糸口を見つけ出せるようサポートします。相談内容は厳守しますので、遠慮なくお越しください。時間の予約もできます。

→詳しくは20ページへ

Q. 授業や成績のことで 疑問があります。

A.

履修や資格取得について疑問が生じたときは、自分で判断せず教務課で相談しましょう。また、教務課では在学証明書や成績証明書、卒業見込証明書など、学修に関わる証明書も発行しています。

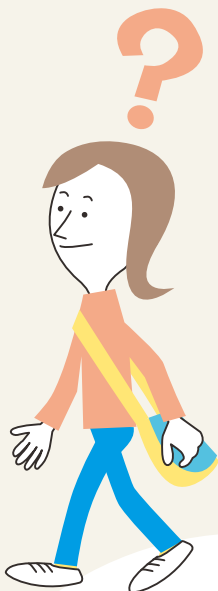
→詳しくは46ページへ

Q. ^{ユニバ}UNIPA って なんですか？

A.

UNIPAとは「Web情報学生支援システム」の通称で、簡単にいうと学生ポータルサイトです。履修登録から、シラバスの照会、求人情報の検索まで、さまざまな情報にアクセスできます。UNIPAや掲示板で通知した内容は、みなさんに周知したものと扱いますので、日常的に確認する習慣を身につけてください。急な休講や呼び出しが配信されますので、メールアドレスは必ず登録しておいてください。

→詳しくは10ページへ



Q. 教室の場所が わかりません。

A.

各建物の教室などの名称は「A2-104」や「C1-301」などアルファベットと数字の組み合わせで表記されています。

A2 - 1 04

建物名

階

部屋番号

「A2-104」はA2号館の1階にある4号室です。最初はとまどうかもしれませんが、少しずつ覚えてください。

→詳しくは62ページへ

Q. 授業料の支払いが遅れて しまいそうなのですが…。

A.

授業料の支払い期限は前学期が4月30日、後学期が10月15日と定められています。もし特別な事情で期日までに納付できない場合は、学務課に相談してください。また、「振込依頼書」を紛失してしまった場合は財務課にお問い合わせください。

→詳しくは29ページへ



Q. 図書館はいつでも使えますか？

A.

原則的に授業実施日は、朝8時40分から開館しています。ただし、休館することもありますので、OPAC (<http://opac.rakuno.ac.jp>) のカレンダーをご覧ください。

図書や雑誌を利用した自習はもちろんのこと、7階に設置されたパソコンを使ってレポート作成・印刷もできます。

→詳しくは32ページへ

Q. 海外に留学してみたい。

A.

国際交流課に相談してください。夏季や春季の休業中に体験できる海外研修や、1年間の学術交流プログラムなど、さまざまな留学メニューを用意しています。語学研修から動物・環境保護研修、ファームステイなど、一人ひとりの目的にあったコースを提供します。

→詳しくは36ページへ

Q. 就職活動はいつから始めたら良いのでしょうか。

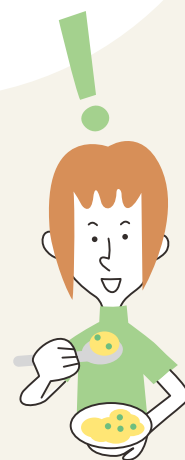
A.

本格的な活動は3年生からとされていますが、その準備は今から始めましょう。

「卒業後の進路について」や「働くとは何か」を考えることからスタートです。

キャリアセンターは学年を問わず利用できますので、進学や就職などの進路に関する相談やインターンシップの相談など積極的に利用してください。

→詳しくは40ページへ



Q. 学用品はキャンパス内で買えますか？

A.

酪農学園ホールの1階に大学生協があり、学生生活に必要なものを販売しています。筆記用具からパソコンの周辺機器、日用雑貨、食料品、衣料品、書籍まで、たいいていのものは手に入るはず。その他には、ゆうちょ銀行のATMがあり、2階は食堂です。また、中央館には北洋銀行のATMも設置しています。

→詳しくは86ページへ

Q. 教科書はどこで購入できますか？

A.

生協の特設会場で4月と、9-10月の2週間教科書販売を行います。

履修登録をした科目で必要な教科書等がありましたら、そこでご購入ください。

その場で購入できない場合は、生協書籍店で予約したり、一般書店、インターネットなどで各自購入していただくことになります。

→詳しくは86ページへ



01

学生生活について

1. はじめに覚えてほしいこと	8
2. 大学生活のルールとマナー	12
3. 注意してほしいこと	16
4. 学生へのサポート	20
5. 健康管理について	24
6. 授業料・奨学金について	28
7. 図書館の利用案内	32
8. 留学・国際交流及び社会貢献活動	36
9. 就職について	40
10. 資格・各種証明書	46

1. はじめに覚えてほしいこと

01-01

学籍番号

入学時に与えられ、卒業しても変わらない個人固有の番号を学籍番号といいます。
在学中や卒業後も各種証明書の申請でも使用されますので、覚えておく必要があります。

■例1

※ 学籍番号のしくみ（22151001を例にすると）

大 学	入学年	学群 学類	個別番号
	221	51	001

■例2

※ 学籍番号のしくみ（22131001を例にすると）

大学院	入学年	研究科 専攻	個別番号
	221	310	01

この場合2021年度入学の農食環境学群・循環農学類の1番の人ということになります。

大 学	学 群	学 類	学類コード
	農食環境学群	循 環 農 学 類	51
		食 と 健 康 学 類	52
		環 境 共 生 学 類	53
	獣 医 学 群	獣 医 学 類	61
		獣医保健看護学類	62

大 学 院	研 究 科	専 攻	コード
	酪農学研究科	酪農学専攻（修士）	310
		フードシステム専攻（修士）	320
		食生産利用科学専攻（博士）	330
		食品栄養科学専攻（修士）	340
		食品栄養科学専攻（博士）	341
	獣医学研究科	獣医学専攻（博士）	410
		獣医保健看護学専攻（修士）	420

01-02

学生証

学生証はあなたが酪農学園大学生であることを証明するものです。

授業や試験を受ける時はもちろんのこと、提示を求められた時にはすぐに出せるように、常に携帯してください。

また、次のような場合は学生証が必要です。

- ①授業を受ける時
- ②試験を受ける時
- ③通学定期券または学割証を利用して乗車券を購入する時
- ④図書館で本を借りる時

などです。

※ 取り扱い上の注意

- ・学生証は他人に貸したり、渡したりしてはいけません。
- ・卒業まで使用するものなので、丁寧に扱ってください。
- ・ICチップが内蔵されています。磁気に近づけないようにしましょう。

※ 学生証を再発行する場合（紛失・破損・汚損・劣化・期限切れ）

- ・学生証を紛失した場合はすみやかに、学生支援課に届け出をしてください。
- ・再発行の手続きは学生支援課で行い、代金の支払いと学生証の受け渡しは酪農学園学協で行います。
- ・再発行中、学生証が見つかった場合、その学生証は無効になり再発行した学生証が有効になりますので、ただちに、学生支援課へ返還してください。再発行前の学生証で出席をとることはできません。
- ・学生証の再発行には、2,000円の料金がかかります。

指定身分証明書

試験を受ける際、学生証を忘れた時や失くした場合は、学生支援課で指定身分証明書の発行手続きをしてください。

詳細は48ページを確認してください。

01-03

ICカードリーダー

教室（実験・実習室を除く）には、出席確認用のICカードリーダーが設置されています。学生のみなさんは、授業で入室する際に必ず学生証をかざし、出席情報を登録してください。その際に読み取られた学籍番号や読取時刻の情報は、すぐにシステムサーバーに転送・保管されます。

※学生証をかざす時は財布や定期入れから出し直接かざしてください。

※「Boo-♪」と警告音が鳴り、赤ランプが点灯した場合は、もう一度、学生証をかざしてください。

ピロリン♪と読取音が鳴り、
「出席」の青ランプが点灯すれば、**OK!**
(出席登録されました)

何度もエラーが出る場合は教務課に申し出てください。



ICカードリーダーは、授業開始時刻10分前から授業開始後30分間点灯しますが、授業開始時刻の5分後以降は「遅刻」として登録されます。

また、授業開始30分以降は読み取りができなくなりますので、科目担当教員に直接学生証を見せ、出席を申告してください。

他人の学生証をICカードリーダーにかざして出席登録をする「出席の成りすまし」等の不正行為は、絶対に行わないでください。



?

授業を欠席する時は？

理由のある欠席は、欠席届を出しましょう

詳細は50ページを確認してください！

1. 「UNIPA」とは

「UNIPA」は、みなさんが大学生活をおくる上で必要な情報にアクセスする窓口として履修登録、シラバス照会、時間割照会、成績照会、課題提出などのシステムから構成される統合的な“学生ポータルサイト”です。

休講や補講、試験やレポートなど授業に関する情報はもちろん、大学からの連絡事項や講演会のお知らせなど大学の諸活動を知ることができ、みなさんにとって不可欠な情報ツールです。

みなさんにとって大切な情報を配信していますので、定期的に確認するように心がけてください。

カレンダーでは、自分のスケジュールを登録できます。

授業情報が表示されます。

自分の好みのURLが登録できます。

各種掲示情報が表示されます。



2. メニューと機能

「UNIPA」のメニューは、「ポータル」と「クラスプロフィール」の2つのタブから構成されます。

① 「ポータル」

ポータル画面では、機能メニューの他に授業情報、お知らせ&トピックス、就職情報、Q & A回答、システム情報など各種情報掲示が表示されます。

- 学籍情報照会…学籍情報を照会する。
- 学籍情報変更申請…現住所、電話番号を申請する。
- 授業時間割表…カリキュラムごとの時間割を照会する。
- 学生時間割表…自分の時間割を照会する。
- オフィスアワー…教員の研究室の場所・在室時間帯を確認する。
- シラバス照会…授業のシラバスを参照する。
- 履修登録…履修登録をする。
- 出席状況確認…自分の出席・欠席状況を確認する。
- 成績照会…自分の成績を照会する。
- 進級見込判定…進級見込判定結果の確認。
- 卒業見込判定…卒業見込判定結果の確認。
- e-ラーニング…授業資料のダウンロードや課題の実施。
- 資格取得見込判定…資格取得見込判定結果の確認。
- Q&A (学生) …修学上や学生生活等の質問をする。
- アンケート回答…各種のアンケートに回答する。
- 企業求人情報検索…企業からの求人情報を検索する。

② 「クラスプロフィール」

クラスプロフィール画面では、授業に関する各種情報の確認や登録を行います。

- シラバス照会…授業のシラバスを参照する。
- 課題提出…各授業で出された課題を提出する。
- Q&A…授業担当教員に質問をし、回答を確認する。
- WEBノート…授業内容に関するメモを登録する。

3. 「UNIPA」へのアクセス

インターネットに接続できるパソコンやスマートフォンから、学内・学外を問わずどこからでも「UNIPA」にアクセスすることができます。

① 学外からのアクセス

インターネット検索で、「酪農 ユニパ」と検索すると上位に表示されます。Webブラウザのアドレス欄に下記URLを直接入力してもアクセスできます。

<https://unipa-ap.rakuno.ac.jp/>

(※ アドレスは【お気に入り】に登録しておくと便利です。)

② 学内でのアクセス

学内にあるパソコンを利用し、学内HP【RINES】の学生用サイトから、Web 情報学生支援システムにアクセスする。

☆UNIPAに接続可能なパソコンがある場所

- ・ 図書館7階オープンPCフロア
- ・ 各PC教室

4. アカウント

「UNIPA」は、ログイン画面からアカウント（ユーザーID、パスワード）を入力し、ログイン認証を受けることにより利用することができます。

アカウントは、入学時に学生個々に配付されますが、「UNIPA」のログインばかりでなく、オープンPCフロアやPC教室のパソコンを利用する際のネットワークログインの際にも必要です。また、個人のWebメール（Gmail）やインターネット等を利用する際にも必要となる場合があります。

「UNIPA」では、学籍情報や成績情報など個人情報を取り扱いますので、セキュリティ対策のために定期的なパスワードの変更を推奨します。パスワードは他人に盗用されないよう注意し、これらを怠った結果生じる損害や不利益は学生の自己責任になります。

パスワードを忘れてしまった場合は、中央館7階オープンPCフロアのカウンターまで申し出てください。（必ず学生証を持参してください）

5. 大学からの通知・連絡

大学からの通知や連絡は、「UNIPA」及び掲示板を利用して伝達されます。いったん「UNIPA」や掲示板でお知らせした事項については、学生のみなさんに周知したものと取り扱うこととなりますので、各自確認をしてください。特に、授業・試験・成績など学業上の重要な情報については十分な確認が必要です。

大学からの情報を知らなかったために不利益を被ることのないよう、日頃から「UNIPA」や掲示板を見る習慣を身につけてください。

6. メールアドレスの登録

「UNIPA」の情報は、メールアドレスを登録することで携帯やパソコンのメールで受信することができます。

「UNIPA」トップ画面右上にある【メール設定】からメールアドレスを登録してください。

当日の急な休講決定や緊急を要する呼出しの場合がありますので、「UNIPA」から配信されたメールは必ず確



※ UNIPA 画面の2ヶ所より変更の申請をしてください。

認してください。

アドレスが正しく登録されると、その場で携帯に確認メールが届きます。確認メールが届かない場合は、登録したアドレスを十分確認し、正しいアドレスを再度登録してください。

迷惑メール拒否のために携帯で拒否設定をしている場合、「UNIPA」からのメールも拒否してしまうことがあります。

その場合は本学のドメイン「rakuno.ac.jp」を指定受信するように設定してください。

7. 現住所等の変更申請

大学からの通知や連絡については、「UNIPA」や掲示板以外にも、書類を送付したり、直接口頭でお知らせすることがあります。緊急を要する場合や重要な内容の場合には、みなさんの携帯電話へ直接電話することもあります。誤った連絡先が登録されていると、大切な書類を受け取ることができなかつたり、緊急の連絡を受けることができず不利益を被る可能性がありますので、常に最新の正確な連絡先を「UNIPA」に登録しておくことが必要です。

まず、「UNIPA」の【学籍情報照会】から自分の連絡先（現住所・電話番号等）を確認してください。在学中に変更があった場合は、「UNIPA」の【学籍情報変更申請】から必ず新しい連絡先を申請登録してください。

なお、保証人の氏名・住所等の変更については「UNIPA」からの変更申請はできません。「入学誓書に関する変更届」の提出と「入学に関する保証人の同意について」の再提出が必要になりますので、教務課窓口まで申し出てください。

毎日 UNIPA・掲示板を確認しよう

その他、「UNIPA」の操作については入学時に配布する「Web 情報学生支援システム（学生マニュアル）」を見てください。



2. 大学生活のルールとマナー

02-01

ルールとマナー

みなさんは本学の学生であると同時に一人の大人として扱われます。学内、学外それぞれのルールとマナーを守り、これからの学生生活を有意義に過ごしてください。

懲戒処分

ルール違反、マナーに欠ける行為や本学の信頼を損なう行為等があった場合は、「酪農学園大学学則第40条」および「酪農学園大学罰則に関する規程」（詳細は108ページ）に基づき、懲戒処分を行います。

また、試験時における不正行為（カンニングなど）や学内への車両の無断乗入なども同様に懲戒処分対象となります。懲戒処分になるようなことは絶対にしないでください。

近隣住民から

禁煙場所での喫煙、吸い殻のポイ捨て、パンやお菓子の食べ歩き、ごみのポイ捨てなどで大学に多数クレームが来ています。また、引越しの際に不要な荷物やごみをそのまま置いて引越したり、ペットをそのままにして引越すという無責任な方もいるとされています。

そのようなことも絶対にしないでください。

大学には「大学のルール」があります。そして、大学の外に出れば、みんなが守らなくてはならない「社会のルール」があります。「してはいけないことは、してはいけない」という、基本的なルールとマナーを守ってください。

02-02

自動車通学は禁止しています

本学では、「構内交通規制に関する規程」（詳細は115ページ）により、自動車通学を禁止しています。

この措置は、学内の教育環境を守り、学内外における交通安全・事故防止の徹底のために1981年9月1日より実施され、その結果、学内での事故件数が激減する効果をあげています。

ただし、やむを得ない事情のためどうしても車両を用いて通学しなければならない場合は特例として許可することがあります。その場合も所定の手続きが必要になりますので、必ず学生支援課に相談に来てください。

特例として乗り入れが許可される場合

1. 身体の不自由により、公共の交通機関による通学が難しい。
2. 公共の交通機関がない、または著しく不便なため通学に支障をきたす。
3. 卒業論文や研究などを行う理由で車両での通学が必要である。
4. 部・サークル等課外活動のために車両の使用が必要だと認められた団体。（1団体1台まで）

※ 注意事項

- 片道60kmを超える自動車通学は修学及び安全上好ましくないため許可できない場合があります。
- 上記の理由で自動車通学を希望する場合、必ず自動車

通行許可申請説明会への出席が必要です。

- 傷病のため公共交通機関での通学が困難な学生については、その治療期間に応じて特別に乗り入れを許可することがあります。その場合にも提出していただく書類がありますので、学生支援課に申し出てください。また、学生の自動車所有の増加にともない、次のような問題が生じています。

- ① 近隣の住宅街での不法駐車や長時間にわたる車の放置が住民生活に迷惑をかける。また、道路の見通しが悪いために交通事故等の危険もある。
- ② 父母に内緒で自動車を購入し、任意賠償保険にも加入せずに交通事故を起こし、長期間にわたり入院加療をしたり、多額の賠償金のために退学する者、またはアルバイトをしながら返済している者がいる。
- ③ 自動車を遊びに利用し、生活が不規則になり学業意欲が低下し、留年・退学する者がいる。
- ④ 大型事故を起こし、遺族に対する精神的負担を一生負い続ける者がいる。

このような憂慮すべき事態において、本学では学生の車利用に対して交通安全の指導を徹底して行っています。このため父母に対しては車を持たせない、車による通学をさせないように要請をし、また、違反を繰り返す学生については個別指導を行うなどの対策をしています。

02-03

バイクで通学する場合も許可が必要です

原動機付き自転車や自動二輪での通学を希望する学生は、申請書を学生支援課に取りに来てください。申請書に必要事項を記入の上、車両登録料（500円分の証紙）を添えて学生支援課に申請してください。その時に許可証のステッカーを渡しますので、バイクの目立つところに貼ってください。毎年申請が必要です。

02-04

アルバイト

アルバイトをしようと思ったら、雇用条件等をよく確認し、学業や健康に支障のない範囲で行うようにしましょう。学生支援課の掲示板（学生サービスセンター～中央館の渡り廊下にあります）でもアルバイトの紹介を行っています。応募したいと思ったら、各自で直接問い合わせてください。

以下の点を参考にアルバイトを選択してください。

- ・始める前に、労働条件を確認しましょう
- ・アルバイトでも、残業手当があります
- ・仕事上のケガは、労災保険が使えます
- ・バイト代は、毎月決められた日に全額支払いが原則です
- ・条件を満たせば、有給休暇が取れます
- ・会社都合の自由な解雇はできません

●就労禁止職種について

本学では、次のアルバイトは長・短期を問わず就労を禁じています。これは、これらの職種についた結果、本来の学業継続を断念したり、著しく阻害される危険性が大きいからです。

生命・身体に危険を伴うもの	①自動車の運転 ②高所での作業（ビルの窓拭き、屋根での作業） ③プレス機、裁断機等の操作・作業 ④多量のLPG・高圧酸素高電圧危険物取扱作業 ⑤建造物の解体、破壊作業 ⑥重量物の運搬・移設・設置等 ⑦土木・建築現場の重労働 ⑧腰以上に及ぶ路面下作業（穴掘り等） ⑨交通量の多い路上作業 など	学生にふさわしくない業種	①風俗業（パチンコ店・バー等） ②労働争議等対峙関係に巻き込まれるおそれのあるもの ③深夜に及ぶ作業又は深夜勤務の可能性のある交代勤務 など
健康に有害な作業	①農薬等の散布・有害劇薬を取り扱う作業 ②高温（熱処理加工等）・厳寒下での作業など	その他	①出来高払いの歩合制の賃金、訪問外交販売員 ②労働条件の不明なもの ③法律で禁じられているものを内容とするもの

困ったときは・・・

雇用条件が違う場合や被害を受けた場合などは、まずは労働条件相談ほっとラインに相談をし、合わせて学生支援課にも報告してください。

【フリーダイヤル】 ☎0120-811-610



ごみの分別について

● 本学の場合

本学には、環境についての学群・学類があります。地球環境のためにできることを考え、その一歩であるごみの分別の徹底を呼びかけています。学内のごみの分別については、江別市のごみの分別ルールとは異なっていますので、きちんと分別してごみ箱に捨ててください。

なお、課外活動（部室）で出たごみの捨て方は別に定めています。（詳細は58ページ）



※ 場所によってごみ箱の形が異なりますが、各建物にあります。

● 江別市の場合

江別市では、循環型社会の形成を図るため、家庭から出るごみの減量と資源化（リサイクル）を進めています。ルールに従ってごみを出してください。

- (1) ごみの発生を抑制する（リデュース）
- (2) 再使用品を繰り返し使う（リユース）
- (3) 資源の再生利用（リサイクル）



**3R の推進で環境に
やさしい暮らしを！**

「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」は、指定ごみ袋に入れて出すことが基本です。

注意！

段ボール箱や発泡スチロール、他の袋などで出すことはできません。
長さ 1 m 以下で指定ごみ袋に入らないものは「ごみ処理券」を貼って出してください。



ごみ出しガイドアプリ
「5374.jp えべつ」▶



ごみの収集日やわからないことは、江別市生活環境部環境室廃棄物対策課へ
(011-383-4211)

ホームページ <http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp> の暮らしの情報・ごみとリサイクル

●江別市のごみの分別・出し方

燃やせるごみ	有料	●台所ごみ ●紙類 ●プラスチック類（薄いもの、軟らかいもの） ●布類  ・指定ごみ袋に入れる ・入らないものはごみ処理券で	週2回	収集日の朝、8時45分までにごみステーションに出しましょう！
燃やせるごみ	有料	●小型家電・小型家具類 ●かたまり・厚いプラスチック類 ●ガラス・陶器・カバン・靴  ・指定ごみ袋に入れる ・入らないものはごみ処理券で	月2回 (繁忙期除く)	
資源物	無料	●ペットボトル ●ビン・缶 ●紙パック ●白色トレイ  ・中身の見える、透明な袋に入れる 段ボール・ビン・缶・新聞・雑誌・紙パックは、自治会の資源回収へ出せます	月2回	
危険ごみ	無料	●スプレー缶・ガスカセット缶 ●乾電池、水銀体温計・温度計、ガス・オイルライター ●蛍光管  ・中身の見える、透明な袋に入れる	月2回	
大型ごみ	有料	●家具・寝具 ●厨房・暖房器具 ●スポーツ用品 ●その他 ・電話で事前申し込み 		
市で収集しないごみ	特定家電製品 ●テレビ ●冷蔵庫・冷凍庫 ●洗濯機・衣類乾燥機 ●エアコン 		有料	江別リサイクル事業協同組合 011-385-7124 または、家電販売店へ直接持込
	パソコン ●パソコン本体 ●ブラウン管・液晶ディスプレイ ●ノートパソコン 		有料	パソコンメーカー または パソコン3 R 推進協会へ依頼 03-5282-7685
	その他 ●オートバイ 		有料	販売店 または 二輪車リサイクルコールセンター 050-3000-0727
	●ゴムタイヤ ●ピアノ ●消火器 ●引越ごみ（多量） ●灯油類・ガスボンベ 		有料	専門業者 または 江別リサイクル事業協同組合 011-385-7124

■指定ごみ袋

種類	1枚	1袋(10枚)
5リットル	10円	100円
10リットル	20円	200円
20リットル	40円	400円
30リットル	60円	600円
40リットル	80円	800円

■ごみ処理券

区分	金額
長さまたは直径が50cm以下のもの	80円 (1個)
長さが1m以下、直径が10cm以下の枝木・廃木材など（束のサイズ直径50cm、長さ1mまで）	80円 (1束)
長さまたは直径が、50cmを超え1m以下のもの（枝木などを除く）	160円 (1個)

※ 大型ごみ処理シール 250円、500円、1,000円の3種類あります。（払い戻し不可）

※ ごみの分別や出し方は、各自治体で異なります。別な地域にお住まいの方は、広報で確認するか、市区町村役場にお問い合わせください。

3. 注意してほしいこと

03-01

ハラスメント

キャンパス・ハラスメント

相手の意に反する不適切な発言や行為等を行うことによって、相手に不快感や不利益を与える等、人権を侵害し、教育研究環境を悪化させることを言います。この場合の相手とは、必ず特定の相手を指すものではありません。問題となる言動が、多数の人に向けられたものでも、その言動について不愉快な思いをする場合も含まれます。

キャンパス・ハラスメントとしては、次のようなものがあります。

●セクシュアル・ハラスメント

性的な言動や行為によって相手に対し不快な思い（精神的苦痛、屈辱など）を与えることを言います。言葉、行動、視覚によるものなど様々です。

なお、セクシュアル・ハラスメントには「環境型」と「対価型（地位利用型）」に大別されます。

「環境型」

性的な言動によって、教育や研究をはじめとする大学内外の生活環境を悪化させることを表す。

「対価型（地位利用型）」

教員と学生、上司と部下、先輩と後輩といった力関係（権力関係）を背景として、相手の意に反する不当な性的言動によって、修学上の利益や不利益を与えることを表します。

例えば・・・

- ・相手の意に反する、性的な発言や行為をする
- ・「女のくせに」「男らしくあるべき」など性差別、性別役割を押しつける
- ・年齢、容姿、服装などについてことさらに言う など

●アカデミック・ハラスメント

教育または研究上で指導的または優越的な立場にある者が、その立場や権限を利用して相手に苦痛や不利益を与えることを言います。

例えば・・・

- ・嫌いなタイプの学生に対して指導を拒否したり侮辱的言辞を言ったりする
- ・理由を示さずに単位を与えない
- ・家族関係・友人・恋人のことなど、プライベートについて根掘り葉掘り聞く など

●パワー・ハラスメント

教職員が職務上の地位や優位な立場等を背景に、その部下や同僚の職務上の権利を侵害したり、人格的尊厳を

傷つけたりする行為を言います。これは、学生同士、先輩・後輩の間でも起こり得ます。

例えば・・・

- ・他の人の前で、大声で怒鳴り、叱責する
- ・人格否定、名誉毀損、侮辱の発言（存在が目障り、頭が悪い、病気だろうなど）
- ・指導や注意の範囲を超えて、人格を著しく傷つける発言をする など

ハラスメントの具体例は、入学時に配付したパンフレット「酪農学園大学ハラスメント防止ガイドライン」を参照してください。

●その他のハラスメント

その他に、飲酒を強要するアルコール・ハラスメント、SNSやブログなどで行われる悪口や嫌がらせ（ネットいじめ）、交際相手への暴力や過度な束縛（デートDV）、出身地・文化・国籍・LGBTなどに対する偏見に基づく不当な扱いなども問題になっています。

また、複合的な要素で構成されるハラスメントもあります。

ハラスメントは、行為を受けた人は深く傷つき、心の傷が癒えるまでに長い時間がかかります。また、相手を傷つけるだけでなく、周囲の環境も悪化させてしまいます。

◆ハラスメントを起こさないために

- ・相手の人格の尊重及び相手の立場に立った行動を心がけましょう。
- ・考え方、感じ方はそれぞれです。好意が「思い込み」ではないか注意しましょう。
- ・相手が拒否したり、嫌がっていることが分かったら、同じ行動を繰り返さないようにしましょう。
- ・不快な言動かどうかは、相手からいつでも明確な意思表示があるとは限りません。

◆ハラスメントを受けたと感じたら

- ・自分が悪いと思うなど、自分を責める必要はありません。
- ・言葉と態度で「嫌だ、不快だ」という気持ちをはっきりと伝えましょう。
- ・1人で悩まずに、誰か周囲の信頼できる人に相談をしましょう。
- ・記録を残しましょう、後々役に立ちます（いつ、どこで、誰から、どのようなことをされたのかなど）。
- ・インテイクに相談しましょう。

◆第三者としてハラスメントに遭っている人を見たら

- ・ハラスメントが見受けられる場合は、可能であればすぐ注意しましょう。

- ・ハラスメントを受けている人の力になってあげてください。
- ・インテイク等相談するように勧めてください。

●ハラスメント相談窓口

ハラスメントを受けていると感じたら、まずはインテイク（相談員）に相談してください。

インテイクは、学生等からの相談を受け、事実を聴き、発生した問題を解決に導くことを担当します。相談及びその内容はすべて秘密扱いされ、相談者や証言した学生・教職員はいかなる場合においても不利益を被ることはありません。

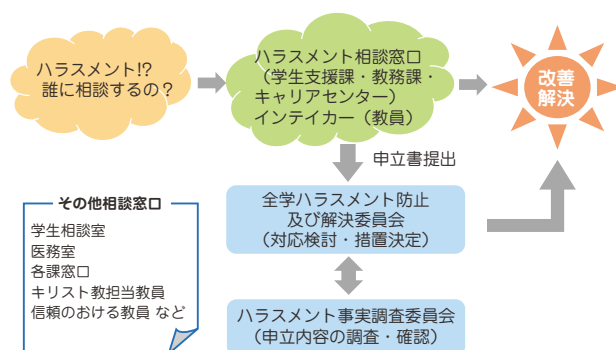
【インテイク】

学生支援課、教務課、キャリアセンター、各学類から選出された教員が担当しています。

詳細（氏名や連絡先など）は、渡り廊下の学類掲示板で確認してください。

●相談の流れ

インテイクに相談した後、次の流れで問題解決を図っていきます。その際、必ずしも申立書を提出して各種委員会を調査を進めるわけではなく、事案の内容によってはインテイクの段階で改善・解決を進めるケースもあります。



安心して相談してください

相談及びそこで知り得た内容は相談者の許可なく決してもらしません

相談者、証言した学生・教職員はいかなる場合においても不利益を被ることはありません

注意してほしいこと

クラブ・サークルについて

施設利用について

学類・教員について

学則・規程について



アルコールハラスメント

略して「アルハラ」

飲酒に関連した嫌がらせや迷惑行為、人権侵害を言います。



- ・飲酒の強要・アルコール以外の飲み物を用意しない
- ・イッキ飲みの強要・酔ってからんだり、暴言を吐く
- ・意図的な酔いつぶし→絶対にしない、させない



節度を越えた飲酒によっては「急性アルコール中毒」など危険な状態になります。

お酒に強い弱い人は個々人の体質によって異なりますので、無理に飲んだり、飲ませたりしないでください。また、体調が悪い時や車を運転する時など飲めない時は、きっぱりと断ってください。

●万が一の時は、主催者・幹事、参加者が責任をもって介抱してください。

- ・一人にしないこと… …… 酔った人を一人にせず、誰かが必ず付き添う
- ・顔を横向きにする… …… 嘔吐物で窒息しないように、顔を横向きにする
- ・眠り込んだ時は救急車を呼ぶ… …… 呼びかけても反応がないとか、大いびきをかく場合など「危ない」と感じたら、すぐ救急車を呼ぶ。必ず誰かが付き添って病院へ行き、状況を指導教員や顧問、学校（夜間は守衛が出る）に連絡し、可能であれば、運ばれた学生の家族にも連絡する。

※ 未成年者の飲酒は法律で禁じられています。未成年者への飲酒はさせてはいけません。

未成年者と知りつつ、親権者やその他の監督者が制止しなかった場合は、罪に問われます。



一人暮らしの方へ

北海道の冬は寒く、水道の凍結がおこりますので注意が必要です。万が一を考えて保険に入っておくことも大事です。（酪農学園生協で加入できます）



注意

夜間の帰宅時は注意が必要です！

みなさんは授業や課外活動などで遅い時間に帰宅することがあると思います。帰宅時には十分注意するとともに、人通りの多い明るい道を通る、友人と一緒に帰宅するなどの防犯対策が必要です。

被害にあった場合や不審者を見かけた場合には、直ちに警察に連絡するとともに、学生支援課にも報告してください。

なお、学生支援課では学生生活支援会の学生安全対策事業の一環として、「命の笛」および「防犯ブザー」を購入し、全学生を対象に無料配付を行っております。

希望する学生は学生支援課窓口に申し出てください。



（命の笛）



（防犯ブザー）

03-02

落し物

学内での拾得物は、学生支援課前に置いてある拾得物ケースにて保管しています。落し物・忘れ物をした学生は、拾得物ケースを見に来てください。

なお、持ち主が明らかな場合（学生証・財布・名前の記載のあるもの）は、UNIPAに登録してある携帯電話に連絡します。持ち主がわからない場合は、遺失物法に基づき、3カ月間保管した後に処分します。

携帯電話・貴重品等については、学生支援課窓口で保管しています。

注意

- ※ 落とした物がすべてその日に届くわけではありません。落とした場所がわかっている場合は、その場所を一度確認してください。
- ※ 携帯電話の落し物が年々増えています。届けられた携帯電話については、個人情報保護の関係上、教職員は携帯電話を操作する事ができません。紛失した場合は、学生支援課までお問い合わせください。

03-03

盗難・置き引きに注意！

学内での盗難が発生しています。被害を未然に防ぐために、手荷物・貴重品の管理を十分行うよう心がけてください。

- ・財布などの貴重品は必ず身につけてください。
- ・高額な金品は学内に持ってこないでください。
- ・教室、食堂、図書館などで手荷物を置いたまま席を離れないでください。
- ・荷物の保管は、鍵のかかるロッカーを利用してください。（鍵のかけ忘れにも注意）
- ・自転車は、施錠の確認とともに、二重ロックにしてください。（防犯登録ナンバーをひかえておく）
- ・自転車のかごにかばんや財布を置いたままにしないでください。

被害にあったら・・・

- ・キャッシュカードはすぐ使用停止にしてください。
- ・警察に届け出てください。（免許証の対応も）
- ・学生支援課に報告してください。（事故報告書に記入してもらいます）

最寄りの警察は、

江別警察署・・・011－382－0110

文京台交番・・・011－387－1866

※ 身の危険を感じるような場合は、110番通報してください。



03-04

薬物の乱用禁止

違法薬物としては、マリファナ、ヘロイン、コカインなど依存性、毒性が高いものやMDA、MDMAといった幻覚作用を持ち、錯乱状態に陥るものなどがあります。近年ではインターネットの普及で入手しやすくなっており、様々な誘惑が存在しています。「ダイエットに効果がある」とか「気持ちがよくなる」などと誰かに勧められて、好奇心で手を出してしまう方もいるようですが、絶対にしないでください。1回くらい・・・はダメです。1度でも手を出すと深みにはまり、禁断症状が出て、薬物の依存性や耐性によって使用量や回数が増えて、心も身体もボロボロになってしまいます。さらに刺激を求めて違う薬物を入手したり、薬物を買うお金のために犯罪に手を染めてしまうことも怖いのです。そうすると、家族や友人、そして社会に対しても被害を及ぼすことになります。

誘惑に負けない強い気持ちを持ってください。自分を守るのは自分しかいないのです。

薬物のない学生生活のために

https://www.mext.go.jp/content/20200214-mxt_kenshoku-100000612_001.pdf

03-05

悪徳商法

年々手口が巧妙になる「悪徳商法」。若者の被害は常に高い割合を示しており、中にはだまされていることに気づかず損害が膨れ上がるケースもあります。正しい知識と対応で被害を未然に防ぎましょう！

主な悪徳商法

●マルチ商法

「商品を買って販売組織に参加し、友人に商品进行か組織に加入させるとマージンがもらえる。あとは友人が次々に同様の活動をすればさらに収入を得ることができる」などと簡単に高収入が得られるかのような説明をして勧誘し、結局は多額の負担をさせることを「マルチ商法」と言います。金銭的被害だけでなく、友人、知人との人間関係も損ないかねません。

クーリング・オフや契約を解約して組織から退会することができます。組織に入会後1年未満で退会する場合、引渡しを受けてから90日未満の未使用の商品であれば、その商品を返品して適正な返金を受け取ることもでき、また、クレジット契約の場合は支払いの条件によって拒否もできます。

●騙（かた）り商法

「かたり」というのは、消防署や水道局といった公的機関や日頃から取り引きのある業者を装って、物売りつけたり、契約させたりして、お金をだまし取る商法で

す。

業者が来た際には身分証明書などの提示を求めて何かに記録して、従来から契約している業者なのかを確認してください。色々調べて怪しいと思った時には、きっぱりと拒否してください。

●靈感商法

「あなたの家には悪霊が取りついています」などと不安になることを言って、「うちで作っている印鑑や壺、仏像などを購入すれば悪霊を取り払うことができますよ」と言って物を売りつけるのが「靈感商法」です。

不安感や恐怖感をおおる霊能者や占い師、訪問者は最初から怪しいと考えて、はっきりと断りましょう。

●キャッチセールス商法

街を歩いていて、アンケート調査やエステの無料体験、絵画の展示会があると言って、営業所や喫茶店などに同行させて、商品やサービスを契約させることを「キャッチセールス商法」と言います。キャッチセールスで多い商品・サービスは、宝石、絵画、ビデオ、会員権、化粧品、エステ、英会話などです。

キャッチセールスにより店舗へ行った場合は、法律上では訪問販売として位置づけられクーリング・オフの対象となります。

●アポイントメント商法

「あなたが当選しました」というハガキや電話で呼びだされ、指定された場所へ行くと、しつこく貴金属や絵画、会員権などの購入や契約をさせるのが「アポイントメント商法」です。口実は様々で、販売目的を隠して呼びだします。また、恋愛感情を巧みに利用する「デート商法」も含まれます。長時間の勧誘で根負けして契約してしまうケースが多いようです。

アポイントメント商法は、特定商取引に関する法律により、契約日を含めて8日間以内であればクーリング・オフにより無条件で契約解除ができますが、クーリング・オフを妨害されることも多いため、注意が必要です。知らない人からの突然の呼び出しには、慎重に対応してください。

クーリング・オフとは

クーリング・オフとは、訪問販売や電話勧誘販売などの特定商取引法で契約した場合に、一定の期間と条件内であれば消費者が一方的に契約の解除ができる制度です。特別な理由や何らかの費用負担の必要もありません。8日間・・・電話勧誘販売、特定継続的役務提供、訪問販売（アポイントメント商法、キャッチセールス商法）

20日間・・・連鎖販売取引（マルチ商法）、業務提供誘引販売取引（内職商法、モニター商法）

※ 通信販売には特定商取引法上のクーリング・オフ制度はありませんが、平成21年12月1日より、通信販売事業者に返品特約表示が義務付けられました。この記載がない場合は、購入者が商品を受け取った日から8日以内は契約解除を行えるようになりました。

悪徳商法の被害にあった時は・・・

これまでに説明した悪徳商法以外にもネットオークションでのトラブルやアダルトサイト利用料の不当請求、訪問販売でのトラブルや敷金返還トラブルなど気をつけなければならないものがたくさんあります。万が一被害にあった場合は、学生支援課や下記の機関に相談してください。

○最寄りの消費生活センター

・北海道立消費生活センター
☎050-7505-0999 平日9:00～16:30
<http://www.do-syouhi-c.jp/>

・札幌市消費者センター
☎011-728-2121 平日9:00～16:30
<http://www.shohi.sl-plaza.jp/>

・江別市消費者協会
☎011-381-1026
月～木9:30～16:30、金10:00～16:00
金（大麻出張所）☎011-382-4855
※ 居住地域の消費者センターへおかけください。

03-06

カルト

学内や他大学のサークル活動等に見せかけて、宗教団体やカルト団体に入会させられるということがあります。これらの団体は、最終的には対象者を金銭的・人間的に支配することを目的にしています。

手口としては、サークルへの勧誘やアンケート調査を装って、個人情報聞き出し、セミナーや合宿への参加を勧めるといったものです。人には様々な不安や悩みがあって、孤独におちいることがあります。そのような心のすき間を狙って、あたかも親切な人間のように近づき、巧妙なマインドコントロールで最終的に通常の生活ができない状況にしてしまうのです。何か怪しい話だと思ったら、最初から取り合わず、はっきり断ってください。聞くにしても複数名で聞くとか、入会の即答をしないで第三者（家族、友人など）に相談してから決めるといった慎重な姿勢が必要です。どんな状況でも自分を見失わず、強い意志を持ってください。

なお、個人情報については、カルト団体だけではなく、様々な団体があの手この手で狙っていますので、十分に注意して、安易に個人情報を知らせないでください。

あなたはNOと言えますか！？

ほんとに怖いカルトの勧誘 もよく読んでください。

4. 学生へのサポート

04-01

学生担当教員

本学では、学生一人ひとりへのきめ細かな支援を行うため、入学時より学生ごとに「学生担当教員」を配置し、学生の皆さんのあらゆる諸活動をサポートします。学生担当教員は、学生のニーズを理解し、学生の資質や可能性を最大限に引き出すよう務めていますので、修学上や学生生活における問題や悩み、進路等について積極的に相談してください。

学生担当教員は、下記のとおり学年によりアドバイザーと研究室指導教員に区分されます。アドバイザーは、入学時から専門ゼミ移行時まで担当し、専門ゼミ移行後は所属の研究室指導教員（獣医学群はユニット指導教員）が担当することになります。

学類	1年	2年	3年	4年	5年・6年
循環農学類	アドバイザー		研究室指導教員		
食と健康学類	アドバイザー		研究室指導教員		
環境共生学類	アドバイザー		研究室指導教員		
獣医学類	アドバイザー				ユニット指導教員
獣医保健看護学類	アドバイザー		ユニット指導教員		

89ページから学類・教員について紹介しています。そちらも確認してください。

04-02

オフィスアワー

オフィスアワーとは、教員が学生からの質問や相談を受けるために研究室に在室している時間帯のことです。出張や会議で不在の場合を除き、オフィスアワーで定められた時間は教員が研究室に在室して学生の質問や相談に応じます。授業のことで質問や、学校生活や進路のことで先生に相談したい場合は、積極的にオフィスアワーを活用してください。

なお、非常勤講師については、授業の前後に教室や非常勤講師室で相談を受け付けます。

オフィスアワーの確認方法

UNIPAメニュー「お気に入りタイトル」＞「オフィスアワー」を選択してください。

う場合もあるかもしれませんが、困ったことや迷っていることがありましたら、まずは学生相談室へ来てください。

アクセス

場所：学生サービスセンター1階

電話・FAX：011-388-4124（学生相談室直通）

メールアドレス：rg-caun@rakuno.ac.jp

受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00

相談できるのは？

本学学生の皆さんです。

学生のご家族や教職員も、学生に関する事柄について、相談することができます。

どんなことが相談できるの？

●心身の健康に関すること

疲れやすい、眠れない、食欲がない…

●性格に関すること

人前で緊張する、マイナス思考になりがち…

●対人関係に関すること

友達との関係が上手くいかない…

●日常生活に関すること

一人暮らしや寮生活、アルバイトについて…

●学業に関すること

履習相談、退学・休学…

04-03

学生相談室

学生相談室は、学生一人ひとりが、より良い学生生活を送るために必要なサポートをするところです。

「学生相談室に行くほどの悩みではないかも」と、迷

(必要に応じて、学内他部署または学外相談機関等を紹介する場合があります。)



学生相談室では、こんなことができます

- ・臨床心理士・公認心理師によるカウンセリング
- ・医師によるカウンセリング
- ・心理検査で自分を発見!
- ・待合コーナーでちょっと休息
- ・情報提供 (メンタルクリニックの紹介など)

学生相談室の利用方法

学生相談室では、予約をしてくださった方を優先してお話を伺います。相談予約をしてから来室することをお勧めしています。

1. メールで面接予約をする: rg-caun@rakuno.ac.jp

「面接を希望します」とメールをください。お名前、学籍番号、簡単な相談内容を記入してください。必ず、返信します (しばらく待っても返事が来ない場合はお手数ですが電話をください)。

2. 電話で面接予約をする

011-388-4124 (学生相談室直通) へ電話をして、面接予約をください。

3. 直接相談室に行って予約をする

学生サービスセンターの1階にありますので、窓口で直接予約をください。

今は相談することがないけれど、一度学生相談室を見学したい場合は、学生相談室の開室時間に自由に入室してください (待合コーナー)。

業担当教員へお知らせする制度があります。

この支援制度は、合理的配慮(※①)が基本となり、学生本人からの申請に基づき、大学と学生が配慮内容を協議したうえで適切な支援内容を検討するものであり、出席、成績や評価基準にかかわる配慮を行うものではありません。

【支援対象】

疾病、障がいを持つ学生のうち、修学において制限を受ける学生で、本人が支援を受けることを希望し、本学において支援の必要性が認められた学生が対象です。

【支援内容】

申請した学生本人と面談したうえで、合理的配慮(※①)をもって具体的な配慮事項を検討します。

【本学で実施している支援の一例】

ノートテイク(※②)……聴覚障がい

授業の録音許可……発達障がい (学習障がい) など

【申請方法】

次の書類を教務課へ提出してください。

【申請書類】

- ①「申請書」……UNIPA からダウンロードできます
- ②「診断書」または「診断書に準ずる書類」

* 提出期日など、詳しくはUNIPA上で確認できます。
配慮を希望する学生は教務課へご相談ください。

※① 合理的配慮とは、障害者の権利に関する条約第2条で、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義しています。

※② ノートテイクとは、授業中の先生の話し言葉や学生の発言など教室で起こっている音情報を、聴覚障がい学生に筆記で伝える手段です。ノートテイクは本学の学生が担当します。皆さんも酪農学園でともに学ぶ仲間をサポートしませんか?

毎年1~4月上旬にノートテイカーを募集しています。
詳しくは教務課へお問い合わせください。

04-04

配慮願い申請制度

本学では、障がいや病気などの理由で修学上の困難や不自由がある学生が授業を受ける際に、同じ授業を受講する他の学生と等しく学ぶことができるよう、その学生が必要とする具体的な配慮事項を「配慮願い」により授

04-05

学習支援室

B 4 号館 2 階に学習支援室があります。皆さんの自発的な学びを尊重し、英語、数学を中心に専門の先生が常駐し学習支援をしています。以下の内容で支援や相談を行っています。

■『講義をよく理解したい』大学での講義は、高校までの授業内容が理解されていることを前提に行われます。入学前の学習環境により学力に個人差があります。学習支援室ではそれを補うことができます。そして大学の講義がより理解できます。

■『苦手な分野を克服したい』誰にも苦手な分野があります。それを克服することで総合力がUPします。社会に出る前に学習支援室で克服しませんか。

■『進路実現をめざす』資格取得や就職試験を突破するためには、基礎学力が重要です。その支援策として年間に 4 回 SPI 対策講座を実施しています。ぜひ参加し

てみてはいかがでしょうか。

■『相談』学習に関わる相談、大学生活に関わる相談、悩みごとの相談など人生経験の豊富なスタッフが相談に応じます。

月曜日～金曜日の 8:15～20:00 まで開室しています。午前中は英語で、午後からは数学です。



04-06

学生生活援護会

学生生活援護会とは・・・酪農学園大学の学生（院生を含む）、全保護者、同窓生、教職員で構成され、学生生活の充実と学風の発展を図るために、学生の体育・文化等の課外活動に対する奨励援助を中心とした様々な事業を行っています。

※学生生活援護会の事務局は学生支援課が行っています。

主な事業

●課外活動に対する援助

課外活動補助事業	課外活動団体補助	補助対象のクラブ・サークルに年間活動資金の援助として、団体補助金を支給しています。
	課外活動遠征補助	全道・全国大会等に出場するクラブ・サークルの遠征（開催地が100km以上の遠隔地）に対して補助金を支給しています。
	課外活動特別補助	大学祭においての備品の貸与や補助金の支給、課外活動団体に対する備品補助、優秀団体・個人の表彰、強化指定クラブへの強化合宿補助などを行っています。
緊急対策事業	山岳遭難等対策	山岳遭難等の課外活動における突発的の事故に即時対応するため、緊急対策資金を準備しています。
	課外施設等修繕	緊急で早急に対処しなければならない場合に、課外活動施設設備・備品等の修繕を行っています。

●学生の福利厚生

短期貸付制度 (三愛金庫貸付金制度) ※ 三愛金庫とは・・・ 1979年9月4日附属農場火災時に学生のみなさんの情熱あふれる献身的な消火活動の協力に対し、学園並びに大学・短大から贈られた基金で設立したものであり、相互扶助の精神に基づくものです。	学生がやむを得ない事情で緊急に出資を必要とする場合、無利子による短期（60日以内）の貸付を行い学生の利便を図っています。 ・資 格 本学の学生および大学院生 ・貸付金額 1人1回につき50,000円以内とする ・返済期間 貸付日の翌日から60日以内、ただし特別の事情がある場合30日延長できる ・申込方法 学生証を提示のうえ、所定の用紙に必要事項を記入し、押印のうえ申し込むこと ・返還方法 貸付金の返還は一括返還とする ・そ の 他 万が一、貸付金の返還を怠った場合は、保証人に督促することがあります
修学者保険事業 (詳細は26ページ)	学生の正課中、課外活動中、通学中の災害事故に備え、入学時に全学生が学生教育研究災害傷害保険へ加入しています。 もし、事故等に遭い怪我をした場合には、学生支援課に相談に来てください。
一時給付金事業	学生の学生生活維持の手助けの一環として学資負担者の突発的な経済困窮に対して一時給付金を支給しています。
文化奨励事業	札幌交響楽団定期演奏会のチケットの無料配付を行っています。希望者は学生支援課に申し込んでください。
学生安全対策事業	学生居住区（文京台地区）の安全防犯対策として、学生自身でパトロール隊を組織し、巡回を行っています。また、学生支援課では防犯ブザーや命の笛を購入し、希望する学生に無料配付をしています。
学生生活充実事業	「食生活改善運動」（江別4大学・1短大共同企画）を後援しています。（詳細は87ページ）

04-07

個人情報の管理

本学ではみなさんの個人情報（名前、住所、成績等）について、「酪農学園大学個人情報の保護に関する規程」（詳細は115ページ）に基づき管理しています。



☎電話による呼び出しや問い合わせについて

注意

学生あての呼び出しや、伝言がよく電話でかかってきますが、電話では相手の身分が確認できません。このため、本学では学生個人のプライバシーを守る意味で学生の住所・電話番号・在籍しているか？などの問い合わせは、受け付けておりません。ご家族の方や友人などにも知らせてください。

また、学業に関する問い合わせは掲示や、UNIPA、関係する窓口で確認してください。

5. 健康管理について

05-01

医務室

医務室利用時間のご案内

学生サービスセンター 1 階
☎ 011-386-1024 (直通)

平日 (木曜日以外)	木曜日	土日祝日
9:00～17:00	9:00～17:00 12:00～12:45 学校医による相談日 ※変更する場合があります。	閉 室

※学校医による相談は、夏・冬・春期休業期間は休止します。

皆さんが充実したキャンパスライフを送るため、医務室には看護職が常駐しております。日常の健康を保持・増進させるため、さまざまな面から皆さんの健康をサポートしています。

医務室の主な業務

- ・ 定期健康診断 (4月)
- ・ 健康相談 ・ 健康診断書の発行
- ・ ケガや急病の応急処置 ・ 病気の相談
- ・ 病院の紹介



ケガなどをした時

医務室で可能な範囲の応急処置を行い、必要であれば大学周辺の医療機関を紹介します。(大学周辺の医療機関の案内図も用意しております)



気分が悪い時

風邪などで気分が悪い時や、めまいがする時などは、休養するベッドがありますので、我慢せずに利用してください。

相談をしたい時

悩んでいること、不安に感じていることはありませんか？

健康上の相談や悩みがある時も、医務室を利用してください。病気や障がいなどの個別相談もしております。

学校医による相談も実施しています。気軽に来室してください！

計測をしたい時

医務室には、身長体重体脂肪計、血圧計、体温計、視力、聴力、心電図計など各測定器があります。計測は、自分の体の状態を知る指標となりますので気軽に来室し健康管理に役立てましょう。

インフルエンザ等に感染したら病院に行き、後日医師の診断書、法定感染症病状証明書・医療機関受診証明書、病院で発行された薬の説明書、領収書等のいずれかを持参し、医務室へ来室してください。



- ※ 親元を離れる学生は、健康保険証（遠隔地被扶養者証）を携帯してください。体温計は必ず常備してください。
- ※ 定期健康診断の結果、異常を認めた場合には、UNIPA（メール）・携帯電話にて連絡し、医務室まで来てもらい、再検査や保健指導を行います。
- ※ 緊急の場合には、本人または保護者に電話連絡をすることがありますので、携帯電話に医務室の電話番号を必ず登録しておいてください。

救急時の対応について

1 POINT
アドバイス

学内で具合が悪い時、または具合が悪い人を見かけた時は、次の様な点に注意しましょう。

- 意識がない、非常に痛がっている等の時には、速やかに救急車（119 番）に連絡し、その後医務室へ連絡する
- 意識・呼吸・外傷・出血、その他の異常がないかを確認する
- 状況によっては、AED（自動体外式除細動器）を使用し、救急車（119 番）を呼ぶ

※ 夜間の急病

夜間急病センター（19:00～7:00）
江別市錦町 14 番地の 5 ☎ 011-391-0022

05-02

医療互助会

医療互助会は、学生の相互扶助精神に基づき本学に修学する学生の疾病・負傷・死亡について、医療費給付などを行い、さらに健康保持・増進を図ることを目的としています。酪農学園医療互助会会則（詳細は118ページ）を参照してください。

1. 会員及び会員証

本学の学生は、入学と同時に医療互助会会員となる資格があり、全員加入します。会費は年額2,000円で、年度初めの学費とともに納付します。（休学者は除く）

会員証は、大学が交付する学生証によってこれに代えます。学生証は、医療費給付の際に必ず必要ですから常に携帯するようにしてください。

2. 医療機関

会員はどの医療機関で診療を受けても差支えありません。

診療を受けた場合は、本会所定の「医療互助会給付金請求書」を本学ホームページ（学生生活、学生生活サポート、奨学金・助成制度、医療互助会）より、ダウンロードし、領収書のコピー*を添付し、学生支援課に提出してください。

※ 提出した領収書については返却できませんので、領収書はコピーを添付するようにしてください。

3. 医療費の給付

医療費給付率は、国民健康保険または社会保険（組合管掌保険）の適用を受ける場合と、受けない場合とでは異なります。

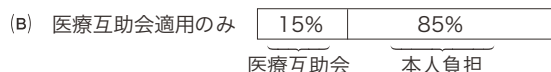
(A) 国民健康保険または社会保険の適用を受ける場合

医療費の本人負担額は、保険によって医療費総額の30%となり、医療互助会は、この本人負担分の30%を給付します。



(B) 国民健康保険または社会保険の適用を受けない場合

この場合は、医療費総額の15%を医療互助会が負担しますので、本人負担分は、85%となります。



※ 給付額を算出する際に10円未満は切り捨てとなります。

4. 給付制限

健康保険対象外の治療、健康診断、診断書および交通事故に対する給付はしません。なお、給付額は会員一人当たり年間100,000円が限度です。（月の請求限度額は80,100円までとなり、支給上限額は24,030円となっています。）

5. 弔慰金

会員が死亡した場合は、弔慰金（100,000円）を給付します。

6. 医療互助会給付金の支給

本人より提出された申請内容を査定し、給付額を決定します。該当者には、掲示により通知します。給付金受領時は、印鑑と学生証を必ず持参し、指定された期日内に学生支援課窓口まで取りに来てください。

ただし、定められた期日までに申請書を提出しない場合、または指定された期日内に受け取らない場合は、会則により給付金の権利を放棄したものとみなし、給付しません。

医療互助会の事務は、学生支援課が窓口となっていますので、不明な点がございましたら問い合わせてください。

2021年度 医療互助会給付スケジュール

4月	受付日：4/1（木）～4/30（金） 対象月：2～4月分 給付日：5/25（火）～7/26（月）	10月	受付日：10/1（金）～10/29（金） 対象月：8～10月分 給付日：11/25（木）～1/24（月）
5月	受付日：5/6（木）～5/31（月） 対象月：4～5月分 給付日：6/25（金）～8/23（月）	11月	受付日：11/1（月）～11/30（火） 対象月：10～11月分 給付日：12/24（金）～2/21（月）
6月	受付日：6/1（火）～6/30（水） 対象月：5～6月分 給付日：7/26（月）～9/24（金）	12月	受付日：12/1（水）～12/24（金） 対象月：11～12月分 給付日：1/25（火）～3/25（金）
7月	受付日：7/1（木）～7/30（金） 対象月：6～7月分 給付日：8/25（水）～10/25（月）	1月	受付日：1/6（木）～1/31（月） 対象月：12～1月分 給付日：2/25（金）～4/25（月）
8月	受付日：8/2（月）～8/31（火） 対象月：7～8月分 給付日：9/27（月）～11/25（木）	2月	受付日：2/1（火）～2/28（月） 対象月：1～2月分 給付日：3/25（金）～5/23（月）
9月	受付日：9/1（水）～9/30（木） 対象月：7～9月分 給付日：10/25（月）～12/23（木）	3月	受付日：3/1（火）～3/31（木） 対象月：2～3月分 給付日：4/25（月）～6/23（木）

※変更になる場合があります。

AED（自動体外式除細動器）とは、心臓に電気ショックを与え、誰でも簡単に安心して除細動を行えるよう設計された救命機器です。

本学では市民救護士講習会を定期的に行い、AEDの使用方法のほか、心肺蘇生法についても教職員や学生向けに講習会を行っています。



【設置場所】

学生サービスセンター2階 学生支援課前
中央館1階 学生ホール玄関入口（管理室横）
中央館6階 階段踊場
健民館1階 体育準備室横
健身館1階 管理室前
希望寮1階 ロビー前
清温泉1階 事務室前
動物医療センター本館1階 事務室
C2号館1階 廊下
C5号館2階 廊下
B1号館2階 廊下
本館1階 守衛室
フィールド教育研究センター センター棟事務室
フィールド教育研究センター 搾乳棟管理室
酪農学園ホール1階 女子トイレ前

※ 60～61ページの構内設置配置図参照

②保険金が支払われる事故の範囲

正課中（実習中の接触感染には対応）、学校行事に参加中、課外活動中（ただし、施設外の課外活動については大学に届け出た活動に限る）施設内における休憩中、住居と学校施設間の通学中、学校施設間の移動中の傷害事故について保険金が支払われます。詳しくは加入者のしおりをご覧ください。

③保険金が支払われない場合

故意、闘争行為、犯罪行為、病気、地震などの自然災害、戦争、暴動などによる傷害、及び航空機搭乗中の傷害などや通学、移動の経路から外れたり中断した場合や無許可車両（原付、自動二輪、自動車）通学中の傷害には保険金は支払われません。詳しくは加入者のしおりをご覧ください。

④保険金の種類及び額

担保範囲	医療保険	死亡保険金	後遺障害保険金
正課中、 学校行事中	治療期間1日 以上が対象	1,200万円	72万円～ 1,800万円
学校施設内外の 課外活動	治療期間14日 以上が対象	600万円	36万円～ 900万円
通学中、学校 施設間の移動中	治療期間4日 以上が対象	600万円	36万円～ 900万円

（2021年3月現在）

⑤保険料及び保険期間

保険料は、「学生生活援護会」で入学時に一括して支払います。保険期間は入学から卒業（退学）までの在学期間です。保険料金については加入者のしおりをご覧ください。

手続きについて

①事故発生

応急処置をとった後、病院などで手当てを受け、必ず領収証をもらってきてください。

②学生支援課窓口へ行き、学研災の対象になるか確認しましょう。

③対象になる場合は、事故報告書と事故通知ハガキを記入します。（ハガキは学生支援課で提出します）

④治療が終了したら、保険金請求手続きを学生支援課窓口で行います。（領収書のコピーが必要です。）

⑤保険会社から直接本人名義の口座に振り込まれます。（保険会社とのやりとりになります）

※ 医療保険金は、平常の生活ができるようになるまでの期間に応じて3,000円～300,000円、入院した場合は180日を限度に1日につき4,000円を加算して支払われます。

●学生教育研究災害傷害保険（学研災）

この保険は、正課中・学校行事中・サークル活動中・通学中やキャンパス内等で学生本人がケガをした場合に、傷害の程度や治療日数に応じて死亡保険金・後遺障害保険金・医療保険金などが支払われるものです。病気や家の中でのケガは対象になりませんので、注意してください。

この制度はほとんどの大学が加入している保険であり、本学でも教授会の決定により全員加入することになっています。

①加入について

入学と同時に「学生生活援護会」で一括して加入しますので、改めて加入手続きの必要はありません。

学生生活援護会規程（詳細は120ページ）を参照してください。

●学生・こども総合保険

(個人賠償責任危険補償付き)

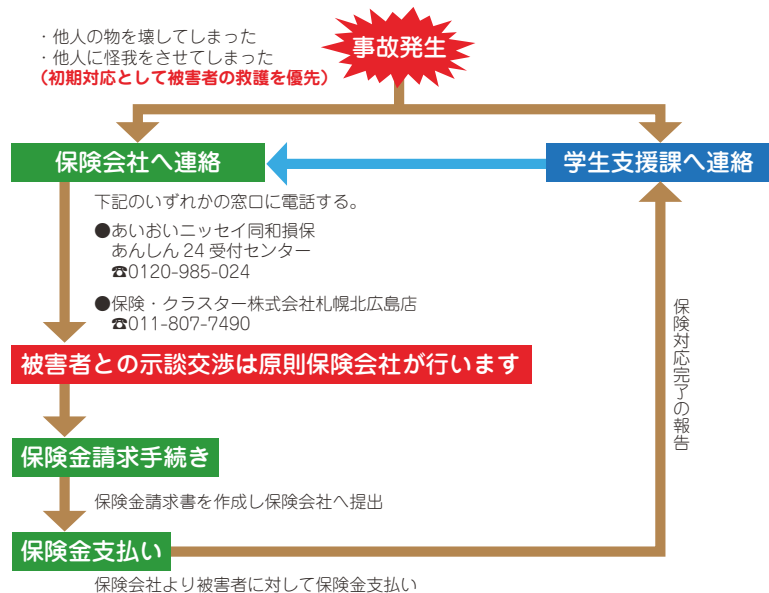
この保険は学校生活において偶然な事故により他人を負傷させてしまったり、他人の財物に損害を与え法律上の損害賠償責任を負担した場合等の補償をカバーしています。

※加入について

入学と同時に全員が加入していますので改めて加入手続きの必要はありません。

適用例

- ・学校からの帰り道に道路の凹凸につまずいて建物の窓ガラスに手をつき、破損させてしまった。



敷地内全面禁煙

No Smoking!

本学は、2011年4月より学園敷地内は全面禁煙です。ご協力ください。

これは、2000年に厚生労働省が制定した「21世紀における国民健康づくり運動」を具体化する法律、「健康増進法」が2003年5月から施行され、さらに「改正健康増進法」が2019年7月1日より施行され、「学校」は原則として敷地内が禁煙となりました。

学内での喫煙ルールに関しては、対話集会や学生からの投書などにより、禁煙を望む声が多かったため、どのようにすべきかを検討してきました。その結果、皆さんの友人である学生を受動喫煙から守るために本学は、2008年7月から分煙対策と喫煙場所の縮小に取り組み、2011年度より敷地内全面禁煙としています。



6. 授業料・奨学金について

06-01

2021年度入学生 学納金・その他の徴収金

【2021年度入学生 農食環境学群 循環農学類／食と健康学類／環境共生学類】
【学納金】

(円)

	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期
入学金	200,000							
授業料	445,000	445,000	445,000	445,000	445,000	445,000	445,000	445,000
実験実習料	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
施設設備費	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000
計	820,000	620,000	620,000	620,000	620,000	620,000	620,000	620,000
(年額計)	1,440,000		1,240,000		1,240,000		1,240,000	

【その他の徴収金】

(円)

		1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
		前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期
学類オリエンテーション費		5,000							
諸会費	医療互助会費	2,000	0	2,000	0	2,000	0	2,000	0
	学生生活支援会費	7,000	0	7,000	0	7,000	0	7,000	7,000
	同窓会費	30,000	0	0	0	0	0	0	0
計		44,000	0	9,000	0	9,000	0	9,000	7,000

【学納金・その他の徴収金合計】

(円)

	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期
合 計	864,000	620,000	629,000	620,000	629,000	620,000	629,000	627,000
(年額計)	1,484,000		1,249,000		1,249,000		1,256,000	

【2021年度入学生 獣医学群／獣医学類】

【学納金】

(円)

	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次		5 年次		6 年次	
	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期
入学金	300,000											
授業料	855,000	855,000	855,000	855,000	855,000	855,000	855,000	855,000	855,000	855,000	855,000	855,000
実験実習料	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000
施設設備費	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000
計	1,395,000	1,095,000	1,095,000	1,095,000	1,095,000	1,095,000	1,095,000	1,095,000	1,095,000	1,095,000	1,095,000	1,095,000
(年額計)	2,490,000		2,190,000		2,190,000		2,190,000		2,190,000		2,190,000	

【その他の徴収金】

(円)

		1 年次		2 年次		3 年次		4 年次		5 年次		6 年次	
		前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期
学類オリエンテーション費		5,000											
諸会費	医療互助会費	2,000	0	2,000	0	2,000	0	2,000	0	2,000	0	2,000	0
	学生生活支援会費	7,000	0	7,000	0	7,000	0	7,000	0	7,000	0	7,000	7,000
	同窓会費	60,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	74,000	0	9,000	0	9,000	0	9,000	0	9,000	0	9,000	7,000

【学納金・その他の徴収金合計】

(円)

	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次		5 年次		6 年次	
	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期
合 計	1,469,000	1,095,000	1,104,000	1,095,000	1,104,000	1,095,000	1,104,000	1,095,000	1,104,000	1,095,000	1,104,000	1,102,000
(年額計)	2,564,000		2,199,000		2,199,000		2,199,000		2,199,000		2,206,000	

【2021年度入学生 獣医学群／獣医保健看護学類】

【学納金】

(円)

	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期
入学金	200,000							
授業料	460,000	460,000	460,000	460,000	460,000	460,000	460,000	460,000
実験実習料	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000
施設設備費	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000
計	860,000	660,000	660,000	660,000	660,000	660,000	660,000	660,000
(年額計)	1,520,000		1,320,000		1,320,000		1,320,000	

【その他の徴収金】

(円)

		1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
		前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期
学類オリエンテーション費		5,000							
諸会費	医療互助会費	2,000	0	2,000	0	2,000	0	2,000	0
	学生生活支援会費	7,000	0	7,000	0	7,000	0	7,000	7,000
	同窓会費	30,000	0	0	0	0	0	0	0
計		44,000	0	9,000	0	9,000	0	9,000	7,000

【学納金・その他の徴収金合計】

(円)

	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期
合 計	904,000	660,000	669,000	660,000	669,000	660,000	669,000	667,000
(年額計)	1,564,000		1,329,000		1,329,000		1,336,000	

【その他の徴収金について】

1. 学類オリエンテーション費（照会先 学務部学務課 011-388-4128）
入学時に行われる各学類の新入生オリエンテーション実施に係る経費を、入学手続き時に徴収するものです。
2. 諸会費
大学は、次の各会から会費の代理徴収を受託しており、入学手続き時、学納金納付時に合わせて徴収するものです。
 - (1) 医療互助会費（照会先 教育センター学生支援課 011-388-4122）
学生の相互扶助精神に基づき、学生の疾病・負傷・死亡について医療給付等を行い、さらに健康保持、増進をはかることを目的とする医療互助会の会費を大学が代理徴収するものです。
 - (2) 学生生活援護会費（照会先 教育センター学生支援課 011-388-4122）
学生生活に対する奨励・援助等を目的とする学生生活援護会の会費を大学が代理徴収するものです。
（主な事業は課外活動補助・学生教育研究災害傷害保険への加入・三愛金庫（貸付制度）等を行っています）
 - (3) 同窓会費（照会先 酪農学園同窓会 011-386-1196）
同窓生間の交流と親睦を深めつつ、学園教育の発展に寄与することを目的とする同窓会の会費を大学が代理徴収するものです。

※ご不明な点については、それぞれの照会先に直接お問合せください。

06-02

授業料等の納付

納付期限

●納付期間（厳守）

前学期分：4月1日～ **4月30日**
後学期分：9月1日～ **10月15日**
年額一括納付：4月1日～ **4月30日**

※開始日または納付期限が、銀行休業日の場合、銀行翌営業日を開始日または納付期限とする。

納付方法

1. 『振込依頼書』は、毎年3月31日に翌年度分を保証人（学費負担者）宛に郵送いたします。後学期前に振込依頼書は送付しないため、先に前学期のみ納付される場合は、後学期分の振込依頼書を大切に保管願います。ただし、**新入生の後学期分は、8月31日**に郵送いたします。
1週間を過ぎても『振込依頼書』が届かない場合は、財務課に申し出て再交付を受けてください。
2. 『振込依頼書』は前学期分・後学期分・1年分の3枚綴りとなっておりますので、該当部分を切り取り使用してください。高等教育の修学支援新制度による授業料減免が採用の方は、各学期毎に振込依頼書を送付いたします。
3. 金融機関窓口より『振込依頼書』にてお振り込みください。現金・小為替・小切手等での納付はできません。「みずほ銀行」および「北洋銀行」の本支店窓口で振り込む場合、振込手数料は無料となります。
4. やむを得ずATMまたはインターネットバンキングから納付する場合は、**必ず事前に財務課（011-388-4114）までご連絡ください**。振込依頼欄に「**依頼人コード**」「**学生氏名**」の順に両方を入力してお振り込みください。
保証人氏名等でお振り込みされた場合、学生の特定ができなくなるおそれがありますので、**必ず「学生氏名」**でお振り込み願います。

【振込先】

みずほ銀行 札幌支店 普通 2585305
または
北洋銀行 江別中央支店 普通 3099754
受取人：ガク）ラクノウガクエン

留意事項

1. 休学等により上級年次に進級できなかった場合は、当該年次の授業料等を適用します。
2. 納付期限までに納付がない場合は、保証人および学生宛に督促します。
3. 特別な事情で、期限までに納付できない場合は、**各学期の納付期間内に『授業料等延納願』を学務課（011-388-4128）に提出することにより**、前学期は6月20日、後学期は12月15日まで納付期限が猶予される制度があります。詳細は49ページを参照ください。
4. 保証人の氏名・住所等に変更が生じた場合は、速やかに教務課にお知らせください。

休学・退学時の授業料等

前学期は4月30日、後学期は10月15日の納付期限を過ぎてからの休学または退学の願い出には授業料等の納付が必要です。（新入生の前学期は、この限りではありません）詳細は、授業料等に関する規程（110ページ）を参照ください。

修学継続上の相談等が生じた場合は、早めに学生担当教員または教務課に相談してください。

照会先

- 授業料の延納・督促に関すること
学務課（011-388-4128）
- 休学・退学、授業料免除、奨学金、高等教育の修学支援新制度の申込・採用に関すること
学生支援課（011-388-4122）
- 保証人（学費負担者）の氏名・住所変更
教務課（011-388-4125）
- 振込依頼書の再交付、その他授業料等納付および高等教育の修学支援新制度の授業料等納付に関すること
財務課（011-388-4114）

●奨学金の目的

奨学金制度は、経済的に困窮している学生に対し、学資金を給付または貸与することにより、学業に専念できる時間をより多く確保し、安心して学生生活が送れるよう支援することを目的としています。

●出願する前に

奨学金には出願資格・選考基準があり、採用人数にも限りがありますので、仮に条件を備えていたとしても申請者全員が採用されるとは限りません。ほとんどの奨学金は貸与になりますので、卒業後は必ず返還することになります。貸与終了後は返還することを理解してください。

したがって、出願する前に家族と相談して、家計の状況を理解したうえで、奨学金を必要とするのかを十分検討してから申し込みをしてください。

●日本学生支援機構奨学金の申込から採用まで

1. 説明会に出席する

4月上旬に「奨学金申込説明会」が行われますので、希望者は必ず出席してください。年度途中の募集はありません。

奨学生願書の記入方法、必要書類の説明があります。説明会の日時等については、「奨学金掲示板」で確認してください。

2. 出願書類の提出

説明会に出席した後、必要書類をそろえ、学生支援課へ提出してください。

出願期間については、説明会でお知らせします。

3. 各種奨学金の選考結果が決定

提出された願書、家計状況、成績などに基づいて推薦・採用が決定されます。決定した学生については、学籍番号を「奨学金掲示板」に掲示します。

4. 採用されなかった場合

もし、採用されなかった場合は二次採用が9月にある場合がありますので、その時は「奨学金掲示板」およびUNIPAにてお知らせします。

●奨学生の義務

日本学生支援機構は、「奨学金継続願」を提出してもらい、人物・学業成績・経済状況を総合的に考慮し奨学生にふさわしいかどうかを認定します。

「奨学生継続願」については、「奨学金掲示板」およびUNIPAにてお知らせします。

学業成績が不振の場合や、生活状況が奨学生として適当でないと認められた場合は、奨学金の交付が停止または廃止されます。

奨学生は勉学に精励し、資質の向上に努めてください。

奨学金掲示板とUNIPAは必ずチェックしましょう

奨学金説明会の開催日、申込受付期間、奨学金採用者の発表、そして奨学生に採用されてからも「奨学金継続願」の提出という大切な手続きもあります。

奨学金に関することはすべて「奨学金掲示板」およびUNIPAにてお知らせしています。

掲示に注意しなかったために、不利益を被るのは学生自身になりますので十分注意してください。

●その他の制度（地方公共団体及び民間育英事業団体奨学金）

各団体により、貸与月額が異なり、採用人数も少数で募集時期も一定していません。本学に募集がある場合は、その都度「奨学金掲示板」にてお知らせします。大学を bypass せず直接募集する場合がありますので、出身地の教育委員会や福祉事務所に各自で問い合わせることも必要です。

なお、各自で申請した場合でも、採用が決定した時には学生支援課に必ず報告をお願いします。

●高校在学中に日本学生支援機構奨学生の採用候補者として決定した学生（予約採用）

「令和3年度大学等奨学生採用候補者決定通知」を学生支援課に提出してください。（提出日は新入生オリエンテーションでお知らせします）

引き換えに学生支援課から渡される「ユーザーID・パスワード」が記載された進学届の提出マニュアルに従って指定期日までに必ずインターネットで入力をしてください。

この手続きをしないと採用は取消しになります。

●高校在学中に日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた学生

『在学届』を学生支援課に提出してください。

『在学届』を提出することにより、大学在学中の返還が猶予されます。

奨学金等一覧表

●奨学金制度

団体名	大学・大学院別		学年別・月額または年額						月額 年額別	学力基準等	備考
			1年次 (修士1)	2年次 (修士2)	3年次 (博士1)	4年次 (博士2)	5年次 (博士3)	6年次 (博士4)			
日本学生支援機構 第一種奨学金 (無利子)	大学院		5万・8.8万円		8万・12.2万円				月額	[大学院] 成績が特に優れている者 [大学] 1年次3.5以上（高校の成績） 2年次以上前年成績 上位1/3以上	・併用貸与 第一種奨学金を受けてもなお困難であり併用の基準に合致する場合は第二種奨学金を併せて受けることが可能 ・入学時特別増額貸与 「国の教育ローン」の融資を受けることができない世帯の子弟に限る 貸与額は、10万・20万・30万・40万・50万円 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/index.html 担当事務は学生支援課
	大学	皂	2万・3万・4万・5.4万円（最高額は基準あり）								
		皂外	2万・3万・4万・5万・5.4万・6.4万円（最高額は基準あり）								
日本学生支援機構 第二種奨学金 (有利子)	大学院		5万・8万・10万・13万・15万円						月額	学習意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者	
	大 学		2万・3万・4万・5万・6万・7万 8万・9万・10万・11万・12万円 ※獣医学類のみ14万円を選択可能								
日本学生支援機構 給付奨学金	大学	皂	12,800円・25,600円・38,300円						月額	GPA 上位1/2以上 学修意欲を有していることが学修計画書で確認できること	・3段階の家計基準あり ・毎年度10月に支給額の見直しあり ・給付奨学金に採用されたと併せて授業料減免が受けられます https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html 担当事務は学生支援課
		皂外	25,300円・50,600円・75,800円								
酪農学園大学 給付奨学金	大 学		—	36万円				年額	前年度 GPA2.6以上	担当事務は学生支援課	
酪農学園大学 特待生制度 (給付)	大 学		—	24万円				年額	学業成績（前年度学業成績）・人物、並びに課外活動において優秀な学生	給付奨学金 担当事務は学生支援課	
株式会社丹波屋 給付奨学金	大 学 農食環境学群 3年次在学学生		—	36万円			—	年額	北海道農業関連産業に就職の意思を有する学生 前年度 GPA2.35以上	・家計基準あり ・他給付型奨学金との重複可 担当事務は学生支援課	

※ 〇：卒業後返還義務があります。

●授業料免除制度について

学生への経済支援策として本学独自の授業料免除制度があります。

国の修学支援制度を受けている方は重複して申請することができません。

1. 授業料免除

学資を主として負担している者が、次のような理由で授業料の納付が困難であり、学業成績優秀な学生に授業料の半額を免除することを目的とした制度です。

- 1) 死亡又は生別した場合。
- 2) 失職した場合。
- 3) 病気又は事故等で、著しく収入が減少した場合。
- 4) 火災、風水害等の災害を受けた場合。

入学後に上記事由が発生した場合は、1年以内に学生支援課に相談に来てください。

●免除制度

制度名	大学・大学院別	免除額(全学年共通)	備考
授業料免除	大学院	授業料の半額免除	前学期4月30日申請締切 後学期10月15日申請締切 担当事務は学生支援課
	大学		
兄弟姉妹等同時修学授業料減免	大学	後学期授業料1/2相当額減免	5月21日申請締切 担当事務は学生支援課
私費外国人留学生授業料免除	大学院	前学期または後学期授業料の半額免除	担当事務は国際交流課
	大学		

●奨学金・授業料免除の相談は学生支援課へ

家計支持者の失職・死亡または災害等により、家計が著しく困難になった時は日本学生支援機構奨学金の緊急(第一種相当)・応急(第二種相当)採用制度や本学独自の「授業料免除制度」を利用することもできますので、学生支援課に相談に来てください。その他奨学金に関する質問も気軽に学生支援課に来てください。

7. 図書館の利用案内

大学附属図書館は、情報の宝庫。図書だけではなく、雑誌や新聞、DVDや語学CDなど視聴覚資料も揃っています。レポートに、卒業論文に、フル活用しましょう。

07-01

図書館の開館時間

	通常期間	学生休業期間
平日	8:40~20:00	8:40~17:00
土曜日	補講日、試験日は 8:40~17:00 それ以外は休館	
休館日	日曜、祝日、入試日、本学規定の休日	

※ 臨時の休館等は、掲示、図書館ホームページでお知らせします。

07-02

図書館利用のルール

📦 荷物はロッカーへ

3階入口前または4階フロアのコインロッカーを利用してください（100円硬貨が必要です。使用後に返却されます）。使用は図書館の開館時間内です。

📵 携帯電話禁止

館内ではマナーモードまたは電源をオフにしてください。トイレ前ロビーやフロアの隅で話すことは他の利用者への迷惑となります。

🚫 飲食禁止

資料や設備を清潔に保つため飲食を禁止しています。ただし、キャップ付きの容器（ペットボトルや水筒）の飲料に限り、持ち込みを認めています。

07-03

フロアガイド

図書館は中央館3～7階にあります。

7階／オープンPCフロア

コンピュータ（学習・研究用）



6階／マルチメディアフロア

視聴覚資料（語学CD、ビデオ、DVD等）、AVブース、大判プリンタ、文献検索コーナー、グループ学習室、ラーニングコモズ、コインロッカー



出入口



5階／雑誌フロア

雑誌、卒業論文・修士論文・博士論文、コピー機、カラーコピー機、製本室



4階／図書フロア

一般図書、文庫本・新書、コインロッカー



3階／インフォメーションフロア

新聞コーナー、参考図書（辞書・事典類）、大型本・地図、黒澤西藏資料、建学原論資料、年鑑・白書、コインロッカー、コピー機



出入口



07-04

図書館資料の利用方法

【読む】3・4・5階へ

- 各フロアにある図書・雑誌・新聞は自由に読むことができます。
- 読み終えた資料は直接書架に戻さず、返本台に置いてください。
- 書庫の資料の閲覧希望者は、カウンターに問い合わせてください。



【見る】6階へ

- 視聴覚資料（ビデオ・DVD等）はAVブースで視聴できます。視聴したい資料と学生証をカウンターへお持ちください。一部のビデオは館外貸出もできます。
- 見終えた資料は6階カウンターへ返却してください。
- 図書館のAVブースで視聴できるのは、図書館が所蔵する資料に限ります。



【借りる】3・6階カウンターへ

- 借りたい資料と学生証をカウンターにお持ちください。
- 背に赤いラベルが貼付されている禁帯出資料は借りられません。
- 学生休業期間は、長期貸出として図書・録音資料の貸出期間が延長されます。



●貸出冊数と貸出期間

	学 生		大学院生	
	期 間	冊 数	期 間	冊 数
図 書	2週間	合計15冊	1ヵ月	合計30冊
雑 誌	1週間		1週間	
新着雑誌	翌 日		翌 日	
録 音 資 料	2週間		2週間	
映 像 資 料	1週間	5点	1週間	5点

※ 新着雑誌：当年1月～12月発行分

【返す】3・6階カウンターへ

- 期限日までにカウンターに返却してください。
- 閉館時は中央館2階入口の「返却ポスト」を利用してください。
- 延滞すると返却日当日は貸出・更新を受けられません。
- 資料を紛失、汚損した場合は、同一資料または相当額をもって弁償していただきます。



【予約する】3・6階カウンターへ

- 貸出中の図書に予約をすると、返却後優先的に借りることができます。オンラインで予約することもできます。



【更新する】3・6階カウンターへ

- 貸出を継続したい場合は、期限内に資料と学生証をカウンターに持参して更新の手続きをしてください。
- オンラインで更新することもできます。
- 予約が入っている資料は更新できません。

【コピーする】3・5階へ

- モノクロコピー機（コイン式）は3階、モノクロコピー機（プリペイドカード式）は5階にあります。
- カラーコピー機（コイン式）は5階にあります。
- プリペイドカードは中央館1階の自動販売機または生協で購入してください。コピーは図書館が所蔵する資料に限ります。ノートやプリント、私有の図書や雑誌などのコピーはご遠慮ください。なお、コピー機を利用する際は、備え付けの「申込書」に記入してください。





07-05

図書・雑誌の探し方

(1) コンピュータで探す

各フロアにはOPAC (Online Public Access Catalog) と呼ばれる蔵書検索用のコンピュータがあります。書名、著者名などを入力して、求める資料が図書館にあるかどうか調べることができます。

インターネットでも蔵書を検索できます。

パソコン：<http://opac.rakuno.ac.jp/>

モバイル：<http://lib.rakuno.ac.jp/webopac/mobtopmnu.do>



(2) 検索結果を見る

[図書]

「書名」「配置場所」「請求記号」が図書を探す手がかりになりますので、メモしておきましょう。検索結果を印刷することもできます。

[雑誌]

自分に必要な巻号が所蔵されているかどうか確認してください。

※ 配置場所が「図書館書庫」となっている図書・雑誌は書庫に保管されています。閲覧を希望する場合は、カウンターに問い合わせてください。



(3) 書架に探しに行く

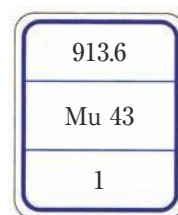
[図書]

図書の背に貼付されている請求ラベルで探します。書架には請求記号順に並べられています。

[雑誌]

雑誌類は5階にあります。和雑誌（国内発行の雑誌）はタイトルの五十音順に、洋雑誌（海外発行の雑誌）は、ABC順に並べられています。

※ 所定の場所に資料が見当たらない時は、OPACで貸出中でないか確認してください。また他の方が館内で利用している場合もあります。



07-06

図書館をもっと活用する

図書館講習会

より効果的に図書館を利用するための講習会を行っています。

時期・内容は掲示、図書館ホームページなどでお知らせします。

【図書館ビギナーガイドンス】

一年生向けの図書館利用方法の説明、OPAC（蔵書検索）から図書の探し方を実習します。

【文献ガイドンス】

論文作成に必要な文献情報の収集法について、文献データベースの操作の仕方を実習します。

【その他の講習会】

英語論文の書き方の講習などを行っています。

図書館にない資料の入手方法

求める資料が図書館にない場合は、次の方法がありますのでカウンターに申し込んでください。

【購入希望】

- ・図書館に備えてほしい図書や視聴覚資料をリクエストすることができます。

【文献複写】

- ・本学にない文献を他の図書館から取り寄せることができます。

【現物貸借】

- ・本学にない図書を他の図書館から借りることができます。

【他大学図書館の利用】

- ・他大学図書館を訪問して利用することができます。
- ・紹介状が必要な場合がありますのでカウンターに問い合わせてください。

北海道地区大学図書館相互利用サービスとは？

加盟大学の図書館は、紹介状がなくても学生証のみで閲覧・貸出ができます。道内の大学図書館間の相互協力をさらに推進し、教育・研究活動の発展に貢献することを目指して設けられたサービスで、札幌近郊で40校余りが加盟しています。

レファレンスサービス

資料や図書館の利用についての案内、調査したい事柄や疑問に応じ適切なアドバイスをしています。お気軽にカウンターへご相談ください。

図書館施設紹介

【オープンPCフロア】7階カウンターへ

- ・パソコンを使用した実習ができます。論文作成、インターネットによる調査などに利用してください。
- ・ノートPC・iPadを貸出しています。
- ・図書館と中央館1階・2階では無線LANが利用できます。



【グループ学習室】6階カウンターへ

- ・3室あります。5名以上、90分以内で利用することができます。
- ・予約が必要です。
- ・ゼミ、サークル活動、勉強会などに利用してください。



【ラーニングコモンズ】6階

- ・少人数で相談しながら学習できるスペースで、予約不要です。4セットテーブル・ソファ・ホワイトボードがあります。



【文献検索コーナー】6階

- ・雑誌論文の情報や新聞記事の検索、電子ジャーナル・電子ブックを閲覧できます。



【AV編集室】6階カウンターへ

- ・大判カラープリンタがあります。垂れ幕やポスターなどの作成ができます。



【製本室】6階カウンターへ

- ・裁断機、製本機などがあります。クラブ、サークル活動などの会報の作成に利用してください。

携帯電話の活用

図書や雑誌の検索のほか、借りている資料の確認や更新手続き、図書の予約、開館日の確認もできます。下記のアドレスかQRコードからアクセスください。



<http://lib.rakuno.ac.jp/webopac/mobtopmnu.do>

図書館ホームページ

さらに詳しい利用方法や最新のお知らせは図書館ホームページに掲載しています。

<http://library.rakuno.ac.jp/>

8. 留学・国際交流及び社会貢献活動

大学は教育機関であるだけでなく、国内外の社会とつながりを持ち、広く貢献するという大きな役割も担っています。酪農学園大学社会連携センターは、このつながりを提供する窓口としてさまざまな活動を展開しています。

08-01

海外研修・留学プログラム

本学国際交流課では、長期休業（夏季・春季）中に参加できる短期海外留学・研修や、学術交流協定校への長期留学など、本学学生のニーズに合ったプログラムを企画し、学生を派遣しています。国際交流課主催のプログラムでは、派遣学生選考の際、TOEICのスコアを重視しますが、英検やTOEFL等、TOEIC以外の語学能力を示す資格を持っている場合は、その資格も参考にします。

また、長期海外農業研修を希望する学生には、各自の希望地域・希望業種に合った派遣団体を紹介しています。プログラムの追加・変更につきましては、随時UNIPAでお知らせします。

1. 短期海外留学研修プログラム

（2021 年度予定）

研修内容	派遣国	派遣先	時 期	期 間	奨学金
集中英語	カナダ	アルバータ大学	夏季休業中	4 週間	20万円
海外農業研修サポート	カナダ	農場	随 時	4 週間	20万円
大学院生留学サポート	北米地域	協定機関	随 時	4 週間	30万円
ベーシック・アニマルハンドリング	アメリカ	フィンドレー大学	春季休業中	3 週間	なし
単位互換プログラム （対象：獣医学類5年）	タイ	カセサート大学	9月～12月	3ヵ月間	条件付



▲アメリカ・フィンドレー大学で研修中の学生たち

※ アルバータ大学研修の奨学金受給者は、TOEIC-IP試験のスコアにより選考されます。

2. 長期海外留学プログラム

（2021 年度予定）

酪農学園大学学生の留学に関する規程（詳細は 108 ページ）を確認すること。

研修内容	派遣国	派遣先	時 期	期 間
授業履修（授業料免除）	アメリカ	フィンドレー大学	8月開始	約9ヵ月間
英語研修	カナダ	アルバータ大学	1、3、5、7、9、11月開始	7週間～
英語研修	カナダ	サスカチュワン大学	1、5、9月開始	13週間～

3. その他の農業研修

主催団体名	派遣国	期 間	備 考
公益社団法人 国際農業者交流協会（JAEC） https://www.jaec.org/	スイス、オランダ デンマーク、ドイツ アメリカ オーストラリア	3～19ヵ月	2018年度3名 2019年度2名 2020年度2名※ ※派遣待機中
公益財団法人 北海道農業公社 https://www.adhokkaido.or.jp/ninaite/dispatch/	ニュージーランド デンマーク、オランダ アメリカ、カナダ	3～12ヵ月	2018年度2名 2019年度1名

こんな時はまず国際交流課にご相談ください！

- ・夏休みや春休みに短期で留学したい！・・・留学プログラムを紹介します
- ・自分で見つけた留学プログラムでも大学に手続きは必要？・・・渡航の手続きが必要です
- ・1年間休学して海外留学したい！・・・渡航の手続きと休学の手続きが必要になります

【注意】本学では、日本外務省の危険レベルおよび感染症危険レベル2以上の国・地域への渡航を禁止しています。

08-02

TOEIC (Test of English for International Communication)

英語によるコミュニケーション能力を幅広く評価する世界共通のテストです。世界160カ国以上で実施され、年間約700万人が受験しています。企業、官公庁、学校など約3,400団体が採用しています。

公開テスト(受験料6,490円)は年間10回実施されていますが、国際交流課では2021年度、酪農学園大学内で受験できるTOEIC-IP (Institutional Program) テストを5回、自宅などでも受験できるTOEIC-IPテストオンラインを2回、それぞれ実施を予定しています。また、試験対策のためのe-learningも実施する予定です。詳細はUNIPAで発信しますので、積極的に活用してください。

受験料: 4,314円(会場実施、切手代84円込)

4,230円(オンライン)

申込方法: 会場実施は酪農学園生協書籍店、オンラインは国際交流課にて

※本学学生は、受験料4,230円のうち2,000円を国際交流課で助成します。ただし予算が払底次第終了します。

● 2021年度 TOEIC-IPテスト(会場/オンライン) 実施スケジュール

試験日	申込締切日	結果返却日
2021年 5月15日(土)	2021年 5月14日(金)	2021年 5月25日(火)
2021年 6月12日(土)	2021年 6月11日(金)	2021年 6月22日(火)
(オンライン) 2021年 8月21日(土) ～ 9月 3日(金)	2021年 8月12日(木)	(結果閲覧期間) 2021年9月上旬 ～10月31日(日)
2021年10月23日(土)	2021年10月22日(金)	2021年11月 2日(火)
2021年12月 4日(土)	2021年12月 3日(金)	2021年12月14日(火)
2022年 1月22日(土)	2022年 1月21日(金)	2022年 2月 1日(火)
(オンライン) 2022年 2月12日(土) ～ 2月25日(金)	2022年 2月 3日(木)	(結果閲覧期間) 2022年3月上旬 ～ 4月30日(土)

【会場実施の注意事項】

※各回で受験者が10名に満たない場合は、中止になることがあります。
※新型コロナウイルスの感染拡大状況により、中止またはオンラインに変更になることがあります。

08-03

青年海外協力隊としての活躍

本学からの青年海外協力隊派遣人数は累積で約270名を超えており、多くの卒業生が開発途上国で活動しています。派遣国は、アフリカ、中南米、アジア、中近東などのうち、開発途上国に分類される国々です。本学卒業生の多くは、獣医・衛生、家畜飼育など、本学が高い専門性を有している教育・研究分野に関連する職種で派遣されています。最近では、地球環境問題への対応を求められる分野である「環境教育」の分野で派遣される隊員数も増加しています。青年海外協力隊の募集は、年2回(春・秋) JICAが行っています。

■ 本学卒業生の青年海外協力隊派遣実績 (2020年12月現在)

学類	職種	獣医・衛生	家畜飼育	環境教育	コミュニティ開発	野菜栽培	理科教育	畜産・乳製品加工	飼料作物	農業協同組合	食料作物・稲作栽培	食品加工	農業機械	きのこ栽培	土壌肥料	家政・生活改善	栄養士	公衆衛生	感染症・エイズ対策	統計	花き栽培	病虫害対策	マーケティング	青少年活動	視聴覚教育	幼児教育	生計調査	動物学	ソーシャルワーカー	その他	合計
循環農学類 (旧農学学科、農業経済学科、短大含む)		62	1	5	11	5	6	6	5	4	1	3	2	1	1		1		1	1	1			1	1		1	1	1	121	
食と健康学類 (旧食品科学科、食品流通学科含む)		2				2	4					3					2	1												14	
環境共生学類 (旧経営環境学科、地域環境学科、生命環境学科含む)			14	4	3														1					1						23	
獣医学類 (獣医学科含む)		61	4	1	2	1												1					1				1			72	
獣医保健看護学類																1	1						1							0	
大学院		34	4	2																		1								43	
合 計		95	72	18	11	11	10	6	5	4	4	3	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	273	



08-04

SDGs (持続可能な開発目標) 達成に貢献していきます!

SDGs (持続可能な開発目標) は、2015年9月に国連総会で採択された国際社会共通の目標です。

本学は「三愛主義」及び「健土健民」という建学の精神・理念に基づき、天一地一人の共生と循環に配慮しつつ、「食」、「農」、「環境」を根幹とした実学教育を展開しており、SDGsの理念と重なる部分が多くあると言えます。以上のことから、本学は教職員・学生も協働でSDGs達成に貢献してまいります。採択されてから5年以上が経過したSDGsですが、目標達成には依然として届いておりません。これからも酪農学園大学として取り組むべき課題に挑戦していきますので、ご協力をお願いします!



08-05

「酪農PLUS+」のマスコットキャラクター「サンディー」クリアファイルプレゼント!

地域連携課では『酪農PLUS+』というwebサイトを運営しており、酪農現場で使える「ロープワーク集」や、お家で簡単にできる「ミルクレシピア集」、本学の教員や学生の研究紹介など、多くの皆様にとって有益な情報を配信しています。本学教員が回答する「質問コーナー」では授業での疑問を匿名で質問することができるので、是非活用してください!

また、地域連携課ではFacebookとInstagramを運営しています。どちらかをフォロー or いいね! してくれた新入生全員に『酪農PLUS+』のマスコットキャラクター「サンディー」のクリアファイルをプレゼントしますので地域連携課までお越しください!



マスコットキャラクター
サンディー



酪農PLUS+
QRコード

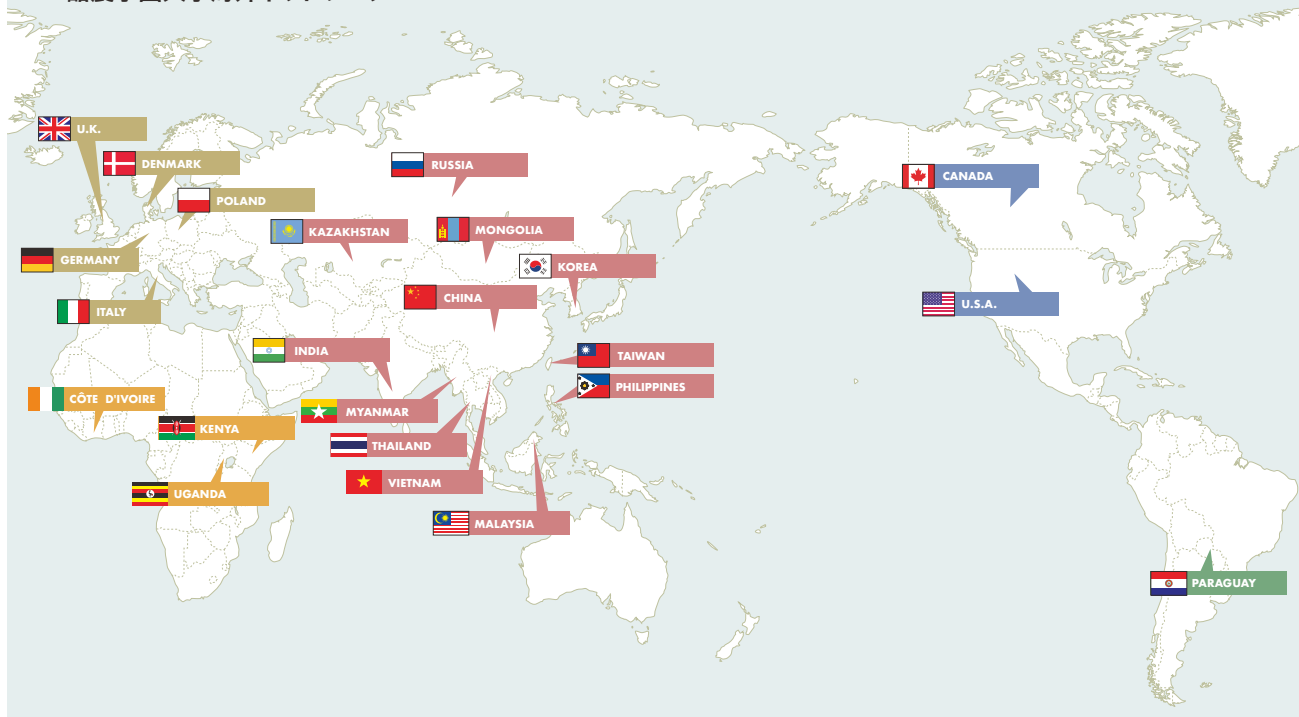


Instagram
QRコード



Facebook
QRコード

酪農学園大学海外ネットワーク



外国人留学生

● 本学の留学生

本学には、中国、韓国、台湾などから来た約25名の留学生が在籍しています。

毎年バスツアーを計画して交流をしています。2020年度は学内で交流会を行いました。交流会では、授業や生活の状況、今後バスツアーで行きたい場所ややりたいことなど、留学生の話を直接聞くことができました。



他にも短期研修生や研究者の方が大学に滞在することがあります。

学内で見かけたら、ぜひ声をかけて交流してみてください。

● 環境共生学類4年

TEERGEN (テルゲン)



私は中国の内モンゴルから来ました。元々環境問題に興味があり、自然環境と共生していくために貢献できる人になるという目標を目指して酪農学園大学の環境共生学類を選択しました。今は、環境リモートセンシング研究室の一員となり、二年間でリモートセンシング各技術を身につけ、内モンゴル草原の砂漠化問題について勉強を続けたいです。

海外留学を経験した先輩からのメッセージ

● 獣医学類3年

砂崎 香恋

私は2019年の8月からおよそ8ヶ月の間アメリカのオハイオ州にあるフィン



ドレー大学へ留学していました。馬や牛、羊、山羊、豚、アルパカ、ラマなど様々な動物に関わる勉強をし、実際にそれらの動物たちを使った実習に参加しました。留学をすることで酪農学園大学で学んだことや経験したことをさらに深く、そして新たな視点から捉え直すことができます。交友関係が広がり、世界中の友達ができるのも留学の大きな魅力です。是非在学中に留学を検討してみてください。

学術交流協定機関一覧

23カ国44機関（2021年4月現在、地域別、五十音順）

地域名	国 名	機 関 名	協定締結日
アジア	インド India	サムヒギンボトム農業科学技術大学 Sam Higginbottom University of Agriculture, Technology and Sciences	2007.10.25
	カザフスタン Kazakhstan	国立バイオテクノロジーセンター National Center for Biotechnology アルファラビカザフ国立大学 Al-Farabi Kazakh National University	2009.12.25 2009.12.25
	韓国 Korea	国立韓京大学校 Hankyong National University 韓国食品開発研究院 Korea Food Research Institute	1994.10.14 2001.10.31
	タイ Thailand	マヒドン大学 Mahidol University 熱帯医学部 Faculty of Tropical Medicine (2013.9.23) 獣医学部 Faculty of Veterinary Science (2015.11.25)	2013. 9.23
		チュラーロンコーン大学 Chulalongkorn University	2014. 2.28
		カセサート大学 Kasetsart University	2014. 3. 3
		保健省医科学局 Department of Medical Sciences, Ministry of Public Health	2015. 3.25
		コンケン大学 Khon Kaen University	2015. 4.28
		タマサート大学 Thammasat University	2016. 3.22
		国立嘉義大学 National Chiayi University	1997.11.30
	台湾 Taiwan	国立屏東科技大学 National Pingtung University of Science and Technology	1998. 8.31
		国立中興大学 National Chung Hsing University	2007. 8.15
	中国 China	内蒙古農業大学 Inner Mongolia Agricultural University	1988. 8. 9
		新疆農業大学 Xinjiang Agricultural University	1997. 7.31
		内蒙古民族大学 Inner Mongolia University for the Nationalities	2002. 2.16
		陝西省動物研究所 Shaanxi Institute of Zoology	2012. 1.20
	フィリピン Philippines	東フィリピン大学 University of Eastern Philippines	2002. 2. 4
	ベトナム Vietnam	ハノイ公衆衛生大学 Hanoi University of Public Health	2013. 9.27
		ベトナム国立農業大学 Vietnam National University of Agriculture	2014. 7.29
		国立獣医学研究所 The National Institute of Veterinary Research	2019. 1.28
	マレーシア Malaysia	サバ大学 Universiti Malaysia Sabah	2011. 8.24
	ミャンマー Myanmar	ミャンマー獣医学科学大学 University of Veterinary Science, Yezin, Nay Pyi Taw	2013.10. 7
	モンゴル Mongolia	モンゴル生命科学大学 Mogolian University of Life Sciences	2009. 3.23
		フスタイ国立公園 Hustai National Park Trust	2012. 8.18
		モンゴル国立大学 National University of Mongolia	2021. 2.25
	ロシア Russia	ロシア極東農業大学 Far Eastern State Agrarian University	2014. 6.16
北米	アメリカ U.S.A.	オハイオ州立大学 The Ohio State University 獣医学部 (1988.11.17) The College of Veterinary Medicine 食品・農業・環境科学部 (1998.12.17) The College of Food, Agricultural & Environmental Sciences	1988.11.17
		コーネル大学 畜産学部 Department of Animal Science, Cornell University	1991. 6. 3
		フィンドレー大学 The University of Findlay	2005. 4.11
		パデュー大学 Purdue University	2019. 1.29
	カナダ Canada	アルバータ大学 University of Alberta	1985. 8. 1
		オールズカレッジ Olds College	1998. 5. 7
		サスカチュワン大学 University of Saskatchewan	2006. 7.24
欧州	イギリス U.K.	グラスゴー大学生物多様性・家畜衛生・比較医学研究所 Institute of Biodiversity, Animal Health & Comparative Medicine, University of Glasgow	2015. 2.24
	イタリア Italy	パドヴァ大学 University of Padua	2020. 7.23
	デンマーク Denmark	デンマーク国立畜産研究所 National Institute of Animal Sciences	1995. 2.15
	ドイツ Germany	ハノーバー獣医科大学 University of Veterinary Medicine Hannover	2001. 1.22
	ポーランド Poland	ワルシャワ生命科学大学 Warsaw University of Life Sciences	1994. 5.19
アフリカ	ウガンダ Uganda	マケレレ大学 Makerere University	2019. 3.29
	ケニア Kenya	国際家畜研究所 International Livestock Research Institute	2012. 2.17
	コートジボワール Côte d'Ivoire	スイス科学研究所 Centre Suisse de Recherches Scientifiques en Côte d'Ivoire	2013. 4.18
南米	パラグアイ Paraguay	アスンシオンカトリック大学 Catholic University of Asunción	2011. 2.22

9. 就職について

09-01

キャリアセンターの紹介



キャリアセンターは学年、学類、就職・進学等の進路を問わず誰でも利用できます。

学生自身が将来像や人生観をもち、有意義な学生生活を送れるよう支援します。将来の夢やなりたい自分を想像し、そのために今できる事を考えましょう。

キャリアセンターからのお知らせは「**キャリアセンター掲示板**」「**UNIPA**」「**キャリアナビ**」「**キャリアセンターホームページ**」にて掲載します。重要な情報がありますので必ずチェックしましょう。

酪農学園大学
キャリアナビ



<https://uc-student.jp/rakuno/>

ID:s 学籍番号

初期パスワード：ガイダンス、UNIPAでお知らせしています。

キャリアセンターの利用時間

月～金曜日 8:30～17:00

こんな時はキャリアセンターへ（全学年対象です）

- ・就職活動について相談したい
- ・履歴書、エントリーシートを添削して欲しい
- ・企業情報や求人票、先輩の活動報告書がみたい
- ・社会のマナーを知りたい
- ・面接の練習がしたい
- ・インターンシップに参加したいなど
- ・自分の強みを発見したい
- ・公務員受験の対策がしたい

キャリアセンターはタイムリーで有効な就職情報の収集と提供に努めています。また同時に、進路に関する悩みや就職活動中に生じる疑問や不安を解消するための相談を個別面談（全学年対象）などで積極的に行っていますので、利用してください。

資料コーナーには就職活動用にパソコンを10台設置しています。インターネットや電子メールに加えて、本学に寄せられる求人票や会社説明会の検索をしたり、企業情報の検索をすることができます。また、就職関連雑誌、公務員・教員・獣医師などの関連資料、業界別の個別企業ファイル、先輩の活動報告書、OB・OG就職企業等一覧、就職試験関連問題集他雑誌なども設置しています。

※ 大切な話

これからみなさんは、大人としての扱いを受けます。学外実習やインターンシップ、企業説明会など様々な場所で、社会常識やマナーが問われます。本学の学生としてどのように振る舞えば良いのかを考えて行動するようにしましょう。常識やマナー等について少しでも疑問・質問があれば、キャリアセンターを訪ねてください。キャリアセンターには専門のスタッフがおり、みなさんの相談を受け付けています。

09-02

キャリアセンターの主な支援

キャリアセンターではさまざまな講座やセミナー、企業（団体）合同説明会・獣医職合同説明会などの実施や、資格取得のサポートをしています。

※ 詳細は、キャリアセンターにて確認してください。

2020年度実施内容（学外での実施を含む）

1・2年生	3年生（獣医5年生）	4年生（獣医6年生）
●就職ガイダンス ●公務員受験対策講座 ●食品衛生責任者養成講習会 ●日商簿記検定 ●家畜商講習会	●就職ガイダンス ●就活講座 ●証明写真撮影会 ●公務員受験対策講座 ●SPI対策講座、WEBテスト ●履歴書対策講座 ●業界セミナー ●食品衛生責任者養成講習会 ●日商簿記検定 ●家畜商講習会	●就活講座 ●就職ガイダンス ●面接対応力向上セミナー ●集団面接・GD対策講座 ●合同企業説明会 ●食品衛生責任者養成講習会 ●日商簿記検定 ●家畜商講習会 ●社会人準備セミナー

09-03

2020年卒業生の主な就職先と進学先



※ 2020年6月現在

循環農学類

■農業・林業

○農業生産法人株式会社輝楽里○株式会社エア・ウォーター農園○アイケイファーム積丹株式会社○株式会社けーあいファーム○株式会社デイズフレッシュ○有限会社藤井牧場○リパティヒル広瀬牧場○関牧場○有限会社ドリームヒル○株式会社グランドワンファーム○株式会社あさのファーム○丹治牧場○株式会社十勝加藤牧場○渡辺牧場○有限会社増茂デイルー○株式会社ブラザーズファーム高橋○曾我牧場○株式会社グレースファーム○有限会社田中牧場○有限会社瑞穂農場○株式会社フリーデン○日本ホワイトファーム株式会社○ノーザンファーム○追分ファーム○株式会社ノベルズ○公益社団法人日本軽種馬協会○株式会社アーク○有限会社グリーンサポート○有限会社トヨニシファーム○有限会社ナカジマ（ファームアイランド）○有限会社エスティファーム○株式会社田原ファーム○有限会社北十勝ファーム○株式会社野口畜産○サンエッグファーム株式会社○中頓別町酪農ヘルパー利用組合○有限会社別海ブリーディングサービス○有限会社月夜野きのご園

■建設業

○株式会社一条工務店○株式会社横山造園○株式会社山岸金属

■製造業

○ニチロ畜産株式会社○日本ハム惣菜株式会社○ジェイエィめむろフーズ株式会社○六花亭製菓株式会社○株式会社ケイシイシイ○株式会社タンゼンテクニカルプロダ

クト○株式会社マサール○竹下製菓株式会社○岐阜アグリフーズ株式会社○株式会社セイヒョー○UCC上島珈琲株式会社○日清丸紅飼料株式会社○雪印種苗株式会社○フィード・ワン株式会社○北海道森紙業株式会社○日本全業工業株式会社○住化エンバイロメンタルサイエンス○エコモット株式会社

■情報通信業

○株式会社共栄システムズ○ナレッジピーンズ株式会社

■運輸業・郵便業

○北海道旅客鉄道株式会社○遠鉄タクシー株式会社○幸和運輸株式会社

■卸売業・小売業

○株式会社野澤組○株式会社丹波屋○株式会社ラサンテインターナショナル（サングループ）○札幌みらい中央青果株式会社○小松水産株式会社○株式会社サングリン太陽園○北海道オリオン株式会社○ファームエイジ株式会社○日本ニューホランド株式会社○カネコ種苗株式会社○株式会社ペットサン○MPアグロ株式会社○丸永株式会社○みやぎ生活協同組合○株式会社東光ストア○生活協同組合コープみらい○フラワーヒルズ株式会社○株式会社ヨドバシカメラ○株式会社IDOM○株式会社カインズ○長谷川産業株式会社○株式会社AHB○株式会社ジョイフルエーカー○株式会社ディファ

■金融業・保険業

○北海道労働金庫○十勝農業共済組合○オホーツク農業共済組合○北海道中央農業共済組合

■不動産業・物品賃貸業

○株式会社ユニバーサル園芸社

■学術研究・専門・技術サービス業

○地方独立行政法人青森県産業技術センター○独立行政法人家畜改良センター○株式会社アジェンダス○一般社団法人ジェネティクス北海道○株式会社ノースブル

■宿泊業・飲食サービス業

○株式会社アレフ（びっくりドンキー）○北一食品株式会社○株式会社馬車道○株式会社はなまる○梨湖フーズ株式会社○ユナイテッド&コレクティブ株式会社○株式会社ゴールデンマジック

■生活関連サービス業・娯楽業

○株式会社新和○日本中央競馬会○株式会社マザー牧場

■教育・学習支援業

○学校法人酪農学園○酪農学園大学附属とわの森三愛高等学校○北海道○福島県○三重県○北海道釧路高等学校○兵庫県立但馬農業高等学校○公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会

■医療・福祉

○おち夢クリニック名古屋○株式会社化合物安全性研究所○恵愛生殖医療医院○医療法人ヒューマンリプロダクション（つばきウイメンズクリニック）○うすだレディースクリニック○社会福祉法人福祉楽団

■複合サービス事業

○日本郵便株式会社（日本郵政グループ）○ホクレン農業協同組合連合会○新函館農業協同組合○鹿追町農業協同組合○とうや湖農業協同組合○ようてい農業協同組合○十勝清水町農業協同組合○津別町農業協同組合○とまこまい広域農業協同組合○中札内村農業協同組合○豊頃町農業協同組合○十勝農業協同組合連合会○びらとり農業協同組合○全国酪農協同組合連合会○全国農業協同組合連合会○三原農業協同組合○北いぶき農業協同組合○更別村農業協同組合○東旭川農業協同組合○道東あさひ農業協同組合○花巻農業協同組合○宮崎中央農業協同組合○長生農業協同組合○幕別町農業協同組合○津安芸農業協同組合○美濃酪農農業協同組合連合会

■サービス業

○株式会社エイジェック○日研トータルソーシング株式会社○株式会社シー・アイ・シー○株式会社フジ環境サービス○アース環境サービス株式会社○株式会社北海道真和エンタープライズ○タイムズサービス株式会社○JRA ファシリティーズ株式会社○JRA システムサービス株式会社○株式会社エフブレイン

■公務

○農林水産省○防衛省・自衛隊○北海道○北海道（普及職員）○北海道警察○沖縄県○熊本県○山形県○札幌市

食と健康学類各コース

■製造業

○株式会社ホクビー○北海道保証牛乳株式会社○北海道乳業株式会社○日本酪農協同株式会社○株式会社菊水○株式会社モリタン○福山醸造株式会社○和弘食品株式会社○日本食研ホールディングス株式会社○株式会社堀川○株式会社北葉楼○株式会社ケイシイシイ○日本北海道ファクトリー株式会社○めいらくグループ（株式会社東京めいらく）○株式会社長沼あいす○石屋製菓株式会社○酪王乳業株式会社○株式会社中華札幌○三本珈琲

株式会社○ホクレンくみあい飼料株式会社○雪印種苗株式会社○北海道ワイン株式会社○ホクサン株式会社○理工協産株式会社○南信精機製作所株式会社

■情報通信業

○日本トータルシステム株式会社○株式会社グローバルソフトウェア

■運輸業・郵便業

○SBSフレック株式会社○東札幌日通輸送株式会社○近海郵船北海道株式会社○キューソー流通システム株式会社

■卸売業・小売業

○サッポロウエシマコーヒー株式会社○トータルフーズ株式会社○北海道キリンビバレッジ株式会社○株式会社ナシオ○株式会社サクラバ○株式会社宮田○東都水産株式会社○高橋物産株式会社○株式会社三ツ輪商会○株式会社アグロジャパン○株式会社ワイズ○生活協同組合コープさっぽろ○イオン北海道株式会社○株式会社ラルス○株式会社伊徳○株式会社ドン・キホーテ○株式会社タカヤナギ○株式会社ザラ・ジャパン○株式会社NKユナイテッド○株式会社ローソン○フラワーヒルズ株式会社○株式会社キャメル珈琲○株式会社こだわりや○サントリビバレッジサービス株式会社○トヨタカローラ札幌株式会社○株式会社城山○オカモトグループ○帯広ガス株式会社

■金融業・保険業

○伊達信用金庫

■学術研究・専門・技術サービス業

○公益社団法人日本食肉格付協会○株式会社マーキュリー○公益社団法人北海道酪農検定検査協会

■宿泊業・飲食サービス業

○株式会社アレフ（びっくりドンキー）○株式会社トリドルホールディングス

■生活関連サービス業・娯楽業

○株式会社正栄プロジェクト

■教育・学習支援業

○埼玉県○長野県○北海道札幌高等学校○公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会

■医療・福祉

○株式会社第一岸本臨床検査センター○SOMPOケア株式会社○社会福祉法人新篠津福祉会

■複合サービス事業

○日本郵便株式会社（日本郵政グループ）○函館市亀田農業協同組合○幕別町農業協同組合

■サービス業

○株式会社アウトソーシングテクノロジー○株式会社エキスパートパワーシズオカ○株式会社セノン○イカリ消毒株式会社○株式会社シー・アイ・シー○株式会社ジャパンビバレッジ北海道

■公務

○北海道（普及職員）○青森県○鹿追町

管理栄養士コース

■製造業

○株式会社ロバパン○有限会社共楽堂○日本ジフィー食品株式会社

■卸売業・小売業

○サッポロウエシマコーヒー株式会社○株式会社ダイイチ○株式会社テレ・マーカー

■宿泊業・飲食サービス業

○株式会社ニッコトラスト○株式会社OHANA○日清医療食品株式会社○エムサービス株式会社○株式会社メフォス○株式会社LEOC○株式会社グリーンハウス○株式会社フレアサービス

■教育・学習支援業

○株式会社ソレイズ

■医療・福祉

○北海道厚生農業協同組合連合会○医療法人湊仁会手稲湊仁会病院○独立行政法人国立病院機構北海道東北グループ○医療法人社団一心会新札幌いった歯科○医療法人財団明理会道南ロイヤル病院○医療法人慈繁会トータルヘルスクリニック○社会医療法人医仁会中村記念病院○医療法人桜青会かみきたデンタルクリニック○株式会社ユニマツリタイアメント・コミュニティ○アートチャイルドケア株式会社○株式会社みのりの丘

■サービス業

○株式会社モード・プランニング・ジャパン

■公務

○北海道○むかわ町○津別町○剣淵町○白河市

環境共生学類

■農業・林業

○株式会社原田農園○株式会社グレースファーム○有限会社谷口ファーム

■建設業

○世紀東急工業株式会社○藤井設備株式会社○株式会社朝日機器エンジニアリング

■製造業

○日本アスパラガス株式会社○株式会社イコールワン

■情報通信業

○JIG-SAW株式会社○一般財団法人日本気象協会○アンドール株式会社○株式会社 Olivier

■運輸業・郵便業

○北海道旅客鉄道株式会社○ANA 新千歳空港株式会社

■卸売業・小売業

○株式会社アキタフーズ○フジクリーン工業株式会社○株式会社鈴木商会○株式会社岩崎○サージミヤワキ株式会社○HELICAM株式会社○株式会社西條○株式会社東光ストア○株式会社オークワ○株式会社キャン○フラワーズ株式会社○株式会社道北アークス○株式会社クレタ○長谷川産業株式会社○株式会社ジョイフルエーケー○株式会社グラン・パド・ドゥ○伊藤忠エネクスホームライフ北海道株式会社

■金融業・保険業

○オホーツク農業共済組合

■不動産業・物品賃貸業

○株式会社メインランドジャパン

■学術研究・専門・技術サービス業

○株式会社秋田県分析化学センター○HITOWA ホールディングス株式会社○アジア航測株式会社○株式会社スズコーシャ○有限会社三景スタジオ○株式会社セ・プラン

○株式会社福田水文センター○株式会社森林環境リアライズ○株式会社島嶼生物研究所○北電総合設計株式会社○ストーリーテラー株式会社○株式会社トーホーエンジニアリング

■宿泊業・飲食サービス業

○カラカミ観光株式会社○株式会社知床グランドホテル（北こぶしグループ）○西野目産業株式会社○ルートインジャパン株式会社○株式会社アレフ（びっくりドンキー）○株式会社イーストン○株式会社王将フードサービス○株式会社 g-company○株式会社リキッド

■生活関連サービス業・娯楽業

○株式会社新和

■教育・学習支援業

○学校法人上田煌桜学園○NPO 法人 C・C・C 富良野自然塾○小泉アフリカ・ライオン・サファリ株式会社○公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会

■複合サービス事業

○きたみらい農業協同組合○清里町農業協同組合○帯広大正農業協同組合○北海道森林組合連合会

■サービス業

○WDB 株式会社エウレカ社○株式会社シー・アイ・シー○株式会社 KSP・EAST○東洋ワークセキュリティ株式会社

■公務

○防衛省・自衛隊○環境省北海道地方環境事務所○環境省関東地方環境事務所○北海道○山形県○札幌市○江別市○旭川市○秋田県警察○余市町○むかわ町○雨竜町○牟岐町○美郷町○丹波市○伊賀市

獣医学類

■農業・林業

○インターファーム株式会社○有限会社パカパカファーム

■製造業

○KM バイオロジクス株式会社

■金融業・保険業

○十勝農業共済組合○兵庫県農業共済組合連合会○島根県農業共済組合○徳島県農業共済組合連合会○宮崎県農業共済組合連合会○沖縄県農業共済組合○愛知県農業共済組合○オホーツク農業共済組合○北海道ひがし農業共済組合○みなみ北海道農業共済組合○北海道中央農業共済組合○熊毛農業共済組合

■学術研究・専門・技術サービス業

○フレンドアニマルメディカルセンター○株式会社 VCJ ホールディングス（アニマルメディカルセンター）○有限会社林屋動物診療室○さくら動物病院○有限会社ラーク動物病院○有限会社高橋動物病院○日本獣医生命科学大学○株式会社札幌総合動物病院○石山通り動物病院○あいの里動物病院○ムカイ動物病院○有限会社皆川獣医科医院（アイ動物医療センターグループ）○ファミリー動物病院○むらた動物病院○有限会社むげん社ハロー動物病院○えのもと動物病院○株式会社日本動物医療センター○アイビー動物クリニック○株式会社松波動物病院○平成動物病院○兵庫ペット医療センター○パークレー動物医療センター○アリス動物病院○表参道ペットクリ

ニック○つばさ動物病院○福岡夜間救急動物病院○北札幌動物病院○有限会社ふじのペットクリニック○川瀬獣医科病院○さっぽろ小鳥のクリニック○淀川中央動物病院○パーツ動物病院○YPC東京動物整形外科病院○勅使河原動物病院○白石動物病院○株式会社かわた（カワタエクワインプラクティス）○奈良動物医療センター○木下動物病院○インターパーク動物病院○埼玉動物医療センター○東京大学附属動物医療センター○酪農学園大学附属動物医療センター○株式会社LIBEAU.（アイリス犬猫病院）○みなとおおぼり動物病院○花えみ動物病院○グー・エンブリオ・テクノロジー株式会社○花川ルル動物病院

■教育・学習支援業

○のとりま水族館

■複合サービス業

○日高軽種馬農業協同組合

■公務

○北海道○愛媛県○秋田県○兵庫県○和歌山県○宮城県
○広島県○東京都○愛知県○高知県○名古屋市○大阪市
○福岡県○宮崎県○石川県○鹿児島市○姫路市

獣医保健看護学類

■農業・林業

○株式会社ケー・エー・シー

■建設業

○日本海電業株式会社

■製造業

○株式会社ドトールコーヒー○株式会社セロテック○株式会社常盤植物化学研究所

■情報通信業

○コムシス株式会社

■卸売業・小売業

○株式会社コーンズ・エージー○MPアグロ株式会社○ジャペル株式会社○コーナン商事株式会社○生活協同組合コープみらい○イオンペット株式会社

■金融業・保険業

○オホーツク農業共済組合○北海道ひがし農業共済組合

○アイペット損害保険株式会社

■学術研究・専門・技術サービス業

○株式会社グリーンフォレスト緑の森どうぶつ病院○株式会社ウィル動物病院グループ○株式会社藤井動物病院○有限会社杉浦獣医科あい犬猫医療センター○有限会社新川ルル動物病院○豊平動物病院○平成動物病院○有限会社HPCまさき動物病院○株式会社ネオベッツ○ベイサイドアニマルクリニック○厚別中央通どうぶつ病院○ノースアニマルクリニック○どうぶつの総合病院○ウトナイの森動物病院○酪農学園大学附属動物医療センター○株式会社ファール動物病院ファール動物医療センター○北海道大学大学院獣医学研究科付属動物病院○株式会社エルザクライス○ノア動物病院○株式会社LIBEAU.（アイリス犬猫病院）○うちだ犬猫クリニック○ALLONE動物病院（株式会社FOR）○山下家畜診療所○こまいぎペットクリニック○京都北山動物病院○アルプス動物病院

■宿泊業・飲食サービス業

○株式会社アレフ（びっくりドンキー）○日本マクドナルドホールディング

■複合サービス事業

○大山乳業農業協同組合

■サービス業

○株式会社スタッフサービス

■公務

○函館税関

大学院

■製造業

○株式会社スノーピーク○地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所

■情報通信業

○株式会社北海道総合技術研究所

■卸売業・小売業

○株式会社石井スポーツ

■学術研究・専門・技術サービス業

○株式会社北炭ゼネラルサービス○合同会社東北野生動物保護管理センター○AGエンブリオサポート株式会社○有限会社クウ動物病院○酪農学園大学附属動物医療センター○株式会社日本動物高度医療センター○有限会社紋別家畜診療センター・南が丘動物病院

■教育・学習支援業

○学校法人酪農学園○札幌市○学校法人日本大学○山口大学

■医療・福祉

○医療法人社団網走中央病院

■公務

○北海道

全学類、研究科からの進学先

酪農学園大学大学院酪農学研究科修士課程

酪農学園大学大学院獣医学研究科博士課程

北海道大学大学院

上越教育大学大学院

岡山大学大学院

就職先分野別グラフ

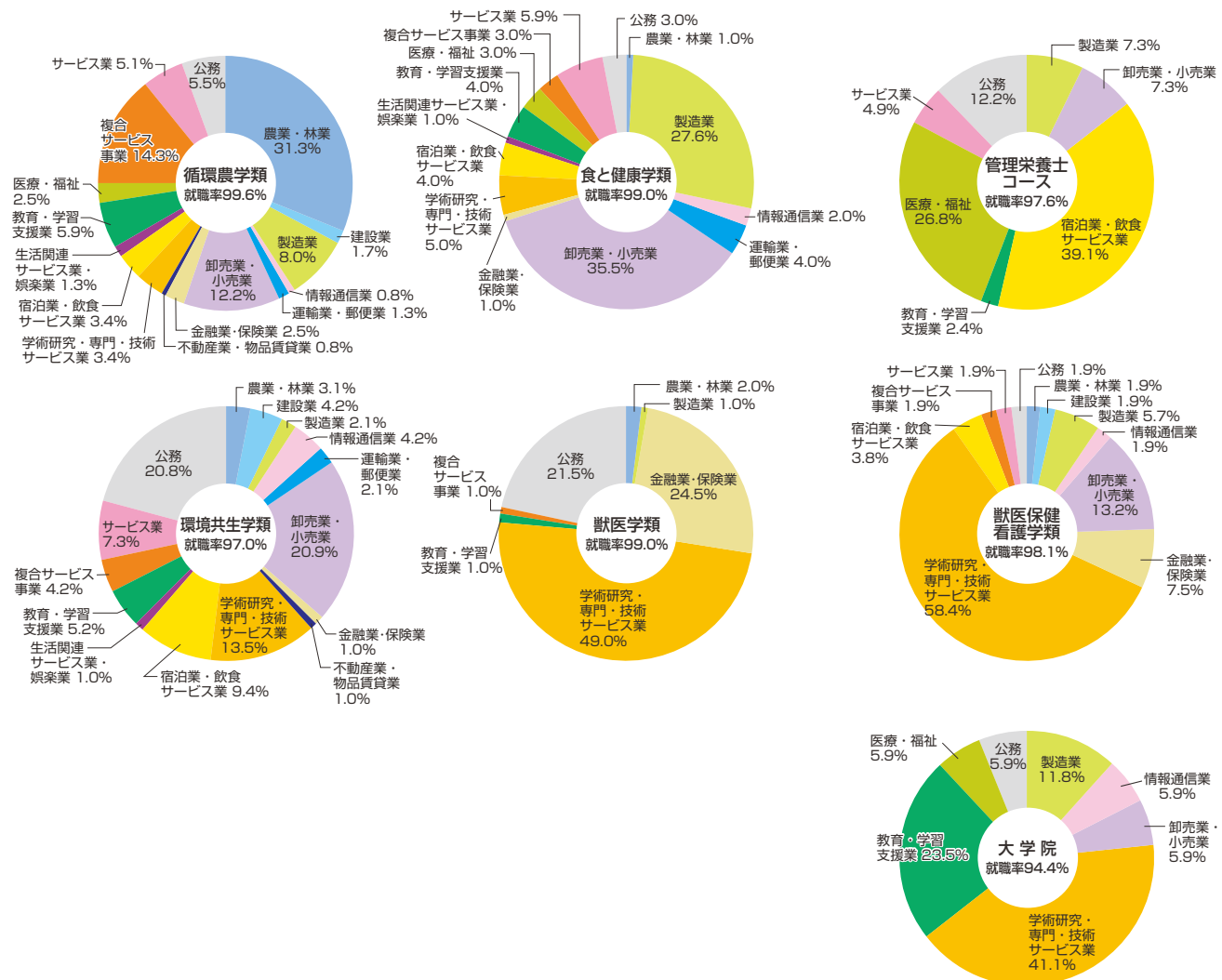
※2020年6月現在

※自営者含む

※就職率：就職希望者のうち就職決定者の割合

凡例

- | | |
|---------------|-----------------|
| 農業・林業 | 不動産業・物品賃貸業 |
| 漁業 | 学術研究・専門・技術サービス業 |
| 鉱業・採石業・砂利採取業 | 宿泊業・飲食サービス業 |
| 建設業 | 生活関連サービス業・娯楽業 |
| 製造業 | 教育・学習支援業 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 医療・福祉 |
| 情報通信業 | 複合サービス事業 |
| 運輸業・郵便業 | サービス業 |
| 卸売業・小売業 | 公務 |
| 金融業・保険業 | 分類不能の産業 |



10. 資格・各種証明書

証明書、願出、届出は、内容によって用紙や提出先が違います。必要な書類は、このページを参考に、して間違いなく期日までに提出しましょう。

10-01

酪農学園大学で取得できる資格

詳しくは大学HPをご覧ください。
(免許・資格取得) URL : <https://www.rakuno.ac.jp/career/qualification.html>

取得可能資格

必要要件を満たせば卒業と同時に取得可能な資格です。

資 格	取得可能な学類	備 考
高等学校教諭一種免許状（農業）	循環農学類 食と健康学類	教職コースに所属、または教職課程に登録すること
高等学校教諭一種免許状（理科）	循環農学類 食と健康学類 環境共生学類	教職コースに所属、または教職課程に登録すること
高等学校教諭一種免許状（公民科）	循環農学類 食と健康学類	教職コースに所属、または教職課程に登録すること
中学校教諭一種免許状（理科）	循環農学類 食と健康学類 環境共生学類	教職コースに所属、または教職課程に登録すること
中学校教諭一種免許状（社会科）	循環農学類 食と健康学類	教職コースに所属、または教職課程に登録すること
准学校心理士	循環農学類 食と健康学類 環境共生学類	本学の指定する科目を履修すること
家畜（牛）人工授精師	循環農学類 獣医保健看護学類	本学の指定する科目を履修すること
家畜体外受精卵移植	循環農学類	本学の指定する科目を履修すること
家畜体内受精卵移植	循環農学類	本学の指定する科目を履修すること
米養士	食と健康学類（管理栄養士コース）	

任用資格

特定の職業に任用されるための資格。
資格を取得後、その職務に就いて初めて効力を発揮する資格です。

資 格	取得可能な学類	備 考
食品衛生管理者	循環農学類 食と健康学類 獣医学類 ※1	本学の指定する科目を履修すること
食品衛生監視員	循環農学類 食と健康学類 獣医学類 ※1	本学の指定する科目を履修すること
飼料製造管理者	循環農学類 獣医学類 ※1	本学の指定する科目を履修すること
環境衛生監視員	獣医学類 ※1	
家畜人工授精師	獣医学類 ※2	獣医師資格の取得による
狂犬病予防員	獣医学類 ※2	獣医師資格の取得による
と畜検査員	獣医学類 ※2	獣医師資格の取得による
薬事監視員	獣医学類 ※1	

※1 獣医学類を卒業することで任用資格を有する。
※2 獣医師免許取得者は資格を有する。

受験資格

必要要件を満たせば受験する資格が得られます。

資 格	取得可能な学類	備 考
獣医師国家試験	獣医学類	本学の指定する科目を履修すること
管理栄養士国家試験	食と健康学類（管理栄養士コース）	本学の指定する科目を履修すること
フードスペシャリスト	食と健康学類（管理栄養士コース）	本学の指定する科目を履修すること
専門フードスペシャリスト（食品開発）	食と健康学類（管理栄養士コース）	上記フードスペシャリスト資格を取得済み、または同時に受験すること
専門フードスペシャリスト（食品流通・サービス）	食と健康学類（管理栄養士コース）	上記フードスペシャリスト資格を取得済み、または同時に受験すること
鳥獣管理士準1級・2級・3級（準1級は野生動物学コース卒業必須）	環境共生学類	本学の指定する科目を履修すること
シカ捕獲認証レベル1	環境共生学類	本学の指定する科目を履修すること
認定動物看護師	獣医保健看護学類	
ペット栄養管理士	循環農学類 獣医保健看護学類	循環農学類は、畜産学・農芸化学のいずれかの課程を修めた者。詳しくは、日本ペット栄養学会のHPをご覧ください。

学類でサポートする資格

資 格	取得可能な学類	備 考
簿記検定2級・3級	循環農学類 食と健康学類	
経済学検定 (ERE)	循環農学類	
食生活アドバイザー3級	循環農学類	
北海道フードマイスター	循環農学類	
食の6次産業化プロデューサー	レベル1 循環農学類 食と健康学類 環境共生学類 獣医学類 獣医保健看護学類	
	レベル2・3 循環農学類 食と健康学類	
販売士2級・3級	食と健康学類	
気象予報士	環境共生学類	
公害防止管理者	環境共生学類	
生物分類技能検定2級・3級	環境共生学類	
ピオトーブ管理士	環境共生学類	
狩猟免許 (猟銃・wana・網)	環境共生学類	
猟銃所持許可	環境共生学類	
環境測定分析士	環境共生学類	
技術士補	環境共生学類	
食品衛生責任者	循環農学類 食と健康学類 環境共生学類 獣医学類 獣医保健看護学類	講習を受講すること ※獣医学類は卒業することで資格を有する。

資格紹介

家畜 (牛) 人工授精師

本学が定める授業科目を履修し、単位を取得後、本学で開催される講習会 (定員があります) を受講し、最終試験に合格すると「家畜人工授精師証」の申請に必要な「家畜人工授精師修業試験合格証」が取得できます。免許証が交付されると主として家畜人工授精所または農協・共済組合等の職員として家畜の人工授精業務に従事します。

食品衛生責任者

本学で開催する講習会を受講することにより資格が取得できます。食品の製造・加工・調理・販売などが衛生的におこなわれるよう、食品関係施設で衛生管理にあたるとともに従事員の衛生教育を務めます。食品関係の事業所は、食品衛生責任者をおくことが義務付けられています。

食品衛生管理者

本学が定める授業科目を取得し、実務についた場合、与えられる資格です。乳製品・肉製品・添加物・その他の食品の製造・加工の過程で、特に衛生上の考慮を必要とする施設において、その管理する食品・添加物等に関して違反がないように、製造・加工に従事する者の監督をおこないます。

食品衛生監視員

本学が定める授業科目を取得し、その資格を前提として国家 (地方) 公務員として採用された場合に付与される資格です。食品営業や集団給食に対する監視、指導、助言、食品収去検査、衛生教育等をおこないます。

フードスペシャリスト

フードスペシャリストとは、日本フードスペシャリスト協会が認定する資格です。食品の官能評価・鑑別など「食」に関する幅広い専門知識・技術を有し、食品や食生活について流通・販売者と消費者に的確な情報を提供し、またレストランや食堂などで快適な飲食ができるよう食空間をコーディネートしたり、さらに消費者のクレームにも対応できる力を持つ「食」の専門職です。

栄養士・管理栄養士

本学の食と健康学類管理栄養士コースを卒業した時点で栄養士免許証が交付され、国家試験に合格すると管理栄養士免許証が交付されます。栄養士と管理栄養士には次のような違いがあります。

栄養士とは栄養バランスを考えた献立の作成、調理方法の改善・指導をおこなう人のことです。

管理栄養士とは栄養士より高度な専門知識・技術をもって健康の保持増進のため複雑または困難な栄養指導をおこなう人のことです。

※編入学生はこれらの資格取得において制限が発生する場合があります。

教員免許について

酪農学園大学で教員免許を取得する方法としては、各コースに所属しながら教職課程に登録して免許を取得する方法と、教員養成を目的とした「教職コース」に所属して免許を取得する方法の2つがあります。

学 類	コ ー ス	教 職 課 程
循環農学類	酪農学コース 畜産学コース 農学コース 農業経済学コース 教職コース※	農業／理科／社会・公民
		農業＋理科／農業＋社会・公民
食と健康学類	食資源開発学コース 食品流通開発学コース 教職コース※	農業／理科／社会・公民
		農業＋理科／農業＋社会・公民
環境共生学類	野生動物学コース 生命環境学コース	理科

※教員免許取得のための単位は、教職コースでは卒業要件に含まれますが、教職課程生については卒業要件に含まれません。教職コースの学生は、循環農学類、食と健康学類のどちらかに所属します。

※管理栄養士コースでは教員免許を取得することはできません。

証明書の発行

月曜日～金曜日

8:30～16:45

申込書 A	金 額	受 付
成績証明書	200円	教務課
卒業証明書 (卒業証明書は卒業式以降に交付)	200円	
卒業見込証明書	100円	
在学 / 在籍証明書	100円	
教育職員免許状授与見込証明書	100円	
学力に関する証明書（教職）	200円	
科目等履修生証明書	100円	
欧文証明書 交付は、申込日より10日後	1,000円	
研究証明書	100円	
学位授与証明書	200円	
その他、証明書に関する事項は教務課窓口へご相談ください。		

申込書 B	金 額	受 付
推薦書	200円	キャリアセンター
人物に関する調書	200円	
指定身分証明書 試験日に学生証を忘れた場合に発行します。 試験期間中は1回しか発行ができません。	100円	学生支援課
健康診断書 本学の定期健康診断を受診した学生に限ります。	200円	医務室

申し込み方法

- ①「**証明書交付申込用紙**」に必要事項を記入します。
- ②**申込み手数料分の証紙を購入し、申込書に貼付**します。
証紙は教務課前に設置してある自動販売機で購入します。
- ③**学生証を提示の上、申込書を各受付窓口へ提出**して証明書の交付を受けてください。
ただし、証明書の種類によって発行に日数を要することもあります。

指定身分証明書

試験を受ける際、学生証を忘れたまたは紛失した場合は、学生支援課で指定身分証明書の発行手続きをしてください。前学期・後学期ともに定期試験期間中1回ずつの発行となりますので、注意してください。(発行手続きは慎重に行いますので、受験の際には時間的に不利になる可能性があります)

学生証を紛失した学生は、すみやかに学生証の再発行手続きをしてください。

指定身分証明書は100円、学生証の再発行には2,000円の手数料が必要です。

学割証(学生旅客運賃割引証)

JRの列車を利用する時、JRの営業距離が片道100kmを超える場合、運賃が割引になる制度です。学割証を利用すると、普通乗車券が2割引で購入できます。

学生支援課カウンターにある学割証交付申込書に、必要事項を記入し学生支援課窓口へ提出します。2日後に交付できますので、学生証を持って窓口まで受け取りにきてください。

※ 注意事項

- ①学割証は本人以外使用できません。
- ②学割証を利用する場合は学生証を携帯してください。
- ③学割証を不正使用した場合は、正規運賃の3倍に相当する金額が追徴されます。大学全体のペナルティとして、以後の学割証の交付が停止されます。
- ④その他学割証裏面に記載されている注意事項を厳守してください。

通学定期券の購入方法

定期券販売所窓口で学生証を提示して購入してください。その際、学生証裏面の住所欄に現住所の記入を忘れないようにしてください。

＜JRの通学定期券について＞

新規に購入する場合は、通学証明書が必要となります。学生支援課窓口で通学証明書の交付を申請してください。

10-03

願出

願出には、次のような種類があります。それぞれ受付窓口が違いますので、確認してください。

種 類	受 付 窓 口
01. 休学願	学 生 支 援 課
02. 復学願	
03. 退学願	
04. 物品借用願	
05. 中央館使用願	
06. 学生証再発行願	
07. 課外活動における公認欠席願	教 務 課
08. 医療互助会給付金請求書	
09. 教育課程における公認欠席願	
10. 忌引きにおける公認欠席願	学 務 課
11. 教室使用願	
12. 授業料等延納願	体育スタッフ室
13. 体育施設使用願	
14. 合宿所使用願	高 大 寮 務 課
15. 退寮願	

01. 2カ月以上大学を休む時 ▶ 休学願（学生支援課）

病気その他の理由により2カ月を超えて修学できない場合は、事前に学生担当教員や教務課に相談し、休学願に理由および必要事項を記入のうえ、学生支援課に願い出てください。ただし、前学期5月1日以降、後学期10月16日以降の休学は、授業料等の納付が必要となりますのでご注意ください。

02. 大学に戻る時 ▶ 復学願（学生支援課）

休学期間の満了、または休学期間中に休学理由が解消した場合は、復学願に必要事項を記入のうえ、学生支援課に願い出なければなりません。

03. 大学を辞める時 ▶ 退学願（学生支援課）

病気その他の理由により退学する場合は、事前に学生担当教員や教務課に相談し、退学願に理由および必要事項を記入のうえ学生支援課に願い出てください。ただし、前学期5月1日以降、後学期10月16日以降の退学は、授業料等の納付が必要となりますのでご注意ください。なお、退学の年月日は、原則本学が退学願を受理した日となります。

04. 大学の備品を借りたい時 ▶ 物品借用願（学生支援課）

新入生歓迎会や大学祭など学生諸団体主催の公的行事で備品を借りたい場合は、責任者が所定用紙に必要事項を記入のうえ、使用する3日前までに学生支援課に願い出てください。

05. 学生ホールなどを使用したい時 ▶ 中央館使用願（学生支援課）

クラブやサークル、その他の学生諸団体が、学生ホール、中央館2階談話室、中央館2階ロビーを使用する場合は、所定用紙に必要事項を記入のうえ、使用する3日前までに学生支援課で許可を得てください。

06. 学生証を紛失した時 ▶ 学生証再発行願（学生支援課）

学生証は、あなたの身分を証明する大事なものです。紛失した場合は、ただちに学生支援課で再発行の手続きを行ってください。（詳細は8ページ）

07. 09. 10. 公欠の時 ▶ 公認欠席願（学生支援課または教務課）

教育課程における公認欠席と、課外活動における公認欠席では、提出用紙も提出先も違います。

◎課外活動における公認欠席願（学生支援課）

団体代表者が「㊦公認欠席願」に必要事項を記入の上、学生支援課に提出してください。学生支援課から「公認欠席願（課外活動）」の交付を受けた後、欠席する授業担当教員に提出してください。（詳細は52ページ）

◎教育課程における公認欠席願（教務課）

教務課から「公認欠席願（教育課程）」の交付を受けた後、欠席する授業科目担当教員に提出してください。

◎忌引きにおける公認欠席願（教務課）

教務課から「公認欠席願（忌引き）」の交付を受けた後、欠席する授業科目担当教員に提出してください。

08. 病院に行った時 ▶ 医療互助会給付金請求書

学生の相互扶助精神に基づき本学に在学する学生の疾病・負傷について、医療費給付を行っています。申請をする場合は、所定用紙に必要事項を記入し、領収書のコピーを添付のうえ、学生支援課に提出してください。（詳細は25ページ）

11. 教室を使いたい時 ▶ 教室使用願（教務課）

クラブやサークル、その他の学生団体が、教室を使用したい場合は所定用紙に必要事項を記入し、教務課で教室の使用状況を確認のうえ、許可を得てください。

12. 授業料の納付が難しい時 ▶ 授業料等延納願（学務課）

納付期限までに授業料等の納付が困難な者は、所定用紙により延納を願い出ることができます。授業料等の納付受付期間は、前学期は4月1日～4月30日、後学期は9月1日～10月15日です。この期間までに授業料等延納願を学務課に提出してください。詳細は窓口で相談してください。

13. 体育施設を利用したい時 ▶ 体育施設使用願（体育スタッフ室）

クラブやサークル、その他の学生諸団体が、正課教育、大学の公的行事以外に体育施設を使用する場合は、所定用紙に必要事項を記入のうえ、使用する3日前までに体育準備室で許可を得てください。

14. 合宿所を使いたい時 ▶ 合宿所使用願（体育スタッフ室）

クラブやサークル、その他の学生諸団体が、合宿所を使用する場合は所定用紙に必要事項を記入のうえ、使用する3日前までに体育準備室で許可を得てください。

15. 退寮する時 ▶ 退寮願（高大寮務課）

10-04

届出

届出の種類は、次の通りです。それぞれ受付窓口が違いますので注意してください。

種 類	受 付 窓 口
01. 掲示物に関する届出	学 生 支 援 課
02. 集会届	
03. 団体設置届	
04. 欠席届	教 務 課
05. 試験欠席届	
06. 入学誓書に関する変更届	
07. 成績に関する問合せ票	
08. 就職活動による欠席届	キャリアセンター
09. 進路（内定）届	
10. インターンシップ参加申込書	

01. 掲示板にポスターなどを貼りたい時 ▶ 掲示物に関する届出（学生支援課）

掲示をする場合、責任者は掲示物を学生支援課に届けて、許可を受けてください。その際、掲示場所・掲示期限の指示がありますので、必ず守ってください。掲示物の大きさはB4タテとし、セロテープや画鋏を用いて貼付してください。

02. 集会を開きたい時 ▶ 集会届（学生支援課）

学内において集会を行う場合、責任者は3日前までに所定用紙で学生支援課に届けてください。教室を使用する場合は、あらかじめ教務課の確認を得てください。

03. サークルをつくりたい時 ▶ 団体設置届（学生支援課）

学内においてクラブやサークルを設立し活動する場合、その責任者は所定用紙で学生支援課に届け出なければなりません。

なお、団体には教員の顧問または部長をおく必要があります。団体の責任者は活動内容・部員名簿・会計報告等を年に一度、学生支援課に報告することになっています。

04. 授業を欠席した時 ▶ 欠席届（教務課）

病気や交通遅延など、やむを得ない理由で授業を欠席する場合、所定用紙に必要事項を記入して、欠席する授業科目担当教員に届けてください。

05. 試験を欠席した時 ▶ 試験欠席届（教務課）

病気、交通事故、家族の不幸、交通機関（遅延・事故）、就職試験などで定期試験を欠席する場合は、欠席理由を証明する書面を添付して、試験日から1週間以内に試験欠席届を提出します。教務課で追試験票の交付を受け、追試験の日程を確認し受験してください。

本人の不注意による試験の欠席、証明書類がない場合、または無許可の車両で通学する学生が事故により、試験を欠席した場合は、追試験の対象となりません。なるべく公共交通機関を利用してください。

06. 氏名や保証人が変わった時 ▶ 入学誓書に関する変更届（教務課）

入学誓書に記載されている保証人の氏名および住所、本人（学生）の氏名および本籍などの変更があった場合は、所定用紙で教務課に届けてください。

07. 成績に疑問がある時 ▶ 成績に関する問合せ票（教務課）

学生は当該学期の成績評価について、成績の誤記入等、明らかに担当教員の誤りであると思われる場合や、シラバス等で明示される成績評価方法から明らかに疑義があると思われる場合は成績開示開始後1週間以内に「成績評価に関する問合せ票」に必要事項を記入し教務課へ提出することで、問い合わせることができます。

08. 就職活動で授業を欠席した時 ▶ 就職活動による欠席届（キャリアセンター）

卒業年次学生で、会社訪問、会社説明会、採用試験（公務員や教員試験も含む）により授業を欠席した場合は、1週間以内に所定の就職活動報告書をキャリアセンターに提出し、欠席届の交付を受けてください。ただし、定期試験期間中に欠席が生じる場合は、事前に教務課へ申し出てください。（公認欠席ではありません。）

09. 卒業後の進路が決定した時 ▶ 進路（内定）届（キャリアセンター）

内定を受けたとき、進学・自営・実習など進路が決定したときに提出をお願いしています。キャリアナビより受付けています。

10. インターンシップに参加する時 ▶ インターンシップ参加申込書（キャリアセンター）

インターンシップへ参加をする場合は、キャリアナビよりキャリアセンターに届けてください。





02 クラブ・サークル について

1. クラブ・サークルの仕組み	52
2. 団体一覧	54
3. 課外活動施設	58

学生生活について

クラブ・サークルについて

施設利用について

学類・教員について

学則・規程について

1. クラブ・サークルの仕組み

01-01

課外活動

本学には個性豊かなクラブ・サークルが多数あります。入部する時には、自分が本当に興味を持っているか、継続していけるかをよく考え、あくまでも学業を優先させることを忘れずに活動しましょう。

●もし、なにかトラブルが発生したら・・・

クラブ・サークル間で入・退部や部費に関わることなどでトラブルに発展したり、自力で解決できない問題が起こったら、一人で悩まずに学生支援課に相談してください。

1. 課外活動の各種届出・手続き

	提出書類	提出期日	その他
大会に出場する、遠征や研修旅行に行く	大会・イベント参加届	大会の1週間前まで	終了したら大会・イベント参加報告書を提出してください。
大会や遠征・研修旅行に行く際に補助金の申請をしたい	遠征補助金交付申請書	大会等に出発する1週間前まで	帰ってきてから1週間以内に遠征報告書を提出してください。
大会等の日程が授業と重なってしまう	公認欠席願	大会等に出発する1週間前まで	1団体前学期・後学期1回ずつ発行できます。
中央館の各施設(学生ホール・談話室・2階ロビー)を使用したい	中央館使用願	使用する日の3日前まで	
課外活動施設を午前0時まで使用したい	課外活動特別使用願	使用する日の1カ月～3日前まで	期日を遵守すること。直前の申請は受け付けられません。
課外活動施設を午前6時から使用したい	課外活動施設早朝特別使用願	使用する日の1カ月～3日前まで	//
合宿所を使用したい	合宿所使用願	予約・申請後、利用する3日前まで	体育準備室で予約・申請を受け付けています。
大学の備品を借りたい	物品借用願	貸出希望日の1カ月～3日前まで	
ポスター等を掲示したい	掲示物許可受付簿に記入	掲示する前に	許可なしに掲示した場合、無期限の使用禁止などのペナルティがあります。
代表者や各担当者の変更	団体変更届	変更になったらその都度	

※ 上記以外にも様々な届出がありますので、詳しくは学生支援課まで問い合わせてください。

2. 公認欠席願

大会などの課外活動の行事の日程が授業と重なってしまった場合、前学期・後学期1回ずつに限り公認欠席を発行することができます。ただし欠席の扱いにはなりますので、できる限り授業を優先するようにしましょう。

●公認欠席願の手続きの仕方

- ①団体代表者が大会・イベント参加届と「公認欠席願」を学生支援課に提出
- ②学生支援担当部長押印済み「公認欠席願（課外活動）」を学生支援課より団体代表者に配付（提出からおおむね1週間で配付）
- ③団体代表者は各学生に配付し、学生本人は「公認欠席願（課外活動）」に提出日を記入・押印し、欠席する科目担当教員に提出

※ 学生支援課窓口での手続きはすべて団体代表者が取りまとめて行います。

01-02

公認サークルの設立

学内においてクラブやサークルを設立し活動する場合、その責任者は所定用紙により学生支援課に届け出なければなりません。

なお、団体には、教員の顧問または部長をおく必要があります。団体の責任者は年1回活動内容・部員名簿・会計報告等を学生支援課に報告することになっています。

公認前に・・・

- ・非公認団体として、10名以上のメンバーで、3年以上の活動をする必要があります。
- ・すでにある似たような団体の場合は公認にはなりません。
- ・所定の手続きを行うと予約のできる一部課外活動施設を使用できます。
- ・学内の教室を利用する場合、教務課で申請し、空いている場合は利用できます。(部室としては利用はできません。)

公認申請の際は・・・

- ・部則、団体部員名簿、活動実績、設立趣旨書、団体設立届、会計報告書と顧問が必要です。
- ・学生支援課にて検討し、審査されます。

設置許可後

年1回活動内容、部員名簿、会計報告書等を提出する義務が発生し、必ず学生支援課に報告しなければなりません。

01-03

スポーツ安全保険

スポーツ安全保険は、スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動を行う社会教育関係団体に所属する4名以上で加入できます。

本人のケガはもちろん、他人にケガをさせた場合や他人の物を壊した場合などの補償をする制度です。

課外活動団体以外であっても団体で活動する場合は、スポーツ安全保険に加入することが望ましいです。

①加入手続き

加入申込書（スポーツ安全保険加入依頼書）が、学生支援課にあるので必要事項を記入の上、所属人数の掛け金をそえて指定銀行の窓口で手続きしてください。

②保険期間

毎年4月1日午前0時より翌年3月31日午後12時までです。

毎年4月1日以後の申込は加入手続き（※）完了の翌日の午前0時より有効ですが、終期は翌年3月31日午後12時です。

※ 加入手続きとは、スポーツ安全協会支部に対して、各団体が保険料を払い込みの上、加入依頼書団体員名簿を送付することをいいます。

加入区分	掛金 (1人年額)	傷害保険金額				賠償責任保険	共済見舞金
		死亡	後遺障害 (最高)	入院 (1日につき)	通院 (1日につき)		
A 2	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	(補償限度額) 身体・財物賠償合算 1事故5億円 ただし身体賠償は 1人1億円	突然死 (急性心不全、 脳内出血など) 180万円
C	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
D	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円		

※ 加入区分は活動内容により補償が異なります。A2は文化活動、Cは文化活動及びスポーツ、Dは危険を伴うスポーツ（ラグビー等、山岳登山対象外）が対象になります。

●注意

保険対象となる事故が発生した場合には、ただちに事故の日時・場所・状況・傷害の程度を学生支援課へ報告してください。事故の日から30日以内に報告のない場合には、保険金が支払われないこともありますので注意してください。

保険金請求書は保険会社から直接自宅に送付されますので、各自で行うことになります。

事故発生——→事故報告を学生支援課でする（事故発生から30日以内）
保険金請求書到着——→保険金請求を自分で手続き（領収書のコピーが必要です）

クラブ・サークルについて

2. 団体一覧

● 体育会幹事会・文化会事務局

体育系・文化系のサークルに所属する部員で構成している学生の任意団体です。サークル紹介の運営や、機関誌の編集などを行っています。定期的に各部・サークルの代表者を招集して会議を行い、意見交換や学内施設等の使用予定の決定などを行っています。

02-01

体育系

ソフトテニス部

活動場所／ 東部室棟2階

顧問／ 前田 尚之

設立／ 1960. 4. 1



スキー部

活動場所／ 健身館3階

顧問／ 大杉 剛生

設立／ 1966. 3. 1



剣道部

活動場所／ 健身館1階

顧問／ 堂地 修

設立／ 1960. 4. 1



ウエイトリフティング部

活動場所／ 東部室棟1階

顧問／ 内田 玲麻

設立／ 1966. 4. 1



馬術部

活動場所／ 馬術部厩舎

顧問／ 樫下 早絵

設立／ 1960. 4. 1



サッカー部

活動場所／ 健身館1階

顧問／ 山下 和人

設立／ 1967. 4. 1



男子バスケットボール部

活動場所／ 健身館4階

顧問／ 植田 弘美

設立／ 1960. 4. 1



陸上競技部

活動場所／ 健身館4階

顧問／ 佐野 忠士

設立／ 1968. 4. 1



ラグビー部

活動場所／ 健身館1階

顧問／ 大塚 浩通

設立／ 1960. 4. 1



少林寺拳法部

活動場所／ 健身館1階

顧問／ 日向 貴久

設立／ 1969. 9. 16



山岳部

活動場所／ 健身館3階

顧問／ 山田 弘司

設立／ 1960. 4. 1



日本拳法部

活動場所／ 健身館2階

顧問／ 小野寺 秀一

設立／ 1973. 11. 30



男子バレーボール部

活動場所／ 健身館3階

顧問／ 保原 達

設立／ 1961. 6. 1



硬式野球部

活動場所／ 健身館1階

顧問／ 阿部 茂

設立／ 1975. 6. 1



柔道部

活動場所／ 健身館2階

顧問／ 川本 哲

設立／ 1961. 4. 1



空手道部

活動場所／ 健身館4階

顧問／ 飛谷 淳一

設立／ 1975. 11. 22



バドミントン部

活動場所／ 健身館2階

顧問／ 山口 太一

設立／ 1961. 5. 10



アーチェリー部

活動場所／ 健身館2階

顧問／ 園田 高広

設立／ 1976. 4. 24



ワンダーフォーゲル部

活動場所／ 健身館3階

顧問／ 郡山 尚紀

設立／ 1964. 4. 1



弓道部

活動場所／ 弓道場

顧問／ 中平 賢吾

設立／ 1976. 5. 1



水泳部酪泳会	
活動場所／ 健身館 3 階	
顧問／ 山口 太一	
設立／ 1977. 4. 1	

合気道部	
活動場所／ 健身館 2 階	
顧問／ 吉田 磨	
設立／ 1977. 9. 8	

硬式テニス部	
活動場所／ 健身館 2 階	
顧問／ 安井 由美子	
設立／ 1979. 5. 16	

熱気球愛好会	
活動場所／ 東部室棟 1 階	
顧問／ 天野 朋子	
設立／ 1980. 10. 1	

男子アイスホッケー部	
活動場所／ 健身館 3 階	
顧問／ 岡本 英竜	
設立／ 1981. 6. 9	

軟式野球部	
活動場所／ 健身館 1 階	
顧問／ 中辻 浩喜	
設立／ 1989. 5. 16	

女子バスケットボール部	
活動場所／ 健身館 2 階	
顧問／ 植田 弘美	
設立／ 1990. 4. 1	

フリースタイルスキークラブ	
活動場所／ 健身館 3 階	
顧問／ 権平 智	
設立／ 1990. 5. 22	

女子バレーボール部	
活動場所／ 健身館 2 階	
顧問／ 岡本 吉弘	
設立／ 1991. 12. 20	

卓球部	
活動場所／ 健身館 4 階	
顧問／ 義平 大樹	
設立／ 1993. 5. 14	

ハンドボール部	
活動場所／ 健身館 3 階	
顧問／ 天野 朋子	
設立／ 1994. 6. 18	

ビリヤードサークル Number9	
活動場所／ 東部室棟 1 階	
顧問／ 義平 大樹	
設立／ 1994. 7. 8	

フットサルサークル「R-Foot」	
活動場所／ 健身館 4 階	
顧問／ 宮庄 拓	
設立／ 1999. 5. 21	

ラクロス部	
活動場所／ 健身館 2 階	
顧問／ 柴田 啓介	
設立／ 1999. 11. 11	

準硬式野球部	
活動場所／ 健身館 1 階	
顧問／ 尾崎 亨	
設立／ 2002. 4. 19	

自転車部	
活動場所／ 健身館 4 階	
顧問／ 押谷 一	
設立／ 2002. 7. 18	

フリークライミングサークル	
活動場所／ 健身館 4 階	
顧問／ 森田 茂	
設立／ 2002. 11. 1	

女子アイスホッケー部	
活動場所／ 健身館 3 階	
顧問／ 薦田 優香	
設立／ 2003. 12. 24	

合唱団

活動場所／ 緑音館

顧問／ 吉田 磨

設立／ 1960. 5. 1



吹奏楽団

活動場所／ 学生会館別館

顧問／ 岩野 英知

設立／ 1979. 5. 12



軽音楽同好会

活動場所／ 健音館1階

顧問／ 華園 究

設立／ 1961. 4. 1



旅行サークル "The travelers"

活動場所／ 東部室棟3階

顧問／ 北澤 多喜雄

設立／ 1980. 10. 1



写真部

活動場所／ 東部室棟1階

顧問／ 馬場 賢治

設立／ 1962. 4. 1



ブルーグラス研究所

活動場所／ 緑音館

顧問／ 義平 大樹

設立／ 1980. 11. 1



乳牛研究会

活動場所／ 東部室棟3階

顧問／ 大塚 浩通

設立／ 1962. 4. 1



漫画倶楽部

活動場所／ 東部室棟2階

顧問／ 三谷 光照

設立／ 1983. 6. 17



絵画研究会

活動場所／ 東部室棟1階

顧問／ 遠井 朗子

設立／ 1964. 4. 1



創作文化研究会

活動場所／ 東部室棟3階

顧問／ 吉野 宣彦

設立／ 1990. 1. 19



肉牛研究会

活動場所／ 肉牛研究会 牛舎

顧問／ 今井 敬

設立／ 1967. 6. 14



酪農学園ボランティアクラブ

活動場所／

顧問／

設立／ 1992. 5. 11



音楽研究会

活動場所／ 健音館1階

顧問／ 華園 究

設立／ 1971. 4. 1



ESS

活動場所／ 東部室棟2階

顧問／ 蒔田 浩平

設立／ 1993. 5. 24



野生動物生態研究会

活動場所／ 東部室棟2階

顧問／ 松田 一哉

設立／ 1977. 5. 20



酪農学園 YOSAKOI サークル "祭"

活動場所／ 健音館2階

顧問／ 上野 敬司

設立／ 1997. 7. 7



近代演劇

活動場所／ 健音館1階

顧問／ 樋口 豪紀

設立／ 1977. 6. 10



酪農茶道部

活動場所／ 東部室棟1階

顧問／ 我妻 尚広

設立／ 1998. 4. 14



キリスト者学生会

活動場所／ 東部室棟3階

顧問／ 小林 昭博

設立／ 1978. 5. 1



中小家畜研究会

活動場所／ 東部室棟3階

顧問／ 泉 賢一

設立／ 1999. 5. 8



棋道部	
活動場所／ 東部室棟 3 階	
顧問／ 山田 弘司	
設立／ 2000. 5. 23	

野菜サークル (V.R)	
活動場所／ 東部室棟 3 階	
顧問／ 小澤 修二	
設立／ 2000. 5. 26	

植林研究会	
活動場所／ 東部室棟 3 階	
顧問／ 保原 達	
設立／ 2000. 11. 11	

室内楽団	
活動場所／ 健音館 2 階	
顧問／ 樋口 豪紀	
設立／ 2003. 12. 4	

ア・カペラサークル『唄種』	
活動場所／ 健音館 2 階	
顧問／ 村松 圭	
設立／ 2003. 12. 16	

どうぶつボランティア幸せなしっぽ	
活動場所／ 東部室棟 3 階	
顧問／ 郡山 尚紀	
設立／ 2011. 4. 1	

国際交流サークル SukaRela	
活動場所／ 東部室棟 3 階	
顧問／ 金子 正美	
設立／ 2013. 4. 25	

サマーアグリキャンプ	
活動場所／	
顧問／ 山口 昭弘	
設立／ 2016. 5. 31	

ワインサークル "ROWP"	
活動場所／	
顧問／ 阿部 茂	
設立／ 2019. 4. 1	

その他の団体

●白樺祭実行委員会

活動場所／東部室棟 1 階
大学祭の企画・運営に興味のある方は気軽に訪ねてください。メンバーを随時募集しています。



●生協学生委員会

活動場所／酪農学園ホール
酪農学園生協と共同で行う各イベントの企画・運営などを行っています。



●体育系団体紹介ページ

<https://sites.google.com/rakuno.ac.jp/taiikukei/%E3%83%9B%E3%83%BC%E3%83%A0>

●文科系団体紹介ページ

<https://sites.google.com/rakuno.ac.jp/bunkakei/%E3%83%9B%E3%83%BC%E3%83%A0>

クラブ・サークルについて

3. 課外活動施設

03-01

施設の利用

本学には、次のような施設があります。課外活動施設と中央館は学生支援課で管理・予約の受け付けなどを行っています。体育施設の貸出については体育準備室に問い合わせてください。

	施設名	施設概要	開館時間
課外活動施設	健身館	部・サークルの部室の他、武道場やクライミングウォールなどがあります。	月～土／8：00～22：00 日・祝祭日／8：00～20：00
	健音館	音楽系・演劇系の部室の他、防音室となっているライブスペースや練習場があります。主に健音館に部室のある部・サークルが使用します。 ※ 健音館を使用するには・・・毎月1回次月の使用予定を決める会議があります。使用を希望する非公認団体・一般学生は会議に参加することでライブスペースや練習場を使用できます。	8：30～22：00
	緑音館	合唱団・ブルーグラス研究所の部室があります。	8：30～22：00
	東部室棟	主に文化系の部・サークルの部室があります。	8：00～22：00
	学生会館 別館	吹奏楽団の部室があります。	8：30～22：00
	弓道場	弓道部が使用しています。	
	アーチェリー場	アーチェリー部が使用しています。	
体育施設	健民館 1	部・サークルの部室の他、合宿所があります。合宿所は、課外活動団体が学内で合宿を行う際に使用できます。体育準備室で予約を受け付けています。	部室：8：30～22：00
	健民館 2 (体育館) グラウンド 野球場	主に体育授業や課外活動で使用されます。予約の受け付けは体育準備室で行っています。	利用時間については体育準備室で確認してください。
	健民館 3 (トレーニングセンター)	1階には筋力トレーニングを中心とした器具やシャワー室があり、2階にはストレッチスペースや体育講義室があります。体育の授業での使用が優先されますが、空いている時間帯には学生や教職員にも開放しています。トレーニングセンターを使用するには毎年5月に行われる講習会に参加する必要があります。	利用時間についてはトレーニングセンターに確認してください。 ※日祝日は閉館。
	テニスコート	体育授業の他、課外活動団体や一般学生も使用できます。体育準備室では、貸出手続きの他、テニス用具等の貸出も行っています。	一般開放時間：水曜日の8：30～21：30
中央館	学生ホール	中央館 1階及び2階は、学生が自由にくつろげるスペースが確保されています。1階には学生ホール、生協の売店があり、2階には談話室があります。学生ホール、談話室、2階ロビーについては学生支援課で予約し、使用することができます。	月～土／6：00～21：30 日・祝祭日／8：00～17：00
	談話室 2階ロビー		月～土／8：00～21：00 日・祝祭日／8：00～17：00

03-02

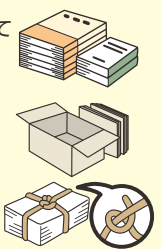
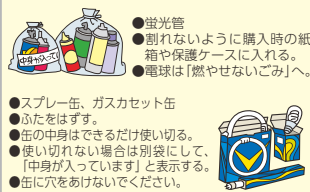
ごみの分別・出し方

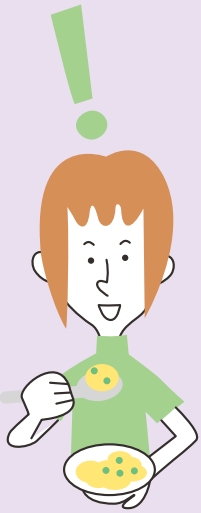
ごみの出し方 課外活動の場合

ごみの分別を徹底しましょう！

燃やせるごみ・燃やせないごみに分けて所定用紙を添付し、ごみステーションへ

健音館 ⇒ 健音館自動ドア前ごみステーションへ
健民館・健身館 ⇒ 体育館前ごみステーションAへ
緑音館・弓道場 ⇒ 体育館前ごみステーションAへ

燃やせるごみ	燃やせないごみ	資源物	大型ごみ	産業廃棄物
- 紙くず・木くず - 生ゴミ（残飯等） - ビニール、プラスチック（薄い、やわらかいもの） - 布類 - 花・草・枯れ葉 - 発泡スチロール - CD・MD・DVD ディスク（ケース含む）	- 金属類 - 皮・ゴム類 - ガラス製品、陶磁器 - プラスチック製品（厚い、かたまりのもの） ●ガラス・セトもの（厚紙などで包んでから、ダンボールに入れ、「キケン」と表示して） 	- ペットボトル - 缶 - ビン類 - 新聞紙・雑誌・ダンボール類 ●雑誌 大きさをそろえて別々に…… ●ダンボール 折りたたんで…十文字に縛ってください 	- 冷蔵庫、テレビ、パソコン等半導体を含む製品、机、椅子、布団、敷物など。 ※ 排出する前に学生支援課へ事前に相談すること（処分費用は排出者負担）	- 危険ごみ スプレー缶、ガス缶、乾電池、温度計、蛍光灯、ライター ※ 学生支援課に相談 - 医療廃棄物 感染性医療廃棄物 化学性廃液（写真現像液等） ●蛍光灯 ●割れないように購入時の紙箱や保護ケースに入れる。 ●電球は「燃やせないごみ」へ。 ●スプレー缶、ガスカセット缶 ●ふたをはずす。 ●缶の中身はできるだけ使い切る。 ●使い切れない場合は別袋にして、「中身が入っています」と表示する。 ●缶に穴をあけないでください。 



03 施設利用について

1. 構内諸施設配置図	60
2. 校舎等建物平面図	62
3. 附属施設等	84
4. 食堂・生協	86

学生生活について

クラブ・サークルについて

施設利用について

学類・教員について

学則・規程について

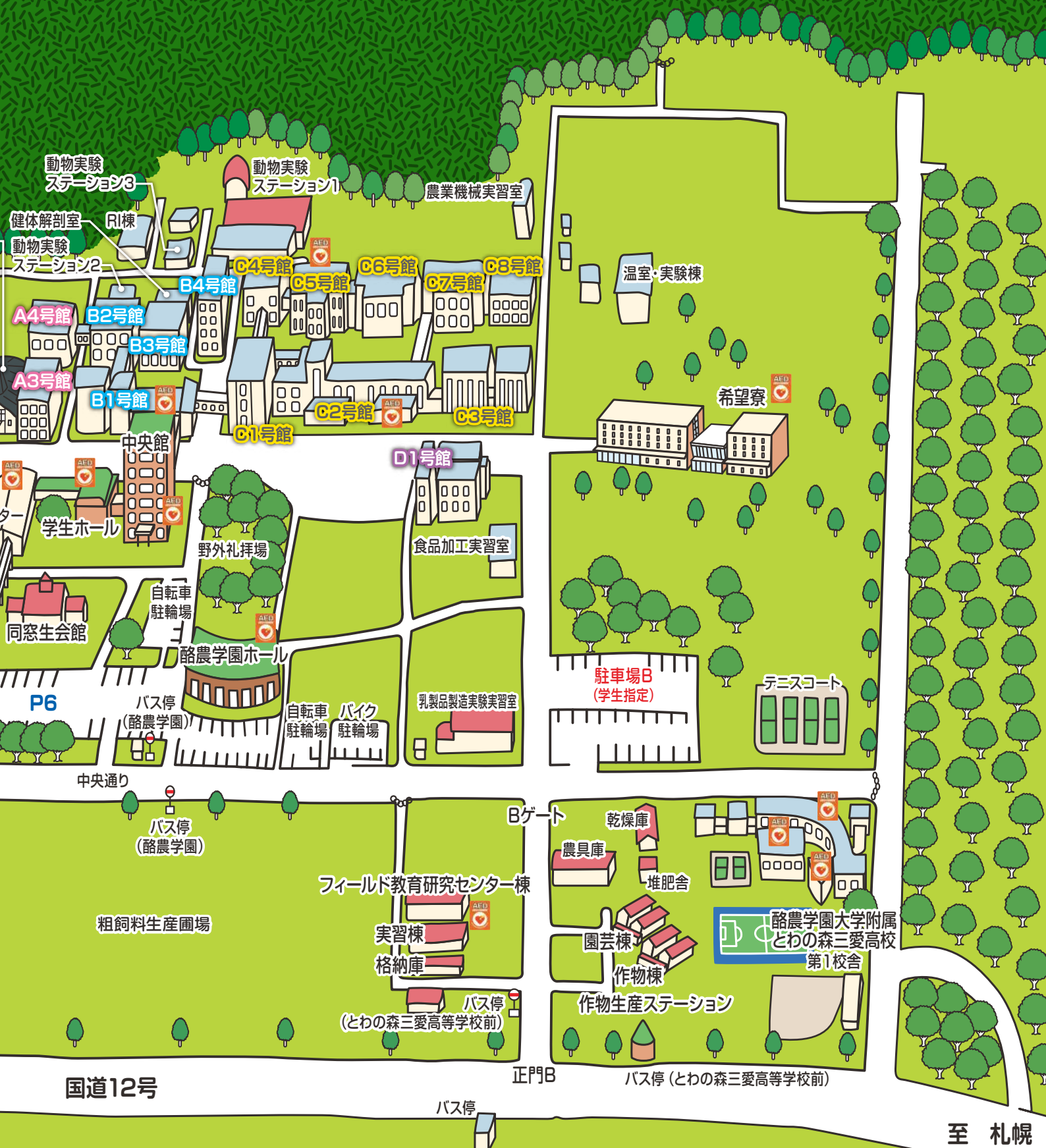
1. 構内諸施設配置図

RAKUNO GAKUEN CAMPUS MAP





AED
設置場所

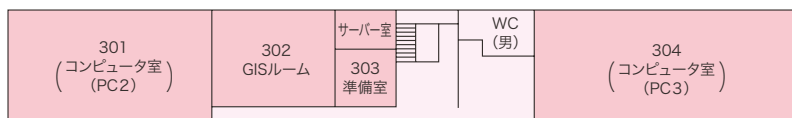


2. 校舎等建物平面図

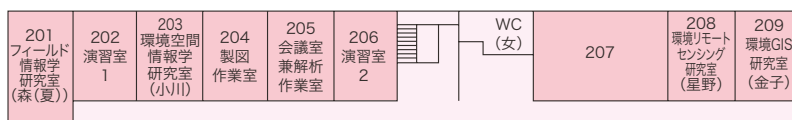
各部屋の番号は、正式には「建物名-階 部屋番号」
(例：A1-1 01) となります。
この平面図には建物名を省略して下3桁のみ表記しています。

A1号館

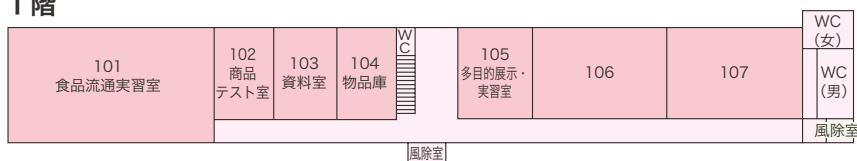
3階



2階

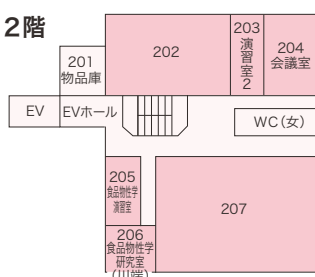


1階

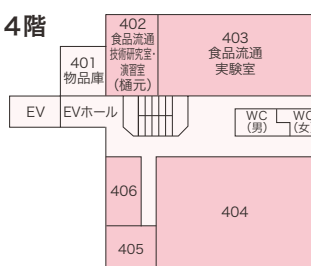


A2号館

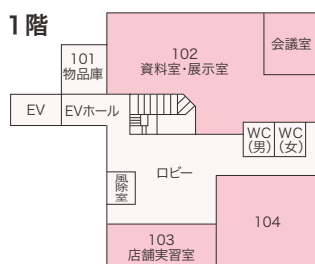
2階



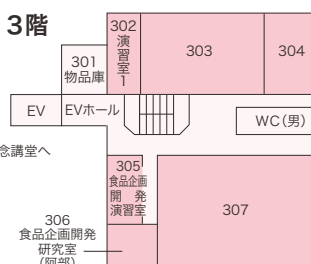
4階



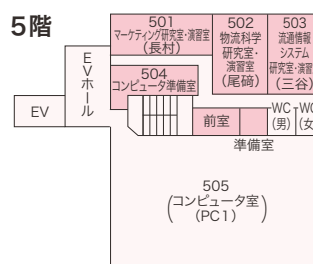
1階

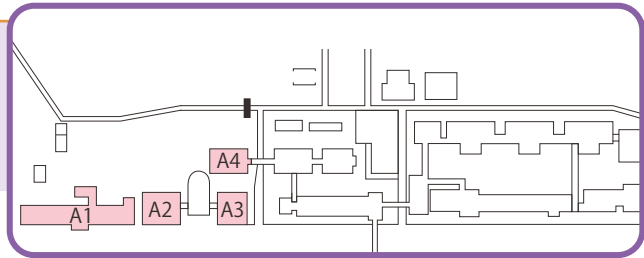


3階

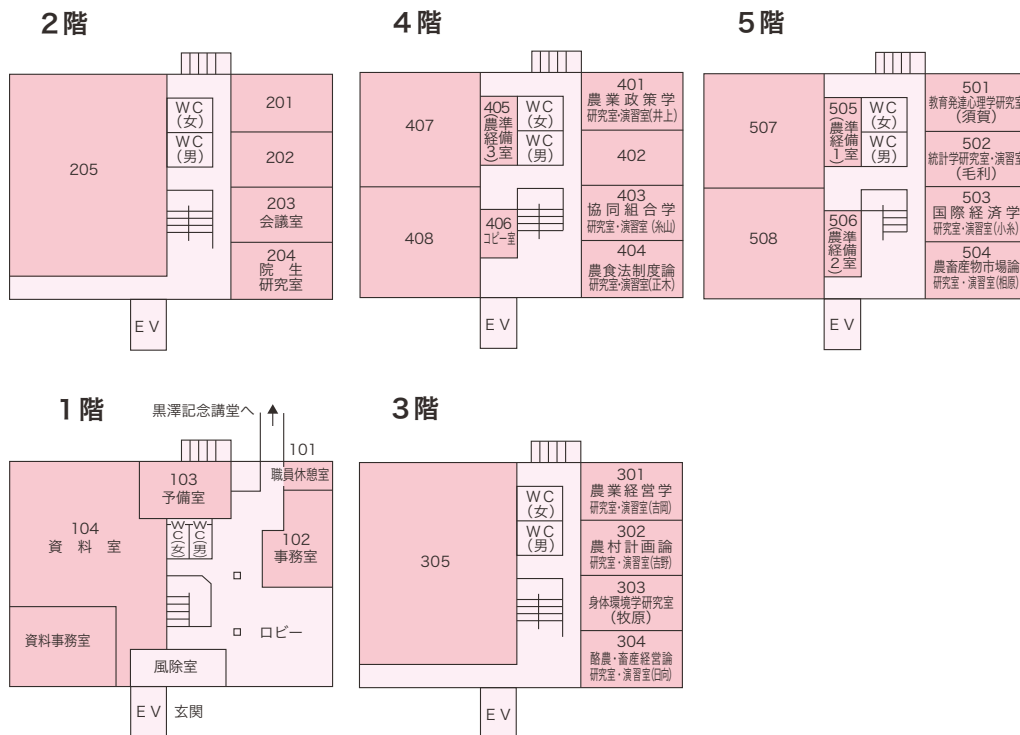


5階

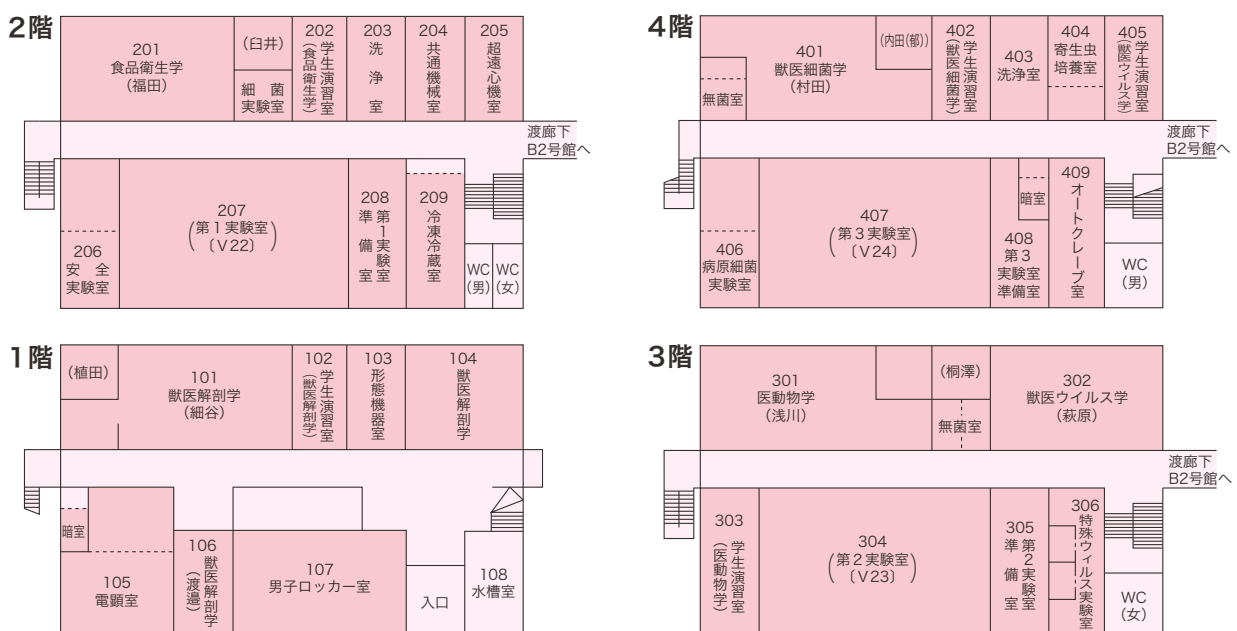




A3号館

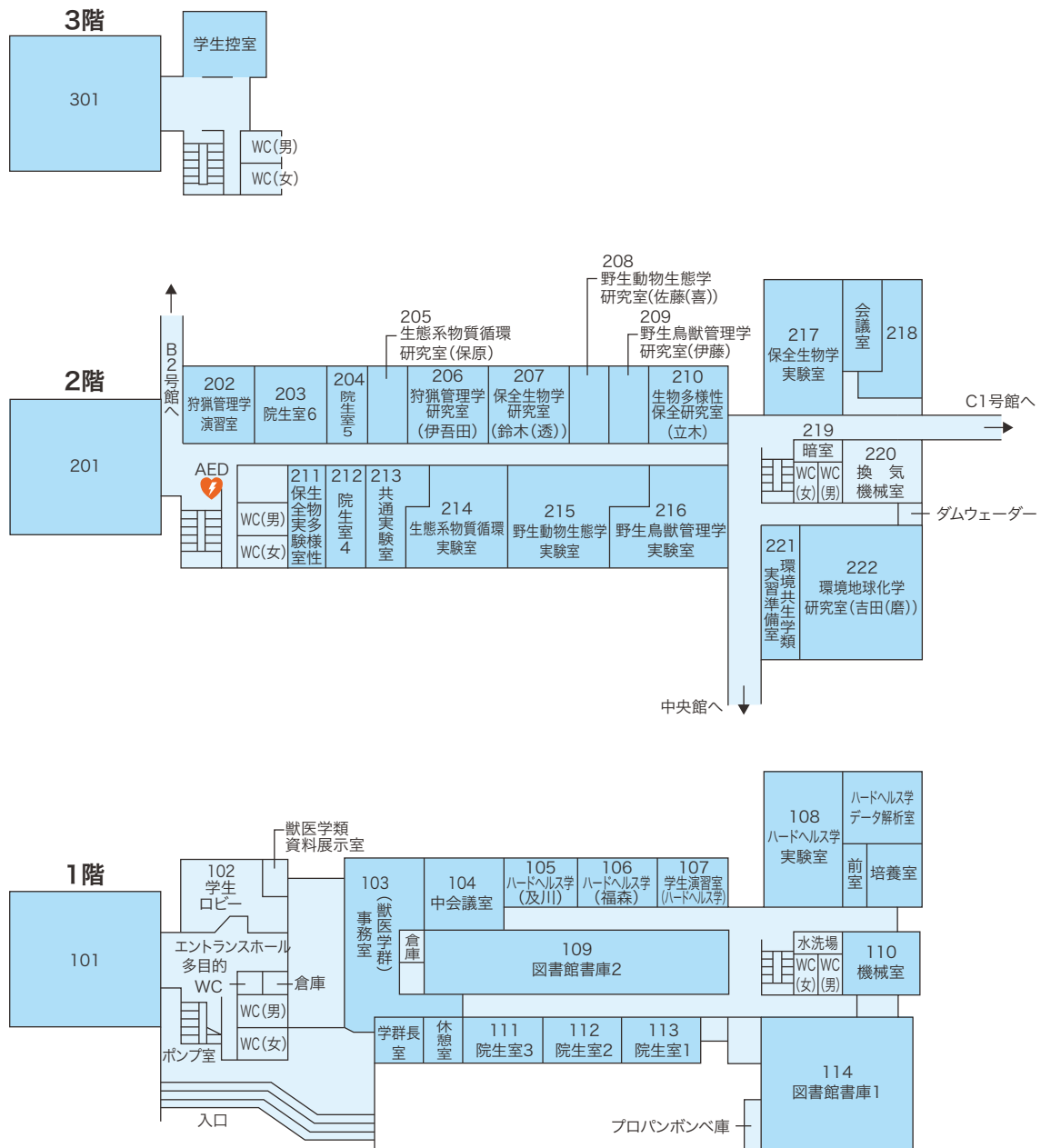


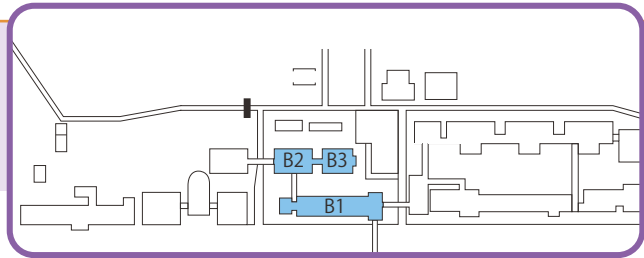
A4号館



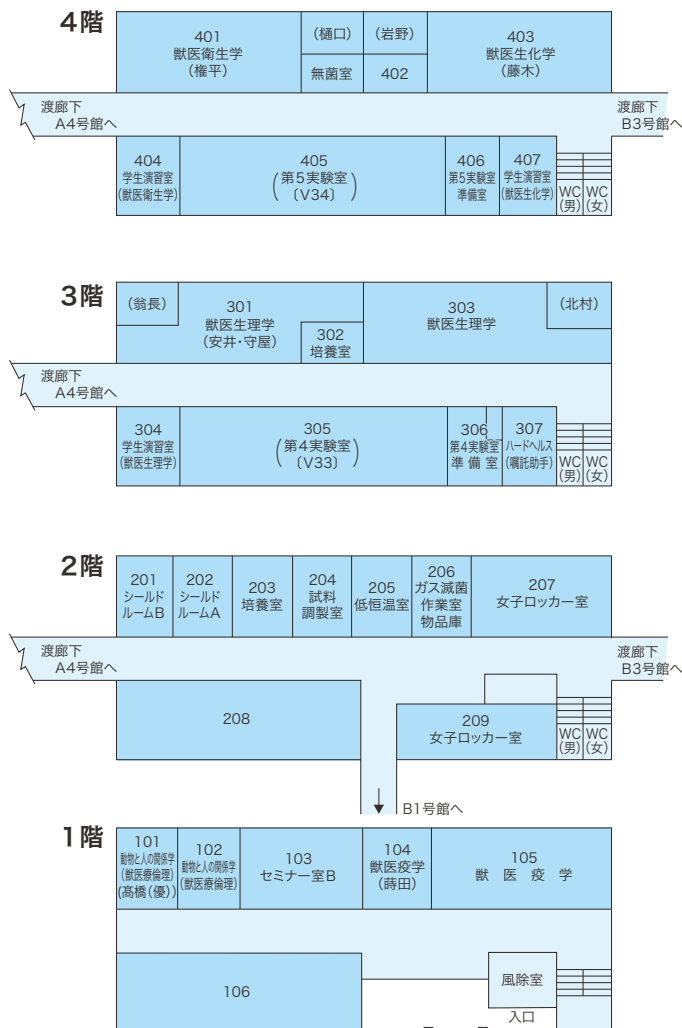
各部屋の番号は、正式には「建物名-階 部屋番号」
 (例：B1-1 01) となります。
 この平面図には建物名を省略して下3桁のみ表記
 しています。

B1号館

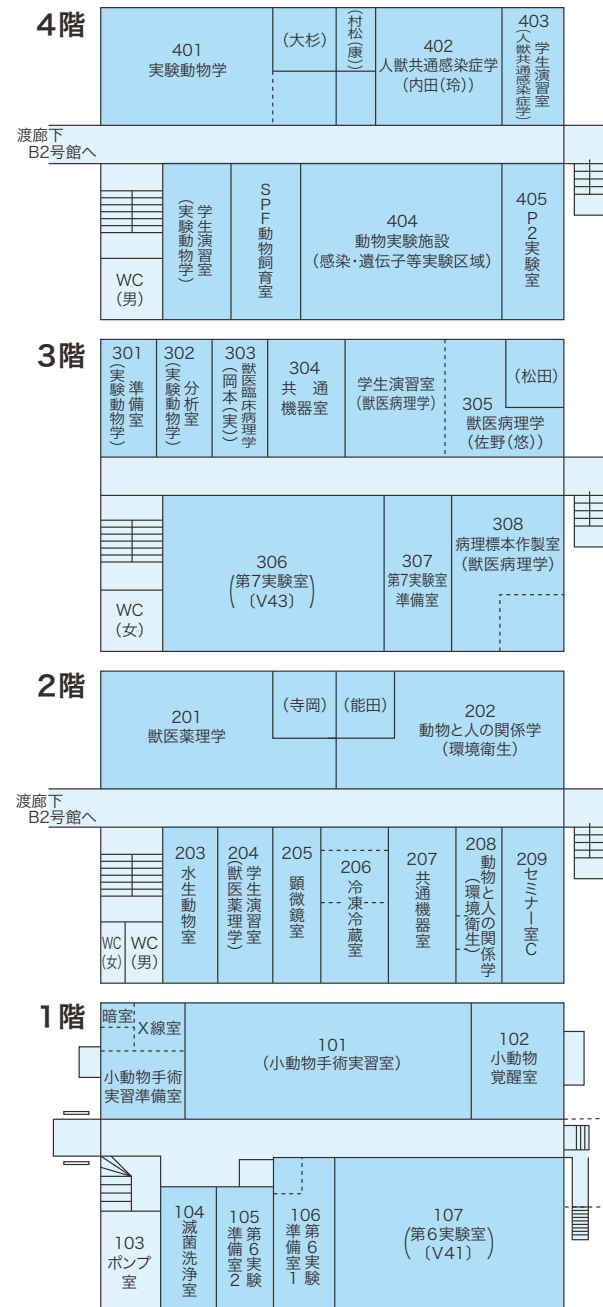




B2号館



B3号館



学生生活について

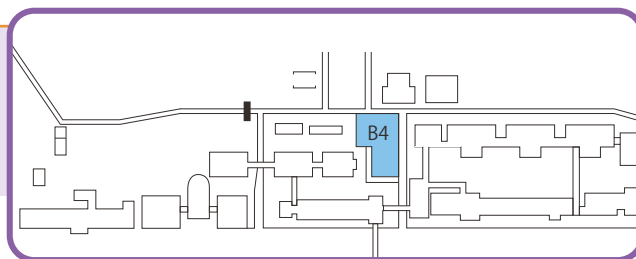
クラブ・サークルについて

校舎等建物平面図

学類・教員について

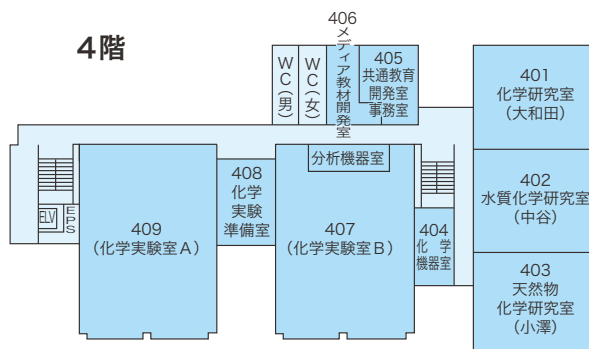
学則・規程について

各部屋の番号は、正式には「建物名-階 部屋番号」
(例：B4-1 01) となります。
この平面図には建物名を省略して下3桁のみ表記
しています。

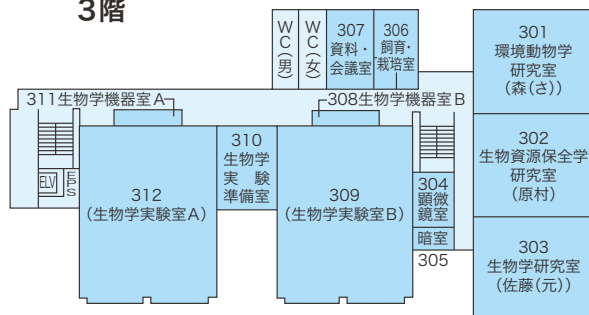


B4号館

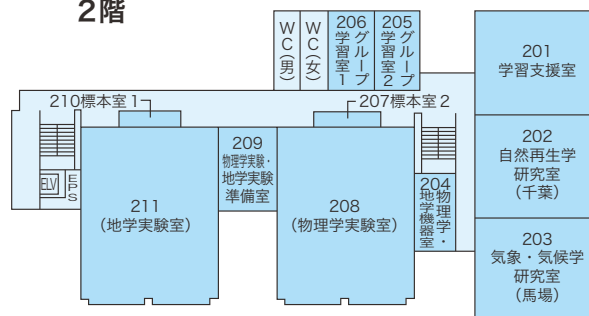
4階



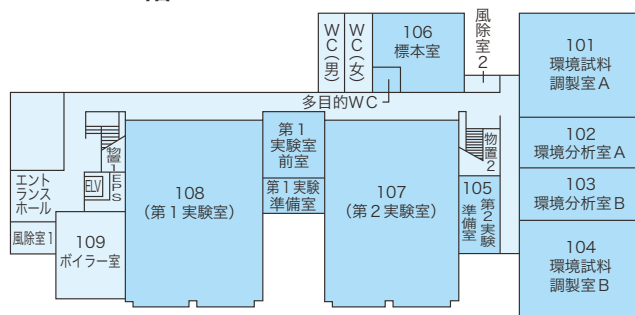
3階



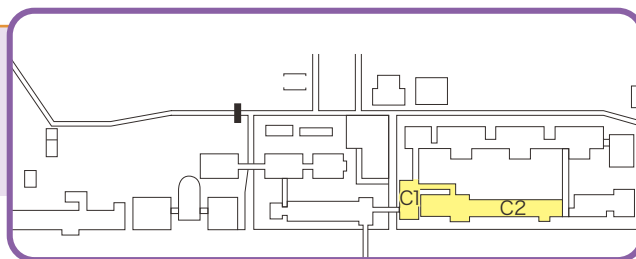
2階



1階



各部屋の番号は、正式には「建物名-階 部屋番号」
(例：C1-1 01) となります。
この平面図には建物名を省略して下3桁のみ表記して
います。



学生生活について

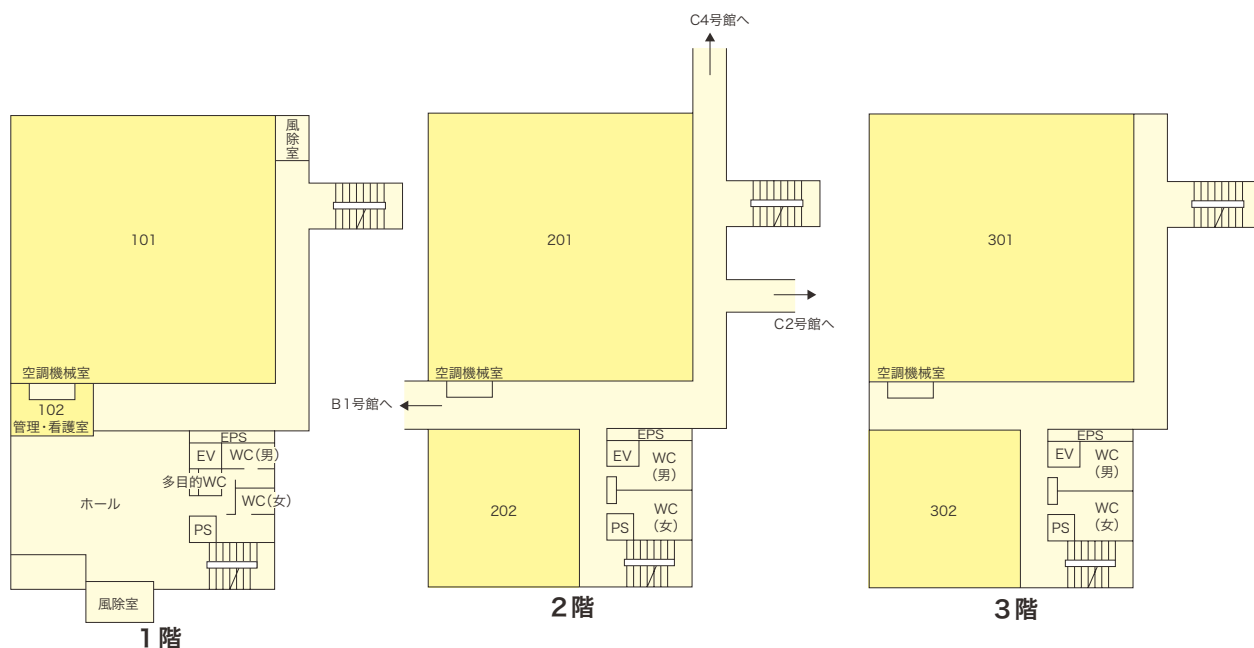
クラブ・サークルについて

校舎等建物平面図

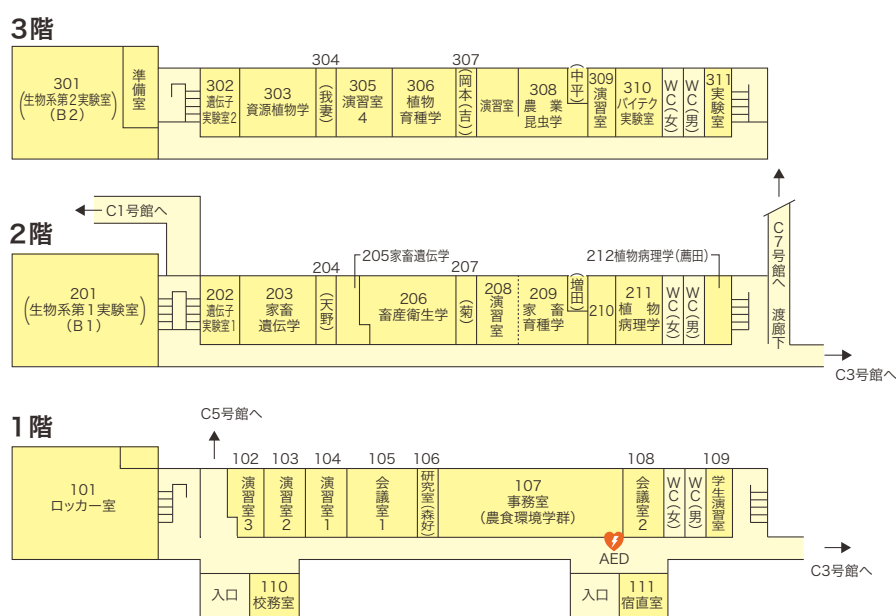
学類・教員について

学則・規程について

C1号館

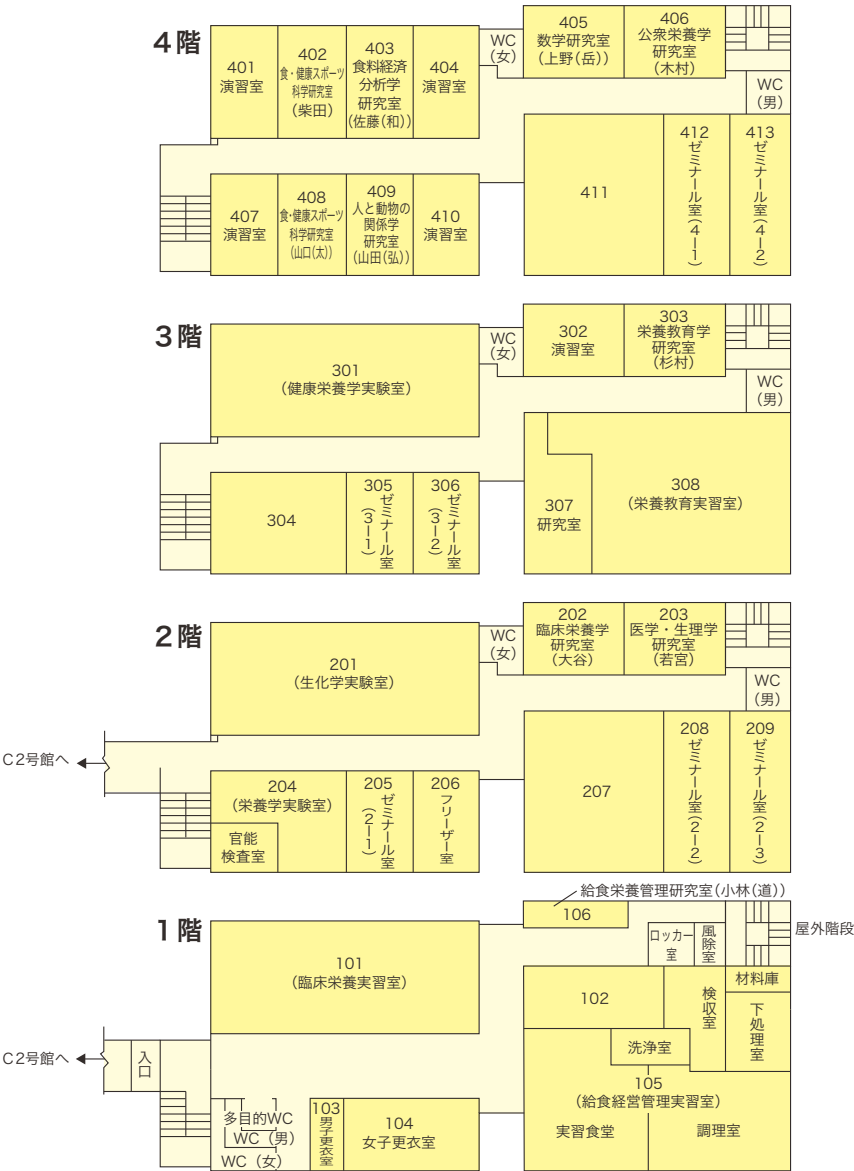


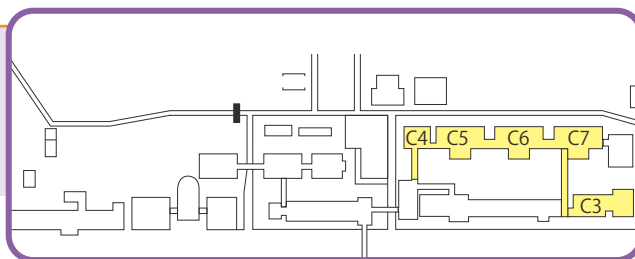
C2号館



各部屋の番号は、正式には「建物名-階 部屋番号」
(例：C3-1 01) となります。
この平面図には建物名を省略して下3桁のみ表記し
ています。

C3号館





学生生活について

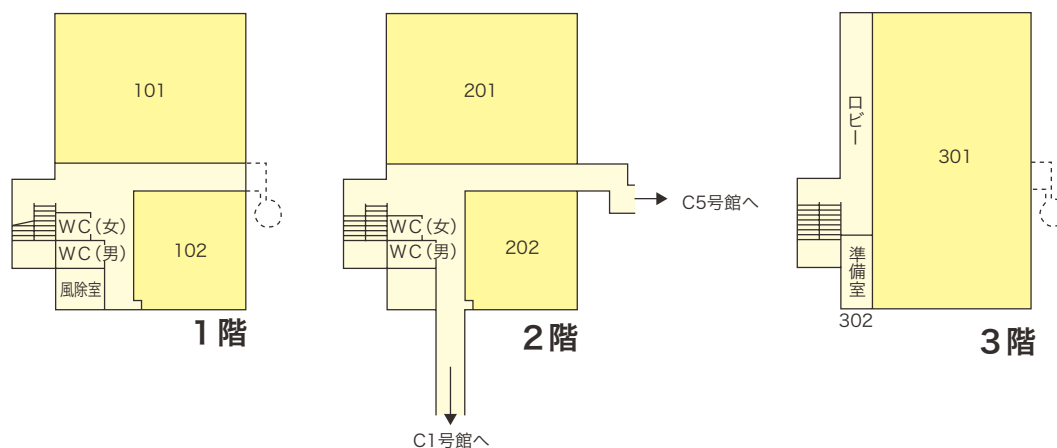
クラブ・サークルについて

校舎等建物平面図

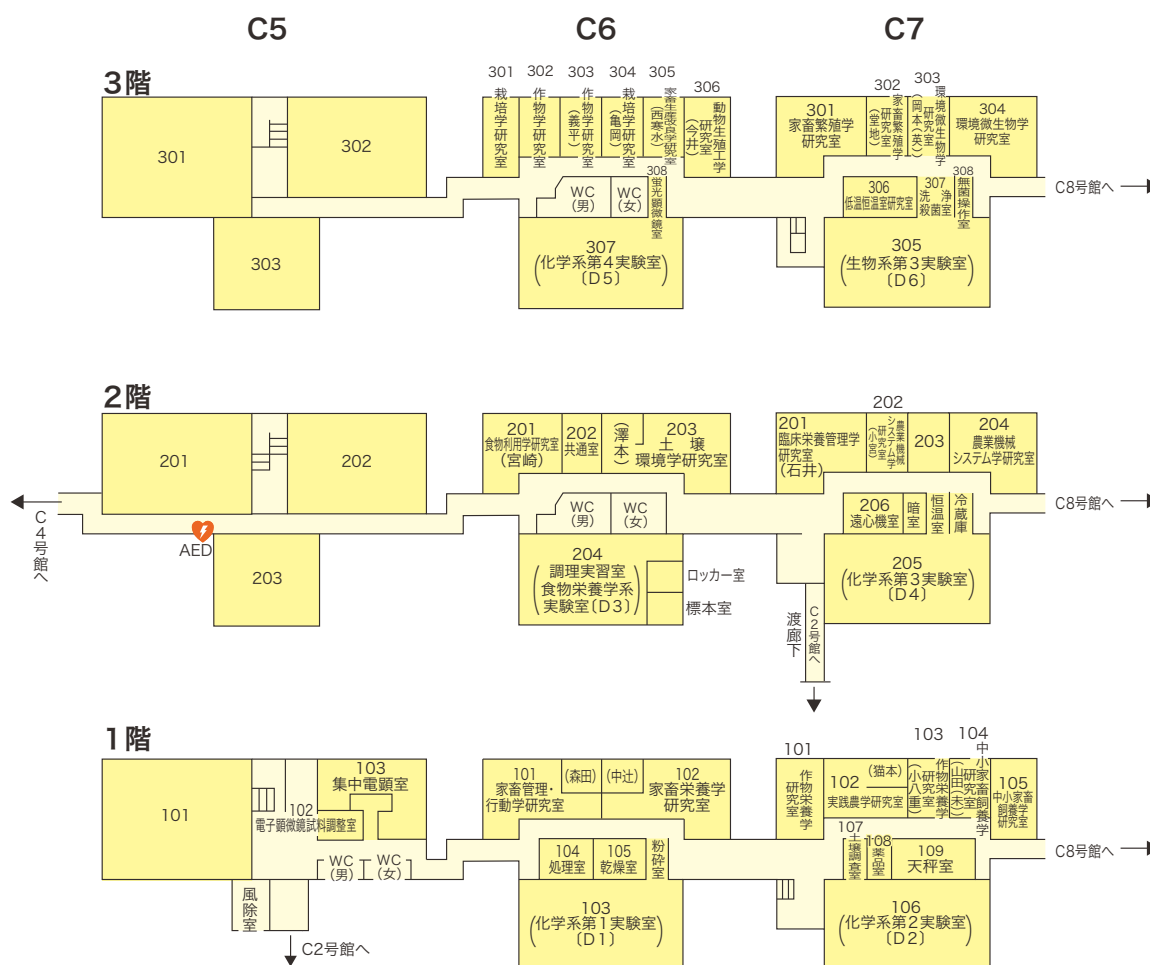
学類・教員について

学則・規程について

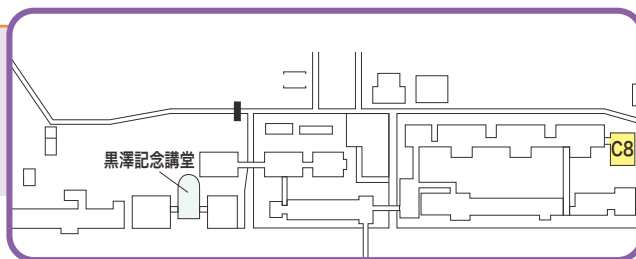
C4号館



C5号館 / C6号館 / C7号館

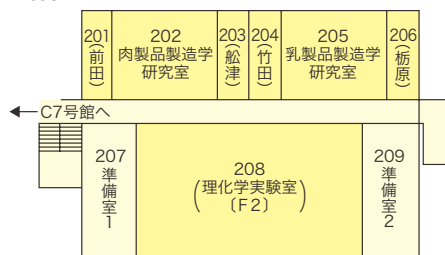


各部屋の番号は、正式には「建物名-階 部屋番号」
(例：C8-1 01) となります。
この平面図には建物名を省略して下3桁のみ表記
しています。

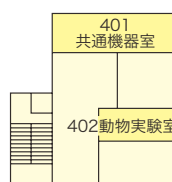


C8号館

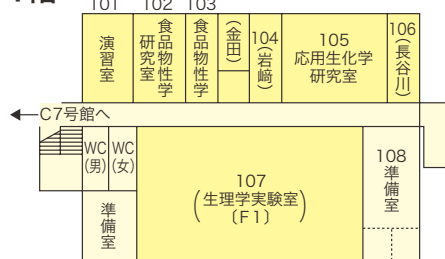
2階



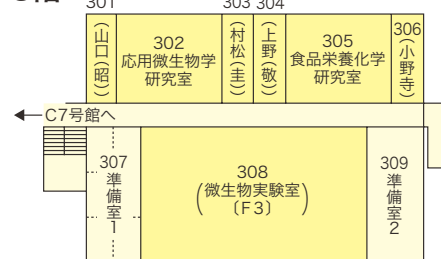
4階



1階

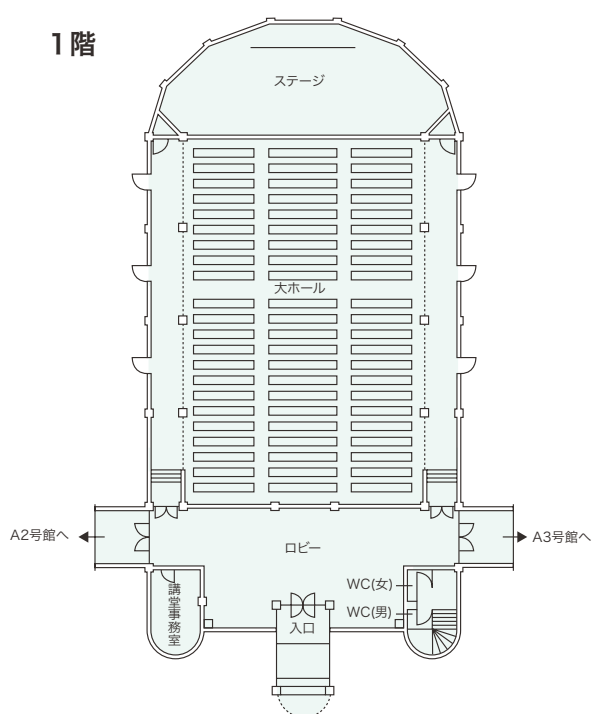


3階

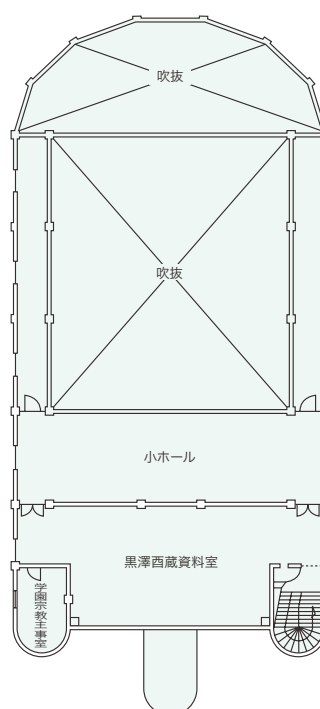


黒澤記念講堂

1階



2階

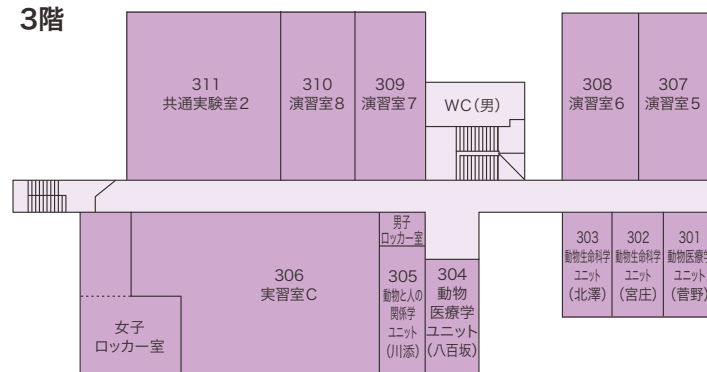


各部屋の番号は、正式には「建物名-階 部屋番号」
(例：D1-1 01) となります。
この平面図には建物名を省略して下3桁のみ表記
しています。

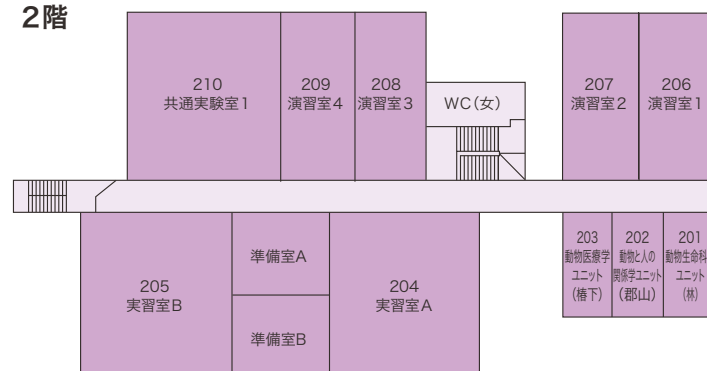


D1号館

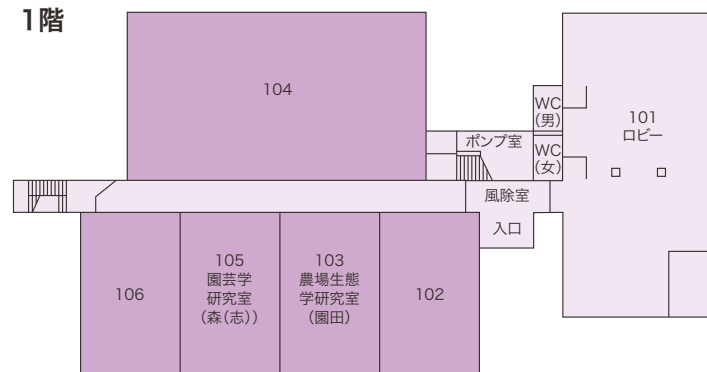
3階



2階



1階



学生生活について

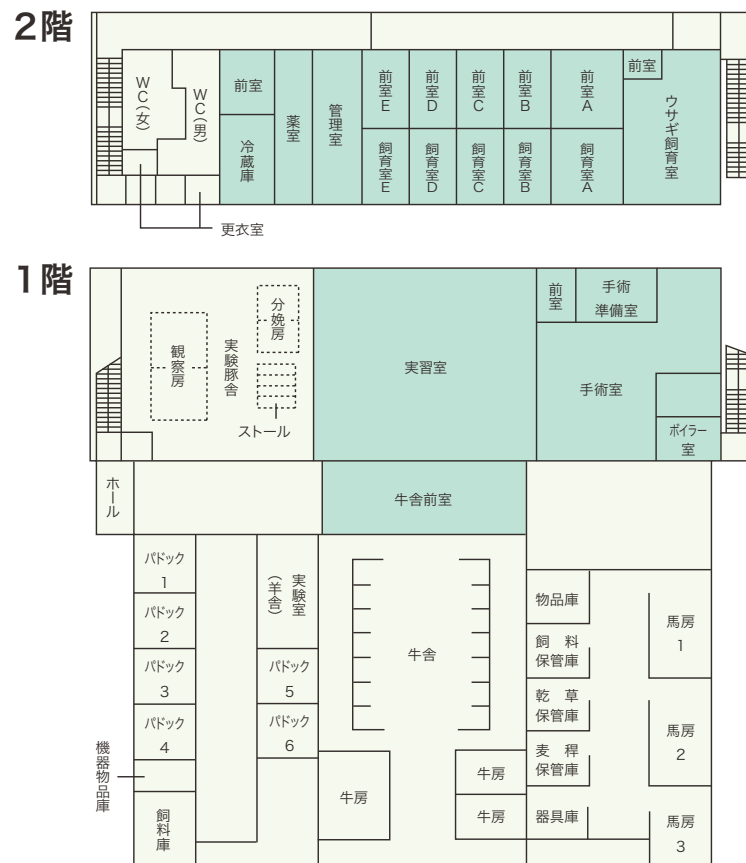
クラブ・サークルについて

校舎等建物平面図

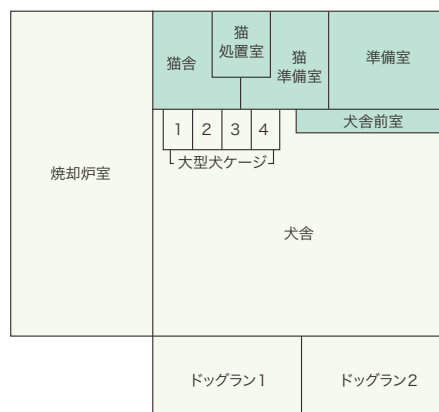
学類・教員について

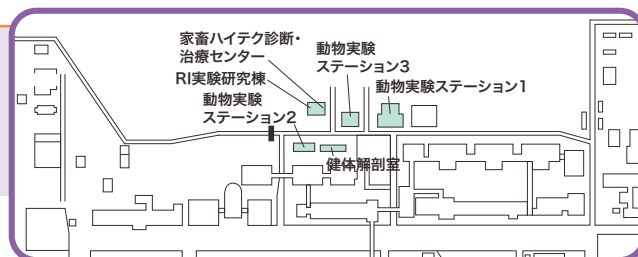
学則・規程について

動物実験ステーション1



動物実験ステーション2





学生生活について

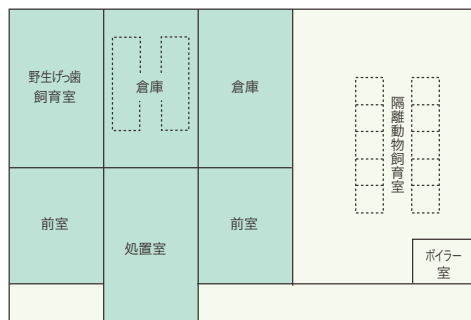
クラブ・サークルについて

校舎等建物平面図

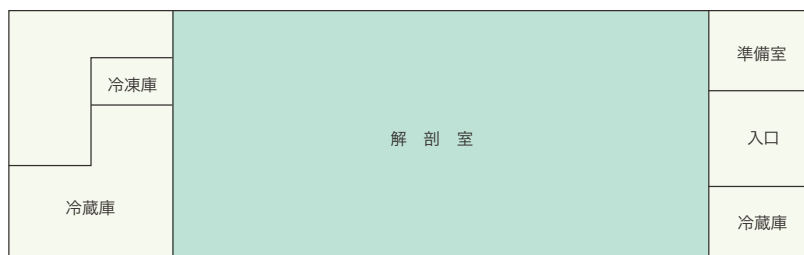
学類・教員について

学則・規程について

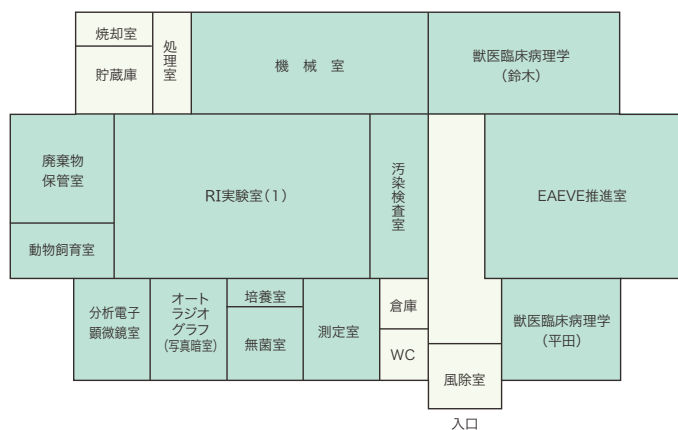
動物実験ステーション3



健体解剖室

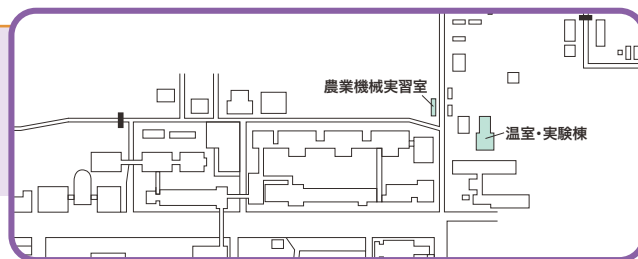


R I 実験研究棟

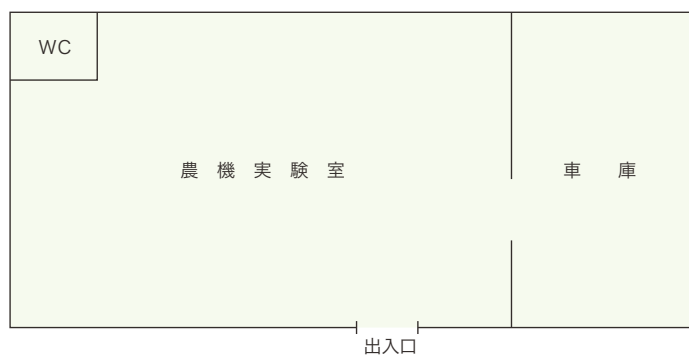


家畜ハイテク診断・治療センター

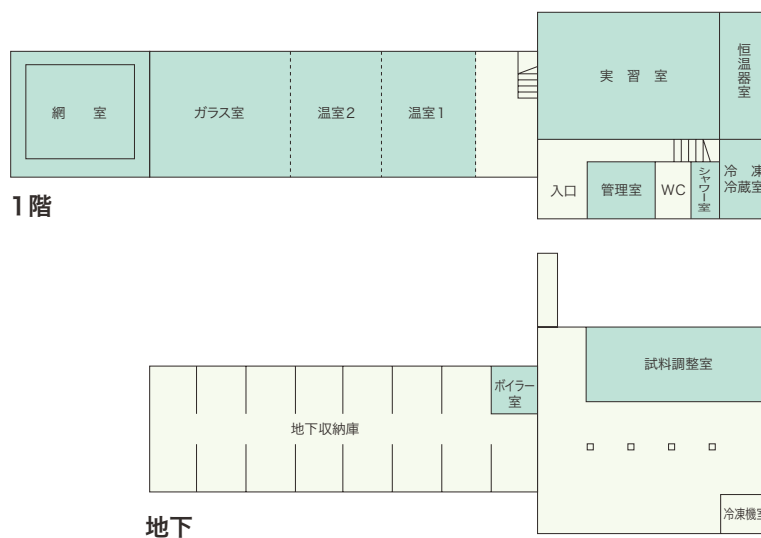


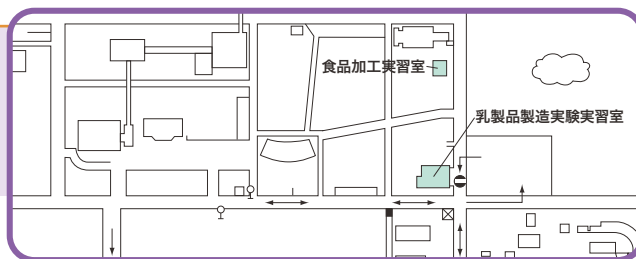


農業機械実習室

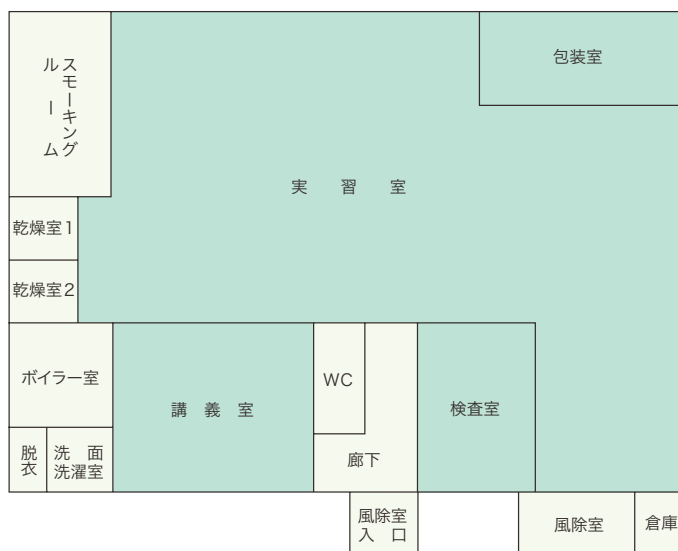


温室・実験棟

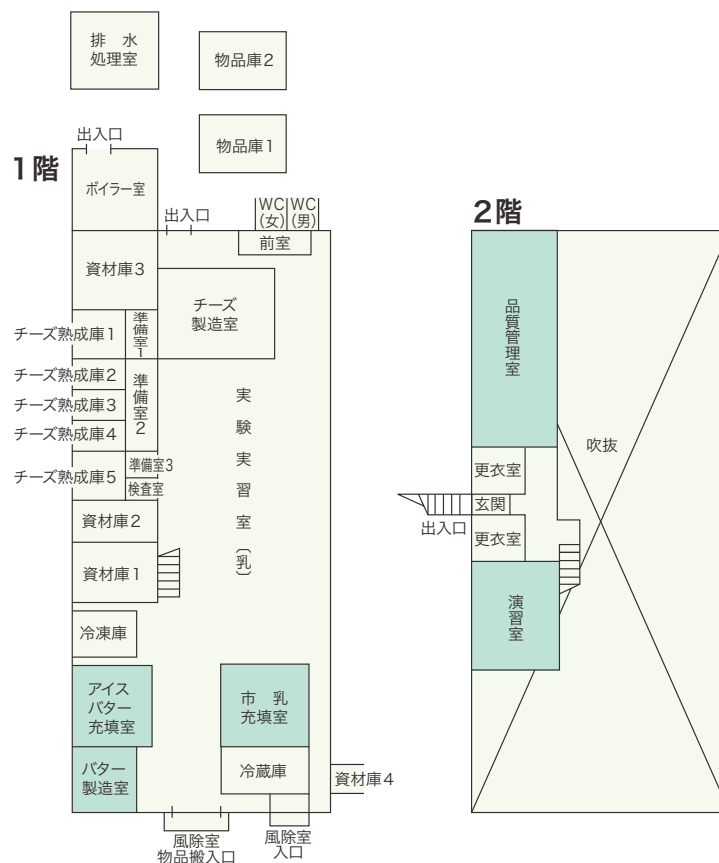




食品加工実習室



乳製品製造実験実習室



学生生活について

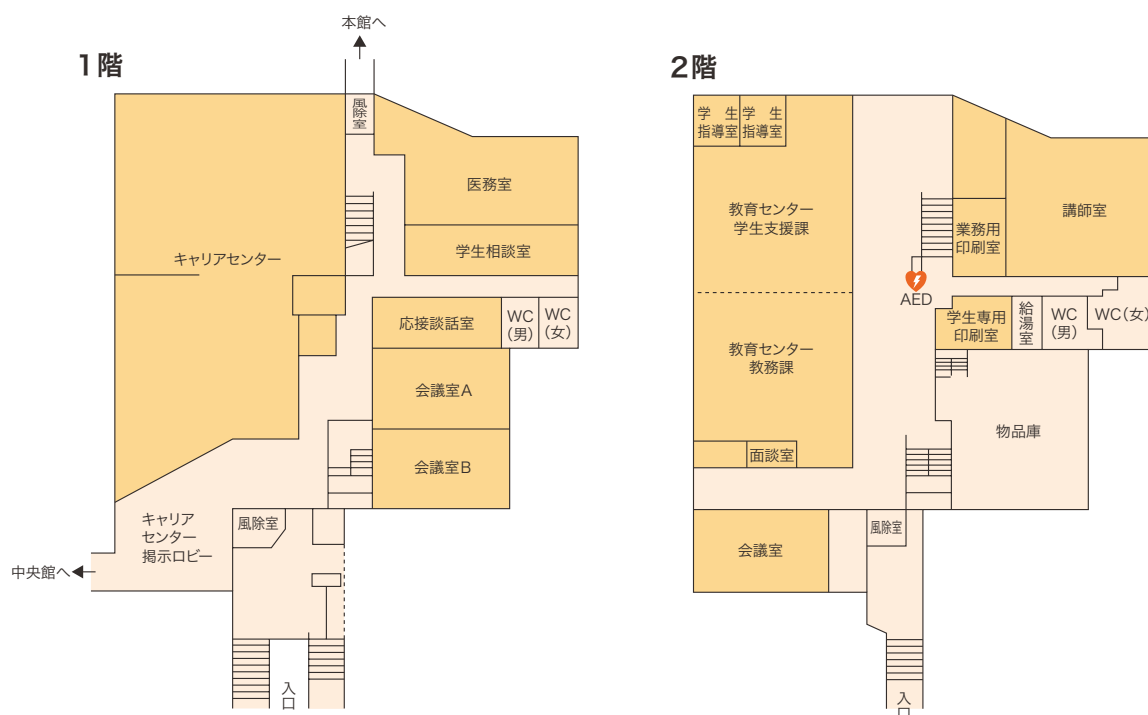
クラブ・サークルについて

校舎等建物平面図

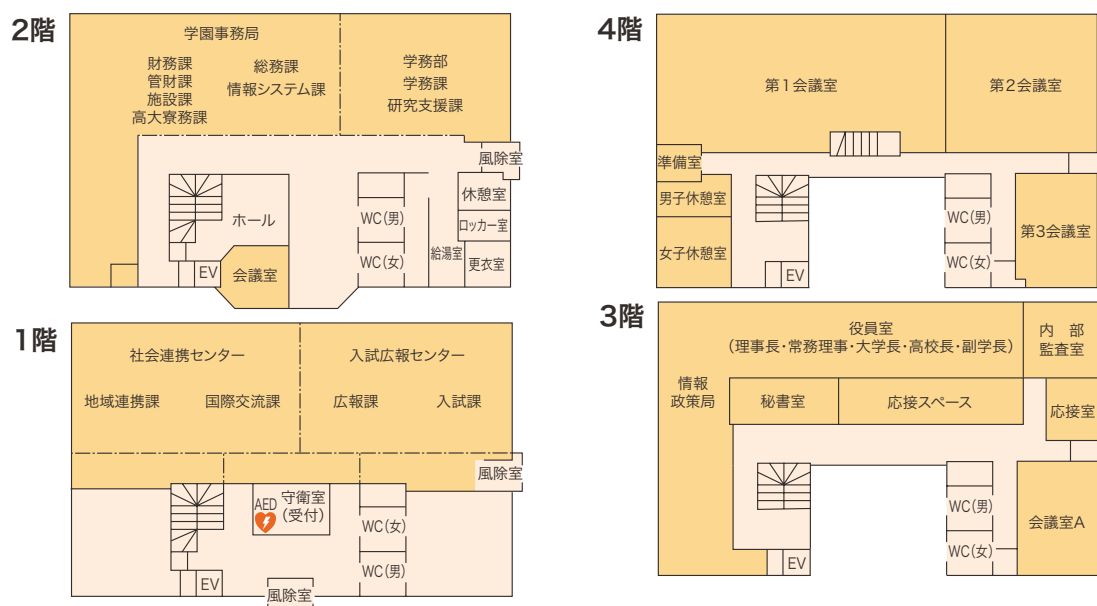
学類・教員について

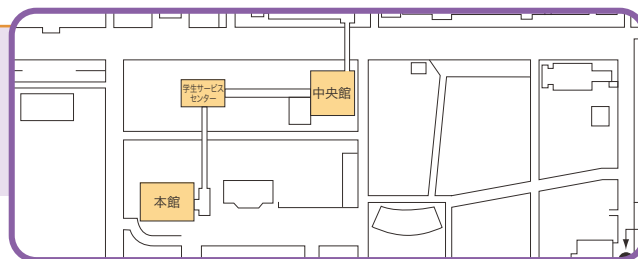
学則・規程について

学生サービスセンター



酪農学園本館





学生生活について

クラブ・サークルについて

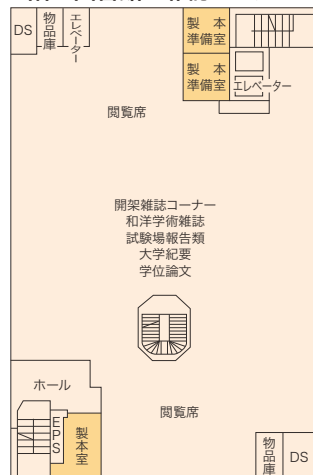
校舎等建物平面図

学類・教員について

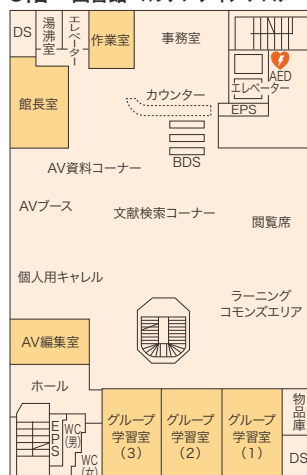
学則・規程について

酪農学園大学中央館

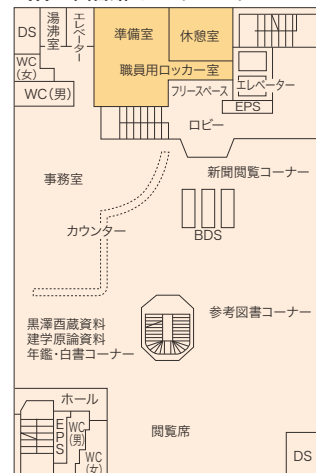
5階 図書館 雑誌フロア



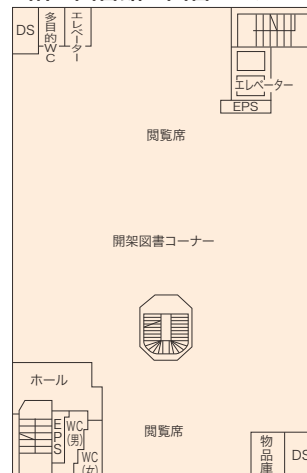
6階 図書館 マルチメディアフロア



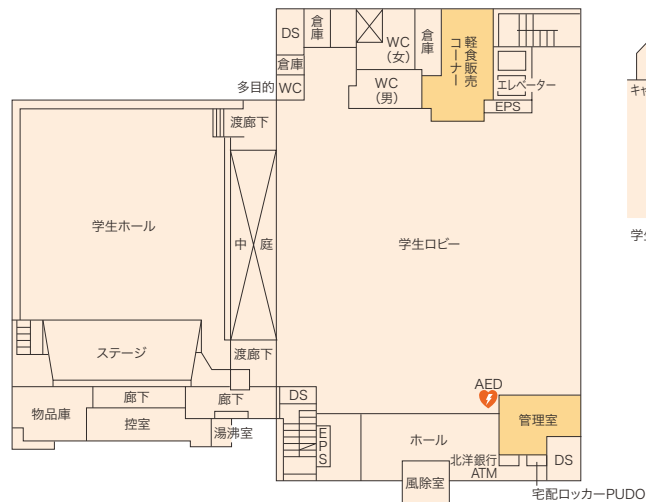
3階 図書館 インフォメーションフロア



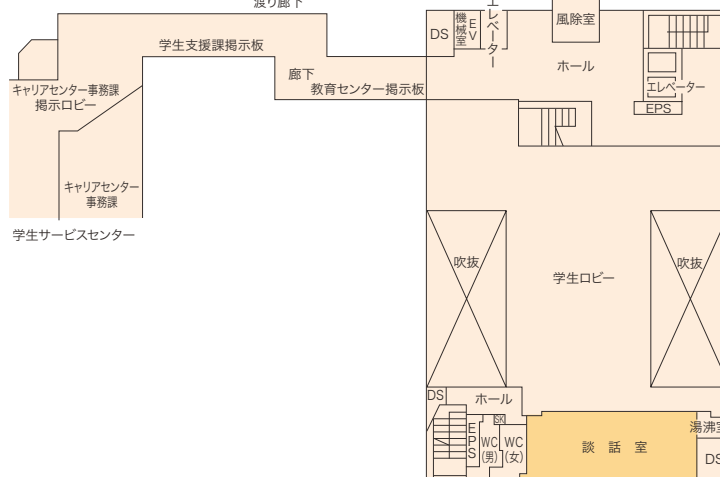
4階 図書館 図書フロア

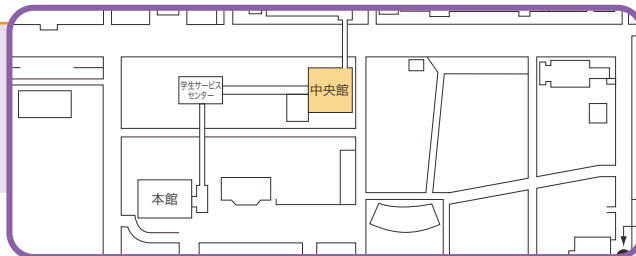


1階



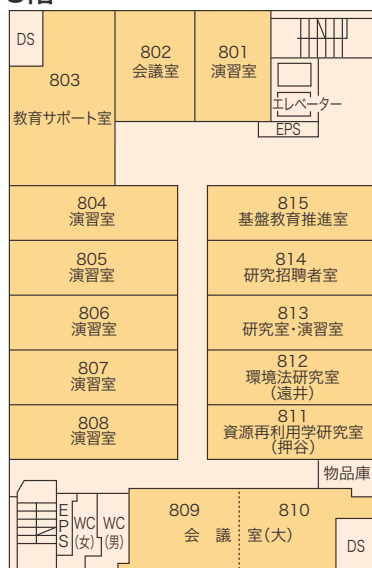
2階



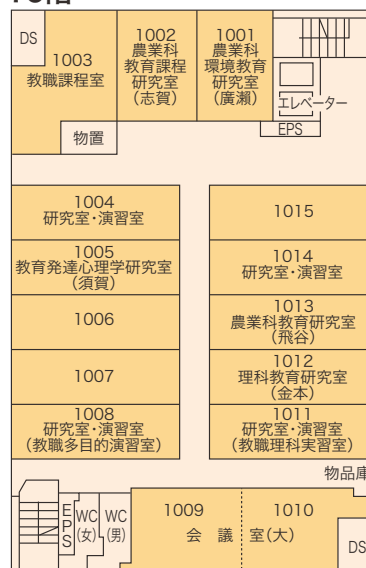


酪農学園大学中央館

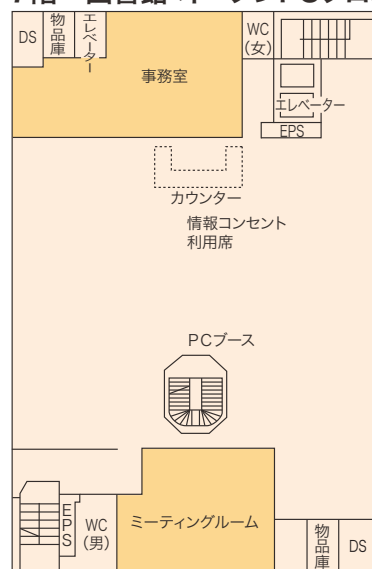
8階



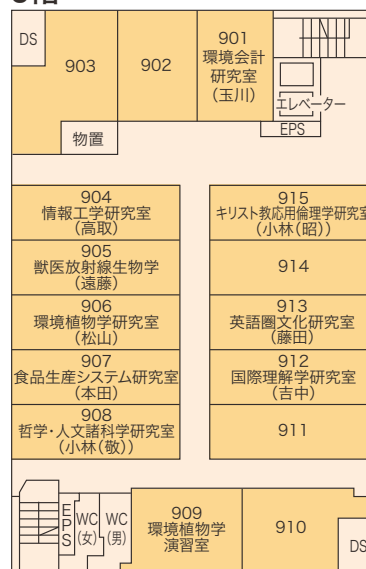
10階

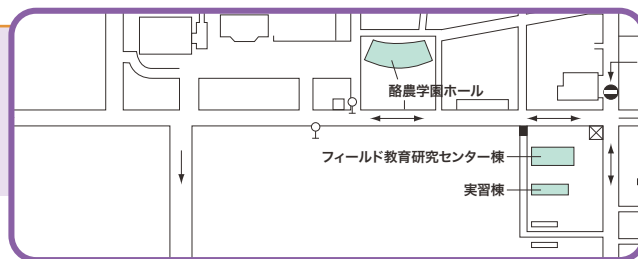


7階 図書館 オープンPCフロア



9階





学生生活について

クラブ・サークルについて

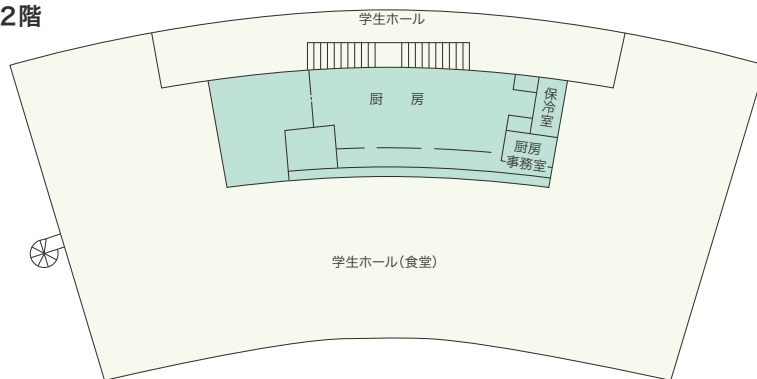
校舎等建物平面図

学類・教員について

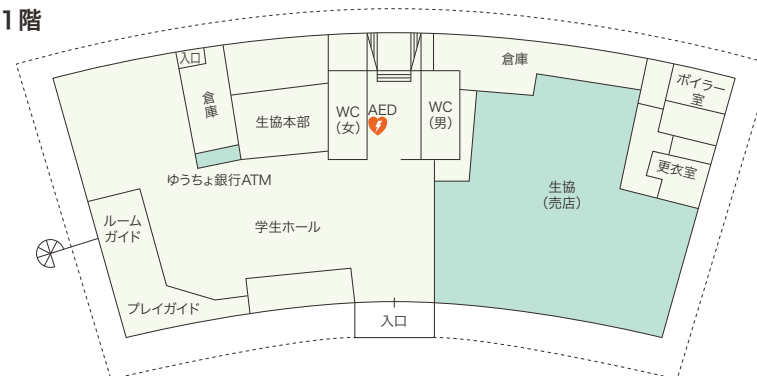
学則・規程について

酪農学園ホール

2階

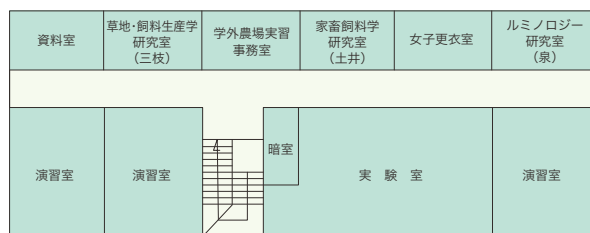


1階



フィールド教育研究センター棟

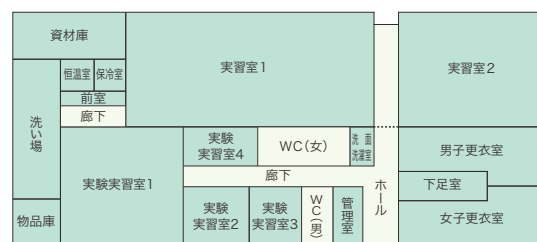
2階



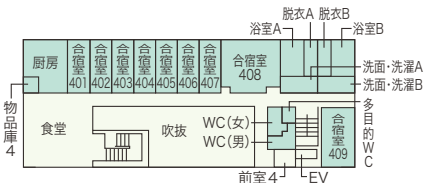
1階



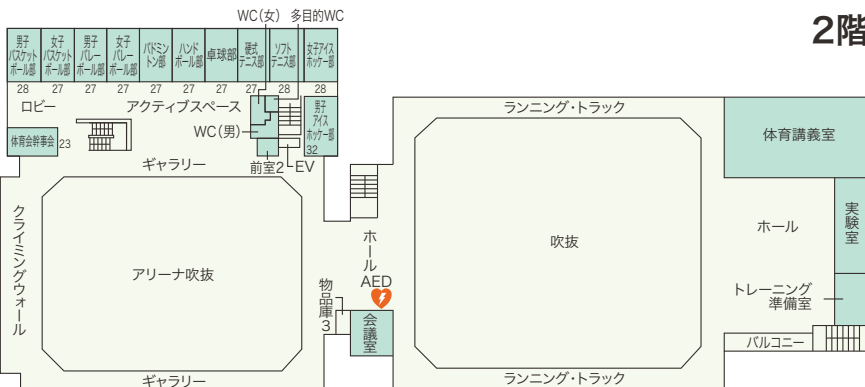
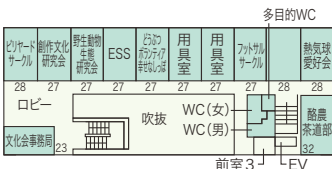
実習棟



4階

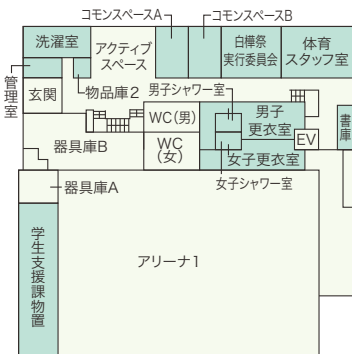


3階

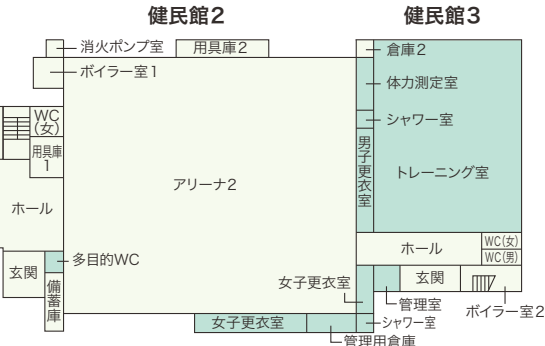


2階

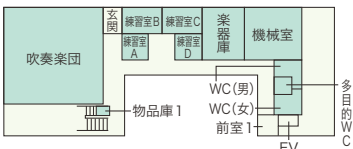
健民館 T

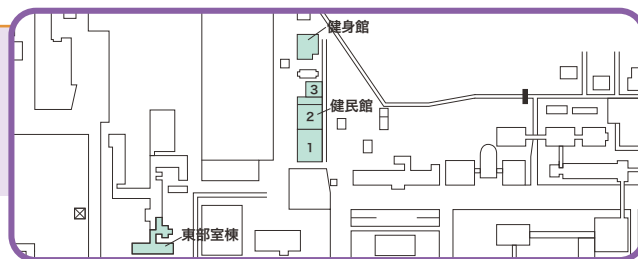


1 階



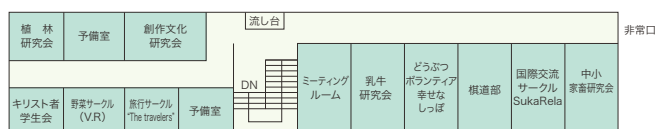
B1 階



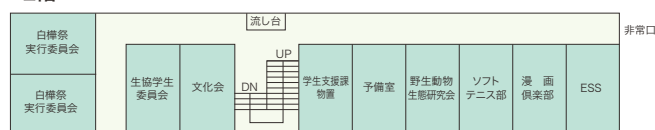


東部室棟（2021年度暫定利用中）

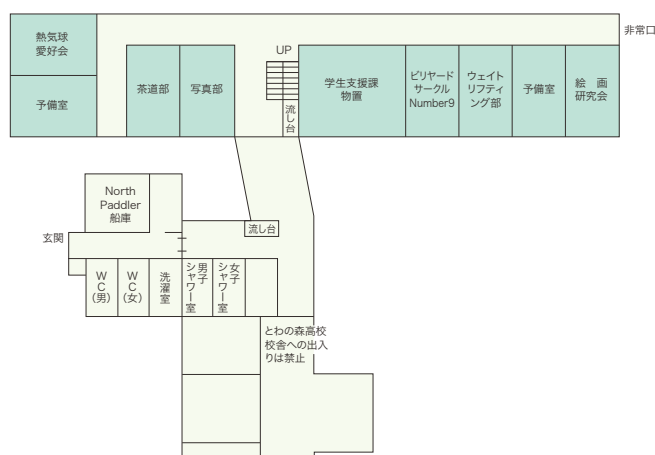
3階



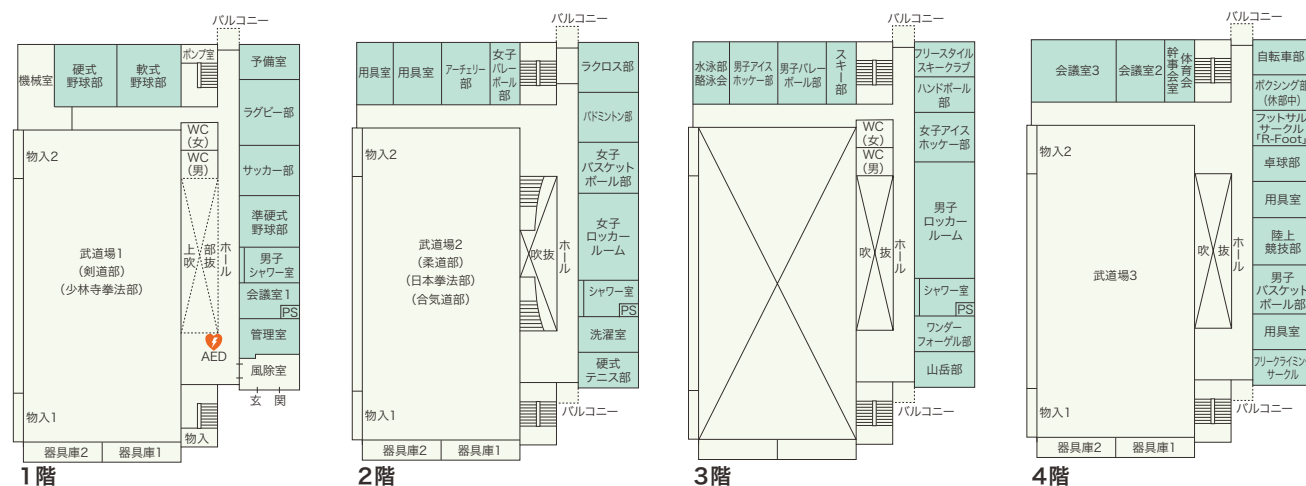
2階

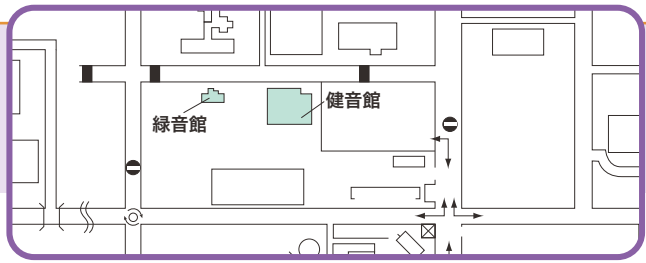


1階

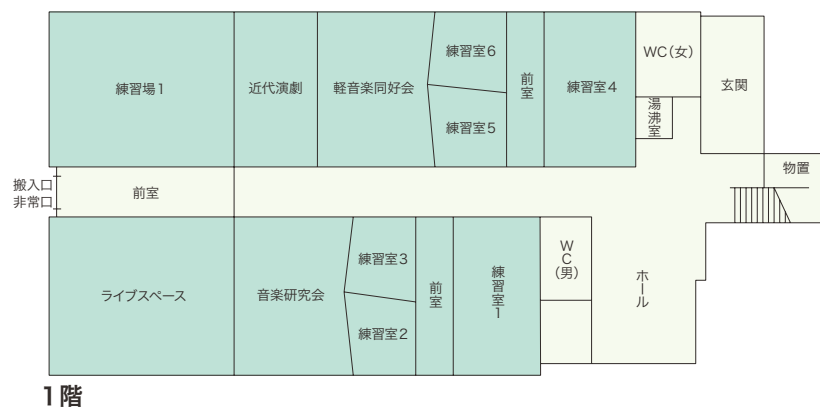
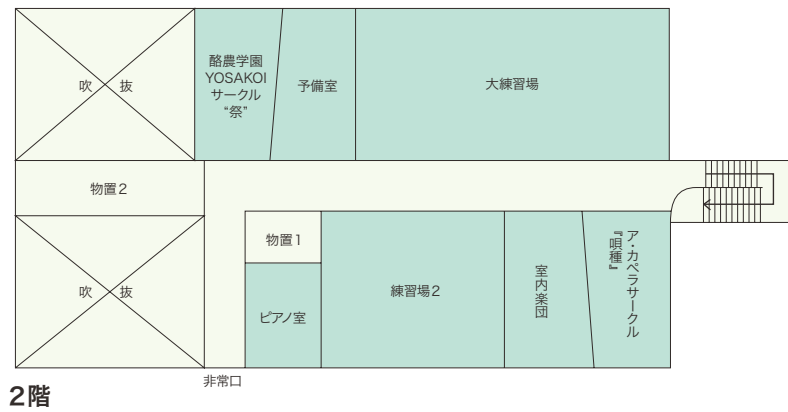


健身館

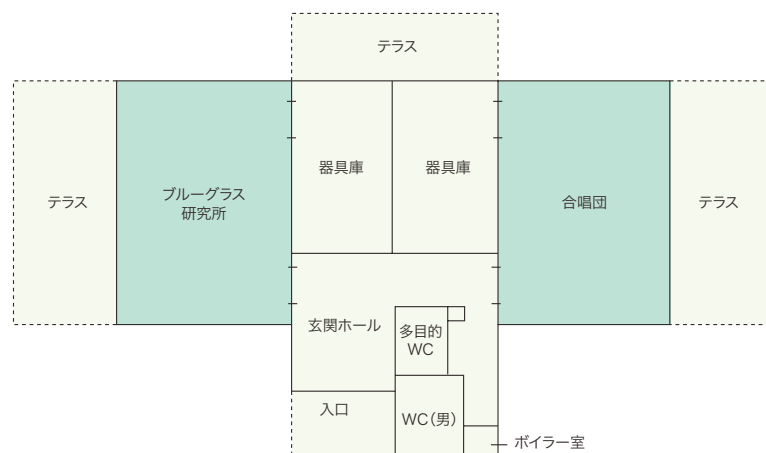




健音館

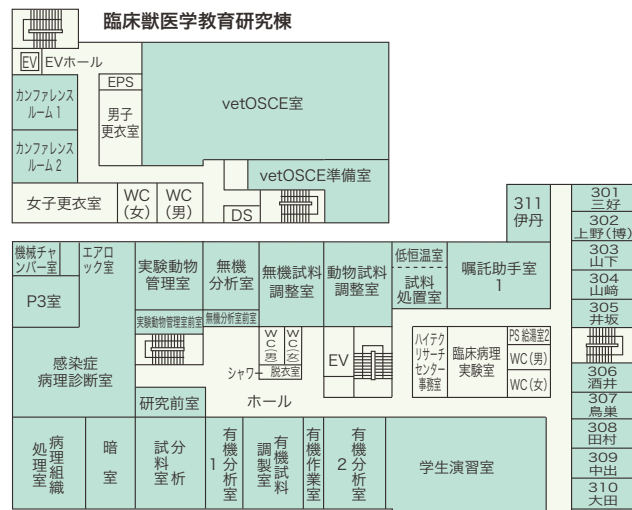


緑音館



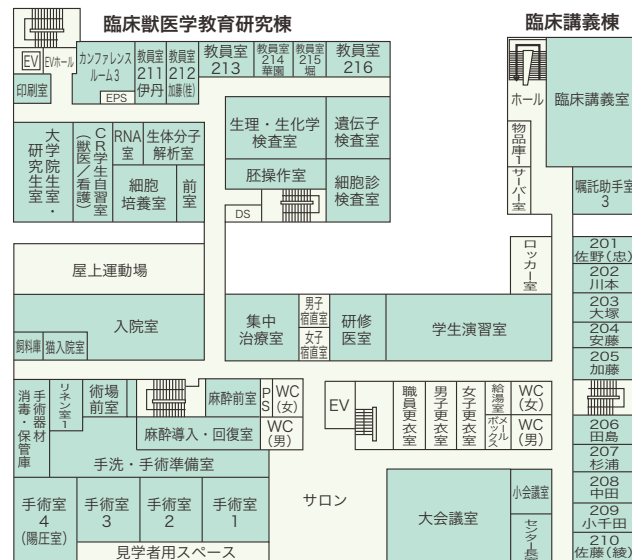
附属動物医療センター

3階



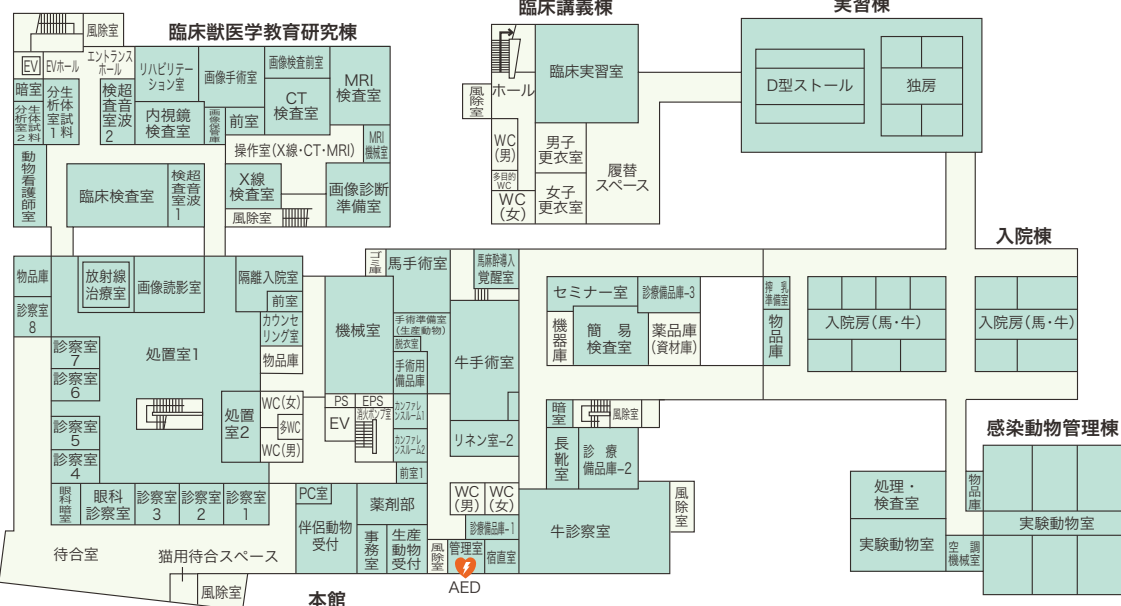
本館

2階

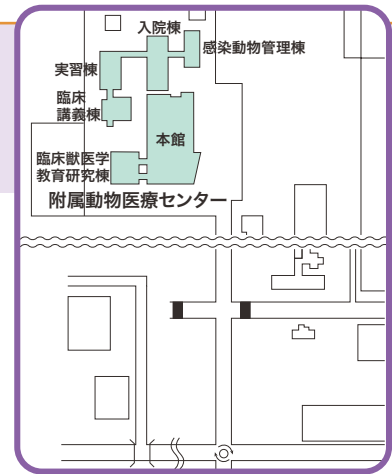


本館

1 階



本館



3. 附属施設等

附属施設等

酪農学園フィールド教育研究センター

(Rakuno Gakuen Field Education and Research Center: RG-FEDREC(フェドレック))

本センターには、酪農生産ステーション、肉畜生産ステーション、作物生産ステーションがあり、フィールドを活用した教育研究の充実を図るために様々な施設等が整備されています。

酪農生産ステーション

酪農生産ステーションは、草地・飼料畑74haおよび乳牛約170頭を擁し、フリーストール牛舎、繋ぎ飼い牛舎等の施設が整備され、キャンパス内に牧歌的な景観を見せています。

肉畜生産ステーション

江別市元野幌に位置する肉畜生産ステーションは、肉牛・豚・鶏・めん羊の飼養管理施設と飼料生産圃場等が整備されています。

作物生産ステーション

作物生産ステーションは、環境制御型のガラスハウス、ピニールハウス、実習棟、農機具庫等の施設と露地圃場が整備されています。

これらのステーションでは、1年生全員の必修科目となっている健土健民入門実習をはじめ、専門教育の実験・実習・演習など、多様な教科の授業科目が展開されるほか、教員・学生の研究フィールドとして高密度に活用されています。これらの施設・設備には農畜産関係者ばかりでなく、広範な学会、団体、市民団体などから多くの見学者が訪れ、農畜産業に関する最新技術の啓発・普及の場としても利用されています。



酪農学園大学附属動物医療センター

Rakuno Gakuen University Animal Medical Center

施設の概要

動物医療センターは、建築総面積10,830平方メートルで、日本国内の獣医師養成大学の中では最大規模の臨床獣医学教育研究施設であり、伴侶動物と生産動物の総診療頭数は日本一となっています。



動物医療センターの特徴

動物医療センターは、動物に関わりのある多くの課題に応えるために多様な機能を備えています。伴侶動物医療と生産動物医療の両部門の診療、教育、研究を支える施設群には国際基準を視野に入れた充実が図られており、国内外へと開かれた交流拠点を目指しています。併設の環境汚染物質感染病原体分析センターおよび野生動物医学センターは、さまざまな環境汚染物質や動物由来の試料を集積・分析することによって、価値ある環境情報を広く社会に発信する役割を担っています。

伴侶動物医療部門

伴侶動物医療部門では、開業動物病院から紹介される重症例や難解疾病の症例に対応する二次診療施設として、内科、外科、神経科、腫瘍科、眼科、循環器科の各診療科が高い専門性を持って症例を診療し、各診療科は、画像診断科、麻酔科、集中治療科、リハビリテーション科とともに日本で最高レベルの動物のためのチーム医療を実践しています。8つの診察室と処置室、磁気共鳴診断装置(MRI)、マルチディテクタCT診断装置、デジタルX線撮影装置、デジタル超音波診断装置、各種血液生化学分





析装置、常用電圧放射線治療装置などの高度医療機器の他、画像手術室や陽圧手術室を含む5つの手術室、集中治療室、およびリハビリテーション室を有し、高い精度での病気の診断と高度な治療が可能となっています。また、これらの施設は、学生が診療に参加する実践的な臨床獣医学教育を展開できるように広く設計されています。

専門性の高い二次診療を通して、高度な医療技術と知識を身につけるに留まらず、難治性疾患に対して真実を探求し、より優れた診断と治療を創造できる獣医師養成を目指しています。

生産動物医療部門

生産動物医療部門では、本学の伝統である生産動物獣医師育成を反映して、日本の獣医系大学では最も実践的で充実した診療教育施設を有しています。牛診療室、牛手術室、馬麻酔導入覚醒室、馬手術室などが個体診療を支え、入院棟の牛房は広く観察用通路を持ち、馬房は馬体に優しい北海道産木材を使用しています。加えて、牛群の集団衛生管理と生産活動を支援するため、生理生化学検査室、細胞診検査室、遺伝子検査室、胚操作室が設置されています。これらの設備は、緻密な個体診療と生産情報の組み合わせによって群管理に有用なデータの蓄積を図り、診療で得られた試料を基礎研究者と連携して利用し、新しい情報を創出することを可能にしています。

生産動物の臨床実習施設は、本学の実学教育にふさわしい整備を実現しています。実習棟には、起立不能牛にも対応できるクッション付きの牛床を持った広い牛房4室と16頭繋留できるストールを備えています。臨床実習室では、5頭の牛を同時に供覧でき、生産現場に近い実習が展開されています。



教職センター

本学では、「循環農学類」ならびに「食と健康学類」に所属している学生は、農業、理科（中学・高校）、社会（中学）、公民（高校）の免許を、また「環境共生学類」に所属している学生は、理科（中学・高校）の教員免許を取得することが可能となっています。

また、「循環農学類」と「食と健康学類」の学生は、2年次から「教職コース」を選択することができます。

教職コースでは、教師として必要な力を身につけることができる教職の専門科目を履修するとともに、附属高校等と連携した実践的な実習や演習を受講し、3年次に教育実習を経験（教職コース以外は4年次）できるなど、教員採用試験の合格を目指したカリキュラムの構成となっています。

教職センターでは、教職を目指すこれらの学生に対して学習指導・支援、特別講義や研修の企画・実施し、教員を目指す学生たちの学びを全面的にバックアップしています。さらに、教職課程室が中央館10階にあり事務職員が常駐して各種教科書や教育関連図書、資料等の閲覧・貸し出しに対応しており、学習ニーズにきめ細やかに対応しています。

過去の酪農学園大学教員採用試験合格者数（延人数）

受験年度	道内			道外			計
	現役合格者	科目	農業合格者に対する本学出身者の割合※	現役合格者	科目		
2020年度	4	農業4	50%	1	農業1		5
2019年度	6	農業3、高理2、中理1	83%	2	農業1、高理1		8
2018年度	8	農業5、高理1、中理2	53%	4	農業3、中理1		12
2017年度	3	農業2、高理1	50%	6	農業5、中理1		9
2016年度	0	—	44%	2	農業1、中理1		2

※印は卒業生を含む



4. 食堂・生協

04-01

酪農学園生協

生協の食堂や店舗は、酪農学園ホール（79ページ）と中央館1階（77ページ）にあります。生協は、「大学生活をより快適に」を合言葉に大学と協力して運営しています。

<https://www.hokkaido.seikyou.ne.jp/rakuno/>



酪農学園ホール1階

書籍店

●雑誌・文庫・専門書

各学群の研究に関連した専門書はもちろん、雑誌や文庫も幅広く品揃えています。



●定期購読の利用

定期的に発行されるシリーズものや週刊誌、月刊誌などを予約して確実に購読できるシステムです。

●検定・資格取得のための通信教育・スクール

学生生活の期間は専門知識を身につける場であると同時に社会に巣立つ準備をする期間でもあるので講座や試験のサポートも行っています。



●教科書

授業で使う教科書は生協で取り扱っています。

春と秋（4月・9月）の新学期に販売しています。

購買店

●文具（ステーションリー）

大学で使うことにこだわった「COOP文具」をメインに多数揃えています。



●コンビニエンス

パン、おにぎり、お菓子、飲料、日用雑貨、家電小物など、学生生活に必要なものを取り揃えています。



●酪農学園大学オリジナル商品

本学では、乳製品実習室で学生の手によってオリジナル乳製品が製造されています。



健士健民牛乳・健士健民バター・チーズ・アイスクリームなど本学ならではの商品を取り揃えています。また、酪農学園大学オリジナルグッズとして牛柄タオル・牛柄ファイルなど多数取り揃えています。

●その他

名刺・卒業衣装・パソコン・各種取寄せ商品など学生生活に必要なものは何でも揃うよう用意していますのでご相談ください。

4月には白衣・作業着などの販売もあります。

●ATM

学園ホール1階ロビーにゆうちょ銀行ATMが2台あります。また中央館1階には北洋銀行ATMが1台あります。

サービス

●旅行

体験型研修旅行、語学留学、卒業旅行などのご相談、ご予約を行っています。



●自動車学校

社会に出る前に自動車免許が取得できるように自動車学校の入校手続を組合員価格で提供しています。農作業等に必要の大型特殊や牽引の免許も取得できます。



●ルームガイド

入学時のお部屋探しや住み替えなどに応えるため大学と協力して大学周辺のアパートや下宿の情報を多数用意して入居手続をしています。

●コープデスク

組合員になるための加入手続、学生総合共済の加入・給付手続き、学生証再発行の受け渡し（紛失届は学生支援課）等を行っています。

酪農学園ホール2階

食堂

●学生生活には欠かせない「食」。

生協の食堂は、カフェテリア方式なので自分の食べたいものを懷具合に合わせて選ぶことができます。



●安心・安全

食事は美味しいだけではなく、「身体に安全なものを安心して食べたい」と言う学生の声を叶えるために厳しい食材採用基準を定め、基準をクリアした食材だけを使って調理しています。

●レシートに栄養・カロリー表示

プライスカードにはもちろん、レジ清算時のレシートにもカロリー、栄養が表示されるので健康管理に役立ちます。また、卓上に食生活提案「卓上メモ」を置いているので参考にいただけます。

酪農学園生活協同組合	
UNIV. CO-OP 食堂	
11月30日(月) 13:50 110200	
82 きんぴらごぼう	¥54
82 トースト 2枚	¥108
82 豚肉と相模の味噌炒め	¥102
82 (中)お茶	¥87
82 みそ汁	¥32
合計	5点 ¥453
(内消費税等 ¥50)	
ICカード ¥403	
商品名左側に4桁の商品は、栄養価計算の対象外です。	
赤 1.8 緑 0.7 黄 8.0	
813 kcal	塩分 2.7g
1食の目安 1点=80kcal	
男:赤2点 緑1点 黄5~6点	
女:赤2点 緑1点 黄4点	
XXXXXXXXXX	
履歴ポイント累計	22.0
今回ポイント数	4.4
累計ポイント数	26.4
履歴7日間内残高	¥5,764
今回7日間内利用金額	¥403
7日間内残高	¥5,361

●メニューの豊富なカフェテリア

66円～300円台のおかず類、300円台～400円台の丼物やカレー類、200円台～400円台の麺類（ラーメン・うどん・そば）、サラダバーや飲料、デザートなど豊富に揃えていますのでその日の気分や懷具合でいろいろ組み合わせる事ができます。



● 企画メニューも ●

●食生活改善運動

毎年、5月と10月に大学、生協、酪農学園後援会、酪農学園大学同窓会校友会、学生生活援護会が協力し、食生活改善運動を実施しています。朝食は心身ともに健康な学生生活を送るための基礎となりますので、ぜひ利用してください。ワンコイン（100円）で提供しています。学生の皆さんにも大変好評です。朝食を食べる生活リズム改善のきっかけに利用してください。（2020年度は未実施）



中央館1階

中央店

●コンビニエンス

パン・弁当・おにぎり・お菓子・飲料を主としたお店になっています。食堂が混んでいたり時間がなく軽く食事を済ませたい時など食品に特化したお店になっています。



学内電子マネー

酪農学園のIC学生証には、学内で使える電子マネー機能が搭載されています。生協のお店や、飲料自販機、コピー機で使うことができるので小銭対策や食費の確保など便利です。また、生協組合員に加入するとポイントがついてさらにお得です。そして、何よりもレジでのスピードUPが魅力です。



●レジ清算時

お買い物をする時は、レジでIC学生証を機械に置くだけで済みます。

お使いいただいた分だけIC学生証のICチップに記憶されている残高からお支払となる仕組みです。残高は毎回レシートに印字されますので少なくなったら、都度チャージします。 ※ サービス部門レジを除く。

●チャージ（加金）

あらかじめ、お金をIC学生証に入れることを「チャージ（加金）」と言い、お店のレジでお金とIC学生証を出して「チャージして」と

言うとIC学生証に記憶されます。残高がゼロの場合1円単位で99,999円までご希望の金額をチャージすることができます。残高不足の時はお会計の途中でチャージすることも可能です。（サービス部門レジを除く）

また、学園ホール内の食堂店入口・中央館の生協中央店入口に1,000円チャージ専用のチャージ機を設置していますので、こちらであらかじめチャージしておくことをお勧めします。このチャージ機にカードをセットすると残高の確認もできますのでぜひ利用してください。

※カードを紛失した場合は、他人が電子マネーを使えないようにするため、Web上にあるMy Pageから利用を停止することができます。



学園ホール1階（購買店・書籍店・旅行店・ルームガイド店）

通常期	平日 10:00～14:00	土曜	休業
夏・冬・春休み	平日 11:00～14:00	土曜	休業

（ルームガイド店は11月～3月の平日は延長営業、土曜は特別営業の予定です。）

学園ホール2階（食堂店）

通常期	平日 11:00～14:00	土曜	休業
夏・冬・春休み	平日 11:00～13:30	土曜	休業

中央店

通常期	平日 14:00～18:00	土曜	休業
夏・冬・春休み	平日 休業	土曜	休業

※上記は2020年度の営業時間です。授業カリキュラムの変更等により営業時間を変更する場合があります。
※営業時間はWebでご覧いただけます（右記二次元バーコードから）。





04 学類・教員について

1. 学類一覧	90
循環農学類	90
食と健康学類	92
環境共生学類	94
獣医学類	96
獣医保健看護学類	98
学びの流れ	100

学生生活について

クラブ・サークルについて

施設利用について

学類・教員について

学則・規程について

1. 学類一覧

農食環境学群

College of Agriculture, Food and Environment Sciences

循環農学類

Department of Sustainable Agriculture

循環農学類では、「循環・健康・共生」をテーマに、人の生命を育む農畜産物の生産と、土地や水に代表される環境の関係を学びます。そしてこの学びを通じて、時代とともに変化していく「農学」を、永続性がありパランスの取れた「循環農学」として探求していきます。

「基盤教育」と「専門基礎教育」では、農業に関する科学的知識を広範に学び、社会における農業の意義を正

しく理解するための素養を養います。「専門教育」では、酪農学コース、畜産学コース、農学コースおよび農業経済学コースに分かれて、専門知識や技術を学びます。

本学の理念である、現実課題を対象とした教育(=「実学教育」)によって、安全な食料の安定供給に寄与できる、幅広い知識と技術を習得した人材を養成します。

● 4つの専攻コース

酪農学コース

乳を生産する家畜の飼養管理、家畜育種をはじめ、飼料生産、衛生管理、家畜行動、生産物利用などに関わる科学を修学するとともに、酪農場における物質循環について学ぶ。サブコースとして農家実習を通じて酪農場をより深く理解する実践酪農学コースがある。



畜産学コース

肉牛を中心に豚、鶏、羊、馬など食肉生産を目的とした家畜の飼養、生体機能、生殖生理およびその生産物の利用について学ぶ。本コースにはこれらの家畜の飼養管理体系を学習する科目と実習がある。



農学コース

循環農業を基盤として、水稻、稲作、野菜、花きなどの農業生産技術とそれに伴う理論を学ぶ。本コースには作物の生産と、その関連分野(作物の栄養、生理、遺伝、雑草病害虫防除、土壌と生産の関連性)について学習する科目と実習がある。

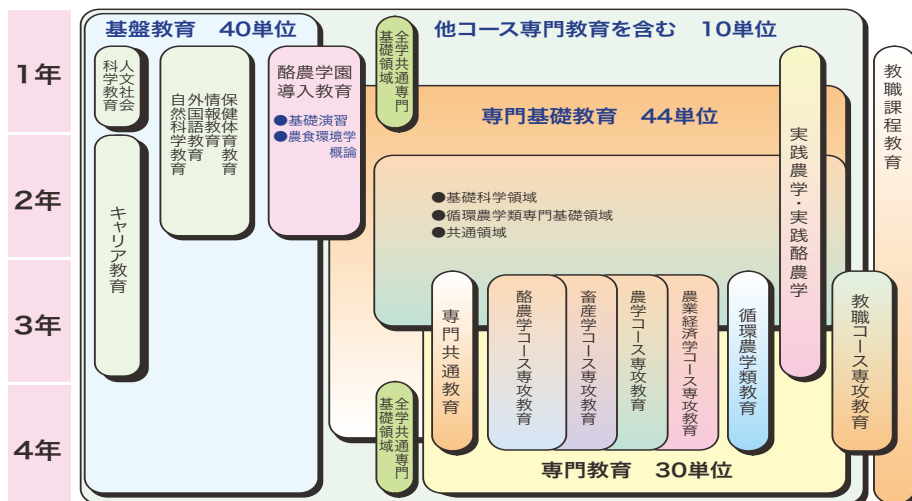


農業経済学コース

食料生産と地域産業、市場と流通の現場から、経営・経済・政策を総合的に学ぶ。本コースには、農業経営、流通と消費、経済事情、循環型社会の形成と発展を支える仕組みについて学習する科目と実習がある。



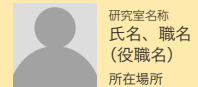
科目履修の流れ



教職コース

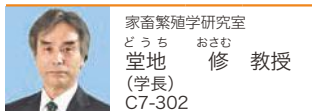
農業の免許取得を前提としたカリキュラムと、一貫した教員養成プログラムにより、高度な実践的教育力を発揮できる人材を養成し、教員採用試験の合格を目指します。

※「教職コース」の学生は、循環農学類、食と健康学類のいずれかの学類に所属します。

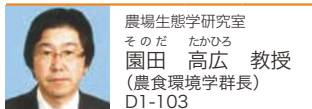


研究室名称
氏名、職名
(役職名)
所在場所

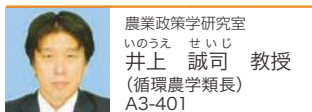
教員紹介



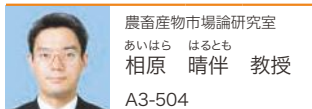
家畜繁殖学研究室
どうち おさむ
堂地 修 教授
(学長)
C7-302



農場生態学研究室
そのだ たかひろ
園田 高広 教授
(農食環境学群長)
D1-103



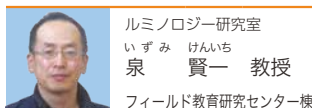
農業政策学研究室
いのうえ せいじ
井上 誠司 教授
(循環農学類長)
A3-401



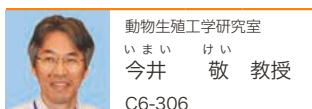
農畜産物市場論研究室
あいはら はるとも
相原 晴伴 教授
A3-504



家畜遺伝学研究室
あまの ともこ
天野 朋子 教授
C2-204



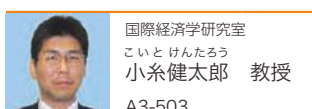
ルミノロジー研究室
いずみ けんいち
泉 賢一 教授
フィールド教育研究センター棟



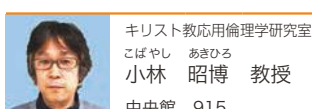
動物生殖工学研究室
いまい けい
今井 敬 教授
C6-306



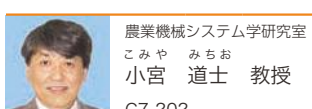
天然物化学研究室
おざわ しゅうじ
小澤 修二 教授
B4-403



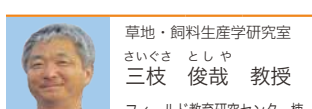
国際経済学研究室
こい けんたろう
小糸健太郎 教授
A3-503



キリスト教応用倫理学研究室
こばやし あきひろ
小林 昭博 教授
中央館 915



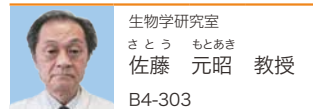
農業機械システム学研究室
こみや みお
小宮 道士 教授
C7-202



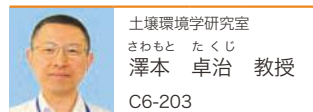
草地・飼料生産学研究室
さいぐさ としや
三枝 俊哉 教授
フィールド教育研究センター棟



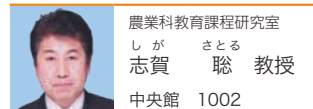
食料経済分析学研究室
さとう かずお
佐藤 和夫 教授
C3-403



生物学研究室
さとう もとあき
佐藤 元昭 教授
B4-303



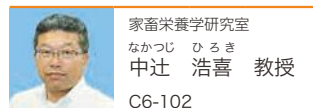
土壌環境学研究室
さわもと たくじ
澤本 卓治 教授
C6-203



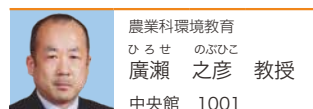
農業科教育課程研究室
しが さとる
志賀 聡 教授
中央館 1002



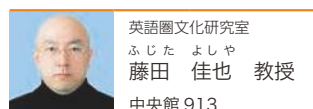
環境会計研究室
たまがわ まゆみ
玉川 真弓 教授
中央館 901



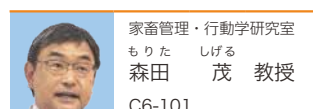
家畜栄養学研究室
なかつじ ひろき
中辻 浩喜 教授
C6-102



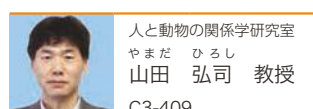
農業科環境教育
ひろせ のぶひこ
廣瀬 之彦 教授
中央館 1001



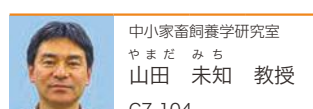
英語圏文化研究室
ふじた よしや
藤田 佳也 教授
中央館 913



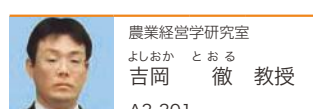
家畜管理・行動学研究室
もり た
森田 茂 教授
C6-101



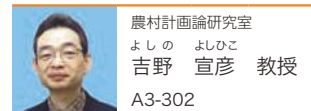
人と動物の関係学研究室
やまだ ひろし
山田 弘司 教授
C3-409



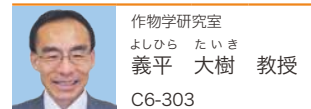
中小家畜飼養学研究室
やまだ みち
山田 未知 教授
C7-104



農業経営学研究室
よしおか とおる
吉岡 徹 教授
A3-301



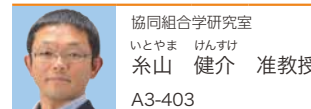
農村計画論研究室
よしの よしひこ
吉野 宣彦 教授
A3-302



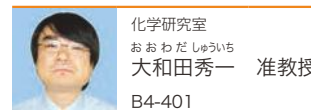
作物学研究室
よしひら たいき
義平 大樹 教授
C6-303



資源植物学研究室
わがづま たかひろ
我妻 尚広 教授
C2-304



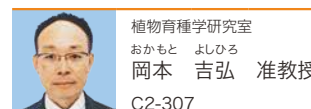
協同組合学研究室
いtoyama けんすけ
糸山 健介 准教授
A3-403



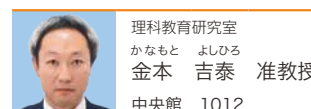
化学研究室
おおわだ しゅういち
大和田秀一 准教授
B4-401



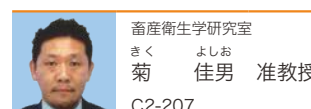
環境微生物学研究室
おかもと えいりゅう
岡本 英竜 准教授
C7-303



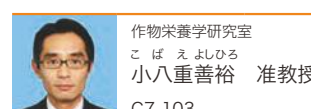
植物育種学研究室
おかもと よしひろ
岡本 吉弘 准教授
C2-307



理科教育研究室
かなもと よしひろ
金本 吉泰 准教授
中央館 1012



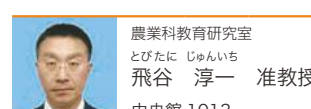
畜産衛生学研究室
きく よしお
菊 佳男 准教授
C2-207



作物栄養学研究室
こば えよしひろ
小八重善裕 准教授
C7-103



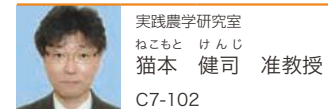
植物病理学研究室
こもだ ゆうか
薦田 優香 准教授
C2-212



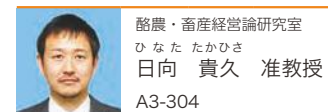
農業科教育研究室
とびたに じゅんいち
飛谷 淳一 准教授
中央館 1013



農業昆虫学研究室
なかひら けんじ
中平 賢吾 准教授
C2-308



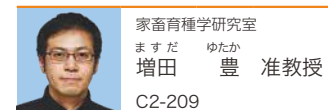
実践農学研究室
ねこち けんじ
猫本 健司 准教授
C7-102



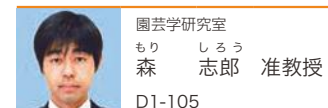
酪農・畜産経営論研究室
ひなた たかひさ
日向 貴久 准教授
A3-304



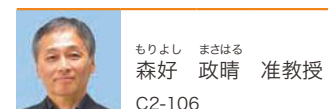
農食法制度論研究室
まさき さとる
正木 卓 准教授
A3-404



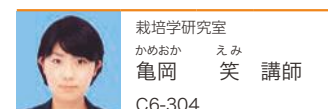
家畜育種学研究室
ますだ ゆたか
増田 豊 准教授
C2-209



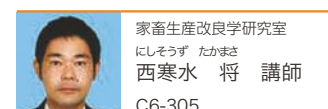
園芸学研究室
もり しろう
森 志郎 准教授
D1-105



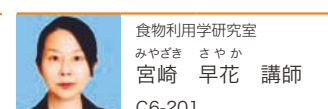
もりよし まさはる
森好 政晴 准教授
C2-106



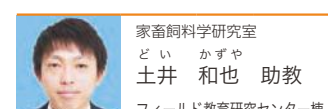
栽培学研究室
かめおか えみ
亀岡 笑 講師
C6-304



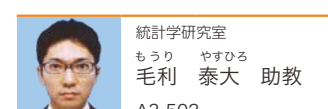
家畜生産改良学研究室
にしそうざ たかまさ
西寒水 将 講師
C6-305



食物利用学研究室
みやざき さか
宮崎 早花 講師
C6-201



家畜飼料学研究室
どい かずや
土井 和也 助教
フィールド教育研究センター棟



統計学研究室
もうり やすひろ
毛利 泰大 助教
A3-502

食と健康学類

Department of Food Science and Human Wellness

食と健康学類は、食の生産・加工・製造、流通の専門家ならびに管理栄養士の養成を目的に、食資源開発学コース、食品流通開発学コースを編成し、管理栄養士コースを加えた3コース体制のもと、一人ひとりの学生がより充実した教育が受けられるコース内容に集約し、専門性の高い学修・研究に取り組める体制を整えました。学

類では食の生産・加工・製造、流通ならびに健康など、食のシステムに関して幅広く学問を教授します。将来のキャリアを見据え、地域や企業の課題解決を実践する実験・演習を行うことで多様な専門分野の知識を（統合することを）習得し、幅広い視野を持った人材の育成に取り組みます。

●3つの専攻コース

食資源開発学コース

- *開発職、技術職をターゲット
- *食資源を扱う自然科学領域の学び
- *モノ（資源）と食の科学

食資源開発学コースは、研究開発・生産管理職や品質検査部門など食品関連産業分野で大いに活躍できる即戦力人材を育成するカリキュラム内容になっています。食品産業が発展するために必要な「モノと食の関わり」という機軸を学びの中心に据え、科学することを特徴としています。具体的には、食資源として動植物、微生物の特性やそれらに含まれる成分などの知識や分析技術などを学び、さらに食品製造に必要な知識の習得や加工実習を行うことで学際的かつ実践的な（実践的かつ持続可能な発展を追求する）人材を育成します。

食品流通開発学コース

- *総合職をターゲット
- *食品の社会学領域の学び
- *ヒトと食の科学

食品流通開発学コースは商社等の総合職や商品企画を目指す学生のカリキュラム内容になっており、食品産業が発展するために必要な「ヒトと食の関わり」を科学することを特徴としています。マーケティング理論や流通形態、食品産業の構造など社会科学的領域の分野を学ぶとともに、食品製造に必要な知識の習得や加工実習を行うことで学際的かつ実践的な（実践的かつ持続可能な発展を追求する）人材を育成します。

管理栄養士コース

- *臨床栄養学
- *解剖生理学
- *給食管理実習

土から作物そして食という建学の精神を基本として、生活習慣病の予防と治療の最前線に立つ管理栄養士を目指す人材を育成します。※「管理栄養士コース」は、入学時に選択します。

教職コース

農業の免許取得を前提としたカリキュラムと、一貫した教員養成プログラムにより、高度な実践的教育力を発揮できる人材を養成し、教員採用試験の合格を目指します。 ※「教職コース」の学生は、循環農学類、食と健康学類のいずれかの学類に所属します。

Pick up curriculum

食品機能論

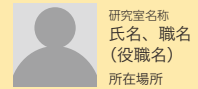
食品成分のもつ様々な機能について生体の反応や機能成分の特性の両面から学習し、機能素材と成りうる食品成分とその応用についての知識を深めます。



臨床栄養学

生体の基本的な構造と機能についての理解を基に臨床医学における栄養学を学びます。





研究室名称
氏名、職名
(役職名)
所在場所

学生生活について

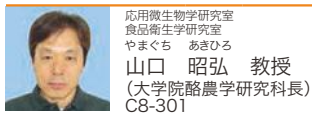
クラブ・サークルについて

施設利用について

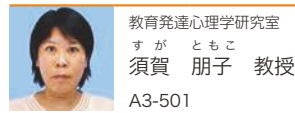
学類一覧

学則・規程について

教員紹介



応用微生物学研究室
食品衛生学研究室
やまぐち あきひろ
山口 昭弘 教授
(大学院酪農学研究科長)
C8-301



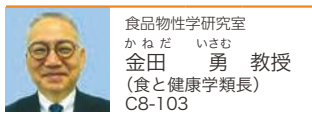
教育発達心理学研究室
すが ともこ
須賀 朋子 教授
A3-501



給食栄養管理研究室
こばやし とおる
小林 道 准教授
C3-106



応用生化学研究室
はせがわ やすひろ
長谷川靖洋 助教
C8-106



食品物性学研究室
かねだ いさむ
金田 勇 教授
(食と健康学類長)
C8-103



乳製品製造学研究室
食品加工学研究室
たけだ やすゆき
竹田 保之 教授
C8-204



栄養教育学研究室
すぎむら めいこ
杉村留美子 准教授
C3-303



おくやま
奥山ちひろ 助手
C3-307



食品企画開発研究室
あべ つとむ
阿部 茂 教授
A2-306



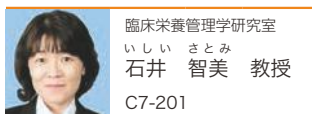
食品流通技術研究室
ひもと じゅんいち
樋元 淳一 教授
A2-402



肉製品製造学研究室
まえだ なおき
前田 尚之 准教授
C8-201



さいとう めぐみ
齋藤 恵 助手
C3-307



臨床栄養管理学研究室
いし い さとみ
石井 智美 教授
C7-201



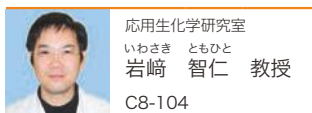
肉製品製造学研究室
食品学研究室
ふなつ やすひろ
船津 保浩 教授
C8-203



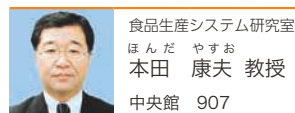
流通情報システム研究室
みたに みつあき
三谷 光照 准教授
A2-503



ささき し ぼ
佐々木志帆 助手
C3-307



応用生化学研究室
いわさき ともひと
岩崎 智仁 教授
C8-104



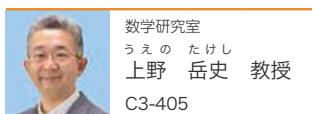
食品生産システム研究室
ほんだ やすお
本田 康夫 教授
中央館 907



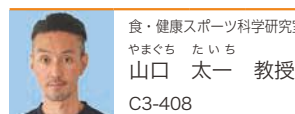
応用微生物学研究室
むらまつ けい
村松 圭 准教授
C8-303



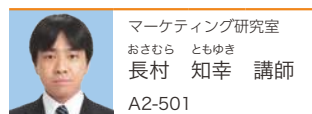
まつざわ ふみな
松澤 史奈 助手
C3-307



数学研究室
うえの たけし
上野 岳史 教授
C3-405



食・健康スポーツ科学研究室
やまぐち たいち
山口 太一 教授
C3-408



マーケティング研究室
おさむら ともゆき
長村 知幸 講師
A2-501



やまもと ゆり え
山本百合恵 助手
C3-307



臨床栄養学研究室
おおたに かつき
大谷 克城 教授
C3-202



医学・生理学研究室
わかみや のぶたか
若宮 伸隆 教授
C3-203



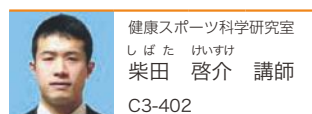
公衆栄養学研究室
きむら のぶや
木村 宣哉 講師
C3-406



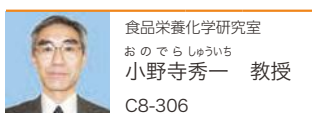
物流科学研究室
おざき とおる
尾碕 亨 教授
A2-502



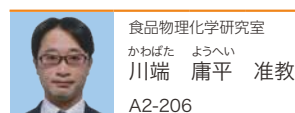
食品栄養化学研究室
うえの けいじ
上野 敬司 准教授
C8-304



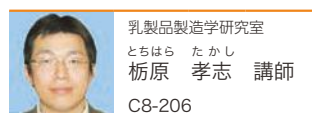
健康スポーツ科学研究室
しばた けいすけ
柴田 啓介 講師
C3-402



食品栄養化学研究室
おの であしゅういち
小野寺秀一 教授
C8-306



食品物理化学研究室
かわばた ようへい
川端 庸平 准教授
A2-206



乳製品製造学研究室
とちはら たかし
栃原 孝志 講師
C8-206

環境共生学類

Department of Environmental Sciences

環境共生学類は、環境をめぐる諸問題を客観的に解析する知識や技術を修得し、解決に向けた総合的な判断力を培うことを目指します。基盤教育ならびに専門基礎教育では、生命圏とそれを取り巻く自然環境の調和の本質を理解し、その調和が人類の文明活動によってどのように損なわれているかを科学的に分析するために、物理学・化学・生物学・地学・生態学や環境科学など自然科学的

素養を養います。専門教育では野生動物学コースおよび生命環境学コースに分かれ、フィールド調査や地理情報システム（GIS）による情報解析などを学び、生命圏に生きる生物が互いに自然環境と共生していくために何ができるかを究明します。本学の理念である実習・実験・演習を多く取り入れた実学教育によって、自然と調和・共生する社会の形成に貢献できる人材を育成します。

● 2つの専攻コース

野生動物学コース

- *野生動物保全技術実習
- *野生動物観察同定実習
- *実践野生動物学実習

野生動物の保護と管理について、北海道を中心としたフィールドで生態学を基礎として、その理論と技術を学びます。



生命環境学コース

- *生命環境学実験実習
- *水圏・地図総合実習
- *実践生命環境学実習

北海道の森・川・海といった優れた自然資源の保全と利用を題材に、生命圏の物質的・エネルギー的環境に関する理論と技術を学びます。



Pick up curriculum

野生動物生態学

身近な野生動物である哺乳類を中心に、生物進化の過程で獲得された形態や生理、行動等の性質について生態環境との関わりの中で理解し、生態系や生物多様性の保全に必要な知識を学びます。

森林環境学

多様な生物相を持つ森林について、そこに形成される独特の環境、環境と生物との繋がり、さらにその連鎖的影響などを学び、森林の生物が環境と共生する仕組みの理解を目指します。

狩猟管理技術論

野生動物との関わりで、狩猟の役割は重要であり、特に野生動物の過剰増加による軌轢に対策を講じる上でも狩猟は必須のツールです。狩猟の歴史と、これからの野生動物保全における狩猟の重要性を追求します。

保全生物学

野生動物など生物間にある多様なつながりを示す生物多様性について、基本的な考え方を理解し、地球上で起きている問題や解決法について学び、生物多様性の保全活動を実践する知識を習得することを目指します。

海外自然環境実習

マレーシアボルネオ島やモンゴルなど、アジア各地域を中心に環境と生態系の調査・社会経済調査（フィールドワーク）を行い、自然・生態・環境・文化、および社会を理解することを目指します。

水圏環境化学

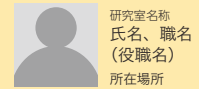
地球上での水循環や水資源量、水質汚濁の現状を把握し、水の化学的性質や水質浄化技術等に関する化学的な知識を学び、身の回りにある水資源のあり方に対する思考力を深めます。

気象・気候学

気候変動等のグローバル事象からローカルな積乱雲の特性等、大気や海洋の現象を幅広く学習し、生態系や社会との関連を習得します。また、それらの影響や災害を理解し、今後の環境場の変遷に対する思考力を深めます。

環境変動のリモートセンシング

リモートセンシングは、宇宙空間や空から地球の姿を見る技術です。地球環境変動や生態系応答の時空間情報を得る技術を学び、最新研究から地表面の改変が生態系や人間にもたらす影響を可視化していきます。



研究室名称
氏名、職名
(役職名)
所在場所

学生生活について

クラブ・サークルについて

施設利用について

学類一覧

学則・規程について

教員紹介



水質化学研究室
なかたに のぶひけ
中谷 暢文 教授
(環境共生学類長)
B4-402



環境リモートセンシング研究室
ほしの ぶほう
星野 仏方 教授
A1-208



保全生物学研究室
すずき とおる
鈴木 透 准教授
B1-207



野生鳥獣管理学研究室
いとう てつじ
伊藤 哲治 講師
B1-209



資源再利用学研究室
おしたに はじめ
押谷 一 教授
中央館 811



生態系物質循環研究室
ほばら さとる
保原 達 教授
B1-205



生物多様性保全研究室
たちき やすゆき
立木 靖之 准教授
B1-210



自然再生学研究室
ちば たかし
千葉 崇 助教
B4-202



環境GIS研究室
かねこ まさみ
金子 正美 教授
A1-209



身体環境学研究室
まきはら ひろむ
牧原 統 教授
A3-303



気象・気候学研究室
ばば けんじ
馬場 賢治 准教授
B4-203



かとう あゆみ
加藤亜友美 助手
B1-221



哲学・人文諸科学研究室
こばやし けい
小林 敬 教授
中央館 908



フィールド情報学研究室
もり かおり
森 夏節 教授
A1-201



生物資源保全学研究室
はらむら たかし
原村 隆司 准教授
B4-302



かねこ みこと
金子 命 助手
B1-221



野生動物生態学研究室
さとう よしかず
佐藤 喜和 教授
B1-208



環境地球化学研究室
よしだ おさむ
吉田 磨 教授
B1-222



環境植物学研究室
まつやま しゅうへい
松山 周平 准教授
中央館 906



情報工学研究室
たかとり のりひこ
高取 則彦 教授
中央館 904



狩猟管理学研究室
いご ひろあき
伊吾田宏正 准教授
B1-206



環境動物学研究室
もり さやか
森 さやか 准教授
B4-301



環境法研究室
とおい あきこ
遠井 朗子 教授
中央館 812



環境空間情報学研究室
おがわ けんた
小川 健太 准教授
A1-203



国際理解学研究室
よしなか あつひろ
吉中 厚裕 准教授
中央館 912

獣医学類

Department of Veterinary Medicine

本学の獣医学教育は、昭和39年に産業動物医療に従事する臨床獣医師の養成を目的に設置されて以来、獣医学はもとより酪農学や環境学を研究対象とする教員や広大なキャンパス内に飼育される産業動物を含めた教育資材を有効に利用し、先端的な産業動物関連の諸科学を学ぶことで酪農家を支援する実践的な獣医師の育成を図ってきました。近年、食の安全・安心に関する意識の高まりや人獣共通感染症への対応、伴侶動物医療の高度化、進歩の著しい生命科学への参加等、

獣医師に求められる範囲は拡大の一途にあり新たな獣医学教育が求められています。獣医学類ではこれまで培われた知識や施設を最大限に活用しつつ、獣医学およびその関連分野における高度な知識と技術を習得し、迫り来る諸問題を解決できる能力を養うことによって実践的な産業動物、伴侶動物、公衆衛生関連獣医師を育成し、また、わが国の獣医療や食の安全および動物の福祉ならびに生命科学における先端的研究を推進できる人材を育成します。

●カリキュラムの特徴

獣医師として必要な幅広い知識と技能、将来活躍する分野を見すえた高度な専門性と実践力を付与するカリキュラム
獣医学類6年一貫教育で採用しているカリキュラムは、獣医学を構成する広範多岐にわたる教科内容の十分な理解と修得のための連続性と段階性を考慮し、さらに獣医師として必要な倫理観や動物福祉ならびに専門性を加味して体系的に編成されています。

授業科目は基盤教育、専門基礎教育、専門教育、専修教育、畜産関連科目の5つの科目区分から構成されます。

●基盤教育

建学の理念や獣医療について学ぶ酪農学園導入教育科目、専門基礎教育および専門教育の理解に必要な生物学や化学、統計学、国際的コミュニケーション能力を身につける英語科目などを修得する。

●専門基礎教育

学群共通専門基礎科目では獣医学の基盤の科目として生理学、生化学、薬理学、感染と免疫、動物倫理学、動物福祉学、動物行動学、野生動物学などを修得する。全学共通専門基礎科目では全学共通科目や博物館実習を学ぶ。

●専門教育

5分野が担当する獣医学専門科目を修得する。参加型実習では大学内外における少人数制の充実した実習を通じて、実践的能力を身につける。

生体機能学分野	感染・病理学分野	予防獣医学分野	伴侶動物医療学分野	生産動物医療学分野
的確な診断、治療に必要な動物の正常な形態や機能を理解する 獣医解剖学、獣医組織学、獣医生化学、獣医生理学、獣医薬理学など	疾病の原因や発症機序、症状、診断などを理解する 獣医微生物学、動物感染症学、獣医寄生虫病学、魚病学・原虫病学、獣医病理学各論など	病気の原因の究明や発生予防・制御のために求められる様々な環境要因などを理解する 食品衛生学、人獣共通感染症学、獣医疫学、獣医衛生学、ハードヘルス学など	伴侶動物が罹患する疾患の診断、治療、予防に関する知識、技術を習得する 伴侶動物内科学、伴侶動物外科学、獣医麻酔疼痛管理学、画像診断学など	生産動物の病気の診断、治療、予防に関する知識を総合的に実践する能力を養う 産業動物臨床学、臨床繁殖学、産業動物臨床学実習など
参加型実習				
少人数ローテーション制により、実際の伴侶動物医療ならびに産業動物医療への積極的参加、疾病の生前診断・病理診断のハンズオン実習などを行い、獣医師として活躍するために必要な様々な実践的能力を身につける。 獣医臨床基礎実習、参加型伴侶動物臨床実習、参加型産業動物臨床実習、総合病理診断学実習、食鳥検査学実習				

Pick up curriculum

獣医生理学各論

哺乳動物における餌の種類から消化吸収のしくみ、栄養素の吸代謝・機能を関連させて理解すると共に、代謝病が起こるしくみを理解します。また、生体機能のホルモン性調節機序とその異常が起こす病態を理解します。

獣医生化学

細胞の分子的理解を基礎として、生体全体の生命活動を分子レベルで理解します。動物や人の病気は、その正常な生命活動が不可能に陥ることです。分子レベルでの理解に基づき、病態の適切な理解と対処法を身につけます。

獣医解剖学実習

骨格系、筋系、呼吸器系、泌尿生殖器系、循環器系、神経系などを系統的に順次解剖し、各器官の構造を観察し、その器官の生体での働きと構造との関連性を考察します。

獣医病理学

病気の際に体の中で生じる細胞、組織、器官・臓器レベルの変化、もしくは、遺伝子や蛋白など分子レベルの変化について学習し、様々な病気の成り立ちを理解するための基礎的知識を身につけます。

総合衛生学実習（獣医衛生）

生産動物の生産性を維持向上させるために必要な予防獣医学上のベーシックスキルを修得します。乳牛の群（ハード）における健康管理（ハードヘルス）、乳房炎の診断と予防に関する技術等（獣医衛生）について多角的に学びます。

獣医疫学

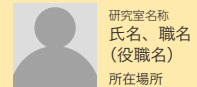
獣医衛生・公衆衛生・獣医臨床分野においてますます重要性を増している獣医疫学の基本的な考え方や解析手法を身につけ、獣医関連分野に応用可能な実践的「獣医疫学」を学びます。

産業動物臨床学

生産動物の診療の要点について、動物種ごとの特徴を理解し、診療の流れを習得します。特に畜産物の安全性、生産動物としての取扱を念頭において獣医療の実践を学びます。

伴侶動物臨床学実習

伴侶動物臨床に必要な基本的手技を習得します。内科検査手技、外科手技、エキソチックアニマルのハンドリング、麻酔手技、画像読影など14の項目について、1班10名程度の少人数ローテーション制のきめ細やかな実習を行います。



研究室名称
氏名、職名
(役職名)
所在場所

教員紹介

	獣医ウイルス学ユニット きりさわ りきお 桐澤 力雄 教授 (大学院獣医学研究科長) A4-302		伴侶動物外科学ユニット とりす しどう 鳥巣 至道 教授 動物医療センター 307		獣医麻酔学ユニット さの ただし 佐野 忠士 准教授 動物医療センター 201		伴侶動物外科学ユニット さかい としかず 酒井 俊和 助教 動物医療センター 306
	ハードヘルス学ユニット おいかわ しん 及川 伸 教授 (獣医学群長) B1-105		動物生殖学ユニット なかだ けん 中田 健 教授 動物医療センター 208		獣医臨床病理学ユニット ひらた はるゆき 平田 晴之 准教授 R1実験研究棟		生産動物外科学ユニット さとう あやの 佐藤 綾乃 助教 動物医療センター 210
	獣医衛生学ユニット ひぐち ひでとし 樋口 豪紀 教授 (獣医学類長) B2-401		画像診断学ユニット なかで てつや 中出 哲也 教授 動物医療センター 309		ハードヘルス学ユニット ふくもり りか 福森 理加 准教授 B1-106		動物生殖学ユニット すぎざわ ともちか 杉浦 智親 助教 動物医療センター 207
	医動物学ユニット あさかわ みつひこ 浅川 満彦 教授 A4-301		獣医ウイルス学ユニット はぎわら かつろう 萩原 克郎 教授 A4-302		獣医生理学ユニット やすい ゆみこ 安井由美子 准教授 B2-301		伴侶動物内科学ユニット たまむら まさひろ 田村 昌大 助教 動物医療センター 308
	獣医生化学ユニット いわの ひでとも 岩野 英知 教授 B2-402		獣医疫学ユニット まきだ こうへい 蒔田 浩平 教授 B2-104		伴侶動物内科学ユニット やまざき ひろき 山崎 裕毅 准教授 動物医療センター 304		獣医解剖学ユニット ほそたに まりな 細谷美里奈 助教 A4-101
	伴侶動物外科学ユニット うえの ひろし 上野 博史 教授 動物医療センター 302		獣医病理学ユニット まつだ かずや 松田 一哉 教授 B3-305		獣医解剖学ユニット わたなべ たかふみ 渡邊 敬文 准教授 A4-106		画像診断学ユニット ほり 堀 あい 助教 動物医療センター 215
	獣医細菌学ユニット うちだ いくお 内田 郁夫 教授 A4-401		人獣共通感染症学ユニット むらまつ やすかず 村松 康和 教授 B3-402		人獣共通感染症学ユニット うちだ れお 内田 玲麻 講師 B3-402		獣医生理学ユニット もりや だいき 守屋 大樹 助教 B2-301
	獣医放射線生物学ユニット えんどう だいじ 遠藤 大二 教授 中央館 905		獣医麻酔学ユニット やました かずと 山下 和人 教授 動物医療センター 303		獣医衛生学ユニット ごんだいら さとし 権平 智 講師 B2-401		あべ のりつぐ 阿部 紀次 助手 動物医療センター 嘱託助手室 3
	実験動物学ユニット おおすぎ たけお 大杉 剛生 教授 B3-401		生産動物内科学ユニット あんどう たつや 安藤 達哉 准教授 動物医療センター 204		獣医病理学ユニット さの ゆうと 佐野 悠人 講師 B3-305		こく ぼたいき 小久保大樹 助手 動物医療センター 216
	生産動物病態学ユニット おおつか ひろみち 大塚 浩通 教授 動物医療センター 203		伴侶動物外科学ユニット いさか ひろあき 井坂 光宏 准教授 動物医療センター 305		画像診断学ユニット きはなその きわむ 華園 究 講師 動物医療センター 214		たも ぎはるか 田面木晴香 助手 動物医療センター 216
	獣医生理学ユニット おな が たけふみ 翁長 武紀 教授 B2-301		獣医麻酔学ユニット いたみ たかはる 伊丹 貴晴 准教授 動物医療センター 211		食品衛生学ユニット ふくだ あきら 福田 昭 講師 A4-201		ちさときょうこ 千里今日子 助手 B1-108
	生産動物外科学ユニット かとう としひで 加藤 敏英 教授 動物医療センター 205		獣医解剖学ユニット うえだ ひろみ 植田 弘美 准教授 A4-101		獣医生化学ユニット ふじき じゅんぺい 藤木 純平 講師 B2-403		とみた あきただ 富田 彬正 助手 動物医療センター 213
	獣医生理学ユニット きたむら ひろし 北村 浩 教授 B2-303		食品衛生学ユニット うすい まさる 臼井 優 准教授 A4-201		獣医麻酔学ユニット みよし けんじろう 三好健二郎 講師 動物医療センター 301		ひろかわ たく 弘川 拓 助手 動物医療センター 216
	獣医臨床病理学ユニット すずき かずゆき 鈴木 一由 教授 R1実験研究棟		伴侶動物内科学ユニット おおた ひろし 大田 寛 准教授 動物医療センター 310		獣医細菌学ユニット むらた りょう 村田 亮 講師 A4-401		やえがしりな 八重樫里菜 助手 動物医療センター 213
	生産動物内科学ユニット たじま としお 田島 誉士 教授 動物医療センター 206		獣医臨床病理学ユニット おかもと みのる 岡本 実 准教授 B3-303		獣医麻酔学ユニット かとう けいこ 加藤 桂子 助教 動物医療センター 212		
	獣医薬理学ユニット てらおか ひろき 寺岡 宏樹 教授 B3-201		生産動物内科学ユニット かわもと さとし 川本 哲 准教授 動物医療センター 202		生産動物病態学ユニット こせん だけいこ 小千田圭吾 助教 動物医療センター 209		

獣医保健看護学類

Department of Veterinary Science

獣医保健看護学類では一貫教育において獣医学に関する基礎知識と動物看護学に関する専門知識を習得し、幅広い獣医保健看護領域の業務を担える人材を育成します。さらに、専攻分野において動物栄養学、動物行動学および動物理学療法学に関する高度な教育を行い、それぞれのスペシャリストを養成します。動物栄養学のスペシャリストは、飼料会社における飼料の開発や動物病院

における栄養指導者として活躍することが期待でき、動物行動学のスペシャリストは、動物のしつけ、問題行動動物の治療、盲導犬や介在療法動物など社会活動動物の提供等に関する分野で活躍することが期待できます。また、動物理学療法スペシャリストは、獣医療の高度化や動物の高齢化に伴い今後需要が見込まれ、術後のリハビリや介護リハビリ分野で活躍することが期待できます。



Pick up curriculum

動物看護学

動物病院において、獣医師の診療業務の補佐、治療前後の動物管理などを主業務とする動物看護師として必要な、動物の保定、消毒、薬物投与方法などの基礎的な知識や技術を習得します。

動物病理学

病気の成り立ちを理論的に解釈するのが病理学です。講義では、病気の際に起こる個々の細胞や組織の形態的・機能的変化、循環障害、炎症反応、免疫異常による病態ならびに腫瘍について理解します。

動物行動学

行動の発現機序、行動様式、イヌ・ネコのコミュニケーション方法をはじめ、学習理論の理解を通して科学的、効率的な訓練方法を学ぶなど、行動の基礎知識を習得します。

栄養学実習

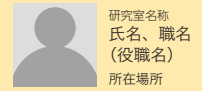
動物病院専売の動物フードについて、その特徴と特性を学習。ライフステージ別に最適なフードを選択できる能力を身につけ、また手づくりフードレシピの開発も行います。

しつけ指導論

パピーパーティ、パピークラス、しつけ教室などを展開するのに必要な対人関係スキル、指導スキル、環境管理等を学習します。行動学で学んだ学習理論の臨床応用を理解します。

理学療法実習

動物病院における高齢患者および内科疾患のリハビリテーション治療に補助者として参加し、実務を経験します。リハビリテーション治療のためのプログラムを立案したり、飼い主に適切な飼養管理を指導するための経験を積みます。



教員紹介



動物医療学ユニット
すがのみきお
菅野美樹夫 教授
(獣医保健看護学類長)
D1-301



動物と人の関係学ユニット
こおりやま たかのり
郡山 尚紀 准教授
D1-202



動物生命科学ユニット
みやしょうたく
宮庄 拓 講師
D1-302



動物と人の関係学ユニット
かわそえ としひろ
川添 敏弘 教授
D1-305



動物医療学ユニット
つばきた さえ
椿下 早絵 准教授
D1-203



動物医療学ユニット
やおさかのりこ
八百坂紀子 講師
D1-304



動物生命科学ユニット
きたざわ たきお
北澤多喜雄 教授
D1-303



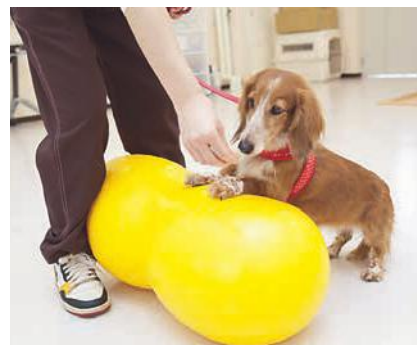
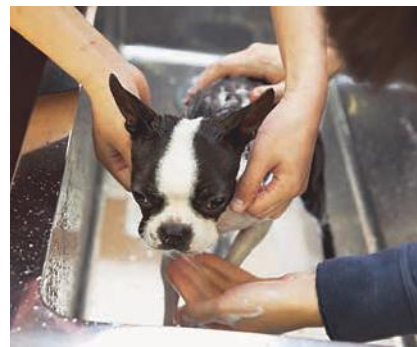
動物と人の関係学ユニット
たかはし ゆうこ
高橋 優子 准教授
B2-101



動物生命科学ユニット
はやし ひであき
林 英明 教授
D1-201



動物と人の関係学ユニット
のうだ じゅん
能田 淳 准教授
B3-202



学びの流れ



基盤教育 本学が育成する人材の根幹となる資質を身につけるための教育です。

学生の自主性を促す幅広い学習によって、自ら学び、考え、応用していく力を身につけます。それは2年次以降の専門教育に進んだ時、そして社会に出た時にも、柔軟な心をもって何事もあきらめることなく進んでいける力、「人間力」として活かされます。

酪農学園導入教育

- 建学の歴史などについて理解を深め、農場実習や酪農体験から、知識だけでなく体感を交えながら未来まで受け継がれる建学の理念と思想を身に付ける。

キャリア教育

- アイデンティティの確立、自己の適性を把握する、求められる人材、就職環境などを把握して将来の進路を展望し、社会に向き合う力を養う。

人文社会科学教育

自然科学教育

保健体育教育

情報教育

外国語教育

	基盤教育 1年次	専門基礎教育 2年次	専門教育 3年次・4年次
農食環境学群			
循環農学類	酪農学園導入教育 人文社会科学教育		酪農学コース 実践酪農学 畜産学コース 農学コース 農業経済学コース
食と健康学類	自然科学教育 保健体育教育	教職コース 循環農学類、食と健康学類いずれかの学類に所属する。	食資源開発学コース 食品流通開発学コース
環境共生学類	情報教育 外国語教育		野生動物学コース 生命環境学コース
獣医学群	キャリア教育	専門基礎教育 1年次～4年次	専門教育
獣医学類		獣医学類	1年次～6年次
獣医保健看護学類		獣医保健看護学類	1年次～4年次

※：管理栄養士コースは1年次、教職コースは2年次から所属、他コースは3年次から所属する。

※：実践酪農学は、酪農学コースのサブコースで2年次から専門科目を履修する。



05 学則・規程について

酪農学園大学学則	102
規 程	106
1. 酪農学園大学学生に関する諸規程	106
2. 酪農学園大学編入学に関する規程	106
3. 酪農学園大学転入学に関する規程	107
4. 酪農学園大学再入学に関する規程	107
5. 酪農学園大学転学群転学類に関する規程	107
6. 酪農学園大学学生の留学に関する規程	108
7. 酪農学園大学留学生授業料免除規程	108
8. 酪農学園大学罰則に関する規程	108
9. 酪農学園大学科目等履修生規程	109
10. 酪農学園大学教育職員免許状の取得に関する規程	109
11. 酪農学園大学特別科目等履修生規程	110
12. 酪農学園大学研究生規程	110
13. 酪農学園大学授業料等に関する規程	110
14. 酪農学園大学授業料免除規程	112
15. 酪農学園大学大規模災害特別授業料等免除規程	112
16. 酪農学園大学私費外国人留学生授業料免除規程	112
17. 酪農学園大学特待生規程	113
18. 酪農学園大学学費特待生規程	113
19. 酪農学園大学給付奨学金規程	114
20. 酪農学園大学附属図書館利用規程	114
21. 酪農学園大学構内交通規制に関する規程	115
22. 酪農学園大学個人情報の保護に関する規程	115
23. 酪農学園大学ハラスメント対策規程	116
24. 酪農学園医療互助会会則	118
25. 酪農学園大学学生生活援護会規程	119
26. 学生生活援護会一時給付金に関する規程	119
27. 酪農学園大学三愛金庫貸付金規程	120

学生生活について

クラブ・サークルについて

施設利用について

学類・教員について

学則・規程について

酪農学園大学学則

第1章 総則

第1節 目的及び名称

(目的及び名称)

第1条 酪農学園大学（以下「本学」という。）は、キリスト教の精神によって人間教育を行い、酪農の科学と実際並びに高度の学術を教育・研究し、もって神を愛し、人を愛し、土を愛する三愛の精神に徹する有為な社会人及び指導者を養成することを目的とする。

2 農食環境学群は、酪農学園創立の基本精神に基づき、生物資源の循環・再生、食料の生産・加工及び流通・消費並びに食と健康、さらに農業を含めた環境に関する専門分野において、それらが有機的に関連するよう体系づけられた学群であり、農学とその関連科学の教育・研究によりフードシステムの持続的発展と自然環境の保全並びに農食文化の進展に貢献することを目的とする。

(1) 循環農学類は、農業を基礎科学的かつ実践的に探究し、社会における農業の意義を正しく理解し、安全な食料の持続的供給を可能とする資源循環型農業を実現するための幅広い知識と技術を修得した人材を養成する。

(2) 食と健康学類は、本学の基本理念である実学教育を通して、食の生産、加工・製造、流通ならびに健康に関する幅広い知識と技術を修得するとともに、食と健康に関する総合的な判断力を培い、社会に貢献できる人材を養成する。

(3) 環境共生学類は、環境に関する基礎科学の学びと実践的な学びを通して、現象を客観的に解析する技術や知識を修得するとともに、問題解決に向けた総合的な判断力を培い、自然と人が調和・共生する社会の形成に貢献できる人材を養成する。

3 獣医学群は酪農学園創立の基本精神に基づき、獣医学、獣医保健看護学とその関連科学の総合的な教育・研究により、生命・自然を尊ぶ豊かな人間性を育み、人類と動物の福祉及び動物・人・環境の調和と共存に具体的に貢献するための学群であり、専門知識・技術及び総合的な判断力を有する人材を養成し、国際的視野に立って動物と人の健康保持と食料の安定供給及び環境保全に寄与することを目的とする。

(1) 獣医学類は、獣医学及びその関連分野における高度な知識と技術を修得し、実践的な産業動物、伴侶動物、公衆衛生関連獣医師を育成し、わが国の獣医療や食の安全及び動物の福祉ならびに生命科学にお

ける先端的研究を推進できる人材を養成する。

(2) 獣医保健看護学類は、獣医学に関する基礎知識と動物看護学に関する専門知識を修得させ、動物栄養、動物行動及び動物理学療法に関する高度な教育を行い、幅広い獣医保健看護領域の業務を担える人材を養成する。

(自己点検及び評価)

第1条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の項目並びにその実施体制等については、別に定める。

第2節 組織

(学群、学系及び収容定員)

第2条 本学に、学校教育法第85条但し書きに定める組織として学群及び学系を置く。

2 前項の学群は、教育上の目的及び機能に応じて組織するものとし、学群には教育上の目的及び機能に応じて、学類を置く。その種類及び定員は、次のとおりとする。

■農食環境学群

●循環農学類

入学定員240名

収容定員960名

●食と健康学類

入学定員160名

収容定員640名

〔内、管理栄養士コース

入学定員 40名

収容定員160名〕

●環境共生学類

入学定員120名

収容定員480名

■獣医学群

●獣医学類

入学定員120名

収容定員720名

●獣医保健看護学類

入学定員 60名

収容定員240名

3 学群に関する規則は、別に定める。

4 第1項の学系は、研究上の目的に応じ、かつ、研究成果を教育展開に有機的に融合させるため組織するものとし、その種類、その他必要な事項は別に定める。

(大 学 院)

第3条 本学に、大学院を置く。

2 前項の大学院に置く研究科は、酪農学研究科及び獣医学研究科とする。

3 大学院に関する規則は、別に定める。(附属教育研究施設)

第4条 本学に、附属図書館、フィールド教育研究センター、附属動物医療センター及びその他の教育研究施設を置く。

(教育センター)

第4条の2 第1条に定める教育目的に基づ

く教育計画の企画・立案をし、授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修等、教育運営全般を統括するため、学長のもとに教育センターを置く。

2 教育センターに関する規程は別に定める。

(事 務 組 織)

第5条 本学の事務を処理するため、必要に応じ事務組織を置く。

2 事務組織に関する規程は、別に定める。

第3節 職員組織

(職 員 組 織)

第6条 本学に、学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置く。

2 前項に規定するもののほか、副学長、学群長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

第4節 教授会及び評議会

(教 授 会)

第7条 本学の学群に教授会を置く。

2 教授会は、学群常勤の教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。

3 教授会は、次の事項に関して審議し、学長に意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 教育に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

4 教授会は、学長及び学群長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長及び学群長の求めに応じ、意見を述べるものとする。

5 教授会に関する規程は、別に定める。

(評 議 会)

第8条 本学に評議会を置く。

2 評議会は、学長、学群長、大学院研究科長、学類長及び役職者をもって構成する。

3 評議会は、次の事項に関して審議し、学長に意見を述べるものとする。

(1) 学群、学類の設置、廃止又は変更に関する事項

(2) 学則その他の重要な規則、規程の制定又は改廃に関する事項

(3) 教育・研究・事業計画等に関する事項

(4) 教員の資格審査に関する事項

(5) 教学の基本方針及び学群教育の調整に関する事項

(6) 全学的機関及び学群間の調整に関する事項

(7) 学生の厚生補導又は賞罰の基準及びその運用等に関する事項

(8) 学長が必要と認めた事項

4 評議会に関する規程は、別に定める。

- 第5節 学年、学期、授業期間及び休業日
(学 年)
- 第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
(学 期)
- 第10条 学年は、次の2学期に分ける。
前学期 4月1日から9月30日まで
後学期 10月1日から翌年3月31日まで
- 2 学長が必要と認めたときは、前項の学期期間を変更することができる。
(授 業 期 間)
- 第11条 1年間の授業を行う期間は、定期試験その他学校行事を含め、35週にわたることを原則とする。
(休 業 日)
- 第12条 休業日は、次のとおりとする。
(1) 日曜日
(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
(3) 本学の開学記念日 7月11日
(4) 春季休業 3月1日から4月10日まで
(5) 夏季休業 8月7日から9月6日まで
(6) 冬季休業 12月21日から翌年1月14日まで
- 2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。
- 4 学長は、休業日に授業を課すことができる。

第2章 学群通則

- 第1節 修業年限及び在学年限
(修 業 年 限)
- 第13条 学群の修業年限は、4年とする。ただし、獣医学群獣医学類の修業年限は、6年とする。
(在 学 年 限)
- 第14条 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することができない。なお、第20条第1項の規定により入学した学生は、同条第2項により定められた修業年限の2倍を超えて在学することができない。
- 2 獣医学群においては、同一学年の在学年数を3年以内とし、3年を超えて同一学年に在学することができない。
- 第2節 入学
(入学の時期)
- 第15条 入学の時期は、学年の始めとする。但し、教育上支障がないときは、後学期の始めとすることができる。
(入 学 資 格)
- 第16条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
(1) 高等学校を卒業した者
(2) 通常の課程による12年の学校

- 教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (7) その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者
(入学の出願)
- 第17条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。
(入学者の選考)
- 第18条 前条に規定する入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。
(入学手続及び入学許可)
- 第19条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに所定の書類を提出するとともに、入学金等を納付しなければならない。
- 2 学長は、前項に定める入学手続を完了した者に入学を許可する。
(編入学、転入学及び再入学)
- 第20条 本学に他大学等から編入学、転入学を志願する者、又は本学を正当な理由で退学あるいは授業料等の未納により除籍となった者で成業の見込みがあり再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。
- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに修業年限については、教授会の議を経て、学長が決定する。
- 3 編入学、転入学及び再入学に関する規程は、別に定める。
- 第3節 教育課程及び履修方法等
(教育課程の編成)
- 第21条 本学の教育課程は、別表第1-1、別表第1-2-1、別表第1-2-2、別表第1-3、別表第1-4、別表第1-5のとおりとする。
(授業の方法)
- 第21条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 前項の授業を、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディ

- アを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 前項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。
- 4 学長が必要と認めた場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所(外国を含む)で行うことができる。
(単位計算方法)
- 第22条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。
(1) 講義及び演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする
(2) 実験、実習及び体育実技については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
(単位の授与)
- 第23条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。
(卒業に要する修得単位数)
- 第24条 本学を卒業するためには、別表第2に定めるところにより、単位を修得しなければならない。
(他学群他学類の授業の履修)
- 第25条 学生は、他学群又は同一学群の他学類に配当された授業科目を履修し、単位を修得することができる。
- 2 前項で修得した他学群他学類の単位は、卒業必要単位数に算入することができる。
- 3 他学群他学類の授業科目の履修に関する規程は、別に定める。
(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)
- 第26条 本学において教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。
- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は60単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認めることができる。
- 3 前二項の規定は、外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。この場合は、本学において修得したものとのみなすことのできる単位数は、前項及び次条の2第2項並びに第26条の3第3項の単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 他の大学等の授業科目の履修に関する規程は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)
第26条の2 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第2項及び次条の3第3項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)
第26条の3 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条の2第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前二項により修得したものとみなし、又与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、第26条第2項及び前条の2第3項の単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(教育職員免許状の授与の所要資格取得)
第27条 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位数を修得するとともに、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める科目の単位を修得しなければならない。

2 本学において取得できる教育職員免許状の免許教科の種類は、次のとおりとする。

- 農食環境学群
 - 循環農学類
 - 中学校教諭1種免許状 理科、社会
 - 高等学校教諭1種免許状 理科、公民、農業
 - 食と健康学類
 - 中学校教諭1種免許状 理科、社会
 - 高等学校教諭1種免許状 理科、公民、農業
 - 環境共生学類
 - 中学校教諭1種免許状 理科
 - 高等学校教諭1種免許状 理科

3 教育職員免許状の資格取得に関する規程は、別に定める。

(獣医師国家試験受験資格の取得)
第27条の2 獣医師国家試験受験資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位数を修得するとともに、獣医師法及び獣医師法施行規則に定める科目の単位を修得しなければならない。

(食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格取得)

第27条の3 食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位数を修得するとともに、別表第3に定める科目の単位を修得しなければならない。

(栄養士免許の授与の所要資格及び管理栄養士国家試験受験資格の取得)

第27条の4 栄養士の免許授与の所要資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位数を修得するとともに、栄養士法及び栄養士法施行規則に定める科目の単位を修得しなければならない。

2 管理栄養士国家試験受験資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位数を修得するとともに、栄養士法及び栄養士法施行規則に定める科目の単位を修得しなければならない。

(成績)
第28条 授業科目の試験の成績は、百点法をもってし、60点以上を合格とする。その成績は、S・A・B・C・Dの5種の評語をもって表し、Dを不合格とする。

2 履修規程に別に定めた授業科目は前項によらず、Pを合格、Fを不合格とすることができる。

(その他)
第29条 この節に定めるもののほか、授業科目の種類・単位数及び履修方法等については、履修規程その他別に定める。

第4節 休学、復学、転学群転学類、転学、留学、退学及び除籍

(休学)
第30条 疾病その他特別の理由により2か月を超えて修学できない者は、学群長に願い出て、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため休学することが適当でない認められる者については、休学を命ずることができる。

3 疾病のため休学しようとする者は、休学願に医師の診断書を添付することとする。

(休学期間)
第31条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別な理由がある場合は、休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、第14条に規定する在学年限に算入しない。

(復学)
第32条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学群長に願い出て、学長の許可を得て復学することができる。

(転学群転学類)
第33条 本学の学生が所属する学群学類から他の学群学類へ移ろうとする者又は同一学群で所属する学類を変更しようとする者については、欠員のある場合に限り、選考の上、教授会の議を経て、学長が転学群転学類を許可

することがある。

- 2 前項の規定により、転学群転学類を許可された者の既に修得した授業科目及び単位の取扱いについては、教授会の議を経て、学長が決定する。
- 3 転学群転学類に関する規程は、別に定める。

(転学)
第33条の2 他の大学又は短期大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学群長に願い出て、学長の許可を得なければならない。

- 2 本学に学籍を有する者は、他の大学又は短期大学に在籍することができない。

(留学)
第34条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学群長に願い出て、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第13条及び第14条に規定する修業年限及び在学年限に含めることができる。

(退学)
第35条 退学しようとする者は、学群長に願い出て、学長の許可を得なければならない。

(除籍)
第36条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍を決定する。

- (1) 授業料その他の納付を怠り、督促してもなお納入しない者
- (2) 第14条第1項及び第2項に定める在学年限を超えた者
- (3) 第31条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 1年以上にわたり行方不明者

第5節 卒業及び学位
(卒業)

第37条 第13条に規定する修業年限(第20条第1項の規定により入学した者については、同条第2項により定められた在学すべき年数)以上在学し、第24条及び履修規程に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して学位記を授与する。

(学位の授与)
第38条 本学を卒業した者には、次の区分に従い学位を授与する。

- 農食環境学群
 - 循環農学類
 - 学士(農学)の学位
 - 食と健康学類
 - 学士(食品学)の学位
 - 環境共生学類
 - 学士(環境学)の学位
- 獣医学群
 - 獣医学類
 - 学士(獣医学)の学位
 - 獣医保健看護学類
 - 学士(獣医保健看護学)の学位

第6節 賞罰 (表彰)

第39条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第40条 学生で次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が懲戒を決定する。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた
- (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められた者
- (3) 正当な理由なくして出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

2 懲戒はその情状によって、譴責、謹慎、受験停止、停学及び退学の5種とする。

第7節 学生寮及び保健施設 (学生寮及び保健施設)

第41条 本学に、学生寮、学生相談室及び医務室を置く。

2 前項に関する規程は、別に定める。

第8節 委託生、科目等履修生、特別科目等履修生、研究生及び外国人留学生 (委託生)

第42条 公共団体、外国政府及びその他の機関より、本学において特定の授業科目についての学修及び特定の課題についての研究を行うことを目的として当該職員を委託されたときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、委託生として学長が入学を許可することがある。

2 委託生は、学期毎に許可する。

(科目等履修生)

第43条 本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として学長が入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(特別科目等履修生)

第44条 他の大学又は短期大学の学生で、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学等との協議に基づき、特別科目等履修生として学長が入学を許可することがある。

2 特別科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(研究生)

第45条 本学において特定の事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として学長が入学を許可することがある。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その

期間を更新することができる。

4 研究生に関する規程は、別に定める。
(委託生、科目等履修生、特別科目等履修生及び研究生に対する規定の準用)

第46条 委託生、科目等履修生、特別科目等履修生及び研究生には、本節に規定するもののほか、第13条、第14条、第24条、第37条及び第38条を除き、本学則を準用する。

(外国人留学生)

第47条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として学長が入学を許可することがある。

2 外国人留学生には、本学則を適用する。

3 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第9節 授業料等

(入学検定料、入学金及び授業料等)

第48条 入学検定料は、学群・学類にかかわらず次のとおりとする。

入学検定料 30,000円

2 入学金及び授業料等の年額は、次のとおりとする。

■農食環境学群

●循環農学類

入 学 金 200,000円

授 業 料 890,000円

実験実習料 100,000円

施設設備費 250,000円

●食と健康学類

入 学 金 200,000円

授 業 料 890,000円

実験実習料 100,000円

施設設備費 250,000円

■環境共生学類

入 学 金 200,000円

授 業 料 890,000円

実験実習料 100,000円

施設設備費 250,000円

■獣医学群

●獣医学類

入 学 金 300,000円

授 業 料 1,710,000円

実験実習料 140,000円

施設設備費 340,000円

●獣医保健看護学類

入 学 金 200,000円

授 業 料 920,000円

実験実習料 130,000円

施設設備費 270,000円

3 前項に定める授業料等は毎年度納付するものとする。ただし、入学検定料は入学出願時に、入学金は入学手続き時に納付するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、第三者が実施する外部試験の結果を利用する場合の入学検定料については、別に定める。

(その他の費用)

第49条 その他学生の負担すべき額は、別に定める。

(授業料等の納付)

第50条 授業料等は、年額を2期に分けて、毎学期開始後2週間以内に納付しなければならない。

(復学の場合の授業料等)

第51条 学期の中途において復学した者は、当該学期分の授業料等を復学した月に納付しなければならない。

(退学、除籍及び停学の場合の授業料等)

第52条 学期の中途で退学し、又は除籍された者の当該学期分の授業料等は、徴収する。

2 停学期間中の授業料等は、徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第53条 休学を許可され、又は命ぜられた者については、休学期間が1学期以上にわたる場合は、その学期分の授業料等を免除する。

(授業料の免除及び徴収の猶予)

第54条 経済事由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 授業料の免除及び徴収の猶予に関する必要な事項は、別に定める。

(委託生、科目等履修生、特別科目等履修生及び研究生の授業料等)

第55条 委託生、科目等履修生、特別科目等履修生及び研究生の検定料及び授業料等の額については、別に定める。

(納付した授業料等)

第56条 納付した授業料等は、返付しない。

第10節 公開講座

(公開講座)

第57条 本学は、社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座を開設することがある。

2 公開講座の開設については、別に定める。

第11節 名誉教授

(名 誉 教 授)

第58条 本学は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第68条の3の規定に基づき酪農学園大学名誉教授の称号を授与することがある。

2 名誉教授の称号授与に関する規程は、別に定める。

第12節 改 廃

(改 廃)

第59条 この学則の改廃は、理事会が決定する。

附則省略

附 則

- 1 この学則は、2021(令和3)年4月1日から施行する。
- 2 学則第21条、第24条、第27条の3の規定は、2021(令和3)年度入学生から適用し、2020(令和2)年度以前の入学生については、なお従前の学則による。

1. 酪農学園大学学生に関する諸規程

- 第1節 学生生活一般
(規 範)
- 第1条 酪農学園大学(以下「本学」という。)の学生は、本学の教育方針を十分理解し、広い教養と深い学識とを修め、信頼するに足る人格を養成し、かつ、身体の錬磨につとめ、学校の内外を問わず責任ある言動をとること。
- (服 装)
- 第2条 本学の服装については、別にこれを定めないが、学生らしくあることを第一義とし、華美に流れず粗野に失しないように注意しなければならない。
- (喫 煙)
- 第3条 学園敷地内は、全面禁煙とする。
- 第2節 学生証
(学 生 証)
- 第4条 学生証は、本学学生の身分を証明するものである。
- (交 付)
- 第5条 学生は、入学時に教育センター学生支援課にて学生証の交付を受ける。
- (受 領)
- 第6条 学生証は、入学時に学校に対する義務を果たした後、受取るものとする。
- (携 帯)
- 第7条 学生証は、登学の際に必ず携帯しなければならない。
- 第8条 学生証は、他人に貸したり、譲渡したりしてはいけない。
- 第9条 学生証は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車船する場合には必ず携帯し、係員に請求された時には、何時でも提示しなければならない。
- (紛 失)
- 第10条 学生証紛失の時は、直ちに教育センター学生支援課に届け出て所定の手続きを経て再交付を受ける。この際紛失した学生証は無効となる。
- (返 還)
- 第11条 学生証は、有効期間を経過した時、あるいは卒業、退学及び除籍の場合は、直ちに教育センター学生支援課に返さなければならない。
- 第3節 身分申告
(生 活 記 録)
- 第12条 新入生は、入学時に学生生活記録の記入をし、提出するものとする。
- (異 動 届)
- 第13条 学生は改姓、住所変更、その他・身上に異動のあった場合、その都度教育センター学生支援課に届け出るものとする。
- (保 証 人)
- 第14条 保証人並びに保証人住所変更のあった場合は、直ちに教育センター教務課に届け出るものとする。
- 第4節 課外活動
(団体設立届)
- 第15条 学生の学内における諸種のクラブや同好会(以下「団体」という。)を設立しようとする時は、責任者は所定の設立趣旨書を学生支援担当部長に届け出なければならない。
- (顧問・部長)
- 第16条 学生の学内における団体には、教職員の顧問又は部長を置くことを原則とする。
- (事 業 報 告)
- 第17条 団体の責任者は少なくとも年1回、その事業、会計、団体加入者名等を

学生支援担当部長に報告しなければならない。

(勸 告)

第18条 学生の団体活動が教育目的に悖るとみなされた場合は、当該活動に対し勧告することがある。

第5節 集会
(集 会 届 出)

第19条 学生は学内において集会を催さんとする時は、その責任者を定め所定の用紙に集会の目的、期日、会場等を明記し、教育センター学生支援課に届け出なければならない。

(使 用 承 認)

第20条 集会のため校舎を使用する場合は、事前に教育センター教務課の確認を得て、事務局施設課の承認を得なければならない。

第6節 掲示、その他
(掲 示 板)

第21条 学生が行う掲示は原則として、学生掲示板を使用するものとする。

(掲示許可等)

第22条 掲示をする場合には、責任者が掲示文の内容を教育センター学生支援課に届け出て掲示許可の認可、場所、掲示期間の指示を受けなければならない。

第23条 掲示板への掲示の他、立看板その他の方法によって掲示する場合にも、前条と同様の許可を得なければならない。

(掲示・撤去)

第24条 第22条、第23条の規定に違反した掲示は撤去する。

(印刷物等の届出)

第25条 団体又は個人が学内において印刷物の配付、デモンストレーション及び拡声器等の高音を伴う行為をする時は、教育センター学生支援課に届け出なければならない。

第7節 学外活動
(学外活動届出)

第26条 団体が学外において、次の活動をする時は、教育センター学生支援課に届け出なければならない。

(1) 本大学名を使用して活動する時。

(2) 本大学名を使ってポスター、パンフレット、新聞を掲示又は配付する時。

第8節 雑則
(改 廃)

第27条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附則省略

附 則

この規程は、2018(平成30)年10月1日から施行する。

2. 酪農学園大学編入学に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、酪農学園大学学則第20条第3項の規定に基づき、編入学に関する必要な事項を定める。

(編入学基準)

第2条 編入学をすることのできる者は、次の各項の編入学基準を満たしている者とする。

1 2年次に編入学できる学類及び基準は、次のとおりとする。

(1) 農食環境学類
循環農学類
食と健康学類(管理栄養士コースを除く)

環境共生学類
獣医学群
獣医保健看護学類

① 他の大学(短期大学を除く。)に1年以上在学し、合計31単位以上修得した者。

2 3年次に編入学できる学類及び基準は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 農食環境学類
循環農学類
食と健康学類
環境共生学類
獣医学群
獣医保健看護学類

① 学士の学位を有する者。

② 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立教諭養成所を卒業した者。

③ 食と健康学類管理栄養士コースにおいては、栄養士養成施設の指定を受けた短期大学又は専門学校を卒業し、栄養士免許を取得した者。

④ 他の大学(短期大学を除く。)に2年以上在学し、62単位以上修得した者。

⑤ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令11号)附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者。

⑥ 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者。

⑦ 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準(修業年限が2年以上で、かつ課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上であること。)を満たすものを修了した者。

⑧ 短期大学の専攻科を修了し、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者。

⑨ 高等専門学校の専攻科を修了し、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者。

⑩ その他相当の年齢に達し、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者。

(時 期)

第3条 編入学の時期は、学年の始めとする。

(出 願)

第4条 編入学を希望する者は、所定の書類に入学検定料を添えて、指定の期日まで学長に願出しなければならない。

(選 考)

第5条 選考は、所定の書類と論文及び面接により総合的に審査し、教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学手続き及び許可)

第6条 選考に合格した者は、指定の期日までに定められた編入学に必要な手続きをとらなければならない。

2 学長は、前項に定める手続きを完了した者に編入学を許可する。

(単位の認定)

第7条 前大学等で修得した授業科目及び単位については、本学の授業科目及び単位の振替換算取扱要領に定めるところにより、単位を認定する。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

(雑 則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則省略
附 則
この規程は、2017（平成29）年4月1日から施行する。

3. 酪農学園大学転入学に関する規程

- (目 的)
第1条 この規程は、酪農学園大学学則第20条第3項の規定に基づき、転入学に関する必要な事項を定める。
- (出 願 資 格)
第2条 転入学を出願できる者は、他大学の同種の学部学科に1年以上在学中（又は見込み）の者とする。
- (時 期)
第3条 転入学を希望する者の転入学の時期は、学年の始めとする。
- (入 学 年 次)
第4条 転入学の年次は、2年次又は3年次に入学するものとし、既修得単位数を勘案して教授会で審議の後、学長が決定する。
- (出 願)
第5条 転入学を希望する者は、指定の期日までに所定の書類に転入学検定料を添えて、学長に願ひ出なければならない。
- (選 考)
第6条 選考は、所定の書類と論文及び面接により総合的に審査し、教授会の議を経て、学長が決定する。
- (手続及び許可)
第7条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに授業料等を納付し、転入学に必要な手続きをしなければならない。
- 2 学長は、前項に定める入学手続きを完了した者に転入学を許可する。
- (単位の認定)
第8条 転入学者の既修得単位の認定は、教授会の議を経て、学長が決定する。
- (修 業 年 限)
第9条 修業年限の取り扱いは、編入者に準ずるものとする。
- (改 廃)
第10条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。
- 附 則
この規程は、2016（平成28）年12月8日から施行する。

4. 酪農学園大学再入学に関する規程

- (目 的)
第1条 この規程は、酪農学園大学学則第20条第3項の規定に基づき、再入学に関する必要な事項を定める。
- (出 願 資 格)
第2条 再入学の出願資格を有する者は、次に掲げる者で、退学または除籍となった年度の3月31日から原則3年以内であること及び再入学後卒業の見込みがある者とする。
- (1) 酪農学園大学学則第35条により退学した者（依願退学者）
(2) 酪農学園大学学則第36条第1号により除籍となった者（授業料等未納による除籍者）
- 2 再入学の出願資格を有しない者は、次に掲げる者とする。
- (1) 酪農学園大学学則第40条により退学した者（懲戒による退学処分者）
(2) 酪農学園大学学則第36条第2

号により除籍となった者（在学年限を越えた者）
(3) 本規程に基づき再入学した後、退学または除籍された者

- (時 期)
第3条 再入学を希望する者の再入学の時期は、学年の始めとする。
- (所 属 及 び 年 次)
第4条 再入学する学部学科（学群学類）は、原則として、再入学を希望する者が退学及び除籍となる以前に所属していた学部学科（学群学類）とする。
- 2 再入学する年次は、原則として、再入学を希望する学生が退学となる以前の年次とする。但し、退学時に当該年次を修了している場合、その再入学の年次は、修了年次の年次とする。また、除籍となった者が再入学する場合の年次は、除籍の当該年次とする。
- (出 願)
第5条 再入学を希望する者は、再入学しようとする前年度の2月末日までに次の各号に定める書類に再入学検定料を添えて、学長に願ひ出なければならない。
- (1) 再入学願（本学所定のもの）
(2) 健康診断書
(3) 再入学検定料 30,000円
- (選 考)
第6条 選考は、評議会の議を経て、学長が決定する。
- (手続及び許可)
第7条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに授業料等を納付し、再入学に必要な手続きをしなければならない。
- 2 学長は、前項に定める入学手続きを完了した者に再入学を許可する。
- 3 許可日は、原則として4月1日付けをもって行う。
- (単位の認定)
第8条 再入学した者が既に履修した授業科目及び修得単位数は、再入学した時の「授業科目履修年次配当表」に照らして読み替え、卒業の要件となる単位に含めることができる。但し、既に履修した科目の全部または一部を再び履修させることがある。
- 2 前項の認定は、評議会の議を経て、学長が決定する。
- (修 業 年 限)
第9条 再入学した者の修業年限は、各学科（各学類）に定められた修業年限の残りの年限とし、在学年限は、前在学年数を加えて8年とする。但し、獣医学科（獣医学類）は12年とする。
- (改 廃)
第10条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附則省略

附 則

この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

5. 酪農学園大学転学群転学類に関する規程

- (目 的)
第1条 この規程は、酪農学園大学学則第33条第3項の規定に基づき転学群転学類（以下「転学類」という。）に関する事項を定める。
- (学 類 及 び 年 次)
第2条 転学類することのできる者は、次の各号に定める基準を満たしているものとする。
- (1) 農食環境学群の各学類及び獣医学群獣医保健看護学類から転学類する場合は、以下のと

おりとする。

年次	2年次への転学類	3年次への転学類
転学群・転学類先	農食環境学群 循環農学類食と健康学類（管理栄養士コース除く）環境共生学類	獣医学群 獣医学類（2年次のみ） 獣医保健看護学類（2年次のみ）
受験資格	1年次終了時において転学類前の学類の進級要件を満たし、かつ転学先の進級要件を満たす者（いずれも見込み）。	2年次終了時において転学類前の学類の進級要件を満たし、かつ転学先の進級要件を満たす者（いずれも見込み）。
その他	同一年次および下級年次への転学類は出来ない。	

(2) 獣医学群獣医学類から転学類する場合は、以下のとおりとする。

年次	2年次への転学類	3年次への転学類
転学群・転学類先	農食環境学群 循環農学類食と健康学類（管理栄養士コース除く）環境共生学類	獣医学群 獣医保健看護学類
受験資格	獣医学類の1年次終了時において進級要件を満たし、かつ転学先の第2年度の卒業に必要な進級要件を満たす者（いずれも見込み）。	獣医学類の2年次終了時において転学先の4年次に在籍し、転学先の卒業に必要な単位の2分の1以上修得した者（見込み）。
その他	獣医学類1年次終了時を除き2年次への転学類は出来ない。転学前の単位修得状況により転学後学類の修業年限内に卒業出来ない場合がある。	

2 一度、転学類を許可された者及び前年度に遡っての資格による出願はできない。ただし、獣医学類においては3年次及び4年次終了時において前項第2号に定められた基準を満たしている者に対しては3年次転学類の出願を認める。

- (時 期)
第3条 転学類の時期は、学年の始めとする。
- (年 次)
第4条 転学類の年次は、2年次又は3年次とする。
- (出 願 手 続)
第5条 転学類を希望する者は、所定の書類に検定料を添えて、指定の期日までに学長に願ひ出なければならない。
- (1) 転学類願書（理由書及び学生担当教員の所見を添付）
(2) 学業成績証明書
- (選 考)
第6条 選考は、所定の書類と筆記試験及び面接により総合的に審査し、評議会の議を経て、学長が決定する。
- (手続及び許可)
第7条 選考に合格した者は、指定の期日までに定められた転学類に必要な手続きをとらなければならない。
- 2 学長は、前項に定める手続きを完了した者に転学類を許可する。
- (単位の認定)
第8条 転学類以前に修得した授業科目及び単位数は、全て転学類した学類の単位として認定する。
- 2 前項にかかわらず当該学類の単位として適当と認められないものについては、卒業必要単位数に算入しない。
- 3 前2項の単位認定は、当該学類が行う。（修業年限及び在学年限）
- 第9条 転学類を許可された者の修業年限及び在学年限は、転学類前の在学期間も含めて学則第13条及び第14条の規定による。
- (改 廃)
第10条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。
- (雑 則)
第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則省略

附 則

この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

6. 酪農学園大学学生の留学に関する規程

- (目 的)
- 第1条 この規程は、酪農学園大学学則第26条及び第34条の規定に基づき、酪農学園大学（以下「本学」という。）の学生の留学について必要な事項を定めるものとする。
- (定 義)
- 第2条 この規程に定める留学とは、学群教授会の許可を得て、外国の大学等で本学における1学期相当期間又は1年在学し、学修することをいう。
- 2 留学の種類は、次のとおりとする。
- (1) 「協定留学」とは、本学と協定を締結した大学への留学をいう。
- (2) 「認定留学」とは、前号以外の大学への留学をいう。
- (3) 「休学留学」とは、修学等の理由により、学籍上休学したうえで、第1号又は第2号の大学へ留学することをいう。
- (外国の大学等)
- 第3条 外国の大学等とは、外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの、又はこれに相当する教育研究機関をいう。
- (留 学 資 格)
- 第4条 留学の資格は、修学状況が良好であり、受入期間の指定する当該外国語能力の基準等を満たしていなければならない。
- (留学に必要な手続き)
- 第5条 留学を希望する者は、所定の留学願を当該学群の学群長に提出しなければならない。
- 2 前項の留学願には、原則として、受入機関の入学又は聴講等の許可書を添えなければならない。
- (留 学 許 可)
- 第6条 留学の許可は、学群長に願い出て、学長の許可を得る。
- (留学期間等)
- 第7条 留学の期間は、原則として1年以内とする。
- 2 協定留学並びに認定留学の場合、前項の期間を修業年限に算入する。
- (留 学 費 用)
- 第8条 留学の費用は、すべて学生の負担とする。
- (留学期間中の授業料等)
- 第9条 留学期間中の本学の授業料等は、納付しなければならない。ただし、実験実習料は免除する。
- 2 前項の規定に係らず、学業及び人物に優れた者の場合、留学期間中の授業料の全額又はその一部を免除することがある。
- 3 前項の免除に関する必要な事項は、別に定める。
- 4 休学留学については、前3項は適用しない。
- (留 学 報 告)
- 第10条 学生は、次の書類を帰国の日から1か月以内に学群長に提出するものとする。
- (1) 留学に関する報告書
- (2) 留学中の学業成績証明書
- (単 位 認 定)
- 第11条 留学中に修得した授業科目並びに単位の認定については、学群教授会の議を経て、学長が決定する。
- 2 前項により認定された単位数は、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとする。

(卒業の延期)

第12条 留学期間中に卒業の要件を満たす者が引き続き在学を希望する場合には、本学における卒業を1学期間延期することができる。

(留学許可の取消し等)

第13条 留学先での修学状況が不良若しくは留学を不適当と認める事由がある場合は、学群教授会の議を経て、学長が留学を取消す。

2 前項により、留学許可が取り消された場合は、当該留学期間は修学年限に算入しない。

(雑 則)

第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(改 廃)

第15条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附則省略

附 則

1 この規程は、2020年4月1日から施行する。

2 第9条第1項の規定は、2020年度入学生から適用し、2019年度以前の入学生については、なお従前の規定による。

7. 酪農学園大学留学生授業料免除規程

- (目 的)
- 第1条 この規程は、酪農学園大学学生の留学に関する規程（以下「留学規程」という。）の適用を受け、酪農学園大学（以下「本学」という。）の学生で、学業および人物に優れている者が外国の大学等に留学する場合の留学期間中の授業料免除の取り扱いについて定めることを目的とする。
- (授業料免除額)
- 第2条 授業料の免除額は、留学種別並びに学業成績によって、次の各号のとおりとする。
- (1) 留学規程第2条第2項第1号による留学（協定留学）は、次のとおりとする。
- ア 留学前の通算GPAが3.1以上で人物に優れている者は、授業料の全額を免除する。
- イ 留学前の通算GPAが2.8以上3.1未満で人物に優れている者は、授業料の3分の2を免除する。ただし、千円未満の額は切り下げる。
- ウ 留学前の通算GPAが2.5以上2.8未満で人物に優れている者は、授業料の半額を免除する。
- (2) 留学規程第2条第2項第2号による留学（認定留学）は、前項に定める免除額の半額を免除する。
- 2 前項の免除対象者は他の授業料減免措置との重複適用を受けることができ、その場合、免除額の算出は他の授業料減免措置後の授業料で算出するものとする。
- (申 請)
- 第3条 授業料免除を申請する者は、次の各号の書類を社会連携センター国際交流課（以下「国際交流課」という。）に提出しなければならない。
- (1) 授業料免除申請書
- (2) 学業成績証明書
- (3) その他、本学が必要とする証明書
- (提出 期 限)
- 第4条 授業料免除関係書類は、原則として前学期においては4月30日まで、後学期においては10月15日までに提出しなければならない。

(免 除 期 間)

第5条 授業料免除期間は最大1年までとし、以降の留学期間は授業料の免除は行わない。

(審 議)

第6条 留学生授業料免除に関する事項の審議は、社会連携センター運営委員会（以下「委員会」という。）で行う。

(選 考)

第7条 授業料免除学生の選考は委員会において行い、候補者を学長に推薦する。

2 選考に関する必要な事項は、別に定める。

(決 定 通 知)

第8条 授業料免除学生は、評議会の議を経て学長が決定し、学費負担者及び学生に通知する。

(授業料免除の取消)

第9条 授業料免除学生が次の各号の一に該当した場合は、授業料免除を取消し、当該期分の授業料を徴収する。

(1) 酪農学園大学学則第40条に規定する各号の一に該当する場合。

(2) 留学許可が取消された場合。

(3) 留学期間中の修得単位が1学期2科目、1年間4科目に満たない場合。

(事 務 局)

第10条 留学生授業料免除に関する取扱事務は、国際交流課で行う。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附則省略

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

8. 酪農学園大学罰則に関する規程

- (目 的)
- 第1条 この規程は、酪農学園大学学則第40条に基づき、罰則に関して必要な事項を定める。
- (処分の対象)
- 第2条 学生が学内・学外において以下の行為を行った場合は処分の対象とする。
- (1) 他人の身体に傷害を与える行為
- (2) 他人のものを盗み取る行為
- (3) 他人を脅迫する行為
- (4) 飲酒を強要する行為
- (5) 著しく車輦交通安全意識に欠ける行為
- (6) 学内自主規制に反する行為
- (7) 身分を偽る行為
- (8) その他、学生の本分に反する行為
- 2 試験に関する不正行為については別に定める。
- 3 処分期間中にその効果が認められない場合は再度処分の対象とする。
- (処理の方法)
- 第3条 教育センター学生支援課は本人から事情聴取し、必要があれば関係者に事情を聞くと共に、事実確認を行い学生担当教員と共に処分原案を作成し、教授会の議を経て、学長が処分を決定する。処分対象の学生には処分決定までの間、直ちに謹慎生活を行わせる。
- 2 試験に関する不正行為については別に定める。
- (処分の内容)
- 第4条 処分の対象が第2条第1項及び第3項に該当する場合は、学外における社会的制裁の有無にかかわらず教育的見地から以下の処分を行う。
- (1) 学群長譴責
- (2) 学長譴責

9. 酪農学園大学科目等履修生規程 / 10. 酪農学園大学教育職員免許状の取得に関する規程

- (改 廃)
第15条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。
- 附則
附 則
この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

10. 酪農学園大学教育職員免許状の取得に関する規程

- (目 的)
第1条 この規程は、酪農学園大学（以下「本学」という。）学則第27条及び酪農学園大学大学院学則第21条に基づき、教育職員免許状の取得及び教育職員免許状授与の所要資格を得させるための授業科目（以下「教職課程に関する科目」という。）に関して必要な事項を定める。
- (履 修 資 格)
第2条 教職課程に関する科目を履修できる者は、本学の学生及び大学院生並びに大学学則第43条及び大学院学則第29条に基づき許可された科目等履修生とする。
- (履修の手続き)
第3条 教職課程に関する科目を履修しようとする者は、定められた期間内に教育センター教務課へ履修の申し込みをしなければならない。
- (納付金等)
第4条 教職課程に関する科目を履修しようとする者は、次に掲げる納付金等を納めなければならない。
(1) 教職課程料
(イ) 学生 30,000円（申込時）
(ロ) 大学院生 10,000円（申込時）
(2) 教育実習費及び栄養教育実習費は、実費とする。
(3) 科目等履修生は、酪農学園大学科目等履修生規程による。
2 前項（1）（ロ）は、専修免許状取得希望者に限る。
3 前項のほかに必要な経費は、別途徴収する。
4 納付した教職課程料等は、返還しない。
- (開講授業科目及び履修方法)
第5条 開講授業科目は学則第21条及び学則第27条に関する科目とし、学則の別表第1及び別表第2に基づき、定められた必修科目及び選択科目を履修しなければならない。
2 前項の規定にかかわらず、教育実習及び栄養教育実習を履修する場合は所定の科目、単位を修得していなければならない。
- (教育職員免許状取得に要する単位数)
第6条 教育職員免許状を取得しようとする者は、卒業に必要な単位数及び定められた教職課程の単位数を修得しなければならない。
- (成績評価及び単位認定)
第7条 前条により履修した科目については、所定の方法により学業成績を評価するとともに、合格したときは所定の単位を与える。
- (単位修得証明書)
第8条 本学において教育職員免許状取得に必要な科目を履修し、所定の単位を修得した者には、単位修得証明書を発行する。
- (所 管)
第9条 この規程に関する事項の事務所管は教育センター教務課及び教職センターとする。
- (改 廃)
第10条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

- (3) 停学
(4) 諭旨退学
(5) 退学
2 停学は有期（14日以上60日未満）または無期（60日以上）とし、その期間は在学期間に算入する。
3 再処分の場合は停学、諭旨退学、退学とする。
4 試験に関する不正行為については別に定める。
- (公示・通知)
第5条 当該学生の氏名および学籍番号を除き、当該学生の所属、処分対象および処分の期間については一定の大きさで一定の場所に掲示することで公表する。但し、個別の事案に関し、当該事案の社会的影響等を勘案し別途取扱いをすることがある。
2 保証人に対し処分内容を文書により通知する。
3 掲示期間は、処分決定の日から14日間とする。
- (停学中の指導)
第6条 停学中の学生は学生担当教員の指導に従う。原則として当該学生は現住所に留まり授業への出席ならびに受験、課外活動、アルバイトは禁止される。
- (処分期間の終了)
第7条 無期停学処分の解除については、教授会の議を経て、学長が決定する。
- (事務所管)
第8条 罰則に関する取り扱い事務は、教育センター学生支援課が行う。
- (改 廃)
第9条 この規程の改廃は、学生支援委員会が審議し、評議会の議を経て、学長が決定する。
- 附則
附 則
この規程は、2018（平成30）年10月1日から施行する。
- 教育職員免許状（農業実習）の取得を希望する者
(受入れ時期)
第3条 科目等履修生の受入れ時期は、4月1日及び10月1日とする。
- (出 願 手 続)
第4条 科目等履修生を志願する者は、次の書類に第8条に定める検定料を添えて願出しなければならない。
(1) 科目等履修生志願書（本学所定）
(2) 履歴書（本学所定）
(3) 最終学校の卒業証明書
(4) 最終学校の成績証明書
(5) 現職証明書
(6) 写真2枚（正面上半身脱帽、最近3ヵ月以内に撮影したもの）
(7) 健康診断書（最近3ヵ月以内に発行されたもの）
2 教職に関する授業科目を履修しようとする者は、前項各号の書類のほか、学力に関する証明書（教職課程）を添付すること。
- (選 考)
第5条 前条の出願者の選考については、教務委員会及び教授会の議を経て、学長が決定する。
- (手続及び許可)
第6条 前条により合格通知を受けた者は、指定の期日までに次の書類を提出するとともに、第8条に定める入学金及び科目等履修料を納付しなければならない。
(1) 誓約書
(2) その他本学の指定する書類
2 学長は、前項の手続きを完了した者について入学を許可する。
- (期 間)
第7条 科目等履修生の履修期間は、年度内の当該授業科目の開講期間とする。
- (検定料、入学金、科目等履修料)
第8条 検定料及び入学金、科目等履修料は、次のとおりとする。
検定料 10,000円
入学金 30,000円
(ただし、本学卒業生は免除とする。外国人留学生は半額とする。)
科目等履修料
講義 10,000円（1単位につき）
演習 16,000円（1単位につき）
実験・実習 24,000円（1単位につき）
教育実習 30,000円
2 継続して科目等履修をする場合は、入学金を免除する。
3 納付した検定料、入学金、科目等履修料は、返還しない。
4 他機関との交流協定等による受入れでは、検定料、入学金、科目等履修料を別途定める。
- (履 修 制 限)
第9条 履修をしようとする科目において、本学学生の教育に支障をきたす場合には、その履修を制限することがある。
- (履修できる単位数)
第10条 履修できる単位数は、1年を通して30単位以内とする。ただし、1学期のみの場合は、15単位以内とする。
- (単位の授与)
第11条 科目等履修生は、履修した科目の試験を受けることができ、試験に合格したときは所定の単位を与える。
2 前項により単位を認定した場合、単位修得証明書を交付する。
- (諸証明書の交付)
第12条 科目等履修生には、身分証明書を交付する。
2 本人の請求により科目等履修生証明書を交付する。
- (科目等履修生身分の取消)
第13条 科目等履修生が申し出たとき、又はその本分に反する行為があったときは、教授会の議を経て、学長が科目等履修生としての身分を取り消す。
- (準 用 規 程)
第14条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関して本学学則を準用する。

9. 酪農学園大学科目等履修生規程

- (目 的)
第1条 この規程は、酪農学園大学学則（以下「学則」という。）第43条第2項の規定に基づき、科目等履修生に関する事項を定める。
- (資 格)
第2条 科目等履修生として志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
(1) 高等学校を卒業した者
(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
(5) 文部科学大臣の指定した者
(6) 大学入学資格検定規程により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
(7) その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者
2 教育職員免許状授与の所要資格を得るために必要な授業科目を履修する科目等履修生を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
(1) 学校教育法第83条の大学を卒業した者
(2) 教育職員免許法附則第9項の表の定める基礎資格を有し、

附則省略
附 則
この規程は、2018（平成30）年10月1日から施行する。

11. 酪農学園大学特別科目等履修生規程

- (目 的)
第1条 この規程は、酪農学園大学（以下「本学」という。）学則第44条第2項の規定に基づき、本学と他の大学又は短期大学（以下「他の大学等」という。）との協定による特別科目等履修生に関して必要な事項を定める。
- (資 格)
第2条 特別科目等履修生の資格は、本学と単位互換協定を結んだ他の大学等に在籍する学生とする。
- (受入れ期間)
第3条 特別科目等履修生の受入れ時期は、学年又は学期の始めとする。
- (履 修 期 間)
第4条 特別科目等履修生の履修期間は、1年以内とする。
- (出 願 手 続)
第5条 特別科目等履修生を志願する者は、指定の期日までに当該他の大学等を通じて次の各号に定める書類を添えて、学長に願い出なければならない。
(1) 願書（本学所定のもの）
(2) 在学証明書
(3) 成績証明書
(4) 当該他の大学等の学長の推薦書
(5) その他、本学が必要とする書類等
- (許 可)
第6条 前条により願い出があった者については、教務委員会を経て、当該学生が履修しようとする授業科目の教育課程を置く教授会の議を経て、学長が特別科目等履修生として受入れを許可する。
2 特別科目等履修生は、前項により本学の学群学類の履修学生とする。
- (履 修 手 続)
第7条 特別科目等履修生の許可を受けた者は、当該他の大学等を通じて、本学に授業科目の履修届を提出する。
2 履修できる単位数は、当該他の大学等との協議のうえ定めるものとする。
- (身分証明書の交付)
第8条 特別科目等履修生には、本学所定の身分証明書を交付する。
- (単位の認定)
第9条 特別科目等履修生が履修した授業科目については、試験等により学業成績を評価し、これに合格した授業科目については、所定の単位を与える。
2 前項により単位を認定した場合、本人の請求により単位修得証明書を交付する。
3 授業科目の試験、学業成績評価及び単位認定の取り扱い、本学学則による。
- (身分の取消)
第10条 特別科目等履修生がその本分に反する行為を行ったときは、教授会の議を経て、学長が特別科目等履修生としての身分を取消する。
- (身分の喪失)
第11条 特別科目等履修生が、当該他の大学等の学生の身分を失ったときは、本学における特別科目等履修生の身分も失うものとする。
- (履 修 料 等)
第12条 特別科目等履修生の履修料等については、当該他の大学等との協議のうえ定めるものとする。

- 2 前項の履修料等のほか、必要な費用について徴収することがある。
- (準 用 規 定)
第13条 この規程に定めるもののほか、特別科目等履修生に関して本学学則を準用する。
- (所 管)
第14条 この規程に関する事務所管は、教育センター教務課とする。
- (改 廃)
第15条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。
- 附則省略
附 則
この規程は、2018（平成30）年10月1日から施行する。

12. 酪農学園大学研究生規程

- (目 的)
第1条 この規程は、酪農学園大学学則（以下「学則」という。）第45条第4項の規定に基づき、研究生に関する事項を定める。
- (入 学 資 格)
第2条 研究生として志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
(1) 大学を卒業した者
(2) 大学が特に適当と認める者
- (出 願 手 続)
第3条 研究生を志願する者は、別表1に定める期間内に、次の各号に定める書類に入学検定料を添えて、学群長に願い出なければならない。
(1) 研究生志願書（本学所定）
(2) 最終学校の卒業証明書
2 外国人留学生は、前項の他、次の各号に定める書類を提出しなければならない。
(1) 研究生志願調査（本学所定）
(2) 在留資格認定証明書（写）
(3) 身元保証書（本学所定）
- (選 考)
第4条 前条の志願者の選考については、教授会の議を経て、学長が決定する。
- (入学手続および許可)
第5条 前条の選考に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに所定の書類を提出するとともに、入学金および研究料を納付しなければならない。
2 学長は、前項の入学手続きを完了した者について入学を許可する。
- (期 間)
第6条 研究期間は、1年以内（年度の途中で研究生となった者は、その年度末まで）とする。ただし、引き続き研究を希望する場合は、教授会の議を経て、その期間を更新することができる。
- (入学検定料・入学金および研究料)
第7条 入学検定料・入学金および研究料は別表2のとおりとする。
2 継続して研究する場合は、入学金を免除する。
3 納付した研究料等は返付しない。ただし、第4条に定める教授会の議を経る前日までに志願者本人の願いにより出願を取り止めたときは入学検定料を、また、在留資格を得られず入国できないため研究生の資格取消となった外国人には、入学金および研究料を返付する。
- (研究・指導)
第8条 研究生は、指導教員の指導を受けて研究するものとする。
- (研究報告)
第9条 研究生は、研究報告書を指導教員を経て、学群長に提出するものとする。
- (諸証明の交付)
第10条 研究生には、次の各号に定める証明

書を交付する。
(1) 研究生身分証明書
(2) 研究証明書

- (研究生の取消)
第11条 研究生が申し出たとき、または、その本分に反する行為があった場合は、教授会の議を経て、学長が研究生としての資格を取消する。
- (準 用 規 程)
第12条 研究生に関し、この規程に定めるもののほか、本学学則を準用する。
- (改 廃)
第13条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附則省略
附 則

この規程は、2020（令和2）年4月1日から施行する。

別表1（規程第3条）

1) 研究生

出願受付	研 究 期 間	
	1 年	半 期
2月1日～2月末日（継続者）	4月1日～翌年3月31日	4月1日～9月30日
2月1日～3月末日（新規者）	4月1日～翌年3月31日	4月1日～9月30日
4月1日～4月末日	5月1日～翌年3月31日	5月1日～9月30日
5月1日～5月末日	6月1日～翌年3月31日	6月1日～9月30日
6月1日～6月末日	7月1日～翌年3月31日	
9月1日～9月末日		10月1日～翌年3月31日
10月1日～10月末日		11月1日～翌年3月31日

2) 外国人留学生研究生

出願受付	研 究 期 間	
	1 年	半 期
12月1日～1月末日（国外在住者）	4月1日～翌年3月31日	4月1日～9月30日
1月1日～2月末日（国内在住者）	4月1日～翌年3月31日	4月1日～9月30日
6月1日～7月末日（国外在住者）	—	10月1日～翌年3月31日
7月1日～8月末日（国内在住者）	—	10月1日～翌年3月31日

別表2（規程第7条第1項）

	一般	本学卒業生	外国人留学生
入学検定料	10,000円	10,000円	10,000円
入 学 金	30,000円	15,000円	15,000円
研究料 (新着研究料)	半期 60,000円 (120,000円)	40,000円 (80,000円)	40,000円 (40,000円)
	年間 100,000円 (200,000円)	70,000円 (140,000円)	70,000円 (70,000円)

13. 酪農学園大学授業料等に関する規程

- (目 的)
第1条 この規程は、酪農学園大学学則（以下「学則」という。）第9節に定める入学金、授業料、実験実習料及び施設設備費（以下、入学金を除き「授業料等」という。）の取扱い及び収納業務に関し、必要な事項を定める。
- (納 付 額)
第2条 入学金及び授業料等の納付額は、学則第48条に定める額とする。
- (授業料等の返付)
第3条 納付した授業料等は返付しない。ただし、休学又は退学時に当該学期以外の授業料等が納付されていた場合、願い出のあった者の授業料等は返付する。
2 新入学生（編入生・転入生・再入学生を含む。以下同じ。）の授業料等については入学年度前3月31日までに、後学期新入学生の授業料等については後学期開始前日までに入学辞退を願い出た場合、その全額を返付する。
- (納 付 期 限)
第4条 授業料等の納付期限は、次のとおりとする。ただし、新入学生の前学期分又は後学期新入学生の後学期分は、入学許可時に定める期日とする。
(1) 前学期は4月30日とする。
(2) 後学期は10月15日とする。

- 2 授業料等は一括納付することができる。ただし、納付期限は、前学期と同じとする。
- (納付方法)
- 第5条 授業料等の納付は、本学所定の授業料等払込用紙による。
- (授業料等の徴収の猶予)
- 第6条 経済的事由により納付期限までに授業料等の納付が困難な者に対して、徴収を猶予することができる。
- 2 徴収の猶予をする場合の納付期限は次のとおりとする。
- | | |
|------|--------|
| 前学期分 | 6月20日 |
| 後学期分 | 12月15日 |
- 3 徴収猶予の許可を受けようとする者は、保証人が連署の上、授業料等延納願(様式1)により、第4条の納付期限までに学務部を経て、学群長に願い出なければならない。ただし、外国人留学生在が徴収猶予の許可を受けようとする場合は、保証人の署名は不要とする。
- 4 新入学生の前学期分の授業料等の徴収猶予は、原則として行わない。
- (徴収猶予許可の消滅又は取消し)
- 第7条 授業料等の徴収猶予を許可された者が、学期の中途において、その理由が消滅したとき又は次の各号に該当するときは、その許可を取消す。
- (1) 休学を願い出又は命ぜられたとき。
 - (2) 退学を願い出又は命ぜられたとき。
 - (3) 除籍されたとき。
- 2 前項第1号及び第2号により徴収の猶予許可が取消された者の未納額は、第13条又は第14条の規定により徴収し、以降の授業料等の徴収猶予は認めない。
- (未納者の督促)
- 第8条 第4条の納付期限までに納付しない者に対し、次により学生本人及び保証人に督促する。ただし、外国人留学生については、学生本人に督促する。
- (1) 督促期日

前学期分	第1回	5月15日
第2回		5月30日
後学期分	第1回	10月25日
第2回		11月10日
 - (2) 学生本人及び保証人には文書をもって行う。ただし、第2回の督促文書は配達証明とする。
- 2 次の各号に該当する場合は、配達証明により速やかに学生本人及び保証人に督促する。ただし、外国人留学生については、学生本人に督促する。
- (1) 第6条により徴収猶予の許可された者が許可された納付期限までに納付しないとき。
 - (2) 第7条により徴収猶予が取り消された者が納付しないとき。
- 3 未納者の督促は、学務部、学生担当教員、教育センターと連絡調整のうえ行う。
- (未納者の処置)
- 第9条 前条により督促してもなお納付しない者は、学則第36条第1号の該当者とみなし、次に定める当該教授会への報告及び議を経て、学長が除籍を決定する。
- (1) 前学期分の未納者は7月の定例教授会報告の後、8月の定例教授会の議を経る。
 - (2) 後学期分の未納者は1月の定例教授会報告の後、2月の定例教授会の議を経る。
- (授業料等の免除)
- 第10条 第4条に定める納付期限までに1学期以上の休学及び退学を願い出た者又は命ぜられた者の授業料等は、当該学期の全額を免除する。ただし、新入学生の前学期分及び後学期分新入学生の後学期分はこの限りでない。
- 2 経済的事由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合は、授業料等の全額若しくは半額を免除することがある。
- (停学期間中の授業料等)
- 第11条 停学期間中の授業料等は徴収する。
- (留年した場合の授業料等)
- 第12条 留年した者は、その年次に定められた授業料等を徴収する。
- 2 前項にかかわらず、卒業単位数不足により留年した者のうち、不足単位数が12単位以下の者については、各学期の授業料等の2分の1を免除する。ただし、酪農学園大学大学院には適用しない。また、授業料については、他の授業料減免(災害に係る減免を除く。)との重複適用はしない。
- 3 前項の免除を受けた者が翌年度以降留年した場合は、その理由にかかわらず同項の免除を継続する。
- (休学の場合の授業料等)
- 第13条 学期の初めから3ヶ月以内に休学を願い出た者についての授業料等は、第10条第1項に定める場合を除き、月割り(授業料等内訳別に、当該学期の月数で除した額に、願い出があった経過月数乗じ、千円未満切り上げ後の額を合算した額)で徴収する。ただし、3ヶ月を経過した場合は、当該学期分の授業料等の全額を徴収する。
- 2 授業料等を既に納付した者が、学期の初めから3ヶ月以内に休学を願い出た場合は、第10条第1項に定める場合を除き、前項に定める月割りをもって徴収し、差額を返付する。
- 3 休学を願い出た時期に応じて返付する当該学期分の授業料等については、別表に定めるとおりとする。
- (退学の場合の授業料等)
- 第14条 学期の初めから3ヶ月以内に退学を願い出た者についての授業料等は、第13条第1項に定めるところにより行う。
- 2 授業料等を既に納付した者が、学期の初めから3ヶ月以内に退学を願い出た場合は、第13条第2項に定めるところにより行う。
- 3 退学を願い出た時期に応じて返付する当該学期分の授業料等については、別表に定めるとおりとする。
- (除籍の場合の授業料等)
- 第15条 学則第36条第2号及び第3号により除籍された者の当該学期分の授業料等は徴収する。
- 2 学則第36条第1号及び第4号で除籍された者の授業料等は免除する。ただし、既に一部納付金がある場合は、返付しない。
- (復学の場合の授業料等)
- 第16条 学期の中途において、復学を許可された者の当該学期分の授業料等は、復学を許可された月に徴収する。
- (編入学・転入学における授業料等)
- 第17条 編入学及び転入学による入学生の納付金は、その入学年度に定めた入学金及び授業料等納付額による。ただし、次の者の入学金は免除する。
- (1) 本学を卒業して再び他の学類に編入学した者
 - (2) 酪農学園大学短期大学部(改称以前の短期大学を含む。以下同じ。)を卒業して本学に編入学をした者
- (転学群転学類における授業料等)
- 第18条 転学群転学類の納付金は、当該転入学群学類学年次の授業料等納付額によるものとする。
- (再入学における授業料等)
- 第19条 学則第35条により退学した者が再入学する場合の納付金は、再入学が許可された当該学類学年次に納付すべき授業料等納付額とする。
- 2 学則第36条第1号により除籍となった者が再入学する場合の納付金は、前項に定める額及び当該学類の入学金の額とする。
- (委託生・科目等履修生・特別科目等履修生及び研究生の授業料等)
- 第20条 委託生・科目等履修生・特別科目等履修生及び研究生の授業料等については、別に定める。
- (酪農学園大学短期大学部卒業生の入学金)
- 第21条 酪農学園大学短期大学部を卒業して本学獣医学群獣医学類に入学する者の入学金は免除する。
- (とわの森三愛高校卒業生の入学金)
- 第22条 酪農学園大学附属とわの森三愛高等学校卒業生の各学群・学類の入学金は、免除する。
- (風水害被害世帯からの志願者の取扱い)
- 第23条 風水害被害世帯からの志願者の取扱いは、次のとおりとする。
- (1) 対象者は、入学前1年間において、入学希望者の学費負担者が風水害等の被害を受け、その世帯が災害救助法適用地域であること、または、災害救助法の適用を受けない近隣の地域で同等の災害にあった世帯からの志願者とする。
 - (2) 前号の入学志願者の入学検定料の全額及び入学手続き時の入学金を全額免除する。
 - (3) 第1号の対象者は、本学の他の減免措置との重複適用を受けることができる。
- (その他の授業料等の取扱い)
- 第24条 その他の授業料等の取扱いは、次のとおりとする。
- (1) 同窓生(酪農学園が経営している(いた)学校の卒業生)の子弟が入学する場合は、学群・学類の入学金から10万円を減免する。ただし、他の入学金減免との重複適用はしない。
 - (2) 本学に複数の学生(兄弟姉妹、夫婦、親子)が同時に修学する家庭(授業料の負担者を同一とする)の2人目以降の下級年次学生(同一学年の場合は、戸籍上の下位者又は入学年次が後の学生)に対して、後学期分授業料から2分の1相当額を減免する。ただし、大学院と本学の同時修学は対象としない。また、他の授業料減免(災害に係る減免を除く。)又は給付型奨学金との重複適用はしない。
 - (3) 本学在籍学生が再度入学試験を受験し、入学した場合、入学金は免除する。
 - (4) 高校在学時に日本農業技術検定2級以上を取得した場合、入学金は免除する。
 - (5) 日本学校農業クラブ活動特別推薦入学試験を受験し、入学した場合、入学金は免除する。
- (大学院の準用)
- 第25条 この規程は、次項を除き、酪農学園大学大学院においても準用する。この場合、「授業料等」とあるのは、「授業料及び実験実習料」と読み替えるものとする。
- 2 酪農学園大学及び酪農学園大学短期大学部を卒業した酪農学園大学大学院入学生の入学金は免除する。
 - 3 酪農学園大学大学院の博士課程において所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得したのみで退学した者が、再入学する場合の納付金は、下記のとおりとする。
- (1) 入学金は徴収しない。
 - (2) 授業料は年額20万円(前期・後期各10万円)とする。
 - (3) その他の経費は徴収しない。
 - (4) TA(ティーチングアシスタント)の申請はできない。
 - (5) 再入学者に係る研究指導費は配分しない。
- (改廃)
- 第26条 この規程の改廃は、評議会の議を経

- て、学長が決定する。
- 附則省略
- 附 則
- この規程は、2020年4月1日から施行する。
 - 第1条の規定は、2020年度入学生から適用し、2019年度以前の入学生については、なお従前の規定による。

別表 既納者の授業料等返付月数

	休学又は退学を 願ひ出た時期	新入生以外 (転学類含む)	新入生	
			前学期	後学期
前 学 期	4月1日～ 4月30日	全額返付	5ヶ月 分返付	—
	5月1日～ 5月31日	4ヶ月分返付	4ヶ月 分返付	—
	6月1日～ 6月30日	3ヶ月分返付	3ヶ月 分返付	—
	7月1日～ 9月30日	返付なし	返付 なし	—
後 学 期	10月1日～ 10月15日	全額返付	全額 返付	5ヶ月 分返付
	10月16日～ 10月31日	5ヶ月分返付	5ヶ月 分返付	5ヶ月 分返付
	11月1日～ 11月30日	4ヶ月分返付	4ヶ月 分返付	4ヶ月 分返付
	12月1日～ 12月31日	3ヶ月分返付	3ヶ月 分返付	3ヶ月 分返付
	1月1日～ 3月31日	返付なし	返付 なし	返付 なし

14. 酪農学園大学 授業料免除規程

- (目 的)
- 第1条 この規程は、酪農学園大学学則（以下「学則」という。）第54条に基づき、学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が、経済的事由により授業料の納付が困難であり、かつ当該学生の学業成績優秀と認められる場合、授業料の半額を免除することを目的とする。
- (資 格)
- 第2条 授業料を免除される者は、学資負担者が次の各号の何れかに該当する場合とする。ただし、他の授業料減免（災害に係る減免を除く。）又は給付型奨学金との重複適用はしない。
- 死亡又は生別した場合
 - 失職した場合
 - 病気又は事故等で、著しく収入が減少した場合
 - 火災、風水害等の災害を受けた場合
- (申 請)
- 第3条 授業料免除を申請する者は、次の各号の書類を教育センター学生支援課に提出しなければならない。
- 授業料免除申請書
 - 学業成績証明書
 - 家庭調書及び資力調書
 - その他、本学が必要とする証明書
- (提 出 期 限)
- 第4条 授業料免除関係書類は、原則として前学期においては4月30日まで、後学期においては10月15日までに提出しなければならない。
- (免 除 期 間)
- 第5条 授業料免除期間は、1年間とする。
- (審 議)
- 第6条 授業料免除に関する事項の審議は、学生支援委員会（以下「委員会」という。）で行う。
- (選 考)
- 第7条 授業料免除学生の選考は委員会において行い、候補者を学長に推薦する。
- 選考に関する必要な事項は、別に定める。
- (決 定 通 知)
- 第8条 授業料免除学生は、評議会の議を経

- て学長が決定し、学資負担者及び学生に通知する。
- (資 格 の 取 消)
- 第9条 学則第40条に規定する各号の一に該当するとき、あるいは免除決定後に虚偽の事由が発生したときは免除を取消し、当該期分の授業料を徴収することができる。
- (事 務 局)
- 第10条 授業料免除に関する取扱事務は、教育センター学生支援課で行う。
- (改 廃)
- 第11条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。
- 附則省略
- 附 則
- この規程は、2020年4月1日から施行する。

15. 酪農学園大学大規模災害 特別授業料等免除規程

- (目 的)
- 第1条 この規程は、酪農学園大学（大学院を含む。以下「本学」という。）の入学生予定者及び在学学生（以下「学生等」という。）のうち、災害対策基本法第2条第1号に定める災害による経済的理由から入学及び修学が著しく困難になった者に対する入学検定料、入学金、授業料、実験実習料及び施設設備費の免除について、必要な事項を定めることを目的とする。
- (適 用 の 決 定)
- 第2条 学長は、発生した災害に係る本規程の適否について、常任理事会に諮り、その決定を受けて次条以降の免除手続きを行う。
- (資 格)
- 第3条 学生等の学資負担者が次の各号の何れかに該当する場合は、免除対象とする。
- 災害のうち自宅の全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、全焼、半焼、床上浸水又は床下浸水を受け、災害救助法適用地域にある場合
 - 前号と同等の災害を受け、災害救助法適用地域の近隣地域にある場合
 - 災害により死亡又は行方不明となった場合
 - 災害により失職した場合
- 2 学生等の学資負担者が次の各号の何れかに該当する場合は、学生支援委員会で審議し、免除対象とすることができる。
- 災害により住環境が著しく被害を受けたことが証明される場合
 - 災害により著しく収入が減少したことが証明される場合（家計急変の基準は、日本学生支援機構の指標を参考とする。）
- 3 前2項の資格審査においては、国及び地方自治体等からの援助・補助金等の支給又は保険金等の支給内容を勘案し、決定する。
- (免 除 内 容)
- 第4条 酪農学園大学授業料等に関する規程第23条に基づき、入学前1年間に災害を受けた入学生予定者の入学検定料及び入学金については、全額を免除する。
- 2 免除対象に決定された者の免除内容は、次のとおりとする。
- 自宅の全壊、大規模半壊、半壊、全焼、半焼については、「授業料、実験実習料及び施設設備費」の年額の2分の1以内
 - 自宅の一部損壊、床上浸水、

- 床下浸水については、「授業料、実験実習料及び施設設備費」の年額の4分の1以内
- 3 前項の免除額は、災害の規模、甚大性、対象範囲を考慮し、教育運営に支障を及ぼすことのない範囲で、常任理事会において決定する。
- 4 第3条の免除対象者は、他の減免措置との重複適用を受けることが出来、また免除額の算出においても他の減免の影響は受けない。
- (申 請)
- 第5条 免除希望者は、次の各号の書類を提出しなければならない。
- 災害等支援特別授業料等免除申請書（本学様式）
 - 罹災証明書（自治体等の公的機関の発行するもの）。ただし、証明書の発行が遅れる場合は、後日提出する旨の確約書で代替することができる。
 - その他本学が必要とする証明書（所得証明書、失職証明書、死亡証明書等）
- 2 申請書類の提出期限は、罹災状況を考慮して、本学が定める期限日までとする。
- (免 除 期 間)
- 第6条 免除期間は、当該年度（入学予定者は入学年度）のみとする。
- (審 査)
- 第7条 第5条の申請は学生支援委員会が審査し、教育センター学生支援課が同審査結果を学長に報告する。
- (決 定)
- 第8条 免除者は、学長が前条の審査結果に基づき選考した候補者について、理事長の承認を得て決定し、学資負担者及び学生等に通知する。
- (資 格 の 取 消)
- 第9条 次の各号の何れかに該当するとき、免除の資格を取り消し、免除した授業料、実験実習料及び施設設備費を徴収する。
- 本学学則に定める懲戒に関する処分を受けたとき。
 - 免除申請内容に虚偽の記載が判明したとき。
- (事 務 局)
- 第10条 免除に関する取扱事務は、教育センター学生支援課で行う。
- (雑 則)
- 第11条 この規程に定めるものの他、免除に関し必要な事項は、別に定める。
- (改 廃)
- 第12条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。
- 附則省略
- 附 則
- この規程は、2020年4月1日から施行する。
 - 第1条、第4条第2項及び第9条の規定は、2020年度入学生から適用し、2019年度以前の入学生については、なお従前の規定による。

16. 酪農学園大学私費 外国人留学生授業料免除規程

- (目 的)
- 第1条 この規程は、酪農学園大学学則（以下「学則」という。）第47条第3項及び第54条第2項に基づき、私費外国人留学生（以下「留学生」という。）の経済的負担を軽減し、勉学・研究に専念できるよう、授業料の半額を免除することを目的とする。
- (資 格)
- 第2条 授業料免除の対象となる留学生は、酪農学園大学の正規課程（研究生及び科目等履修生は除く）に在籍し、経済

17. 酪農学園大学特待生規程 / 18. 酪農学園大学学費特待生規程

的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学生担当教員の面接により、成業の意志が固く授業料免除学生に相応しいと認められた者とする。

- 但し、次の各号に該当する者は除く。
(1) 国費外国人留学生制度実施要項に定める国費外国人留学生
(2) 留年者（但し、病気その他止むを得ない事由の者は除く）
(3) 休学者

(申 請)
第3条 授業料免除を申請する者は、次の各号の書類を社会連携センター国際交流課（以下「国際交流課」という。）に提出しなければならない。

- (1) 理事長あての外国人留学生授業料免除申請書
(2) 調査票（生計その他経済状態を記入したもの）
(3) 学長あての外国人留学生授業料免除申請書
(4) 学生担当教員の推薦書
(5) 学業成績証明書

(提出期限)
第4条 授業料免除関係書類の提出は、前学期においては4月30日まで、後学期においては10月15日までとする。

(免除期間)
第5条 留学生の授業料免除期間は、前学期または後学期のいずれかとする。
2 次年度以降の授業料免除を希望する場合は、その都度申請をしなければならない。

(審 議)
第6条 留学生の授業料免除に関する事項は、社会連携センター運営委員会（以下「委員会」という。）で審議する。

(選 考)
第7条 留学生の授業料免除に関する選考は委員会において行い、候補者を学長に推薦する。

(決定通知)
第8条 留学生の授業料免除は、評議会の議を経て学長が決定し、申請者に結果を通知する。

(資格の取消)
第9条 学則第40条に規定する各号の一に該当するとき、若しくは申請事項に虚偽の事実があったときは、免除を取消し当該学期分の授業料を徴収する。

(事務処理)
第10条 留学生の授業料免除に関する取扱事務は、社会連携センターが行う。

(改 廃)
第11条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附則省略

附 則

この規程は、2018（平成30）年4月1日から施行する。

17. 酪農学園大学特待生規程

(目 的)
第1条 この規程は、酪農学園大学（以下「本学」という。）が学業成績・人物並びに課外活動等において優れた学生に特別奨学金（以下「特奨金」という。）を給付することにより、優秀な学生を育成し、教育の成果をあげることが目的とする。

(資 格)
第2条 特奨金の給付を受ける者（以下「特待生」という。）は、本学に1年以上在学し、次の各号の何れかに該当する者とする。なお、他の授業料減免又は給付型奨学金との重複適用を受けることができる。
(1) 当該学類における学業成績及び人物ともに優れた者

- (2) 課外活動等において優秀な成績を収め、学業と両立し人物ともに優れた者

(給付期間)
第3条 特奨金の給付期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(給付額)
第4条 特奨金の額は、年額24万円とする。
2 特奨金は、6月に支給する。

(選 考)
第5条 特待生の選考は学生支援委員会で選考し、評議会の議を経て、学長が決定する。
2 選考時期は毎年5月末までに行う。
3 選考に関する必要な事項は別に定める。

(決定通知)
第6条 選考結果については保証人及び学生に通知する。

(取 消)
第7条 特待生が、次の各号の一に該当したときは、資格を取消するとともに特奨金の給付を停止し返還を命ずることがある。
(1) 採用決定後に休学、退学、除籍した者
(2) 酪農学園大学学則第40条に規定する各号の一に該当した者
(3) その他、特待生としての資質に欠ける者

(事務局)
第8条 特待生に関する取扱事務は、教育センター学生支援課で行う。

(改 廃)
第9条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附則省略

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

18. 酪農学園大学学費特待生規程

(目 的)
第1条 酪農学園大学（以下「本学」という。）では、入学試験選抜時に、学力の極めて優秀な者又は本学での強い修学意志があるにもかかわらず、経済的理由による修学困難な者（以下「修学困難者」という。）、本学への明確な入学目標があり、日本学校農業クラブ活動において活躍した者に対し、勉学奨励を目的として授業料減免措置を行う。

(学費特待生の種類)
第2条 この規程により授業料減免を受ける者を学費特待生という。
2 学費特待生の種類及び入学試験区分は、次のとおりとする。

- (1) 1号特待生は、第1期学力入学試験、第2期学力入学試験、大学入試共通テスト利用入学試験及び第1期学力入学試験・大学入学共通テスト併用型入学試験、第2期学力入学試験・大学入試共通テスト併用型入学試験（以下、「学力入学試験」という。）における成績優秀者とする。
(2) 2号特待生は、一般推薦入学試験、産業振興特別推薦の専門高等学校対象「A推薦」、内部進学推薦入学試験（獣医学類特別選抜を含む。）、指定校推薦入学試験、アグリマイスター推薦入学試験及び自己推薦入学試験における修学困難者並びに生産動物医療推薦入学試験、生産動物看護部門推薦入学試験、環境共生貢献推薦入学試験、農業高校及び農

業大学校推薦入学試験、学士等推薦入学試験における修学困難者とする。ただし、獣医学類の地域獣医療支援特別選抜入学試験は除く。

- (3) 3号特待生は、産業振興特別推薦入学試験の後継者対象「B推薦」、内部進学推薦入学試験（獣医学類特別選抜を含む。）、指定校推薦入学試験及び自己推薦入学試験における後継者並びに動物病院後継者育成推薦入学試験における後継者で修学困難者とする。
(4) 4号特待生は、日本学校農業クラブ活動特別推薦入学試験（以下、「農クラブ推薦入学試験」という。）における成績優秀者とする。

(免除額)
第3条 学費特待生は、入学初年次における前学期分授業料の全額を免除する。
(学費特待生の資格と人数)

- 第4条 学費特待生の資格は、次のとおりとする。
(1) 1号特待生は、各学科において学力入学試験成績が合格者の上位8%以内のうち、獣医学類以外の学類においては素点合計70%以上の得点者とする。
(2) 2号特待生は、本学を第一志望としながらも、経済的理由から修学が困難であり、かつ入学試験の成績が優秀な者とし、対象人数は、各学類の入学定員の3%程度とする。
(3) 3号特待生は、本学の建学の理念に基づき、地域産業振興後継者（農業後継者含む。）の予定者で、本学を第一志望としながらも経済的理由から修学が困難であり、かつ入学試験の成績が優秀な者とし、対象人数は、各学類の入学定員の3%程度とする。
(4) 4号特待生は、本学への明確な入学目標があり、日本学校農業クラブ活動において役員を経験した者とし、対象人数は9名とする。

(学費特待生の選抜方法)
第5条 学費特待生の選抜方法は、次のとおりとする。

- (1) 1号特待生は、学力入学試験の成績結果に基づいて選抜する。
(2) 2号特待生は、事前申込受付した関係書類（家計調査書）及び入試成績に基づき総合的に選抜する。
(3) 3号特待生は、事前申込受付した関係書類（家計調査書）及び入試成績に基づき総合的に選抜する。
(4) 4号特待生は、農クラブ推薦入学試験の成績結果に基づいて選抜する。

(決定通知)
第6条 学費特待生は、入試委員会の議を経て学長が決定し、決定通知は本人宛へ合格通知とともに送付する。

(学費特待生の責務)
第7条 学費特待生に採用された者は、この制度の趣旨を理解し、自覚をもって勉学に励み、行動しなければならない。

(事務所管)
第8条 学費特待生にかかる事務は、次の所がたる。
(1) 入学試験時の選抜にかかる事務は、入試広報センター入試課の所管とする。
(2) 在学中にかかる事務は、教育センター学生支援課の所管とする。

(改 廃)
第9条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附則省略
附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

19. 酪農学園大学給付奨学金規程

- (目 的)
第1条 この給付奨学金は、酪農学園創立80周年を記念して設立され、酪農学園大学（以下「本学」という。）に修学する学生が、経済的理由により授業料等の納付が困難な学生に対して奨学金を給付し、学生生活に関する支援を目的とする。
- (対 象 者)
第2条 給付奨学金の対象者は2年次以上に修学し、次の各号に該当するとともに、学生担当教員が推薦する者とする。ただし、他の授業料減免（災害に係る減免を除く。）又は給付型奨学金との重複適用はしない。
(1) 修学資金の支弁が極めて困難な者
(2) 修学の意志が固く、成業の見込みのある者
(3) 人物が良好で、心身共に健康な者
2 前項（ただし書を除く。）にかかわらず、原則1度でも留年（休学による留年を除く。）している学生は対象外とする。なお、留年に関して特別な事情がある場合は、学生支援委員会において協議し決定する。
- (給 付 額)
第3条 奨学金の給付金額は月額30,000円とし、支給月は年間を4期に分けて、7月（2期分180,000円）、10月（90,000円）、1月（90,000円）とする。
- (申 請)
第4条 給付奨学金を希望する者は、次の各号の書類を提出しなければならない。
(1) 給付奨学金申請書
(2) 家族調書
(3) 担当教員推薦書
(4) 前年度分所得証明書
(5) その他本学が必要とする証明書
2 提出期限は当該年度で教育センター学生支援課が定めた期日とする。
3 給付年度が終了後、次年度再申請することができる。
- (審 議 決 定)
第5条 給付奨学金学生の選考は学生支援委員会が推薦し、評議会の議を経て、学長が決定する。
- (決 定 通 知)
第6条 審議結果については、学資負担者および学生に通知する。
- (受 領 手 続)
第7条 決定を受けた学生は、学生と保証人連署の誓約書並びに振込口座届を提出しなければならない。
- (資格の喪失)
第8条 給付奨学金を受けている学生が、懲戒処分・退学・休学、その他学籍を失った場合は資格を取り消し、翌期からの支給を停止する。
- (本事業の期間)
第9条 本事業は、学園創立80周年記念事業基金に基づくもので、基金の運用期間をもって、本事業の期間とする。
- (事 務 処 理)
第10条 給付奨学金に関する取扱事務は、教育センター学生支援課で行う。
- (改 廃)
第11条 この規程の改廃は、学生支援委員会で審議し、評議会の議を経て、学長が決定する。
- (そ の 他)
第12条 この規程に関する必要な事項は、別に定める。

附則省略
附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

20. 酪農学園大学 附属図書館利用規程

- (趣 旨)
第1条 酪農学園大学附属図書館規程第7条に基づき、附属図書館（以下「図書館」という。）の利用については、この規程の定めるところによる。
- (図書館資料)
第2条 この規程において、図書館資料、（以下「図書」という。）とは、次の通りとする。
① 図書資料（書籍、逐次刊行物、記録等）
② その他の資料（特殊資料、視聴覚資料、マイクロ資料）
- (開館・閉館)
第3条 図書館は、次の各号に掲げる日を除き、開館するものとする。
① 日曜日および国民の祝日
② 本学規定の休日
2 館長は、特に必要と認めた場合、前項の規定にかかわらず開館または閉館日を変更することができる。
- (開 館 時 間)
第4条 開館日における利用時間は、通常期間は平日午前8時40分から午後8時（土曜日にあっては午後5時）まで、学生休業期間は平日および土曜日午後5時までとする。
2 館長は、特に必要と認めた場合、前項の規定にかかわらず臨時に開館時間を変更することができる。
- (利用者の資格)
第5条 図書館を利用出来る者は、次の通りとする。
(1) 本学教職員
(2) 本学大学院学生
(3) 本学学生
(4) 本学卒業生
(5) その他館長の許可を受けた者
第6条 館長は、前条第4号および第5号に掲げる者に対し、利用証を交付する。
- (身分証明書・学生証の携帯)
第7条 図書館を利用する者は、次の各号に掲げる身分証明書・学生証を携帯するものとする。
(1) 本学教職員 身分証明書
(2) 本学大学院学生 学生証
(3) 本学学生 学生証
(4) 本学卒業生 利用証
(5) その他館長の許可を受けた者 利用証
- (館 内 閲 覧)
第8条 図書の閲覧は、所定の場所において行うものとする。
2 開架図書は、閲覧室内において自由に閲覧出来るものとする。
3 前項以外の図書を閲覧しようとするときは、所定のカウンターに申し出なければならない。
- (館 外 帯 出)
第9条 図書館を利用する者は、次に定めるものを除き、所定の手続きを経て図書を館外に帯出することができる。
① 貴重図書
② 記録および古文書
③ 参考図書
④ その他特に定めた図書
- (帯出冊数および期間)
第10条 館外に帯出できる冊数は、次の通りとする。
(1) 本学教職員 30冊
(2) 本学大学院学生 30冊
(3) 本学学生 15冊
(4) 本学卒業生 5冊

(5) その他館長の許可を受けた者

その都度指定

- 2 資料種別の帯出冊数は、別表のとおりとする。
- 3 前項に掲げる者について、館長が必要と認めた場合、前項規定にかかわらず所定の手続きを経て、各号または資料種別並びに期間毎に帯出限度冊数を定めることができる。
- 第11条 館外に帯出できる期間は、次の通りとする。
(1) 本学教職員 1ヶ月
(2) 本学大学院学生 1ヶ月
(3) 本学学生 2週間
(4) 本学卒業生 2週間
(5) その他館長の許可を受けた者 其の都度指定
- 2 資料種別の帯出期間は、別表のとおりとする。
- 3 第1項第1号に掲げる者について、館長が必要と認めた場合、前項規定にかかわらず所定の手続きを経て、長期帯出（6ヶ月）することができる。
- 4 第1項第2号および第3号に掲げる者については、休暇期間中において、長期帯出することができる。
- (転貸の禁止)
第12条 館外に帯出した図書は、転貸してはならない。
- (研究室および各部所等の備付)
第13条 研究室および各部所等においての購入および寄贈図書は、登録等所定の手続きを経て、第10条の規定にかかわらず、それぞれ保管し、利用することができる。
- 2 前項の規定により、研究室および各部所等で保管する図書については、それぞれ保管責任者を定めるものとする。
- (返 納)
第14条 貸出しを受けた図書は、期間内に返納しなければならない。
2 次の各号に該当する者は、貸出し期間中においても、ただちに帯出図書を返納しなければならない。
① 教職員 転任、退職
② 学生 卒業、退学
3 館長は、必要と認めた場合、貸出期間中においても、図書の返納を求め、点検することがある。
- (書庫内の検索)
第15条 書庫内の検索を希望し、係員がその必要を認めた場合は、所定の手続きを経て書庫に入り、図書の検索をすることができる。
- 2 貴重図書、または、特殊資料を検索するときは、係員の立会いを得て行わなければならない。
- (館内施設・設備の利用)
第16条 グループ学習室・A V編集室・製本室等を利用するときは、所定の手続きを経るものとする。利用細則については別に定める。
- (複 写)
第17条 文献複写は、係員の指示にしたがい所定の手続きを経て行うものとする。複写規程については別に定める。
- (規律および利用の制限)
第18条 図書館の利用については、この規程および係員の指示に従わなければならない。
2 館長は、図書館の運営・管理にそむく行為がある者に対して、図書館の利用を禁止することができる。
- (相 互 利 用)
第19条 図書館は、必要に応じ、他の図書館との相互利用をはかることができる。他館所蔵図書等の利用については、当該図書等を保有する館の定める規則に従い、図書館間の利用手続きを経て行うものとする。
- (雑 則)
第20条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用についての必要な事項は、附属図書館委員会の議を経て、館長が定める。

(改 廃)
第21条 この規程の改廃は、附属図書館委員会の議を経て、館長が定める。

附則省略
附 則
2013 (平成25) 年4月1日 改正
別 表

	本学教職員	本学大学院生
図書	1ヶ月	1ヶ月
雑誌	1週間	1週間
新着雑誌 (当年1～12月発行分)	翌日	翌日
録音資料 (カセット等)	2週間	2週間
映像資料 (ビデオ等)	1週間	1週間

	本学学生
図書	2週間
雑誌	1週間
新着雑誌 (当年1～12月発行分)	翌日
録音資料 (カセット等)	2週間
映像資料 (ビデオ等)	1週間

21. 酪農学園大学 構内交通規制に関する規程

(目 的)
第1条 酪農学園大学 (以下「本学」という。)の構内における、教育研究の場にふさわしい環境を維持し、交通安全の確保と緊急時における対応を保障するために、この規程を定める。

(対 象)
第2条 本学の構内を通行する自動車・自動二輪車および原動機付自転車 (以下全て「車輛」という。)は、すべてこの規程の定めるところにより構内を通行するものとする。ただし、緊急車輛についてはこの限りでない。

(通行路の指定)
第3条 徒歩および自転車の本学構内への通行路は次のとおりとする。
(1) 正門A (野幌駅側)
(2) 正門B (大麻駅側)
(3) 中央通り

(車輛乗入れ指定)
第4条 学生の車輛乗入れは、原動機付自転車を除き原則として禁止する。ただし、次の各号に該当する者は、駐車場の収容能力の範囲内において、特例として車輛乗入れを許可することがある。

- なお、原動機付自転車についても、乗入れ許可を必要とする。
- (1) 身体障害等により、公共の交通機関による通学が困難と認められた者。
 - (2) 公共の交通機関がなく、あるいは著しく不便なため通学に困難があると認められた者。
 - (3) 専門課程等において、学業 (卒業論文・研究等) 遂行上の事由により、特に車輛の使用が必要と認められた者。
 - (4) クラブ等課外活動のため、特に車輛の使用が必要と認められた者。
- ただし、1団体1台に限るものとする。

2 構内に勤務する職員の車輛乗入れは、自粛する。ただし、職員の車輛が職員専用駐車場の収容能力を越える場合には、通勤距離等を基準にして、規制することがある。

- 3 来客、非常勤講師、商用その他学外者の車輛乗入れは、原則として制限しない。
- 4 車輛の本学構内への進入および帰路は次の通りとする。

- (1) 研修館側の国道出入口
時間制限無し
- (2) 正門B (大麻駅側)
6:30～21:00
- (3) Cゲート (伊達屋敷通り) 側の出入口
6:30～21:00

5 本学構内における次の道路は、車輛の通行を禁止する。

- (1) 学生専用駐車場B-とわの森三愛高校の区間
- (2) 酪農学園ホール-B1号館前の区間
- (3) 家畜管理牛舎-配水池の区間
- (4) 成池北側大学-とわの森三愛高等学校第2校舎の区間
- (5) R1棟-野球場の区間
- (6) Bゲート-黒澤記念講堂の区間
- (7) 白樺通り
- (8) 学生サービスセンター裏の中通り

(通 門 規 制)
第5条 本学構内への入構に際しては、所定のゲート・ボックスの前で一旦車輛を停止し、車輛整理員に次の定める構内通行証、構内専用通行証を明示、又は構内臨時通行証の交付を受けて通行するものとする。ただし、緊急車輛、郵便自動車、及びタクシー等は、その限りでない。

- (1) 「構内通行証」は、第4条第1項により許可された学生及び構内に勤務する職員の車輛に差し交付する。
- (2) 「構内専用通行証」は、本学に常時出入りする非常勤講師及び商社 (工事用含む。)の車輛に差し交付する。
- (3) 「構内臨時通行証」は、本学に臨時的に出入りする商社等学外者及び第5条第1号を交付されない職員及び学生が、緊急やむをえない事由と認めた車輛に差し交付する。

(通 行 規 制)
第6条 本学構内を通行する車輛は、交通標識に従い、騒音を発しないようにし、時速20km以下で通行するとともに、追越しをしてはならない。なお、本学構内では、トラクターは優先通行とする。

(駐車区域の指定)
第7条 本学構内に乗入を認められた車輛は、すべて所定の駐車場に駐車するものとし、それ以外の場所での駐車は一切禁止する。

(そ の 他)
第8条 車輛乗入れ及び車輛登録に関する手続き、その他この規程についての必要な事項は、別に定める「実施要領」によるものとする。

附則省略
附 則 (実施期日)
この規程は、2015 (平成27) 年11月16日から施行する。

22. 酪農学園大学 個人情報の保護に関する規程

第1章 総 則

(目 的)
第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) に基づき、酪農学園大学 (以下「本学」という。)が保有する個人情報の取

扱いに関し、その収集、保管、利用について必要な事項を定め、本学の責務を明確にするとともに、個人情報の適切な保護に資することを目的とする。

(定 義)
第2条 個人情報とは、次の各号のいずれかに該当する者に関する情報であって、特定の個人が識別され又は識別され得るもののうち、本学が業務上取得又は作成したすべての情報をいう。

- (1) 本学に在籍又は在籍していた学生等及び保証人等
 - (2) 本学に在職又は在職していた教職員
 - (3) その他前二号に準ずる者
- 2 前項に規定する個人情報のうち、当該個人に帰属する情報のほか、当該個人に付与された番号、記号、その他の符号、画像若しくは音声等により当該個人を識別できる又は当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することによって識別できるものを含むものとする。
- 3 第1項に規定する個人情報のうち、紙に記入若しくは印刷された情報のほか、コンピュータ、光学式処理装置等により処理又は保存されているものを含むものとする。
- 4 保護の対象とする個人情報の項目については、別に定めるものとする。

(責 務)
第3条 本学は、個人情報の収集、保管又は利用にあたり、個人の基本的権利を尊重し、個人情報の保護を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 個人情報を提供する者への周知及び公開
 - (2) 本学の教職員に対する規程並びに規則の遵守の徹底
 - (3) 本学に在籍する学生等に対する個人情報にかかる教育並びに指導
 - (4) その他、本学が必要と認めた措置
- 2 本学の教職員及び学生等である者は、在籍中に知り得た個人情報を収集目的以外に流用、第三者に漏えい又は流失してはならない。
- 3 本学の教職員及び学生等であった者は、過去に在籍中に知り得た個人情報を第三者に漏えい又は流失してはならない。

第2章 個人情報保護委員会の設置
(個人情報保護委員会の設置)

第4条 本学は、本規程の目的を達成するため、個人情報保護委員会 (以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の規程については、別に定める。

第3章 個人情報管理者の設置
(個人情報管理者の設置)

第5条 本学は、本規程の目的を達成するため、個人情報管理者 (以下「管理者」という。)を置く。

- 2 管理者は、学群長、研究科長、各部および各センター長、図書館長をもってあてて。
- 3 管理者は、所管する業務の範囲における個人情報の収集、保管及び管理並びに個人情報提供者本人からの開示、訂正又は削除の請求に関し、本規程の定めに基づいて適切に処理しなければならない。
- 4 管理者は、個人情報の取り扱いに関し、個人情報保護委員会の助言、指導又は勧告があったときは、速やかに是正その他必要な措置を講じなければならない。

第4章 個人情報の収集、利用及び提供
(収集の制限及び方法)

第6条 個人情報は、本学の教育研究及び業

21. 酪農学園大学構内交通規制に関する規程 / 22. 酪農学園大学個人情報の保護に関する規程

学生生活について

クラブ・サークルについて

施設利用について

学類・教員について

学則・規程について

- 務に必要な範囲に限定して収集するものとする。
- 2 個人情報、本人から適正かつ公正な手段によって収集されなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、本人以外から収集することができる。
- (1) 本人の同意があるとき
 - (2) 法令の規定に基づくとき
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき
 - (4) 個人の生命、身体の安全又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき
 - (5) その他、個人情報保護委員会又は管理者が本人以外から収集することに相当の理由があると認めたとき
- 3 本人からの個人情報の収集にあたっては、本学が定める学則及び規則等で規定するものを除き、原則として次の事項について明らかにし、本人の同意を得なければならない。
- (1) 収集の目的
 - (2) 用途
- 4 個人情報の収集は、思想・信条及び宗教に関する事項並びに社会的差別の原因となる事項を調査することを目的として行ってはならない。ただし、次に掲げる各号の一に該当するときは、その限りではない。
- (1) 当該情報を収集することについて、本人の明示的な同意があるとき
 - (2) 法令の規定に基づくとき
 - (3) 出版・報道等により公にされているとき
 - (4) 個人の生命、身体の安全又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき
- (本人の同意の方法)
- 第7条 本人の同意の方法については、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 個人情報を記載する所定の紙媒体又は電子媒体の様式に、第6条第3項に掲げる事項を明記した上で本人が個人情報を提供した場合は、同意したものとする。
 - (2) インターネットを経由して学園ホームページ等から個人情報を収集する場合は、第6条第3項に掲げる事項を明記した上で本人が個人情報を提供した場合は、同意したものとする。
 - (3) 本人の同意の方法については、前二号の規定を原則とするが、本人の意思により、前二号の規定によらず口頭及び電話等での情報提供がなされた場合は本人が同意したものとする。
- (本人の同意の適用除外)
- 第8条 第6条第3項の規定にかかわらず、次に掲げる各号に該当する場合は、本人の同意を要しないものとする。
- (1) 本学に在籍する学生等にあつては、学則及び規則等に規定されるもののほか、教育研究上又は在籍する学校から便宜又は利益を得るために必要な手続き等のために提供する個人情報
 - (2) 教職員が学生等に対する教育的活動を遂行するために本人から収集し、本人の利益を不当に侵害しないと認められる個人情報
- (利用及び提供の制限)
- 第9条 個人情報を収集した目的以外のために利用してはならない。
- 2 個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第三者に情報提供してはならない。
 - 3 本人の求めに応じて、第三者提供を停止することとし、その旨その他一定の事項をあらかじめ通知等しているときは、本人の同意を得ずに第三者提供することができる。
- 第5章 個人情報の管理等
(適正管理)
- 第10条 管理者は、個人情報の安全保護及び正確性の維持のため、次の各号に掲げる事項について、適正な措置を講じなければならない。
- (1) 紛失、き損、破壊その他の事故の防止
 - (2) 改ざん及び漏えいの防止
 - (3) 個人情報の正確性及び最新性の維持
 - (4) 不要となった個人情報の廃棄又は消去
- (学外への持出し制限)
- 第11条 個人情報は、原則として学外へ持出ししてはならない。ただし、個人情報を使用する業務を学外に委託するときは、この限りでない。
- 2 前項の業務委託を行う場合、管理者は、委託業者との間で個人情報の保護に関する覚書を締結しなければならない。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、教員が授業運営にかかる資料、試験答案、論文、レポート、その他の授業運営に必要な資料で、教員が正当な教育活動の遂行に必要な場合は、学外持出し制限の適用除外とすることができる。
 - 4 前項の場合、教員を当該個人情報にかかる個人情報管理者とみなし、前二条に規定する責務を負わなければならない。ただし、次条の規定は適用しない。
- (収集の届出)
- 第12条 本学の業務遂行上、新たに個人情報収集するときは、管理者は、あらかじめ次に掲げる事項を委員会に届出（様式第1号）承認を得なければならない。
- (1) 名称
 - (2) 利用目的
 - (3) 収集の対象者
 - (4) 収集方法
 - (5) 記録項目
 - (6) 記録の形態
 - (7) その他、委員会が必要と認めた事項
- 2 前項の規定に基づき届出した事項を変更又は廃止するときは、管理者はあらかじめこれを委員会に届出（様式第1号）承認を得なければならない。
- 第6章 個人情報の開示
(個人情報の開示)
- 第13条 本人は、自己に関する個人情報の開示を請求することができる。
- 2 前項に規定する請求は、本人であることを明らかにし、当該開示請求に必要な事項を明記した文書（様式第2号）を管理者宛に提出するものとする。
 - 3 開示の請求があったときは、管理者はこれを開示しなければならない。ただし、その個人情報が、開示しないことが明らかに正当であると認められるときは、その個人情報の全部又は一部を開示しないことができる。
 - 4 個人情報の全部又は一部を開示しないときは、管理者は、その理由を文書（様式第3号）により本人に通知しなければならない。
- (個人情報の開示制限)
- 第14条 個人情報が次に掲げる各号に該当する場合は、本人に対して個人情報を開示しないものとする。
- (1) 法令等の定めるところにより、本人に開示することができないと認められるとき
 - (2) 本人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関する個人情報であつて、開示することにより、教育研究又は事務の適正な運営に支障が生じる恐れがあるとき
- (3) 捜査、取り締まり、調査、争訟等に関する個人情報であつて、開示することにより、事務の適正な執行に支障が生じる恐れがあるとき
 - (4) 開示することにより、第三者の権利利益を侵害する恐れがあるとき
 - (5) その他、個人情報保護委員会で開示が適当でない判断したとき
- (個人情報の訂正又は削除)
- 第15条 本人は、自己に関する個人情報の記録に誤りがあると認めたときは、第13条第2項に規定する手続きに準じて、管理者に対し、その訂正又は削除を請求（様式第2号）することができる。
- 2 管理者は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに調査のうえ、必要な措置を講じ、結果を本人に通知しなければならない。ただし、訂正又は削除に応じないときは、その理由を文書により本人に通知しなければならない。
- 第7章 不服の申立て
(不服の申立て)
- 第16条 第13条及び前条に規定する自己に関する個人情報の開示及び訂正又は削除の請求に基づいてなされた措置に不服がある者は、本人であることを明らかにして、委員会に対し、不服の申立て（様式第4号）を行うことができる。ただし、不服申立て事項が内容同一の場合、再度の申立てはできない。
- 2 委員会は、前項の規定による不服申立てを受けたときは、速やかに審議、決定し、その結果を文書（様式第5号）により、本人に通知しなければならない。
 - 3 委員会は、必要があると認めたときは、本人又は管理者に対し、意見の聴取を行うことができる。
- 第8章 雑則
(雑則)
- 第17条 この規程に定めるもののほか、個人情報の保護に関して必要な事項は、別に定める。
- (改廃)
- 第18条 この規程の改廃は、評議会で協議のうえ教授会の議を経て、学長が決定する。
- 附則
(附則)
- この規程は、2018（平成30）年4月1日から施行する

23. 酪農学園大学ハラスメント対策規程

酪農学園大学は、普遍的な人権を定める「世界人権宣言」及び「建学の精神」に基づいて、人権侵害のない教育、研究、就労環境を整え、本学構成員が安心して過ごせるキャンパスを確保する責任を有する。

性別、人種、国籍、宗教、年齢、性的指向、性自認、障がい等に基づく差別や、自らの地位や立場を利用したあらゆるハラスメントは許されない。

全ての本学構成員は、人権尊重に関する普遍的義務を認識し、健全なキャンパスを維持する責務を有することをここに宣言する。

第1章 目的

第1条 この規程は、酪農学園大学（以下、「本学」という。）におけるキャンパス・

ハラスメントの防止とその解決等について必要な事項を定めることにより、本学構成員に対する人権侵害又は本学の教育研究活動等に支障を来す事態に対し、本学が適正に対応してその解決を図り、もって、良好な修学、就労、教育及び研究のための環境を確保することを目的とする。

第2章 定義

第2条 次の用語は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「人権侵害」とは、性別、人種、国籍、宗教、年齢、性的指向、性自認、障がい等に基づく差別的な言動や取扱い等により、相手の人格権及びその他の人権を侵害する行為を指す。
- (2) 「本学構成員」とは、学生等及び教職員等をいう。
- (3) 「学生等」とは、本学の学生及び大学院生、研究生、科目等履修生、その他本学において修学し又は修学した者をいう。
- (4) 「教職員等」とは、本学の専任教職員、嘱託教職員、契約職員、パート職員、非常勤講師、研究員及び本学に派遣されている派遣労働者、その他本学で就労し又は就労した者をいう。
- (5) 「学外関係者」とは、本学構成員以外の者であって、本学内外での教育、研究、実習、就労、サークル活動等、本学が関係する諸活動において、本学構成員と関わりを有し又は有した者をいう。
- (6) 「関係部所」とは、本学構成員が関係する本学の学群、学類、大学院研究科、附属施設、各事務組織及びその他の運営関係部所をいう。

第3条 この規程において、キャンパス・ハラスメントとは、本学構成員が、その権威、権限又は権力を背景とした不当な言動によって他の構成員の人権を侵害し、教育、研究、職務遂行及び生活場面で不利益を与えることをいい、第4条、第5条及び第6条に定めるものをいう。

第4条 この規程において、セクシュアル・ハラスメントとは、言葉、視覚又は行動等により、教育、研究、就労又は課外活動上の関係を利用して、相手の意に反する性的言動によって、相手に不快感や屈辱感を抱かせること、また、これによって相手の人権を侵害し、その尊厳を傷つけることをいい、以下のような内容を含む。

- (1) 明示的又は黙示的に、教育、研究、就労又は課外活動上の利益若しくは不利益を与えることを条件として、相手が望まない性的誘いかけを行うこと、又は性的に好意的な態度を求めること。
- (2) 相手が望まない性的要求を行い、その要求に対する相手の態度（服従や同調、抵抗や拒否等）に応じて、教育、研究、就労又は課外活動上の利益又は不利益を与えること。
- (3) 性的な言動及び性的な画像や文書の掲示等によって、不快の念を抱かせるような環境を作り出すこと。
- (4) 性別により役割を分担すべきであるとの意識に基づく言動を行うこと。

2 前項の具体例は、この規程に附属するガイドラインのとおりとする。

3 セクシュアル・ハラスメントの存在の有無の判断は、行為者の意図にかかわらず、その行為が相手の意に反したものであるかどうかによるもの

とする。

第5条 この規程において、アカデミック・ハラスメントとは、教員及び指導する立場にある者が、単位認定、指導等の教育上の権威、権限又は権力を背景とした不当な言動によって、本学の教育、研究及び生活場面で学生等及び指導を受ける者に不利益を与えることをいい、以下のような内容を含む。

- (1) 学生の学習及び研究に対する妨害並びにいやがらせ
- (2) 講義、演習及び実習における教育並びに指導の面での差別的な対応
- (3) 学生の学習や研究成果に対する不当な評価
- (4) 教員の職務の内外を問わず、奉仕を強要すること。
- (5) 学生を委縮させるような強圧的な対応
- (6) 学生を劣等者扱いするような侮辱的な対応
- (7) 学生のプライバシーの侵害

2 前項の具体例は、この規程に附属するガイドラインのとおりとする。

第6条 この規程において、その他のハラスメントとは、本学構成員が、第4条及び第5条に規定するハラスメントを除き、その権威、権限又は権力を背景として、相手の人格及び尊厳を侵害する不当な言動によって、他の構成員に不利益を与えることをいう。

第3章 適用範囲

第7条 この規程は、本学構成員相互の間で生じるキャンパス・ハラスメントについて、大学キャンパスの内外、授業時間の内外、勤務時間の内外を問わず、適用される。

2 本学構成員のうち「学生等」が対象とならないハラスメントについては、学校法人酪農学園が定める規程が適用される。

第4章 一般的責務規定

第8条 本学は、キャンパス・ハラスメントを防止するため、本学構成員に効果的な啓発や研修を行って、いかなる人権侵害も生じない良好な教育、研究及び職場環境を確保しなければならない。

2 本学構成員は、あらゆる不当な差別が許されないことを認識し、互いの人権を尊重し、良好な教育、研究及び職場環境を維持しなければならない。特に、教育、研究及び職務上、責任ある立場にある者は、その優越的な地位を利用して人権侵害を引き起こし又はこれを見逃すことで、解決を遅延させてはならない。

第5章 全学ハラスメント防止及び解決委員会の設置、任務

第9条 本学に全学ハラスメントの防止及び解決のための委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

第10条 委員会は、キャンパス・ハラスメントの防止及び解決に関する次の各号に掲げる事項を任務とする。

- (1) キャンパス・ハラスメントが発生する可能性を認識し、その発生を防止するために必要な施策を検討し、実施すること。
- (2) この規程に定められたキャンパス・ハラスメントの防止及び解決に係るシステムを監督し、定期的に見直しを行って、その改善を図ること。
- (3) キャンパス・ハラスメントの申立ての受理及び第21条に規定するハラスメント事実調査

委員会に関すること。

- (4) 前号の事実調査委員会から報告された調査結果及び解決回答に関する上申に基づいて、最終決定を行うこと。
- (5) 第24条に規定する不服申立てに対応すること。
- (6) その他ハラスメント防止に必要なと認められる事項に対応すること。

（組織構成）

第11条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 宗教主任
- (3) 学群長
- (4) 学類長
- (5) 研究科長
- (6) 教育センター学生支援担当部長（チーフ・インテイクを兼任）
- (7) 学務部長

2 委員会は、必要に応じて、弁護士等、学外の専門家に外部委員の職務を委嘱することができる。

（委員長）

第12条 委員会の委員長は学長をもって充てる。

2 委員長は委員会を代表し、委員会の会務を総括する。

（委員会の運営）

第13条 委員長は委員会を招集し、その議長を務める。

- 2 委員長は、チーフインテイクの要請があるときは、委員会を招集しなければならない。
- 3 委員長は、その他必要に応じて、委員会を招集することができる。
- 4 委員会は三分の一の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 5 委員会の議事は、出席する委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 委員会は必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

（委員長代理）

第14条 委員会に委員長代理を置き、委員長代理は、委員長不在の場合その職務を代行する。

2 委員長代理は、委員長が指名する。

（事務）

第15条 委員会の事務は、学務部学務課が総括し、議事録を作成する。

第6章 相談体制

（相談窓口、インテイク等）

第16条 学生からの被害申立てを受ける相談窓口を学生支援課、教務課及びキャリアセンター事務課とし、各課に各1名の相談員（以下、「インテイク」という。）を置く。

- 2 委員会は、インテイクに適切な指示を与えとともに、その職務を監督する。
- 3 相談窓口及びインテイク会議は、第19条以下に定める被害申立ての受理の他、委員会の監督の下、第17条に定める通知及び第18条に定める調停の斡旋を行うことができる。
- 4 委員会は、キリスト教学担当教員、学生相談室その他必要に応じてハラスメントの防止及び申立てに係る相談体制を関係部所に確保するため、学長に進言する。

第7章 ハラスメント被害への対処（通知または注意喚起）

第17条 相談窓口、インテイク会議及び委員会は、関係者に相談内容を通知し、注意喚起によって、自発的な是正を促すことができる。通知に際しては、相談者の氏名を匿名とすることができる。

（調停）

第18条 相談窓口、インテイク会議及び委

員会は、関係部所に対し、相談者との協議によって、問題の解決を図るよう調停を行うことができる。

- 2 関係部所は問題を真摯に受け止め、その解決のために誠実に対応しなければならない。
- 3 調停の結果については、調停にあたった者が速やかに委員会に報告するものとする。

第8章 事実調査委員会

(申立て)

- 第19条 第3条から第6条までに定めるキャンパス・ハラスメントを受けたと認知する本学構成員は、その事実に関する調査解決を申立てる権利を有する。なお、卒業、退学又は退職によって構成員でなくなった者は、身分喪失後6ヶ月以内に申立てなければならない。

- 2 事情により自ら申立てができない場合には、代理人を立てて、申立てを行うことができる。
- 3 本人又はその代理人は、この申立てによって不利益を受けない。ただし、申立てにより不利益を受けたと認知する場合には、委員会に対し、改めてその事実に関する調査及び解決を申立てることができる。
- 4 本人及びその代理人は、いつでも申立てを取り下げることができる。

(申立ての方法)

- 第20条 第19条の申立ては、申立ての対象となっている本学構成員又は学外関係者を特定し、あるいはこれを特定せず組織名のみを明示して、相談窓口の所定の書面によって行うものとする。

(ハラスメント事実調査委員会)

- 第21条 本学構成員によりハラスメントの申立てがあった場合には、直ちにハラスメント事実調査委員会（以下、「事実調査委員会」という。）を設置し、速やかに調査を開始する。

- 2 事実調査委員会の任務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 申立人及び申立て対象となっている者の双方に申立て内容の聞き取り調査を行い、ハラスメントの事実関係を明らかにする。
- (2) ハラスメントに付随する問題についても、必要に応じて調査を行うことができる。
- (3) 委員会に調査結果の報告を行い、解決のために必要な措置の申上を行うものとする。
- (4) 委員会の指示に基づき、調査結果を申立人及び申立て対象となっている者の双方に通知する。

- 3 事実調査委員会の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 毎年度初めに両学群長が推薦する10名の教員の中から、委員会の委員長が申立ての対象となっている教員の所属する学類を除き指名する3名
- (2) 委員会が必要に応じて委嘱する弁護士等の外部専門家

- 4 前項第1号の推薦及び指名にあたっては、性別のバランスに配慮するものとする。

- 5 事実調査委員会の長は、委員の互選によって決定する。

- 6 事実調査委員会は、申立てられた事項に関して、原則30日（酪農学園職員就業規則第32条に規定する休日を除く。）以内に委員会に回答し、かつ申立人及び申立て対象となっている者の双方に手交するものとする。

- 7 事実調査委員会の事務は、教育センター学生支援課が所管する。

(調査及び解決の手続き)

- 第22条 事実調査委員会は、申立人又はその代理人と面談し、申立内容の確認を行わなければならない。なお、申立人及びその代理人は介添人をつけることができる。

- 2 事実調査委員会は、申立て内容の確認の後、申立ての対象となっている教職員等又は学生等に対して、申立て内容の調査を行うものとする。

- 3 事実調査委員会は、双方の主張を明らかにするために、必要に応じて他の学生等、教職員等又はその他関係部所から意見聴取を行うことができる。

(調査結果の通知と解決策の提示)

- 第23条 事実調査委員会は、第22条の調査に基づき審議を行った後、申立て内容が事実であると認めた場合には、結果を手交しなければならない。また、申立て内容が事実ではないと認めた場合には、その理由を付して文書で回答しなければならない。

- 2 事実調査委員会は、委員会に対し、申立てに関する調査及び解決までの経緯を文書で報告し、事実調査の結果に基づいて、次の各号に掲げる解決策から相応しい解決策を上申するものとする。

- (1) 対象となっている教職員等又は学生等からの謝罪
- (2) 原状回復
- (3) その他適切と認められる措置
- (4) 必要と判断される場合には、懲戒処分の上申

第9章 不服申立て、処分及び対応措置（不服申立て）

- 第24条 申立人若しくはその代理人、申立ての対象となった本学構成員は、第23条に規定する事実調査委員会の回答又は第25条に規定する委員会の決定について不服がある場合には、2回を限度として委員会に文書で不服を申立てることができる。なお、事実調査委員会は、回答の際に、不服申立てが可能であること及びその方法を申立人若しくはその代理人、申立ての対象となった本学構成員に告知しなければならない。

- 2 委員会は、不服申立てに十分根拠があると認めた場合には、事実調査委員会に再調査を求めることができる。

(処分及び対応措置の決定)

- 第25条 委員会は、事実調査委員会の報告及び上申を受けて対応を検討し、とるべき措置を決定する。ただし、懲戒処分については、これを求める委員会の勧告に基づいて、処分について権限ある機関が本学の諸規程に従って決定する。なお、学生等が被申立て者となる場合には、権限ある機関は、学則及び罰則規程に従って、所定の手続を経て決定しなければならない。

- 2 委員会は、処分及び対応措置を決定するにあたり、当事者に十分な意見陳述の機会を保障しなければならない。

- 3 事実調査委員会の調査に基づいて対応措置又は処分を決定した場合には、委員会は、事実の経過及び対応措置又は処分について、直近の評議会に報告するものとする。ただし、事実の公表にあたっては、被害者の人権侵害が生じないよう十分配慮するものとする。

(記録の保存)

- 第26条 委員会は、事案の処理に関する記録を個人が特定される部分を除き、一通のみ保存するものとする。

- 2 この記録は、所管事務局にて厳重に管理するものとする。

第10章 その他

(インテイクーとの情報・意見交換)

- 第27条 委員会は、ハラスメント防止のために、インテイクーとの情報・意見交換を行うものとする。

(専門家への委嘱)

- 第28条 第11条及び第21条に定める外部専門家への委嘱及び謝礼等については別に定める。

(インテイクーの選出等)

- 第29条 インテイクーの選出方法及び任務については、別に定める。

(二次被害の防止)

- 第30条 委員会及び事実調査委員会は、その調査及び解決の過程において、申立人が再度被害を受けないように注意しなければならない。

- 2 申立人は、調査及び解決過程において二次的に被害を受けたと認知した場合には、事実調査委員会に申立てることができる。

(プライバシー侵害の防止)

- 第31条 この規程の定める調査及び解決に関わった者は、その調査及び解決の過程において知り得た個人情報等について、任期中及び退任後において、他に漏らしたり、私事に利用してはならない。

- 第32条 この規程の施行後、3年目に、委員会は規程の実施状況及び大学のハラスメント対策の進捗を評価し、その効果を検討するものとする。

- 2 委員会は、検討結果を踏まえて、規程の見直し及び対策を勧告することができる。

(改廃)

- 第33条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

- この規程は、2019年7月1日から施行する。

24. 酪農学園医療互助会会則

(名 称)

- 第1条 本会は、酪農学園医療互助会（以下「互助会」という。）と称する。

(目 的)

- 第2条 互助会は、酪農学園大学・とわの森三愛高等学校（以下「大学・高校」という。）に修学する学生・生徒の医療に関する相互扶助を行い、健康の維持・増進を図ることを目的とする。

(会 員)

- 第3条 互助会の会員は、大学・高校に修学（学事暦で定めた入学式から卒業式まで）する学生・生徒とする。

- 2 互助会の会員は、会費を納付しなければならない。

(会員の資格喪失)

- 第4条 会員は、次の各号に定める事由に該当する場合は、その翌日から会員の資格を失う。

- (1) 卒業したとき
- (2) 休学したとき
- (3) 退学したとき
- (4) 死亡したとき
- (5) その他、学生・生徒の身分を失ったとき

(会 員 証)

- 第5条 会員証は、大学が交付する学生証、高校が交付する身分証明書をもってこれに代える。

(会 費)

- 第6条 会費は、年額2,000円とし、修学期間の年度はじめに納付するものとする。ただし、後学期に復学するものは、その学期はじめに納付するものとする。

25. 酪農学園大学学生生活援護会規程／26. 学生生活援護会一時給付金に関する規程

- 2 納付した会費は、互助会の目的および性格上返還しない。ただし、4月30日までに休学願・退学願を提出した者には、返還する。
- (会費の返還)
- 第7条 前条の規定にかかわらず、他の医療保険等により医療費の全額に相当する給付を受けることのできる会員は、所定の手続により会費の半額の返還を受けることができる。
- 2 会費の返還手続は、年度毎に各校の担当部署において取扱う。
- (経費)
- 第8条 互助会の経費は、会費・寄付金および、預金利子等をもって充てる。
- (会計年度)
- 第9条 互助会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。
- (決算報告)
- 第10条 決算報告は、毎年学内に公示することとする。
- (給付)
- 第11条 互助会は、第2条の目的を達成するため、会員の疾病負傷または、死亡について当該会員または、その遺族に対し医療費、弔慰金の給付を行う。
- 2 第7条に該当する会員は、疾病負傷による医療費の給付を受けることができる。
- 3 会員の資格を不正に利用した場合は、給付金を返還しなければならない。
- (診療機関)
- 第12条 診療は、協定医および、他の病院・医院・診療所などの保険医療機関によるものとする。
- 2 協定医は、別表1に定める。
- (医療給付)
- 第13条 会員の疾病負傷に関する医療費の給付は、医療保険診療適用の範囲内とする。
- (医療費の査定)
- 第14条 医療費の査定は、社会保険診療報酬点数表に準拠して行う。
- 2 医療費証明の記載内容が不明で査定困難なものに対しては、医療費の給付を行わない。
- (給付額)
- 第15条 会員が医療に要した経費に対する給付額は、次のとおりとする。
- (1) 会員が医療保険を使用した場合は、本人負担医療費の100分の30とする。
- (2) 会員が医療保険を使用しないで医療を受けた場合は、前項にかかわらず、医療費総額の100分の15とする。
- (3) 給付額は10円未満切り捨てとする。
- 2 医療機関の指定薬局において、医師の処方箋による薬剤を購入した場合は、その費用に対しても前項の給付額を適用する。
- 3 給付金請求書は、別表に定める期日までに提出しなければならない。
- 4 給付金支給日から60日を経過しても受給しない場合は、給付金の権利を放棄したものとす。
- (給付限度額)
- 第16条 会員1人に対する年間医療給付額の最高限度額は、100,000円とする。また、月間医療給付額の最高限度額は、24,030円とする。
- (給付制限)
- 第17条 会員が自賠責保険または、原因者負担等により医療費の支払を受ける場合は、給付を行わない。
- 2 会員が交通三悪（飲酒運転・速度違反・無免許運転）を犯し、生じた事故による受傷については、給付を行わない。
- (弔慰金)
- 第18条 会員が死亡した場合は、その遺族に対して弔慰金100,000円を支給する。
- (予防対策費)
- 第19条 互助会は、会員の健康維持および増進を目的とした予防対策費（人件費・物

- 品購入費等）を支出する事ができる。
- (運営委員会)
- 第20条 互助会に、運営委員会を置く。
- 2 運営委員会の規程は別に定める。
- (会長)
- 第21条 互助会の会長は、運営委員会の委員長とする。
- (監事)
- 第22条 互助会に監事を置く。
- 2 監事は、大学は学務部長、高校は副校長をもって充てる。
- 3 監事は、互助会の会計を監査し、その結果を運営委員会に報告することとする。
- (事務局)
- 第23条 互助会の事務局は、大学学生支援課に置く。
- (雑則)
- 第24条 この会則に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、別に定める。
- (会則の改廃)
- 第25条 この会則の改廃は、運営委員会において行う。
- 附則省略
- 附 則
- 2021（令和3）年4月1日改正

別表1
協定医

病院名	所在地	診療科目
野幌病院	江別市野幌町53番地	内科・外科
佐伯耳鼻咽喉科医院	江別市4条6丁目	耳鼻咽喉科

25. 酪農学園大学
学生生活援護会規程

- (名称)
- 第1条 本会は、酪農学園大学学生生活援護会と称する。
- (目的)
- 第2条 本会は、建学の精神に則る学生生活の充実と学風の発展を計るために学生ならびに大学院生の学生生活および諸活動を援護することを目的とする。
- (構成)
- 第3条 本会は、酪農学園大学学生・大学院生の全保護者、同窓生および職員をもって構成する。
- (事業)
- 第4条 本会は、第2条に定める目的達成のため、次の事業を行う。
- (1) 学生の体育・文化等の課外活動に対する奨励援助を行う。
- (2) 学生に対する短期貸付金制度（三愛金庫）を設ける。この規程は別に定める。
- (3) 学生の教育研究活動のために学生教育研究災害傷害保険に加入する。
- (4) 学資負担者の生活上での突然の変動により経済的困窮状態に至った学生・大学院生に対し、一時給付金を給付する。この規程は別に定める。
- (5) その他本会の目的に沿った事業を行う。
- (役員)
- 第5条 本会事業を行うため、次の役員を置く。
- 2 理事は次の各号に掲げる者とする。
- (1) 教育センター長
- (2) 教育センター学生支援担当部長
- (3) 教育センター学生支援担当次長
- (4) 教育センター事務次長
- (5) クラブ顧問より2名（体育系、文化系から各1名）
- (6) 同窓生より2名
- (7) 保護者より3名（各学群より最低1名）

- (8) 教職員より2名（教職員の互選による。ただし、担当事務局を被選挙人より除く。）
- 3 監事は次の各号に掲げる者とする。
- (1) 教職員より1名
- (2) 同窓生より1名
- 4 第2項第5号から第8号および第3項第1号から第2号までの役員任期は3年とし、再任を妨げない。また欠員発生時の役員任期は前任者の残任期間とする。
- 第6条 理事は理事会を組織し、会の業務について決定する。
- (1) 理事長は、第5条第2項の第7号理事より選出する。
- (2) 副理事長は、教育センター長ならびに学生支援担当部長がこれにあたる。
- 第7条 理事長は、第5条ならびに第6条に定める役員の任命を委嘱する。
- 2 理事長は、本会事業の円滑な運営のため、次のとおり理事会を招集するものとする。
- (1) 予算・決算ならびに事業方針・報告等を審議するために毎年5月に理事会を招集する。
- (2) その他、必要に応じ臨時に理事会を招集する。
- (3) 理事会は理事現員の3分の2以上の出席がなければ会議を開き議決することができない。
- (会費等)
- 第8条 本会の運営は、会費・寄附金・基金ならびにその他の収入をもって行う。年会費は別表のとおりとする。
- (事業報告)
- 第9条 本会の会計年度は4月1日から3月31日までとし、会計・事業報告は、大学ホームページに公表する。
- (事務局)
- 第10条 本会の事務局は、教育センター学生支援課に置く。
- (改廃)
- 第11条 この規程の改廃は、学生生活援護会理事会の議を経て、学生生活援護会理事長が決定する。
- 附則省略
- 附 則
- この規程は、2020（令和2）年12月4日に改正し、2021（令和3）年4月1日から施行する。

別表

会費内訳	金額（円/年）
在学生父母会費（在学中）	7,000
同窓生終身保険（卒業時）	7,000
教職員会費	1,000

26. 学生生活援護会一時給付金
に関する規程

- (目的)
- 第1条 この規程は、学生生活援護会規程第4条第1項第4号に基づき、学生又は大学院生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）の生活上での突然の変動に際し、学生生活維持の一助として一時給付金（以下「給付金」という。）を給付することを目的とする。
- (資格)
- 第2条 給付金の給付を受ける者は、本学での修学の意思が固い者で、その学資負担者が以下の各号の一に該当する場合とし、本学の授業料免除と重複しての給付も可とする。
- (1) 死亡又は生別した場合
- (2) 失職あるいは勤め先が倒産した場合
- (3) 病気又は事故等で、著しく収

- 入が減少した場合
- (4) 火災・風水害・地震等の災害で、住んでいた住居が、半壊以上か、あるいは、居住不可能なほどの被害を受けた場合
- (申請)
- 第3条 給付金の給付希望者は、以下の各号の書類を教育センター学生支援課に提出しなければならない。
- (1) 一時給付金給付申請書
- (2) 第2条第1項第1号から第4号までのいずれかについての証明書
- (3) 当該学生・大学院生の担任教員による所見
- (申請書類の提出期限)
- 第4条 給付金の申請は、原則として、第1号の変動が発生してから6ヶ月以内におこなわなければならない。
- (選考)
- 第5条 給付金給付者についての選考は、教育センター学生支援課が行い、学生生活援護会理事会上にこれを報告するものとする。
- (給付額)
- 第6条 給付金の金額は、第2条第1項第1号の学費負担者の死亡の場合は20万円、生別及び第2号から第4号までに該当する場合は10万円とする。
- (給付期限及び給付先)
- 第7条 給付金給付学生の決定を受け、教育センター学生支援課は速やかに当該学生・大学院生に対し決定通知を送付するとともに、学費負担者あるいは保護者に対し給付金を送付する。
- (取消)
- 第8条 給付金給付が決定した後、給付学生・大学院生において、申請書類に虚偽の事実のあることが判明した場合は、給付の停止、取り消し、給付後の場合は、全額返還を命ずることがある。
- (事務)
- 第9条 給付金に関する事務は、教育センター学生支援課で行う。
- (改廃)
- 第10条 この規程の改廃は、学生生活援護会の議を経て、学生生活援護会理事長が決定する。
- 附則省略
- 附 則
- この規程は、2019（令和元）年6月27日に改正し、2019（平成31）年4月1日から施行する。
- 行わない。
- 2 卒業予定学生に対しては、原則として1月以降の貸付を行わない。
- (貸付の基準)
- 第5条 貸付の基準は次のとおりとする。
- (1) 急病その他、不則の事態により当座の出資に窮迫した場合
- (2) 緊急帰省、その他必要やむを得ない事由による旅行などに費用の不足を生じた場合
- (3) 修学上および学生生活の維持のため緊急に必要な場合
- (返還)
- 第6条 貸付金の返還は、一括返還とする。
- (申込手続)
- 第7条 貸付を希望する者は、別に定める申込書に必要事項を記入し教育センター学生支援課に申し込むこととする。
- (借用証書)
- 第8条 貸付決定者は別に定める借用証書を教育センター学生支援課に提出することとする。ただし、教育センター学生支援課用と学生用申込書に契印をし、貸付金とともに学生用申込書を学生に交付することによって借用証書に代える。
- (事務)
- 第9条 本制度に関する事務は、教育センター学生支援課で行う。
- (改廃)
- 第10条 本規程の改廃は、学生生活援護会の議を経て、学生生活援護会理事長が決定する。
- (細則)
- 第11条 本規程の実施について必要事項は別に細則を設けることができる。
- 附則省略
- 附 則
- この規程は、2020（令和2）年7月2日に改正、施行する。

27. 酪農学園大学三愛金庫貸付金規程

三愛金庫は、昭和54年9月4日附属農場火災時における学生諸君の献身的な協力に対し酪農学園並びに大学・短期大学から贈られた基金をもって設立した短期貸付金制度である。この制度は学生の福利厚生を図るとともに、火災時に示した学生諸君の強い母校愛と相互扶助の精神を永く記念するものである。

- (目的)
- 第1条 三愛金庫貸付金制度は、本学学生が緊急不時の出費を必要とする場合、無利子による短期の貸付を行い、学生の利便を図ることを目的とする。
- (貸付額)
- 第2条 本貸付金は1人1回につき50,000円以内とする。
- (貸付期間)
- 第3条 貸付期間は、貸付日の翌日から60日以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、更に30日延長することができる。
- (申込資格)
- 第4条 貸付の申込資格は、学生及び大学院生とする。ただし、貸付金の返還未納額がある者には重複しての貸付を

酪農学園の沿革

1933 (昭和 8) 年 10月 1日	北海道酪農義塾設立
1934 (昭和 9) 年 2月 11日	北海道酪農義塾開塾
1936 (昭和11) 年 7月 13日	社団法人認可
1942 (昭和17) 年 3月 31日	財団法人興農義塾野幌機農学校設立認可
1942 (昭和17) 年 6月 18日	興農義塾野幌機農学校開校
1944 (昭和19) 年 2月 11日	北海道酪農義塾閉塾
1948 (昭和23) 年 3月 31日	興農義塾野幌機農学校を学制改革に伴ない、野幌機農高等学校（全日制農業課程）と校名変更
1948 (昭和23) 年 12月 27日	野幌高等酪農学校（各種学校通信教育）設置認可
1949 (昭和24) 年 7月 11日	酪農学園大学部（各種学校）設立
1949 (昭和24) 年 9月 6日	酪農学園大学部設置認可
1949 (昭和24) 年 12月 12日	財団法人興農義塾野幌機農学校を財団法人酪農学園と変更認可
1950 (昭和25) 年 3月 14日	酪農学園短期大学酪農科設置認可
1950 (昭和25) 年 3月 31日	酪農学園大学部廃止
1950 (昭和25) 年 4月 1日	酪農学園短期大学開学
1951 (昭和26) 年 2月 24日	法人名を学校法人酪農学園に組織変更認可
1955 (昭和30) 年 2月 8日	野幌機農自動車学校（各種学校）設置認可
1958 (昭和33) 年 2月 14日	酪農学園女子高等学校（全日制普通課程）設置認可
1958 (昭和33) 年 4月 21日	酪農学園女子高等学校開校
1960 (昭和35) 年 1月 20日	酪農学園大学酪農学部酪農学科設置認可
1960 (昭和35) 年 3月 21日	酪農学園女子高等学校の校名を三愛女子高等学校と変更認可
1962 (昭和37) 年 3月 23日	酪農学園短期大学に製造科設置認可
1962 (昭和37) 年 12月 20日	酪農学園大学酪農学部農業経済学科設置認可
1964 (昭和39) 年 1月 27日	酪農学園大学酪農学部獣医学科設置認可
1964 (昭和39) 年 4月 1日	酪農学園短期大学に酪農科第2コースを設置
1964 (昭和39) 年 6月 16日	野幌機農高等学校を酪農学園機農高等学校と校名変更
	野幌高等酪農学校を酪農学園短期大学酪農学校と校名変更
	野幌機農自動車学校を酪農学園自動車学校と校名変更
1969 (昭和44) 年 11月 18日	酪農学園後援会財団法人認可
1972 (昭和47) 年 3月 31日	酪農学園短期大学製造科廃止認可
1973 (昭和48) 年 6月 23日	酪農学園同窓会連合会を発足
1975 (昭和50) 年 3月 25日	酪農学園大学大学院獣医学研究科獣医学専攻（修士課程）設置認可
1977 (昭和52) 年 1月 13日	酪農学園自動車学校廃止認可
1979 (昭和54) 年 11月 15日	三愛女子高等学校を西野幌へ新築移転完了
1981 (昭和56) 年 3月 26日	酪農学園大学大学院獣医学研究科獣医学専攻（博士課程）設置認可
	酪農学園大学大学院酪農学研究科酪農学専攻（修士課程）設置認可
	酪農学園短期大学第2コースの学生募集を停止
	酪農学園機農高等学校を酪農学園大学附属高等学校と校名変更
1984 (昭和59) 年 4月 1日	黒澤記念講堂完成・開堂式挙行政
1984 (昭和59) 年 12月 6日	酪農学園短期大学教養学科設置認可・酪農学園短期大学の校名を北海道文理科短期大学と変更認可
1984 (昭和59) 年 12月 22日	酪農学園短期大学教養学科設置認可・酪農学園短期大学の校名を北海道文理科短期大学と変更認可
1987 (昭和62) 年 12月 23日	酪農学園大学酪農学部食品科学科設置認可
1988 (昭和63) 年 4月 1日	三愛女子高等学校（女子）の校名をとわの森三愛高等学校（共学）と変更
1989 (平成 元) 年 12月 22日	北海道文理科短期大学経営情報学科設置認可
1991 (平成 3) 年 1月 11日	酪農学園短期大学酪農学校廃止認可
	酪農学園大学附属高等学校ととわの森三愛高等学校を統合し、とわの森三愛高等学校設置認可
	酪農学園大学大学院酪農学研究科食生産利用科学専攻（博士課程）設置認可
	酪農学園大学酪農学部食品流通学科設置認可
1993 (平成 5) 年 12月 21日	酪農学園大学酪農学部食品流通学科設置認可
1995 (平成 7) 年 3月 16日	酪農学園大学大学院酪農学研究科フードシステム専攻（修士課程）設置認可
1995 (平成 7) 年 12月 22日	酪農学園大学獣医学部獣医学科設置認可
1997 (平成 9) 年 12月 19日	酪農学園大学環境システム学部経営環境学科・地域環境学科設置認可
1998 (平成10) 年 4月 1日	北海道文理科短期大学の校名を酪農学園大学短期大学部と変更・酪農科を酪農学科と変更
1999 (平成11) 年 12月 22日	酪農学園大学短期大学部教養学科、経営情報学科廃止認可
2000 (平成12) 年 12月 21日	酪農学園大学酪農学部食品科学科食品科学専攻・健康栄養学専攻設置届出受理
2002 (平成14) 年 10月 28日	酪農学園大学酪農学部獣医学科廃止認可
2002 (平成14) 年 12月 19日	酪農学園大学大学院酪農学研究科食品栄養科学専攻（修士課程及び博士課程）設置認可
2004 (平成16) 年 11月 17日	酪農学園大学環境システム学部環境マネジメント学科・生命環境学科設置届出受理
2009 (平成21) 年 8月 20日	とわの森三愛高等学校全日課程酪農経営科をアグリクリエイイト科に名称変更届出受理
2009 (平成21) 年 12月 28日	とわの森三愛高等学校通信制課程設置認可
2010 (平成22) 年 6月 29日	酪農学園大学農食環境学群循環農学類・食と健康学類・環境共生学類、獣医学群獣医学類・獣医保健看護学類設置届出受理
2010 (平成22) 年 7月 12日	酪農学園大学環境システム学部経営環境学科廃止
2011 (平成23) 年 4月 1日	酪農学園大学獣医学部獣医学科の学生募集停止
2012 (平成24) 年 10月 12日	酪農学園大学短期大学部廃止認可
2014 (平成26) 年 10月 31日	酪農学園大学大学院獣医学研究科獣医保健看護学専攻（修士課程）設置認可
2016 (平成28) 年 1月 6日	酪農学園大学酪農学部農業経済学科廃止
2016 (平成28) 年 3月 31日	酪農学園大学酪農学部食品科学科健康栄養学専攻・食品流通学科、環境システム学部地域環境学科廃止
2016 (平成28) 年 8月 25日	酪農学園大学酪農学部食品科学科食品科学専攻廃止
2017 (平成29) 年 3月 31日	酪農学園大学酪農学部酪農学科、酪農学部、環境システム学部環境マネジメント学科廃止
2017 (平成29) 年 9月 30日	酪農学園大学環境システム学部生命環境学科、環境システム学部廃止
2019 (平成31) 年 4月 1日	とわの森三愛高等学校の校名を酪農学園大学附属とわの森三愛高等学校と変更
2020 (令和 2) 年 2月 3日	酪農学園大学附属とわの森三愛高等学校通信制課程に農食環境科学科設置認可

索引

あ

IC カードリーダー	9
アカデミック・ハラスメント	16
悪徳商法	18
アルコールハラスメント	17
アルバイト	13

い

医務室	24
医療互助会	25

う

Web 情報学生支援システム	10
----------------	----

え

A E D	26
SDGs	37
沿革	121

お

落とし物	18
オフィスパワー	20

か

海外研修・留学プログラム	36
課外活動	52
課外活動施設	58
各種証明書	48
学術交流協定機関一覧	39
学習支援室	22
学生証	8
学生生活援護会	22
学生相談室	20
学生担当教員	20
学生へのサポート	20
学籍番号	8
学則	102
学類一覧	90
学割証	48
騙（かた）り商法	18
合宿所使用願	49
カルト	19
環境共生学類	94
感染・病理学分野	96
管理栄養士コース	92

き

規程	106
キャッチセールス商法	19
キャリアセンター	40
休学願	49

教室使用願	49
教職コース	90
教職センター	85
兄弟姉妹等同時修学授業料減免	31

く

クーリング・オフ	19
クラブ・サークルの仕組み	52

け

掲示物に関する届出	50
欠席届	50
建学の精神	表紙裏
健康管理について	24
健土健民	表紙裏の次

こ

講座・セミナー	41
校舎等建物平面図	62
構内諸施設配置図	60
公認欠席願	49
公認サークル	53
個人情報	23
こみの出し方（本学・江別市）	14
こみの分別・出し方（課外活動）	58

さ

三愛金庫	23
三愛主義	表紙裏の次

し

資格取得	46
敷地内全面禁煙	27
試験欠席届	50
施設利用	58
自動車通学	12
事務組織	125
獣医学群	96
獣医学類	96
獣医保健看護学類	98
集会届	50
修学者保険事業	26
就職活動による欠席届	50
授業料	28
授業料等の納付	29
授業料等延納願	49
循環農学類	90
奨学金・免除制度	30
食堂・生協	86
食と健康学類	92
食資源開発学コース	92

食品流通開発学コース	92
す	
スポーツ安全保険	53
せ	
生産動物医療学分野	96
成績に関する問合せ票	50
生体機能学分野	96
青年海外協力隊	37
生命環境学コース	94
セクシュアル・ハラスメント	16
そ	
卒業生の主な就職先と進学先	41
た	
体育施設使用願	49
大学生活のルールとマナー	12
退学願	49
大学礼拝	目次の前
団体一覧	54
団体設置届	50
ち	
畜産学コース	90
注意してほしいこと	16
中央館使用願	49
つ	
通学定期券	48
と	
盗難・置き引きに注意！	18
TOEIC	37
図書館講習会	35
図書館資料の利用方法	33
図書館の開館時間	32
図書館の利用案内	32
図書館利用のルール	32
図書・雑誌の探し方	34
に	
日本学生支援機構給付奨学金	31
日本学生支援機構第一種奨学金	31
日本学生支援機構第二種奨学金	31
入学誓書に関する変更届	50
ね	
願出	49

の	
農学コース	90
農業経済学コース	90
農食環境学群	90
ノートテイク	21
は	
バイク	13
配慮願い申請制度	21
ハラスメント	16
伴侶動物医療学分野	96
ふ	
復学願	49
附属施設等	84
物品借用願	49
フロアガイド（図書館）	32
ま	
マルチ商法	18
や	
薬物の乱用禁止	18
野生動物学コース	94
ゆ	
UNIPA	10
よ	
予防獣医学分野	96
ら	
酪農学園生協	86
酪農学園大学給付奨学金	31
酪農学園大学特待生制度	31
酪農学園大学附属動物医療センター	84
酪農学園フィールド教育研究センター	84
酪農学コース	90
り	
留学・国際交流及び社会貢献活動	36
る	
ルールとマナー	12
れ	
靈感商法	19

酪農讃歌

賀川 豊彦 作詞
賀川 純基 作曲

くろつちよみどりなすくさ身
につけて地上をかざる日のもと
にうしおふわかうどはぐくめよきゅ
うほうのそこにしづめるくにおこ
せ乳おさもつかみわれとともなり

酪農讃歌

賀川 豊彦 作詞
賀川 純基 作曲

一、黒土よ みどりなす草 身につけて
地上をかざる日のもとに
牛追う若人はぐくめよ
窮乏の底に沈める国おこせ
乳房もつ神 我ともなり
はらからよ 手に手をとって 村まもり
弱きをたすけ 貧しきを
二、いたわるために 勇みたて
窮乏の底に沈める国おこせ
乳房もつ神 我ともなり
みひかりに 恵はつきず つまずく日
三、倒るる時も 見捨てずに
我を上げます 神の愛
窮乏の底に沈める国おこせ
乳房もつ神 我ともなり

事務組織

履修方法や学生生活に関すること、就職に関することや学校運営全般に関することなど詳細な内容についてお聞きになりたいことがございましたら、事務各課にお問い合わせください。

●執務時間

8:30～17:00（休憩時間は、11:30～12:30 但し教育センターとキャリアセンターを除きます。）

※ 平日の執務終了の時間は、時期によって延長することもあります。

※ 土曜・日曜・祝祭日、夏季休業（8月中旬）および年末・年始休業（12月下旬～1月上旬）は除きます。
ただし休業日は都合によって変動することがあります。

※ 附属図書館の開館時間は別に設けております。（詳細は32ページ）

学校法人酪農学園

〒069-8501 北海道江別市文京台緑町582番地

電話011-386-1111（代表）

部・課	主な業務	ダイヤルイン番号	FAX番号
教育センター	教務課	履修登録、成績、試験、教職課程、授業時間割、シラバス、試験時間割、研究生・科目等履修生、非常勤講師対応、各種証明書発行、修学相談、入学前教育、基盤教育、eラーニング、他	011-388-4125 011-386-1506
	学生支援課	学生証、通学証明書、学割、自動車通学許可、課外活動、各種奨学金制度、休学・復学・退学願、他	011-388-4122 011-386-1506
	医務室	保健衛生全般、他	011-386-1024 011-386-1024
	学生相談室	メンタルヘルス全般、他	011-388-4124 011-388-4124
教職センター	教職課程室	教職課程事務、免許更新講習、他	011-386-1383 011-386-1383
入試広報センター	入試課	入試全般、転学・編入学、大学院入試、社会人入試、外国人留学生入試、他	011-388-4138 011-386-1220
	広報課	広報全般、ホームページ作成管理、施設見学、他	011-388-4158 011-388-4157
キャリアセンター	事務課	就職支援、就職開拓、求人情報、他	011-388-4135 011-388-4136
学務部	学務課	大学・大学院・学群・学類の運営全般、入学式・卒業式、保護者懇談会、授業料延納願出、他	011-388-4128 011-386-1214
	研究支援課	受託・共同研究、受託研究員・研修員、競争的資金知的財産、産学連携、補助金、助成金、他	011-388-4130 011-388-4133
社会連携センター	国際交流課	学術交流、学生の海外留学・研修派遣及び受入外国人留学生の受け入れ、危機管理システム加入、他	011-388-4132 011-387-2805
	地域連携課	公開講座、学外催事業務の支援、地域交流事業編集・出版、他	011-388-4131
附属図書館	事務課	図書の貸出、学術情報、紀要、他	011-388-4141 011-386-1129
附属動物医療センター	事務課	動物医療センター運営事務全般、他	011-386-1213 011-386-0880
学園事務局	総務課	人事、労務、給与、福利厚生、研修、学園運営全般、東京オフィス、他	011-388-4111 011-386-1214
	情報システム課	ネットワークシステムの管理、運営、他	011-388-4113
	財務課	会計、経理、予算・決算、学費、授業料徴収、授業料納付書、学債、他	011-388-4114
	施設課	施設・設備の維持管理・営繕、地方農場・植林地対応、他	011-388-4117
	管財課	資産等購入・管理・契約、他	011-388-4118
	高大寮務課	高大共同男子・女子寮の管理・運営、他	011-388-4147
	農事課	農事全般、他	011-386-1117 011-386-1574
情報政策局		学園の将来計画全般、他	011-388-4112 011-388-4115

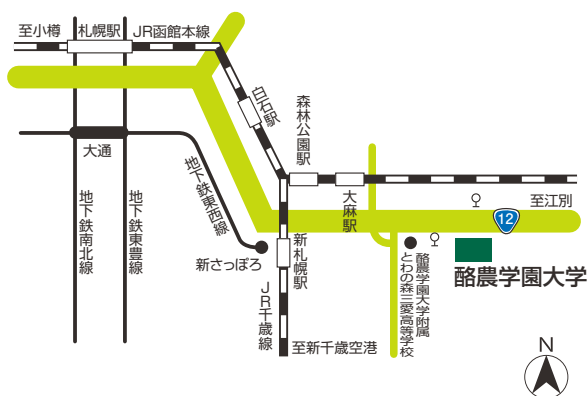
●男子学生寮（希望寮） 〒069-8501 北海道江別市文京台緑町585番地 ☎011-388-4176

●女子学生寮（清温泉） 〒069-8501 北海道江別市文京台緑町586番地 ☎011-388-4171

学生生活の手引き 2021年4月1日発行

編集 教育センター学生支援課
発行 酪農学園大学
印刷所 社会福祉法人 北海道リハビリ

■アクセス



本学への主な交通機関

- (1) 新千歳空港から
 空港地下のJR新千歳空港駅から「快速エアポート」で
 JR新札幌駅(約 30 分)下車→(2)参照
 JR札幌駅(約 40 分)下車→(3)参照
- (2) JR新札幌駅から
 新札幌バスターミナルからJRバスまたは夕鉄バスの
 野幌・江別・岩見沢・南幌・あけぼの団地方面行
 きに乗車し、とわの森三愛高校前または酪農学園前
 (約 20 分)下車すぐ
- (3) JR札幌駅から
 函館本線江別・岩見沢方面行き
 「普通列車」で(約 20 分)
 JR大麻駅下車→JR大麻駅南口から徒歩約 10 分
- (4) 札幌市営地下鉄では
 大通で地下鉄東西線に乗り換え
 新さっぽろ(約 20 分)下車→(2)参照



[酪農学園大学公式サイト]

酪農学園大学は、2020年度(公財)
 日本高等教育評価機構による大学機関
 別認証評価において大学評価基準に適
 合していると認定されました。